

令和元年第9回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和元年9月 9日

閉会 令和元年9月18日

熊本県球磨郡湯前町

令和元年第9回定例会

会 期 令和元年 9月 9日 (月) から 10日間
令和元年 9月18日 (水) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
9	9	月	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告 行政報告、一般質問
	10	火	本会議	午前10時	一般質問、議案審議 全員協議会、議会改革調査特別委員会
	11	水	休会		14:30 厚生文教常任委員会 16:00 経済建設常任委員会
	12	木	本会議	午前10時	議案審議
	13	金	本会議	午前10時	議案審議
	14	土	休 庁		
	15	日	休 庁		
	16	月	休 会		
	17	火	休 会		15:30 総務常任委員会
	18	水	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

9 月 9 日 (月)

令和元年第9回湯前町議会定例会

[第1号]

令和元年9月9日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	一般質問

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	高	橋	誠	會	計	管	理	愛	甲	正	之
税	務	堤	田	真由美	教	育	課	長	北	崎	真	介
保	健	白	川	一雄	建	設	水	道	皆	越	克	己
企	画	本	山	りか	農	林	振	興	稻	森	一	彦
農	業	吉	田	精	二							
委	員											
会	事											
務	局											
長												

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第9回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配付の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

なお、本定例会より、町長及び説明員に対し、反問権を付与いたします。議論がより深まることを目的としておりますので、執行部の皆様には、遠慮なく反問権を行使していただきますよう、お知らせをしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、椎葉議員、森山議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

6月20日、湯楽里において、観光案内人協会の総会が開催されましたので、森山総務常任委員長に出席いただきました。

6月24日、熊本市において、県庁織月会が開催されましたので、出席しました。

本町出身の県庁職員の皆様と、町づくりに関する意見交換を行いました。

6月25日、魚八において、福寿荘物資納入組合総会が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

6月26日、湯楽里において、ゆのまえ湯楽里株式会社株主総会が開催されましたので、出席しました。

6月27日、湯楽里において、球磨プレカットの株主総会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

6月28日、湯楽里において、くれないの森ゆのまえ森林保全活動懇親会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

7月8日、益城町において、常任委員長・議会運営委員長研修会が開催されましたので、味岡副議長及び、議会運営委員長、各常任委員長と共に出席しました。内容は、講師に早稲田大学マニユフェスト研究所事務局長であり、熊本市政策参与の中村健氏が登壇され、「チーム議会のすすめ」というテーマで講演がありました。

7月10日から11日にかけて、西都市・西米良村・湯前町の議会で構成します三市町村議会国道整備促進合同協議会による、熊本・宮崎両県への要望活動と総会が開催されましたので、経済建設常任委員と共に出席し、国道219号上里工区の早期完成について要望を行いました。

なお、熊本県庁での要望活動には、球磨郡選出の緒方勇二県議、また、長谷町長にも応援をいただきました。

7月10日、人吉市において、川辺川ダム建設促進協議会総会並びに三期成会合同定期総会が開催されましたので、黒木龍次経済建設常任副委員長に出席いただきました。

7月16日、水上村において、上球磨地区林業振興推進協議会総会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

7月17日から19日にかけて、和歌山県田辺市において、全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会が開催されましたので、出席しました。総会では、連盟の目的であった森林環境税と森林環境譲与税の制定が達成されたことを受けて、連盟の解散が決議されました。

7月22日から23日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、「一般国道219号の整備促進」並びに「道路整備促進のための予算確保」に関する国への要望活動が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。要望先は、国土交通省九州地方整備局、国土交通省本省、熊本・宮崎両県の地元選出国會議員でありました。

7月24日、五木村において、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会総会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

同日、あさぎり町において、球磨南部地域防災会議が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

7月25日、人吉市において、人吉球磨スマートインターチェンジ現地視察が開催されましたので、決算審査中でありました、黒木龍次議選監査委員を除く、全議員出席しました。

同日、多良木町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。会議の内容は、上球磨4町村長との懇談会での検討課題や、上球磨町

村議会議員研修会の講師の選定など、上球磨正副議長会の本年度事業の詳細について、検討いたしました。

8月2日、あさぎり町において、宮原辰紀氏 旭日単光章受章祝賀会が開催されましたので、味岡副議長に出席いただきました。

8月5日、熊本市において、正副議長研修会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。内容は、講師にNPO法人えがおつなげて代表理事の曾根原久司氏が登壇され、「熊本の田舎は宝の山」というテーマで講演がありました。

8月9日、議会議員のボランティア活動として、湯前駅周辺の除草作業を行いました。当日は、中村教育長、高橋総務課長、本山企画観光課長も、ご協力いただきました。

8月10日、人吉市において、人吉球磨スマートインターチェンジ開通式典が開催されましたので出席しました。

8月16日、駅前会館において、湯前町教育振興会懇親会が開催されましたので、厚生文教常任委員に出席いただきました。

8月20日、東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザに提供する熊本県産木材の出発式が開催されましたので、高橋議員を除く全議員で出席しました。

8月27日、人吉市において、郡議長会の監査がありましたので出席しました。

8月29日、熊本市において、人吉・日向間一般国道（388・446号）整備促進期成同盟会総会及び陳情が開催されましたので出席しました。

9月5日、地元選出の松村祥史参議をお招きし、国政勉強会を開催しました。内容は、まず町内の現地視察をお願いし、その後、国政に関する講話と意見交換会を開催しました。

9月7日、錦町において、第70回球磨畜産共進会記念大会が開催されましたので、経済建設常任委員と共に出席しました。

9月8日、農協環境改善センターにおいて、敬老会が開催されましたので味岡副議長に出席いただきました。

7月11日、8月8日、9月2日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。議長会事業並びに諸懸案などについて協議を行いました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらをご覧ください。

なお、先の定例会で議決した以外の「緊急議員派遣」は、お手元に配布の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から6月、7月、8月の「例月現金出納検査結果報告書」、また、「随時監査結果報告書」が、お手元に配布のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。これで、議長の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（椎葉弘樹君） 皆様、おはようございます。2番議員の椎葉です。人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和元年第3回定例会が、8月30日に、人吉球磨クリーンプラザ会議室で開かれました。福寿荘民営化関連では、7月定例理事会で選定委員会の選定どおり、医療法人八紘会を、移譲法人優先候補者に決定しました。そのことが、全員協議会で報告され、特に質疑はありませんでした。今後は現行サービスの水準を下回ることがないように、八紘会との緊密な調整を行うこと、令和2年4月1日の移譲日まで、万全を期すことが、松岡代表理事から、報告されました。

人吉球磨管内のごみ搬入量関連では、平成29年度以降、増加傾向にあることが示されました。2年連続の、ごみ搬入量増加を非常事態と捉え、構成市町村との連携で、更なるごみ減量や、資源化の取組を推進するとのことでした。

人吉球磨観光地域づくり協議会関連では、会員数が設立時の50団体から、93団体に増えたことが示されました。

なお、現時点での、本町会員は湯前町、湯前町観光案内人協会、湯前町商工会の3団体です。

議案審議では、一般会計や福寿荘の補正予算、会計年度任用職員や消費税増税関連の条例改正など、9議案を原案どおり可決しました。

平成30年度の決算認定3件は、決算特別委員会を設置して、これから審議されます。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○1番（遠坂道太君） 改めまして、おはようございます。病院議会の遠坂でございます。報告を致します。

令和元年度第2回球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時議会報告です。

令和元年第2回臨時会は、統一地方選挙後、初めての議会であり、6月22日に招集され、会期1日で開催されました。

統一地方選挙による改選に伴い、新たに多良木町より5名、水上村より2名の議員が、当病院企業団議員となりました。改選で欠いておりました議会の議長については、日程の中で選挙を実施し、投票の結果、湯前町選出の味岡恭議員が当選されました。

議会運営委員会においては、改選により一部委員を欠いておりましたので、議員の選任を行いました。

なお、議会運営委員会の委員長には、多良木町選出の、林田俊策議員、副委員長はあさぎり町選出の、久保尚人議員になりました。

議案につきましては、監査委員の選任同意について、と、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について、を慎重に審議しました。

監査委員の選任同意につきましては、前任の議会選出監査委員の任期満了に伴うもので、水上村選出の米良哲議員を選任し、原案どおり議会にて同意されました。

次に、議案の規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合、規約第3条第10号に規定する、交通被害事務から、令和元年8月31日をもって、合志市を脱会するため規約の一部変更をお願いするものでした。こちらは原案どおり可決されました。

以上、簡単ではございますが、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長の行政報告を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。令和元年、第9回湯前町議会定例会にあたり、行政報告を行います。行政報告の内容は配付しているとおりでございますが、主なものにつきまして、ご説明を申し上げるところでございます。

6月6日、湯前町防災会議を保健センターで行いましたので出席いたしました。同日、郡民体育祭湯前町選手結団式が駅前会館で行われましたので出席いたしました。

6月8日、関西地区湯前ふるさと会総会が大阪市で開催されましたので出席いたしました。

6月22日、熊本県商工会青年部合同研修会経営者主張大会が須恵文化ホールで開催されましたので出席いたしました。

同日、球磨郡公立多良木病院組合議会臨時会が多良木町で開催されましたので出席いたしました。

同日、下村婦人会市房漬加工組合総会が組合研修室で行われましたので出席いたしました。

6月25日、湯前町社会福祉協議会評議委員会並びに理事会を福祉センター湯愛で行いましたので出席いたしました。

同日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が行われましたので出席いたしました。内容は、訴訟上の和解に係る専決処分について、職員の早期退職に係る募集について、当組合の人事行政の運営等の状況について、特定事業主行動計画の運営等の状況について、その他でした。

同日、人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会総会、並びに球磨土木事業

推進協議会総会が人吉市で行われましたので出席いたしました。

同日、福寿荘物資納入組合総会が魚人で行われましたので出席いたしました。

6月30日、球磨郡青年団協議会体育祭があさぎり町で開催されましたので出席いたしました。

同日、ボランティアあゆみの会心の交流七夕まつりが農業農村改善センターで開催されましたので出席いたしました。

同日、梅雨前線の活発化による豪雨災害警戒本部会議を設け、応接室で対策を協議しました。保健センターに自主避難所を設置いたしました。

7月3日、梅雨前線豪雨災害警戒本部会議を応接室で行いましたので出席いたしました。

同日、大雨警報と雨量推移の増加により、午前11時00分に避難勧告を町内全域に発令しました。併せて、保健センターと農村環境改善センターの2か所に避難所を設置いたしました。

7月5日、サイネックス株式会社との、暮らしの便利帳共同発行事業協定調印式を、応接室で行いましたので出席いたしました。

同日、観光地域づくり協議会総会が人吉市で行われましたので出席いたしました。

7月8日、多良木地区防犯協会総会が多良木町で行われましたので出席いたしました。

同日、人吉球磨日本遺産活用協議会監査が応接室で行われましたので出席いたしました。

また、制度創設して初めての、出生祝い金贈呈式を、町長室で行いました。

7月9日、熊本県職員と管内町村税務課職員との併任徴収グループ辞令交付式が山江村で行われましたので出席いたしました。

引き続き、球磨郡定例町村長会が行われましたので出席いたしました。主な議事の内容は熊本県消防力強化について、林業機械センターに伴う出資株の取り扱いについて、市町村国土強靱化計画の策定について、その他でした。

同日、農業公社理事会を行いましたので出席いたしました。

同日、熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会理事会が熊本市で行われましたので保健福祉課長を代理出席させました。

7月10日、三市町村議会国道整備促進合同協議会による国道219号整備促進に係る要望活動が熊本県庁及び宮崎県庁において行われましたので出席いたしました。

また、同協議会定期総会が熊本市で開催されましたので出席いたしました。

同日、川辺川ダム建設促進協議会定例総会並びに三期成会合同定期総会が人吉市で行われましたので建設水道課長を代理出席させました。

7月13日、梅雨前線豪雨災害警戒本部会議を応接室で行いましたので出席いたしま

した。

同日、大雨警報と土砂災害警戒警報が発令されましたので、午後9時00分に避難勧告を町内の一部に発令しました。

併せて、農村環境改善センターに避難所を設置いたしました。

7月17日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で行われましたので出席いたしました。主な内容は老人ホーム福寿荘移譲法人優先候補者の選定について、入札および随意契約締結結果について、地球温暖化対策実績報告書について、その他でした。

同日、人吉球磨定住自立圏推進協議会が人吉市で行われましたので出席いたしました。

また、公認奥球磨ロードレース大会実行委員会総会が多良木町で行われましたので出席いたしました。

同日、人吉球磨地域公共交通活性化協議会、及び人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会総会が人吉市で行われましたので企画観光課長を代理出席させました。

7月26日、湯前町社会福祉協議会事業推進委員会を福祉センター湯愛で行いましたので出席いたしました。

同日、球磨郡町村長会による管内主軸事業要望活動が行われ、九州農政局および熊本県議会議長へ要望活動を行いました。

7月29日から30日、球磨郡町村長会による管内主軸事業要望活動が行われ、九州地方整備局および熊本県知事へ要望活動を行いました。

7月31日から8月1日、九州治水期成同盟連合会第1回要望活動が行われ、国土交通省、九州選出国會議員へ要望活動を行いました。

8月5日、町長と農業委員との意見交換会を洋会議室で行いましたので出席いたしました。

同日、台風8号の九州接近による災害警戒本部会議を設置し会議を行いましたので出席いたしました。

なお、保健センターに避難所を開設いたしました。

8月8日、全国過疎地域自立促進連盟熊本県支部総会が熊本市で行われましたので出席いたしました。

同日、JT日本たばこ産業株式会社、並びにJR九州旅客鉄道の新入社員研修を湯前町で受入いたしました。

また、本町におけるCSR活動の研修と意見交換会が湯楽里で行われましたので出席いたしました。

8月9日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で行われましたので出席いたしました。主な議事の内容は、組合議会定例会の招集及び提出案件について、入札及び随

意契約について、その他でした。

同日、くま農業活性化協議会総会。人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会総会が人吉市で行われましたので出席いたしました。

同日、球磨郡定例会町村長会が人吉市で行われましたので出席いたしました。主な議事の内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、管内主軸事業上京要望について、国土強靱化地域計画策定に係る勉強会について、その他でした。

8月10日、人吉球磨スマートインターチェンジ開通式が人吉市で行われましたので出席いたしました。

8月14日、台風10号の九州接近による災害警戒本部会議を設置し会議を行いましたので出席いたしました。

なお、保健センターに避難所を開設いたしました。

8月16日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木市で行われましたので出席いたしました。

同日、湯前町教育振興会総会が駅前会館で行われましたので出席いたしました。また熊大医学部生の地域医療特別実習交流会を湯楽里で行いましたので出席いたしました。

8月20日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会「みんなで作る選手村ビレッジプラザ」への熊本県産木材提供のための出発式が、球磨プレカット株式会社木材保管倉庫で行われましたので出席いたしました。

同日、湯前町体育協会とスポーツ推進員合同会議が仕出しのと〜るで行われましたので出席いたしました。

8月26日から28日、漫画を活用したまちづくり事業先進地視察研修を、茨城県大洗町と東京都で行いましたので出席いたしました。

また、26日と27日に国土交通省ほか各省庁および熊本県選出国會議員に対する管内主軸事業要望活動が行われましたので総務課長を代理出席させました。

9月2日、職員朝礼を行いましたので出席いたしました。

同日、球磨郡定例会町村長会が人吉市で行われましたので出席いたしました。主な議事の内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、球磨郡町村長研修について、本会事業報告と決算について、熊本県森林審議会委員の選出について、その他でした。

同日、議会運営委員会が行われましたので出席いたしました。

9月3日、課長会を行いましたので出席いたしました。

同日、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と熊本県いのちの電話との災害対応型自動販売機設置協定調印式を応接室で行いましたので出席いたしました。

同日、湯前町交通指導委員会を保健センターで行いましたので出席いたしました。ま

た、湯楽里株式会社取締役会を行いましたので出席いたしました。

同日、農業公社会員との意見交換会を行いましたので出席いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、「行政報告」は、終わりました。次へ進みます。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「一般質問」を行います。通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、総合計画・総合戦略の抜本見直しについて、椎葉議員の質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 総合計画・総合戦略の抜本見直しについて、一般質問を行います。

なお、議長の許可をいただきまして、お手元に参考資料を配付させていただきましたので、併せてご覧ください。

初めに、本町は基本構想、基本計画からなる、総合計画の下で、様々な行政施策を実施しています。平成23年度から令和2年度まで10年間、第5期総合計画が進行中です。また、地方創生の号令により総合計画から総合戦略を策定し平成27年度から5年計画が進行しています。令和2年度に総合戦略、令和3年度に総合計画の改定を控えている状況です。

しかし、本町の総合計画は策定してから9年間、前期と後期以外の変更がありません。そして町民はその計画の内容を知りません。これまで総合計画と総合戦略の行政対応を見てきましたが、これまでの常識、前例主義では町の成長発展は難しいことを改めて実感しています。湯前町を魅力ある町にするためには、社会情勢の変化に速やかに対応し、持続的な戦略を実行していくことが重要です。

そこで、これからの総合計画及び総合戦略のあり方について提言します。

要旨の1、総合計画の期間と内容を見直し、検証と公表を毎年度行う考えはないかについて伺います。

まず、企画観光課長に伺います。現状の総合計画は町民と共有できていると言えるでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、今のご質問ですが、総合計画につきまして、各種団体の代表の方々、それから町民の代表の方々、それから有識者の方々、それからアンケート等もとりまして策定するものでございます。従いましてある程度の町民の皆様方のご認識はいただけているものと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁は、私は全く間違えていると思います。策定期間、審議のときには確かにアンケートをとったり、代表者の方、有識者の方に内容をお

知らせしていると思いますが、それ以外の期間、例えば策定以降5年間ある中の、2年目、3年目、4年目、一切ホームページにも公開されていません。

そして数名の方に聞きますと、総合計画、そんなものあるの、とかいう人もいらっしゃるし、内容の施策についても全然理解されていない方が多いです。

例えば、湯前町がどの方向に向かっているのか分からないという声をよく耳にします。

そこで町長に伺います。今後の総合計画は町民としっかり共有していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、中身の部分についてのお話をお伺いしたところでございますけれども、今後、今、ご指摘をいただいている部分もございますし、その策定中の段階、又は、その策定しました後につきましては、その中身を十分精査しながらホームページ等で公表しながら、その状況等もお知らせして、できあがった分についてもホームページで公表する。まあそういうふうな方向で、私としてはいきたいと思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 総合計画は、これまで9年間、検証結果が示されていません。

企画観光課長に伺います。総合計画は進行状況や成果など行政内で検証できているのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 総合計画の中で、いろいろな種々の施策が掲載されておりますが、それに関しまして毎年度、決算時におきまして、主な施策の成果ということで、議会の皆様にもお示しをさせていただいているところです。

○2番（椎葉弘樹君） 平成27年度からの総合戦略については、確かに毎年度議会のほうに施策の検証結果を示されています。

しかし、今、質問したのは総合計画のほうです。総合計画のほうについては毎年度検証されているのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 今、ご指摘のとおり、総合戦略につきましては、職員プロジェクトチーム、それから策定委員の皆様という段階を終えまして検証を行っているところでございます。

総合計画につきましては、そういった手法は取っておりませんが、手続き的なものを取っておりませんが、一応、毎年度、決算ベースでございまして主な施策の成果ということで、職員内部のほうで行いまして、それを毎年度の決算認定時に皆様にお示しをさせていただいているところです。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほどの、総合計画の内容の公表についても同様なのですが、せっかく行政内部で施策のレベルの検証をやって、決算のほうで議案を出して

いる。ただそれをまとめたものの結果報告というのが、今まで町民の方に対してされていなかったということで、町長に伺いますが、総合計画の検証結果の公表についても、これも毎年度やっておられるのであれば、しっかりと公表していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 毎年度の決算関係につきましての主な施策というかたちで、あらましをしておったところでございますし、これからもその部分につきましては、丁寧に住民の皆様方にお知らせする義務があるのではないかとこのふうにも思っているところでございます。

私としてもその部分については、先ほど答弁と同じでございますけれども、ホームページ等でお知らせをしながら、開示をしていくということで、方向性を持っていきたいというふうにも思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど課長のほうからありました町の代表者や有識者を集めた審議会、こちらの住民審査は総合計画の節目となる5年ごとに行われていると認識しています。町長の任期4年と連動はしていないところです。

そこで企画観光課長に伺います。現在進行中の第5期の総合計画は、直近でいつ審査されていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 現在の基本計画につきましては、平成28年度から31年度までの5年間ということで、策定をさせていただいております。それが基本構想の中の後5年間の分ということでございまして、その5年分を策定する際に27年度におきまして、策定委員会の皆様にそれまでの内容をお示しして策定していただいたものでございますので、今の期間で申し上げますと5年前には審議をしていただいているということになるかと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） つまりは、審議会のほうは5年前に開催されているというところで、今、答弁を受けたところです。

現状の総合計画と総合戦略は前町長のときに策定したのですが、任期中に住民審査会による審査は行われていません。振興計画策定審議会条例第5条では、審議会委員は町長が任命することになっています。

そこで町長に伺います。審議会の審査は町長の任期中に最低1回は実施したほうが良いのではないのでしょうか。前の町長のときに、まだこの審査が現状の総合計画の審査が行われていなかったのですから、それを踏まえて本来は任期中に1回はやっておくべきかというところについてお考えを伺います。

○町長（長谷和人君） 今の審議委員の任期の部分もございましょうし、それから私が今度新しく町長をやらせていただいているところですし、そこらへんの部分も総括しながらいったときには、やはり今の、その先ほどの質問に関連するかというふうに思うん

ですけれども、年に1回はやりながら、今こういう計画と、それから今こういうスタンスで物事が動いております。事業をやっております。というふうな部分はやはりお知らせすべきではないかというふうに思いますので、そちらの方向に向かわせて、審議委員さん方につきましては、会議を開催させていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今、町長がご答弁いただいたように、しっかりとこの審議会を機能させないと、例えば今回のケースでいきますと、鶴田町長の作った施策が、審査されないまま今来ている状況ですので、そこはしっかりと対応していただかなくてはならないところだと思っております。

審議会条例で審議会委員の任期は今2年とあります。現状の後期総合計画と総合戦略の期間は5年ですので、審議会委員任期2年は、少し短か過ぎるような気がします。

また、その補欠の委員の任期は前任者の在任期間とするとありますので、4年にしても全然問題ないかと思えます。

そこで町長に伺います。審議会委員の任期は、町長任期に合わせて4年にしたほうがよろしいのではないのでしょうか、伺います。

○町長（長谷和人君） 私の任期に合わせて委員さんの任期を合わせると、最長4年ということでございますか、この4年という委員さん方にお引き受けをお願いするという場合におきまして、その任期というお話も冒頭からお願いするという場面もあろうかというふうに思っておるところでございますので、委員さん方のご負担にならないかなど、今ちょっと一瞬考えたところでございますので、そのへんを含めたところで、検討させていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） まあ審議会の委員の皆様の負担にならないようなかたちで、任期のほうは、是非、検討をしていただきたいと思います。

総合計画の体系について伺います。現状の総合計画には所信表明の基本方針や主要の施策が含まれていません。出生祝い金や高校生までの医療費無料化といった子育て支援策は、未だに総合計画や総合戦略に反映されていません。

6月議会は、町長の初議会ということもあり、計画よりも先に予算を議決しています。本来は上位計画である基本計画や総合戦略の変更も合わせて提案すべきところでは。

そこで町長に伺います。総合計画や総合戦略は変更があれば速やかに見直す必要があるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今のお話によると、出生祝い金、それから18歳までの医療費無料化というようなのも合わせて、基本総合計画の中の後期の基本計画を変更すべきと

いうふうな話でございましたのですが、私としては、即、実は表したかったのは6月の議会で私が所信表明の中で挙げさせていただいた部分でございましたので、そのへんについては、確かにご指摘の部分もあろうかというふうに思っております。ただ、これは、そういうふうな決断をさせていただいて、皆様がたからの、議会のご同意もいただいた結論の中で動かしていただいているということでございますので、このケースばかりではございませんで、ほかの事案もこういうふうにして各施策を打って出るというのは当然、今後の事業の中での展開もあるのではなかろうかというふうに思っておりますので、その部分大変遅れた部分は確かにあるかもしれませんが、私としてはその部分については実施計画なり、何なりの変更等で行わせていただきながら、即座の対応をさせていただき、施策を打って出る、そういうふうな前向きに捉えて行かせていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 実施計画の中で対応するのもいいのですが、それは勿論当然のことです。ただその上位である総合計画のほうも見直して行かないと総合計画のほうで、ずっと遅れた状態になって、実施計画のほうだけが先行していく状態になります。本来は総合計画のなかの基本計画のほうをぐるぐる回転させながら、見直しながら進めて行くのが本来の在り方だと理解しています。

ただ、今までの前町長の時代は、それが仕組みがなかったために、今の現状に至っているのだと思っております。

基本計画のネックとなるのが議会の議決です。この基本計画と基本構想については議会の議決が必要になってきます。基本計画を変更する場合、現状は計画変更の議決をした後に事業予算の議決となり、2度の議決が必要ということになります。

近年は、計画変更の議決を無くす自治体も増えております。これは計画変更を予算審議の中でチェックできるからです。これにより計画変更がスムーズにできます。お手元の配付資料にもあるのですが、今まで議決としていたところを、例えばですけども全協の中で合意を得て進めていく方法もあるのかなと思っております。要は柔軟な基本計画の変更、これこそが柔軟な戦略の実行に欠かせないと思っております。

基礎的自治体の総合計画に関する実態調査、これが平成28年度に行われております。基本構想を議決対象にしている自治体が約8割、84パーセント、基本計画、今、議論になっている議論している基本計画を議決対象にしている自治体が35パーセント、約3割と少ない状況です。本町はこれを基本計画を議決によるところであります。

そこで町長にお伺いします。基本計画の変更は議会の議決を無くし、全員協議会の合意で進める、そして予算審議の中で議決を求める。そういった方向に今後議会

と調整していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変抜本的な改革ということでご提案いただいたところでございます。

私のほうも、ちょっと調べさせていただいたんですけれども、各自治体によって、三層構造、二層構造、一層構造というふうな取合で計画を動かしてらっしゃる、実行されているという団体もあるところでございます。

私としては、基本的には三層構造を使いながら、そしてその中で先ほどご指摘の部分も当然ありますので、スムーズにやっぱり動かしていくのが一番でございますので、そこらへんの部分については、ちょっと後回しにさせていただく、計画をちょっと練らせていただく、調査させていただく、そういうふうにしてちょっと答弁させていただきたい。

といいますのは、先ほど議員からございましたように、基本構想につきましても、今、議会の議決権があっているところでございます。当然、調整というお話もございますが、ここらへんの部分は十分、丁寧にしながら、これまでの三層構造がなぜここまで続いているかというふうな部分もバックにございますので、ここは丁寧にさせていただきながら、対応させていただければと、私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 議会に対して丁寧であることについては、当然その通りだと思っております。今、質問しているのは、その基本構想、基本計画とある中の、基本計画の部分について議会の議決を別のかたちとして変更しやすいようにできないかという提案でございます。それについて今一度答弁をお願いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 基本計画も同様でございますが、ここは丁寧にやっぱりさせていただきたい、そうでないと私の思いだけで上滑りするというわけにはいきませんので、これは議会のほうとも十分に協議をさせていただきながら、先ほど言いましたように三層構造の中でなぜここまで進んできたのか、75パーセント以上の自治体がこれを採用していると、資料が古かったのかもしれませんが、そういうところもございますので、そういうのも含めたところでここについては丁寧にさせていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁でいきますと、基本計画については、議会の議決を引き続き行っていくということだと今理解しました。

そこは、そこをやってしまいますと、この変更で予算を通すまでに2回の議決を通してしまう、だからそのやり方だと時間がかかるので、1回にしませんかということを提案しています。そして多くの自治体がもう基本計画を議決している自治体が3割に減少しております。当時は9割近くあったんです、それが基本計画をやっぱり見直して、柔軟に戦略を進めて行こうということで、この3割まで減らしてき

ているわけです。本町もこれに追従しませんかという対応なんです、そうしますと、例えば高校生までの無償化については、今後は議会の議決で、基本計画を議決しないと通せないというふうになってきます。

もう1回そのあたりの見解を求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 基本計画の中での変更も、当然、議会の議決をおっしゃるとおりでございますので、私もそこは、異論はないところでございます。

ただ、スムーズに動かせというふうなお話でございますので、私もそこらへんのところは同調するところでございます。

ただ、申し上げるところは、先ほど申しましたように、打って出るときには、スピーディーにそこは対応を早くしなくてはいけない、それは予算を先に動かすという場面があるんじゃないだろうか、ですから、基本計画はあとざりにしている部分もあるのかもしれませんが、そこらへんについては議会の皆様方と審議をさせていただいて、そこらへんのところを決断させていただいて、各施策を打たせていただけないかというふうなことを言ってるわけでございますので、決して基本計画をそういうふうにするから、一度にしたほうが良いと分かっているところでございますけれども、再三申し上げますけれども、議会の皆様方と共に丁寧にそこはやりたいと思いますので、そこはちょっとご理解をいただければというふうにも思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

ただいま、日程第5、一般質問、椎葉議員の質問の途中であります。

発言を許します。

○町長（長谷和人君） ただいま椎葉議員の質問の趣旨につきまして、確認をしたい部分がございますので、反問の許可をお願いしたいと思います。

なお、その反問の内容につきましては、先ほどから出ております基本計画の中身におきます、事業のとうさいに関します全協の内容についての確認事項でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（倉本 豊君） ただいまの反問につきましては、これを許可します。

○2番（椎葉弘樹君） ただいまの長谷町長の全協関連に対する反問権について、回答したいと思います。

議会の議決を無くして全員協議会などで合意を得るということですが、要は議会

の議決によらなくても議員各位の合意があればその方向でまず計画を通し、その後の予算審議の中で議決を得る、そこで計画も含めた議決を得るということで、今まで2回発生することがあった施策の変更の議決を1回にできるという提案でございます。そして、その提案を今後、議会と調整していく考えはないでしょうかという、大元の質問になります。

○町長（長谷和人君） 今の確認させていただいたところでございます。今回のご提案の中身の部分でございますけれども、基本計画の中で、例えば臨時的、ソフト、ハード事業も含めまして、当然、急々に出てくるような国の制度が出てまいりまして、その中で、本年度中どうしても事業を起こさないといけないという部分が出てまいろうかというふうに思います。その部分を察してらっしゃるんじゃないだろうかというふうに思っているところでございます。

その場合につきましては、これまでの経緯を説明させていただくと、こういう事業が出てまいりまして、緊急的にこういう事業をさせていただきたいためということで、全協の中でお話をさせていただき、そしてその中のご了解の説明をいただきました後に、次の会の中での補正予算等々で、予算を審議させていただいて、ご可決いただく、そしてまあ実行していくというふうな段取りでございました。

そういうふうな中身の部分につきましても部分も先ほど答弁させていただいているように、議会側の皆様方と十分にそこらへんは練らせていただきたい、丁寧にさせていただきたいと思っておりますので、そこらへんは前向きに考えさせていただいて、議会の皆様方との協議ということで、答弁のほうをさせていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この点につきましては、今後の全員協議会等でもまた改めてご提案させていただき、議会と執行部のほうで調整をさせていただければと思います。

なお、例えば突発的な事業が来た場合、それがもし施策に影響する部分であれば、当然、基本計画も変更をしないといけないということが、今まではあまりできていなかった、というのはなぜかという、基本計画がすごくこう大まかに書いてあったためです。

また、この後の具体の施策についてまた確認をしていきたいと思えます。

次に、総合計画の期間、終期について伺いたいと思えます。総合計画や総合戦略の期間、終期を無くして持続可能な総合計画に見直すことを提案いたします。毎年度基本計画を検証するようになれば、まあ実際、今やっておられるというふうに内部では聞いております。持続的に事業計画や目標値を見直しながら施策を実行することができます。

本町では、今まさに町長交代と、総合計画、総合戦略の期間のずれの影響を受けています。総合計画、総合戦略の速やかな変更ができていません。前町長の基本構想、基本計画、総合戦略のまま、まちづくりが進んでいる状態と言っても過言ではありません。各施策において3年後、10年後、15年後など、それぞれの目標期間が異なる場合もあると思います。今は10年間とすると、10年先の目標値しか立てられない状況です。町民にとっては、この第何期というのは、あまり重要なことではありません。

そこで町長に伺います。基本構想10年と、基本計画5年の改定時期を無くして、持続可能な総合計画にする考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 基本構想の終期を無くすということでありますけれども、この点についてやはり、基本構想の中があって、そのスパンの中でその目標を見定めながら、よりよいまちづくりを進めるという部分がございますので、私としてはこれまでどおり、あの期間は別でございます。期間は別でございますけれども、終期を捉える期限を定めたところでの基本構想ということで、お願いできればというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 期間を設けてしまいますと、必ずその節目、節目で改定作業が必要になってきます。

例えば総合計画においては、改定作業で500万円近くのお金がかかっています。基本計画についても同様だと思います。継続的に計画を見直していけば、その節目の策定作業が要らなくなります。そして施策の変更だけで対応できるはずです。

従いまして町長に改めて伺いますが、本当に本気で行財政改革を行う考えがあるのであれば、その一つとして、この終期を無くして新たな改定費用もかけずに取り組んでいくという考えもあるのではないのでしょうか伺います。

○町長（長谷和人君） まあ節目、節目による途中途中での変更で、斬新なものに作りあげていく、ごもつものご意見であります。私としても当然、そこらへんは大きな社会構造の転換あたりが発生した場合については、当然、対応をしないかなというふうにも思っているところでございます。

ただこれ、私個人というか考えというふうにご理解いただきたいところでございますけれども、先ほど言いましたように、10年節目とか、そういう中でいかにしてこの町が、まちづくりの中の方向を示して、そして、どういうふうな転換で動いたのか、当然その中の10年間なら、10年間の中に財政のシミュレーションも講じますし、その中での中長期の財政計画あたりもこの10年間において、どういう計画がなされたから、財政計画もこういうふうになっていくんだというふうな部分もあろうかと思っております。

ですので、終期を設けないでいった場合についても、当然5年とか4年というスパンの中での、中長期の財政のシミュレーションというのもあり得るのかもしれませんが、私としては、一区切り5年なら5年なりの財政計画の中で、こういう動きをやっていきます。こういうふうな各施策を打って、こういうふうに動きます。というふうな部分が、これ、私の旧タイプからの考えが古いのかもしれませんが、そこを動かさせていただければ、というふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 例えば、10年終期にしてしまいますと、1年目は確かに10年後です。ところが5年経つとその目標というのが、あと5年後の目標というふうになってしまいます。社会は動いているのに、目標は先に定めた10年後の目標しかありません。例えば後1年になったときも、その9年前に遡っての目標値になってしまいます。

私は、この目標値というのは、常に時代の流れに沿って、新しいものに切り替えていく必要があると思っています。そして、今からの10年間、来年になればそこからの10年間、そういうふうに見ていく考えはないでしょうか。

要は、その終期というのはその中でしか行動できない、ただ、年度、年度で見直すことができれば、それはそこからの10年間として同じような考えではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 長期の計画の中にも、当然その情勢、国が打って出る施策等も出てまいります。今おっしゃるとおりでございます。

ただ、その中でおっしゃっている、先ほどからの質問もなっておりますけれども、町長が変わった場合については、当然、そこらへんの基本計画なり、各種施策の部分についても違った内容になってくるのではなかろうか、そこらへんは当然、いびつな部分がございますので、当然修正をかけるべき、これは椎葉議員のご指摘のとおり、私もそこらへんは賛同いたすところでございます。

ですので、終期を設けないという場合におきましては、裏付けというのが当然必要になってくるかと、何を申しているかという、財政の話を先ほどから申し上げているところでございますので、この点の部分についても、当然分析をしながら、今こういうふうになっているので、財政が緊張化している、それなら何かの事業を取り止めなくちゃいけないとか、そういうふうな展開もあるのではなかろうか、これは一例でありますので、全てではないのですけれども、そういうふうな部分も変更しながら動かしをやっていく、そこらへんがございまして、少し私が、ちょっと、旧タイプの古い考えなのかもしれませんが、思い切った抜本的な改革というご主旨の中の質問には、ちょっと答えてないのかもしれませんが、そういう思いで、私としては今考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） では、鶴田町長時代から長谷町長時代が変わったときのことを見てみますと、例えば町づくりというのは町長が変わろうが、施策は淡々と進んでいきます。新しい町長になると、その今まで進んできた施策の中で、ちょっとここは見直していこうとか、これは追加していこう、これは無くしていこうという話が出てきます。

今回の基本計画においては、長谷町長に以前お伺いしたときには、施策はほとんど変更が、今のところありませんということでありました。ということは、わざわざ計画を改定しなくても、そのまま前の計画を、基本計画については引き継げるのかなというふうに考えたところで、今回の提案をしているところです。

まちづくりは継続していつている。町長が誰になろうとも継続していつている。そういう観点から、この終期というのは、本当は要らないんじゃないかというところに達したところです。

町長、例えばじゃあ基本計画。今回、大きく変更があるんでしょうか。

○町長（長谷和人君） あの、各施策は打って出ます。新しく、今までなかったやつを打って出るつもりでいます。そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

それと併せまして、これまでに打って出てあった、基本計画の中の手順の中に、基本的な事項の部分がございまして、中区分、小区分等がございましてね、その中で私がこれまで同様、まちづくりについては、同じような文言等で私としては動かしが可能であれば私はそちらでいきますと、それによって町が変わらないということではなく、そこらへんは、この分を使ったことによってフロントが、こちらのほうの事務局サイドが大きく負担が出てこない、そこらへんも考えたところで、私としては、今、発言をしているところでございますので、十分、今の計画が生かされるようであれば、それを活かしつつ、変化が必要な部分については変化をさせていただきながら計画を進める。そういうスタンスであります。

○2番（椎葉弘樹君） 構想については、基本構想については、町長が変わられたことで、いきいきと耀き、未来創造のまちづくりに大きく変化しますので、基本構想はまず間違いなく、変化、変更しなくてはならない部分です。

そして基本計画については、施策の部分にあたるわけですが、これについては鶴田町長時代から、多くを引き続き、そして一部を見直していく、その変更も必要になってきます。

ただ、敢えてその冊子を切り替えて、何百万円もかけて切り替えるよりも、ちょっとその施策の部分の修正してやるだけで、対応できるんじゃないかということで、終期を、終期というのは実際、いらんないんじゃないかということで提案したところなんです。

まちづくりは継続する。その部分で提案したところですが、これについては、なかなか折り合いがつかないようです。これについても先ほどの件と同時に、また全員協議会等でしっかりと議論させていただければと思います。

では、要旨の2番目、総合計画と総合戦略を一本化し、具体策を示す考えはないかについて伺います。6月の一般質問で総合計画と総合戦略の一本化を提案しました。町長は、総合戦略と総合計画を一つのものとして策定することは、可能であるという部分もある、もう少し時間をいただき調整したいと答弁されました。

2つの似たような戦略があると両方を改定するのは、費用も手間もかかります。先ほどご紹介したように、総合戦略の検証と第2期の策定分の予算は、573万円でした。終期を設けず持続的に改定すれば、節目ごとの策定費用は要らなくなります。

そこで行政の前例主義から脱却した総合計画、総合戦略の抜本見直しを改めて提言させていただきます。

町長に伺います。総合計画は総合戦略と目的を同じくしていることから、第2期総合戦略を令和3年度から総合計画と一本化する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 総合計画と総合戦略を一本化ということで、前回のほうも答弁させていただいたところがございます。これ敢えてまた申し上げなくても結構かと思いますがけれども、私、総合計画自体は町の総合的な振興、それから発展、ある種創価的な振興策であるということで、今後創造的なまちづくりを行うという内容での総合計画ではなかろうかというふうにも思っているところがございます。

それから、総合戦略につきましては、町の最上位でございます総合計画の下にございます個別計画である。というふうな認識ということでございます。一定の条件を満たせば、前回、答弁、同じになりますけれども、総合戦略と総合計画の一本化も可能だという国の見解も示されているところがございます。私はこの部分を言ったところがございます。

この総合戦略につきましては、国、県の総合戦略を勘案して策定したと、国が勝手に5年間作りなさいということで、それに地方がぶら下がっているというふうな状況であります。これも一本化ということで、当然、一堂に会する場合には当然負担も増えるかもしれませんが、一本化した後については、事務の軽減にもなるのではなかろうかという権葉議員のご意見もございました。私としてはいろいろ考えさせていただいたんですけども、やはりこの部分につきましては、総合戦略、総合計画それぞれ一本ずつということで、時間のずれもございます。当然ご指摘の部分も承知しているところがございますけれども、今回については、そういうふうなところで、動かしをさせていただけないかというふうに思っているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、長谷町政の間はこの2本立てというのは、ずっと継続していくという考えで、改善する考えはないということによろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君） あの総合戦略自体が、今回、2期の5年後という対策が出てきておりますし、これが3期目あるかどうかというのは、国の情勢等もあるところでございます。私が申し上げたいのは、そこらへんも見ながら、そしてその中で可能な部分ができますならば、そこらへんを少しちょっと見直しながらやっていくというのにも必要なのかなと、そういうニュアンスでございます。

○2番（椎葉弘樹君） おそらくこれについても、私の頭と町長の考えというのは相違があるので、これも多分この議場では折り合いが着かないと思いますので、引き続きこれについても課題として全協のほうで諮らせていただきたいと思います。

あと、今の基本計画を見ますと、先ほども申しましたように、まあざっくりとした、例えば漫画のまちづくりを推進するとか、駅前賑わいを創出するとか、すごく大まかな枠での施策となっております。

私は例えば、漫画のまちづくりだけではなくて、より、どのようにやっていくのかということを加味して、例えば、地域経済と連動した漫画のまちづくりを作っていきたいとか、あるいは駅周辺の賑わい創出であれば、緑豊かで町民も集える駅周辺の整備とか、なんかちょっと付加価値と言いますか、イメージができる内容にしていだけないかと、前々から、前町長時代から提案をしておりました。

総合計画は、中長期の戦略であるにもかかわらず、その具体の施策が示されていないことが大きな課題です。当たり障りのない基本計画では、本当に意味がないと思っております。まちづくりを町民が方向性をイメージできることが一番大切なことではないかと考えております。

そこで町長に伺います。基本計画は町民がイメージできる具体施策を示す考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） たいへん今の総合計画の内容の文章、お役所言葉が非常に多ございまして、分かりにくいのかなと、そこらへんをご指摘いただいているのかなというふうに思っておりますので、そこらへんは住民の人たちに分かりやすいような文章、そこらへんを見ながら、そして簡潔に述べるような感じで、今度の策定の際につきましては、課のほうにもそういうふうな指示をしながら、分かりやすい表記でいきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ここについては、折り合ったのでよかったと思います。

現在、まちづくりに関する町民意識調査が行われています。町民意見の中から施策のヒントを発見し、是非具体の施策として反映していただければと思います。

最後の質問になります。基本計画の名称ですが、三層構造でも私も問題ないと思っておりますが、基本構想、基本計画、そして実施計画、その真ん中の基本計画ですが、これは少し堅いイメージがあるのではないかと考えています。

国が示した名称であり、平成23年度以前の自治法の名残だと思っております。地方創生の今、地方が独自に考える時代です。既に基本計画の名称を変更している自治体も出てきています。

そこで町長に最後の提案をします。未来創造がイメージでき、町民にとっても分かりやすい名称、例えば、湯前町まちづくり戦略あるいは湯前町未来創造戦略など、まちづくりの町民意識を高める名称に変更する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） たいへん抜本的な言葉が出てまいりましたので、そこはフロントと十分協議させ、前向きに対応させていただきたいというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 一つ目の質問の結びになりますが、この一般質問で提案してきたことが実現できれば、これは全国有数の抜本見直しとなります。これは未来を創造する長谷町長にしかできないことだと思っております。町が目指す将来像を、町民と共有し、持続的な戦略を実行する総合計画の抜本見直しを強く求めて、一つ目の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで一つ総合計画・総合戦略の抜本見直しについての、椎葉議員の一般質問が終わりました。

これより関連質問を許します。質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、関連質問を終わります。

次に、一つ、長引く補助金の適正化について、椎葉議員の一般質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 長引く補助金の適正化について、一般質問を行います。

まず初めに、平成28年度以降、議会から指摘を続けている大きな課題です。

補助金は、地方自治法において、公益上必要がある場合に補助することができる」と規定されています。その運用は本町施策を展開する上で大きな役割を果たしてきました。

しかし、一旦補助金が交付されますと、事業本来の必要性や効果が十分に検証されず長期化するものが増えてきました。今後は、補助金の既得権は類似重複事業の見直し、補助基準と使途の明確化など、本町補助金の適正化を図ることが必要です。

これらのことを前町長にも指摘してきましたが、具体の施策がなかったため、新町長、長谷町長に改めて確認をさせていただきます。

要旨の1、補助金を分類して、分かりやすく整理する考えはないかについて伺います。本町の補助金の中には、補助金の性質に該当しないものが含まれています。

補助金は、審査と期間があり、助成金は審査と期間がないことで分類ができます。例えば、障害者福祉年金や敬老祝い金等は審査と期間がないため、どちらかといえれば助成金に該当します。

そこで町長に伺います。補助金と助成金をまずは分類する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 補助金と助成金の分類ということでございますので、担当課のほうで、そこらへんについては、分類の方向で動かさせていただけるというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 補助金を分類する場合、その中身を考えていかななくてはなりません。例えば、商工会補助金、650万円には補助事業費と運営費が混在しています。まあこれは以前から議会から指摘している部分であります。現状のままですと、商工会補助金650万円という大きな枠組みしか見えず、検証や新たな補助事業の追加が難しくなります。

そこで町長に伺います。商工会補助金等、補助金の中に運営費が含まれているものは補助事業費と運営費を明確に分ける考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 内容につきましては、当然、当初予算等におきましての内容の中で分類するというので、今後、動かしていくということで、ご答弁させていただければというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 補助金を分類する場合、思い切った決断が必要になってきます。なかなか担当課のほうでは、それをやめることは難しい、自分たちで作った補助金というのは、かわいいのかもしれませんが、なかなかやめることができないという現状があります。後継者対策助成金や、特産品、新商品開発支援事業など効果が出ていない補助金が複数あります。

そこで町長に伺います。効果が出ていない補助金は、廃止若しくは見直す考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） これまでの各種団体等、それから運営補助金等につきましては、当然これまでの既得権益、ここらへんの部分が、相当加味されてきた部分があるのではなかろうかというふうに思っております。先ほどと同じになりますけれども、予算査定時におきまして、その内容についても十分担当課のほうで精査させていただきながら、来年の当初予算のほうに向かわせていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 各種団体の補助金についても、整理が必要と考えています。補助金が長期化すると、先ほど町長からもありましたとおり、補助金を前提とした事業計画や、活動を展開する傾向になりがちで、既得権益のところ引っかかってくる部分もあります。まあ結果として補助金に強く依存し、通常の事業や活動に終

始した運営になってしまいます。

更に、町が団体の事務局を担ってしまいますと、団体自身の自主性や自立性を阻害するだけでなく、官民の役割分担が不明確になってしまいます。

ここで質問をあげようとしたんですが、例えば、各種団体への補助金は事業費補助の部分为原则として、事業費補助の団体と、運営費補助の団体、これたぶん町が公益性のある団体については運営補助というかたちになってくるのかなと思います。そしてまた、この例えば、漫画のイベント実行委員会補助金というのは、事業に対する補助金になってくるかと思います。そのへんのすみ分けをしっかりとしていく必要があると思うんですが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございまして、当然そこは、すみ分けが必要だというふうに思っているところでございます。

ただあの、私、先ほどそういうふうな、運営費の中身の部分についても、十分精査しながら、ということも言っておりますけれども、ここで私、マイクを通してながら町民の皆様方もお聞きしていただいている部分もございまして、間違いのないため、もう一つ補充に、答弁させていただくところでございますけれども、必要な部分については、当然必要な分として予算措置もさせていただきたいと思っておりますし、必要でない部分については当然そのへんについては、査定をさせていただきながら確認をさせていただいて補助金を付けさせていただく、ここらへんの原則は、そのまま堅持させていただくと、ご理解いただければというふうに思っているところでございます。

意識してしまうと、存続が危ぶまれるところについては、もうやめますとか、そういうふうな話が出てきた場合、非常に困りますので、そこらへんを十分注意したところでの発言ということで、ご理解いただければというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） まあこれまでが、団体補助金に対する査定等が、しっかりと見えていなかった、行われていなかった部分でございまして、長谷町長のときにしっかりとここを査定していただき、町民の方が利用しやすい補助金づくりをしていただきたいと思います。

要旨の2、年度内に補助金の適正化を行う考えはないかについて伺います。

終期設定がないまま、補助金を交付してしまいますと、補助金見直す機会が難しく、結果として長期にわたり存続、既得権化が生じます。本町補助金の中で、終期が設定されているものは少ないです。例えば、地域産材事業促進事業補助金、これが令和2年3月末まで。住宅リフォーム補助金、令和3年3月末まで。空き家リフォーム等補助金、令和3年3月末等があります。時代の変化と共に、社会の需要や必要な施策は変化するため、終期が必要だと考えています。

そこで町長に伺います。あっ、総務課長に伺います。もし終期を設ける場合、何

年くらいが適当と考えますか。

○総務課長（高橋 誠君） これまで職員による町政推進プロジェクトの答申にも、提案がなされているところでございますけれども、私個人としても、やはり終期を取り入れる方向で考えたいなと思っておりますし、他町村自治体も、やはり3年というところの終期設定があります。この事業効果を見るうえでも3年といいますか、提案される定期的な検証も含めて、この3年というところが一応妥当かなと思っておりますし、職員プロジェクトの補助金の見直し等々も、廃止、見直し、継続と、そういった判断にも、やはり終期を持たせることは非常に大切なことかなと思っております。

そして、例えば、3年という終期を設けることであれば、団体等にもその目標となる成果の指標を設定するという方法も、盛り込んだ方がいいのかなという考えが、私はそう思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 原則、終期を設けて、長期にわたり補助金を交付しているものは、その妥当性も含めて、検証し見直す必要があるということで、正に総務課長がおっしゃるとおりだと思っております。

それを踏まえまして町長のほうに伺います。既存の補助事業に対して原則終期を設ける考えはないかについて、当町の見解を伺います。

○町長（長谷和人君） 終期ということでございますので、私も、先ほど総務課長が3年というふうな答弁をしておりますので、その方向で3年には限らず、条例等によりましたら、それがちょっと延びる可能性がありますけれども、そこらへんを終期ということで設定させていただくという方向でいきたいというふうに思います。

○2番（椎葉弘樹君） 補助率、補助額の基準について伺っていきます。公平性、適正性について関連するところです。現状の補助金には様々な補助率や補助額が規定されています。適正な補助率は原則として、補助対象経費の2分の1以下で、行政が担うべき役割の度合いにより設定するなど、自治体ごとに、統一的な方針が示されてきています。

例えば、住宅リフォーム補助金、空き家リフォーム補助金が、今2分の1の補助、地域産材事業促進事業補助金が4分の3の補助などは、行政が本来担うべき度合いは低いと思います。

しかし、補助率は高い設定になっています。また、辻地区と下里地区の婦人会補助金は、補助額が違います。その基準が明確に示されていません。

更に、協議会などの団体補助金の中には、翌年度に補助金を繰り越しているものも見受けられます。これは先ほどの運営補助の部分に該当するところかなと思っております。あと、補助事業の区別ができていないために起こっている現象だと思っております。

そこで町長に伺います。補助率と補助額についても、町の統一的な基準を今後示していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 一定の補助率、補助額と伺いますか、ここらへんの示しと伺いますか、ガイドラインと伺いますか、そこらへんは、やっぱり設ける必要があるのではなからうかというふうに思っているところでございます。

ただあの、これも場合によっては農業振興策なり、重点的な部分がございますので、こういう場合については、特例上乘せ何パーセントとか、そういうふうな表現もあるのかなというふうにも想像するところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 次に、補助金の検証、有効性、効率性の確認について伺います。補助金の原資は貴重な税金であることから、目的の効果を検討する必要があるかとあります。

そこで総務課長に伺います。全ての補助金について効果の検証はできているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 検証ですけれども、毎年の予算編成時、また決算時には、それぞれ担当で進めているかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、ある定期的に3年ないし5年、そういったところでプロジェクトを組んで、この補助金は継続なのか、見直しなのか、または廃止なのかというのは、していく必要があると思っております。

まあ基本的には、やはり補助金は、永続するものではないことを常に意識した補助制度設計するためにも、そういった検証はやっていくべきかなと私は思っております。今できていないと言え、できていないのかもしれませんが、十分な検証ができていないのかもしれませんが、今後はこれ以上の詳細な検証を進めるためには、少々時間が必要かもしれませんが、取組をしていければなと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 毎回、地方自治法の第2条の14項を出すんですが、最小の経費で最大の効果、これはこの補助金についても、規定に沿って補助金に見合う効果を検証する必要があると思っております。課長の見解としては、これを時間がかかるかもしれませんが、検証をしていくべきだという考えでしたが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 同様の考えでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 次に、補助金の公表について伺います。総務課長に伺います。補助制度の内容や検証結果は、町民の皆様は団体等に十分提供できていると言えるでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 十分であるかどうか、否かというのは、十分ではないほうになっているのかなと思っておりますし、その公表についての具体的なことも考えていきたい

というふうに、私は思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 補助金の財源は、町民も納める税金が使われており、その必要性について、町民の理解が十分得られるものでなければなりません。

そこで町長に伺います。総務課長も公表については十分でなかったということですが、町長の見解として、補助制度の内容や検証結果を、今後、町民や団体等に公表していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） あの、総務課長が答弁しておりますように、当然、補助制度の分かりやすくしたような内容は、これはホームページ上にも載っておりませんので、これはやはり丁寧にお教えして、こういう制度がございますというふうなかたちで、していかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後12時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第5、一般質問、椎葉議員の、一つ長引く補助金の適正化についての途中であります。発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 午前中の続きからいきたいと思います。補助金の監督機関についてお尋ねします。補助金を交付してから計画に対する成果を報告した後、行政がいつまで補助金の監督を行えばよいのか、明確な基準がありません。

そこで総務課長に伺います。補助金交付後の行政監督というのは、いつまで続けるべきだと考えますか。

○総務課長（高橋 誠君） まず、例えば、農業機械の補助金であったりとするものについては、一定面積の目標値、頭数とかいっぱいあるかもしれませんが、その後、数年後、10年後、計画して何らかの事情で、その農家といいますか、そういったものが衰退したという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった場合、やはり機械の法定対応年数までは必ず、まあ実績調査といいますか、そういったものは必要なのかなという感じはしております。

ただし機械等を廃棄処分する場合は、もう届出は必ずしなさいよというふうなそういった制度といいますか、ガイドラインといいますか、そういった決め事は必要なのかという気がしております。今後、策定しようと考えております補助金のガイドライン的なものを、その策定作業の中で規定すべき項目の一つに考えてみたいなという私の考えでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 例えば、建物においてみると、例えば14年、15年という長期に渡る可能性があるというところも、今、経済建設常任委員会のほうでも課題となっているところでは。長期化しますと、社会環境、特に需要と供給のバランスであったり、人が変わります。また、目標値というのも当然最初の計画から変わってくることもあります。

補助金申請のときの条件を、行政が長期で監督してしまうと、補助金を利用しづらくなるという傾向もあります。補助金交付から成果報告までの期間は行政がしっかりと監督をし、その後は住民の主体性に任せる。そして補助目的から外れる場合のみ行政が指導をしていく、その様なルール作りをしてあげたほうが、町民は補助金を活用しやすくなり、行政も監督基準が明確になります。

そこで町長に伺います。例えば建物、機械にかかわらず、補助金については、補助率5割だと行政監督は5年とか、あるいは補助率3割だと3年間など、これ例えばのケースですが、町独自の適正化のルールを定めてはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 補助機関等の部分ということでの、建物でございましたが、5割5年とかいうふうな事例でございますけれども、当然、その例えば、機械なり、施設、この部分については、当初の補助の交付決定の時点で、この部分については、5年はちゃんとしてくださいよ、というような条件が付けられているという部分がございますので、これあの当然、それを守っていききたいというふうにも思っているところでございますし、それから目標達成率というのもございまして、その部分については100パーセント目標値を達していたら問題ないというわけでございますけれども、まあ目標値の2割3割、概ねという言葉は補助事業では言っているんですけども、ここらへん2割から3割の目標値内にあった場合については、当然その補助目的を達しているというところに来た場合については、その補助金の交付決定の際にちゃんとできておりますので、当然そこらへんについては、適正に事業がなされているというふうな考えの基に、今まで私としては、これまで事業等も職員時代はやってきたところでございます。

ただあの、この今、一例だろうと思うんですけども、5割でございますから5年というふうなところではなくて、その事業、事業によりまして、やはりルール、ガイドライン、ここらへんがやっぱり必要になってくるのかなというふうに、私としては考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） まあ先ほど、一例を挙げさせていただいたんですが、そういったルール、そして補助金の監督と行政からの指導という部分は、きれいに分けてあげる。そして町民の方が、補助金を最初借りやすくして、後は住民主体のまちづくりを目指していく。そういった適正化ルールというのが、今後、必要になってくるのではないかと考えております。

例えば、この事業は3年ですよ、この事業は5年ですよとかいう、あのいろんなアンマッチが生じてしまうと、また住民の方もそれを疑問に思うのかなと思います。

従って、例えば設備機械の場合は何年とか、そういうルールを明確に今決めてあげる必要があるのかなと思っております。町の補助金の規則等とか見ましても、そのへんは謳われておりませんので、そういったところを標準化のルールとして、原則のところを設けてあげたほうがいいのかと思うんですが、町長、改めてそこらへんの適正化、ルールの必要性についてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） あ、適正化の部分ということであれば、私も椎葉議員の意見に同意するわけでございますので、私が言っているのは、当然その補助事業によります体系によります部分については、3年があったり、5年があったり、10年があるわけでございますので、まあそこらへんについては、これまでの、国なり県の事業の中では、当然交付決定の時点でそれがなされておりますので、そこらへんを重視しながら、そして分かりやすい、住民の人たちに分かりやすいようなかたちで、補助金の期間中には、当然、国としての会計検査もございますので、そのへんについてもちゃんと対応してください。という旨の内容を説明しているところでございますので、椎葉議員のご意見というのは、尊重させていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 最後の項目として、補助金適正化のガイドラインを策定しませんかという提案をさせていただきます。これはもう平成28年以降ずっと言い続けている課題であります。多くの自治体のほうで補助金の適応や、検証の基準を定めたガイドライン、補助金の適正化方針を策定し補助金の見直しに取り組んでおられます。

本町には、町単独の補助金が55件、補助金総数が100件弱ということで、プロジェクトチームのほうから資料を拝見したところであります。一部事務組合の負担金を除きますと、その補助費というのが平成19年度と平成29年度、この10年間をはさまにして比較したところ、約5割の上昇がありました。

平成28年9月、3年前の一般質問で前町長は、補助金の適正化ルールの必要ですよということで、答弁されています。

また、平成29年度の町政推進プロジェクトチームの適正化の検討が実施された折には、前町長が平成30年10月25日に答申を受けて、何らかの行動があるのかなあと感じていましたところ、今のところ動きがない状況です。

総務課長に伺います。その後の検討状況というのはいかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、総務課のほうで全国的な策定モデルを調査しながら、素案の作成に取りかかっているところでございますが、今、ご提案いただいた事項、終期を設けるであったり、補助率の決めかたであったり、そういったものを盛り込み、再度、この素案づくりのなかで再検討といたしますか、そういったものを行えばなあと思

っているところがございますが、議員もご存知のとおり、現在の職員数もご存知のとおりかと思えます。そしてまた、通常業務に追われる職員の中で、なかなかこの素案づくりに、この新しいガイドラインづくりに、思うように力を注げてないところがありまして、私の力不足もあるのかなというところもございます。これは、どの課も同様のような状況でございますが、このガイドライン作成については、早く作りたいという気持ちは私も思っておりますので、少々お時間をいただきたいというところで、ご理解をいただければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 来年度の予算査定に、補助金の適正化ルールを盛り込んでいくためには、おそらく遅くても12月くらいまでには、このガイドラインの策定が必要だと考えております。

町長に最後に伺います。このガイドラインを年度内と言っていたんですが、12月までに策定することについて、どうお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 総務課長が答弁しましたように、現在、総務課で全国的な策定モデルの調査を、今、行っておりまして、素案の作成に取り掛かったところがございますので、できるだけ早く策定いたしまして、間に合うようございましたら、令和2年度の当初予算に役立てれば、というふうには思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 繰り返しになりますが、この補助金の適正化のガイドラインを含めたところの課題は、平成28年度からの継続課題となっております。補助金による、人と物とサービスの循環で町づくりを推進するためにも、補助金の適正化を早期に実現していただきたいと考えております。

結びになりますが、町長の所信表明では、かつて経験したことがない自治体の存続に関わる行政危機を迎えていると言われております。私も同感です。第6期の湯前町行財政改革で、町単独補助金の再構築が示されています。

一つ目の一般質問、総合戦略の抜本見直しも併せて、本町の行財政を速やかに改革していただくことを強く申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで一つ、長引く補助金の適正化について、椎葉議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 先ほど椎葉議員からも質問がありましたけれども、現状の補助制度で50、そして100というようなかたちでございますが、やはり財源が、町の一般財源ということになってきます。その中で取組について、やはり見直しがかけるのや、長年やっている事業もあるかと思えますが、そのへんの見直しというかたちは、どのようにして考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 町の職員による町政プロジェクトでも示したように、見直し、継続、廃止、ご意見、担当課のほうでも思いがあるようでございます。その中で、

担当課のほうでも、その補助制度の設計といいますか、その見直しをやはりするというところで考えている、というところでは進めている、というところでは私は考えております

○1番（遠坂道太君） はい、今後、見直しをかけていただくことが一つだと思いますし、また、今、今度、新しい流れの町政のなかでも、やはり継続的に町長がやりたい部分を、事業の取組を見直しをかけていくことにより、進められるのではなかろうかと思えます。そのへん、長谷町長はどのように思われておりますか。

○町長（長谷和人君） 第6期の行財政改革の、行財政の計画の中で示されているのは、あくまでもやはり財政の硬直化でございまして、非常にあの、平成30年度の決算におきましても、謙虚に90パーセント後半ということで経常支出が高くなっておりまして、先ほど、椎葉議員のご質問のなかでもございますが、この硬直化を招いた原因であるのは、やはり自主財源の部分が非常に少なくなってきたという部分が、まああの、原因は、ふるさと納税等の自主財源が減ってきているという部分もございましてけれども、優遇策あたりも講じているという部分もあるのかなというふうにも分析しているところでございます。

そこらへんも十分に、一挙に解決するというのは、非常に難しい部分があるかもしれませんがけれども、町民にとって何が必要なのか、町のために、逆に言うと硬直化でも脱してでも、優遇策を講じてやるのか、そういうふうな選択もあるのかなというふうにも思っているところでございますので、十分そこらへんは各課の課長あたりとも協議をしながら、施策を講じて打ちながら、私としては、対応をこれから先行っていきたくと、かように思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 続きまして、一つ、町の道路整備計画について、遠坂議員の一般質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 本日から9月の定例会ですが、平成30年度の決算議会でもあります。私も議員になりまして3年になります。議員としていつも心掛けていることは、議員は常に住民の心の中に飛び込んで、住民の声や心や知恵を掴み、それを議員の声、心、そして知恵として力強く代表する心構えが必要ではないかというふうに思っているところです。住民とともに喜び、住民とともに涙する血の通った信頼される行政ができるかどうかは、議員活動にもつとところが極めて大きいところではないかと思えます。

そこで、住民や声や心を代表いたしまして通告書に従い質問いたします。

一つ、町の道路整備計画についてですが、要旨の1、現在、歩道の整備状況はどうなっているのか、まずお尋ねいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） お答えいたします。歩道整備計画につきましては、12月の定例会の際にも一部ご説明上げたところでありまして、一応、平成17年度から具体的な整備計画に則ったところで着手しております、現在まで、年次計画によりまして進めてきているところであります。

近いところで申し上げますと、町道学校線につきましては平成28年度から、新村線につきましては平成27年度から、古城上里線につきましては平成27年度から、順次計画的に取り組んできておりまして、本年度におきましては、役場線の歩道整備を行う予定として着手をしておるところであります。

また、残り令和2年度以降につきましては、新村線が残っておりますので、準備を進めながら取り組んでいく予定としているところです。また、これにつきましては、交付金事業ということもありますので、年度、年度の交付金の具合によりまして、前後と異なりますか、それに合わせての計画ということになるかと思っております。現状としましては以上です。

○1番（遠坂道太君） 現状の工事されている分についてのご説明をいただきました。やはりですね、歩道整備、特に児童生徒の通学路を主とした形での歩道、というのが基盤となってくるのではなかろうかと思っておりますのでございますし、その分ですね、今、担当課長が言われた部分についてのほかの部分ですね、今やっていない、やっていると、やっていないところの割合、どのくらいなのか、そのへんをお答えいただければと思っております。

○建設水道課長（皆越克己君） 割合ということですが、歩道整備につきましては、通学路対策ということで現在取り組んでいるところですが、学校等との協議を踏まえた計画により現在取り組んでおりまして、歩道整備については、完了する予定ということで、先ほど申しました路線のところは一応、通学路対策における歩道整備については、完了するというところで思っております。

今後につきましては、住民の安全対策としての歩道設置ということになるかと思っておりますけれども、通学路以外での交通弱者の方々への安全確保ということでの対策になるかということですが、計画の必要性、優先度を考慮したところで、今後、必要であれば、また順次、年次計画によって取り組んでいくことになるかと思っておりますが、また、今から、今後の計画を検討していくことになるかと思っております。

○1番（遠坂道太君） パーセントのほうは分からないということですが、

それではですね、現状の町道のほうは、そのような形で取り組んでいかれる現状だと思っております。それに対しての課題は、何か見出しておられるのかお聞きしたいと思っております。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、課題ということですが、先ほども申しま

したとおり、それぞれの課題、現状におきましては、通学路対策というかたちで取組をさせていただいているところですが、今後においては、それ以外のところですね、先ほど申し上げましたとおりに、交通の状況でありますとか、優先度等を検討したところで、更に取り組んでいくところがあれば、それについて順次計画して取り組んでいくべきであろうかなとは考えています。

○1番（遠坂道太君） やはり通学路中心、それと弱者対策、それとやはり道路の交通の状況についての取組、そのへんでの整理をされるのではなからうかと私は感じたところでございます。

その中で、今、現状、町道以外に219の歩道整備、昨年度から着手されてきているわけですが、今、そのへんの現状につきまして、また、ご報告いただければと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） ただいまの遠坂議員の質問につきまして、町道なのか国道、県道であるか、そのあたりの質問の、路線等の確認をさせていただければと思いますので、議長、許可のほうをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ただいま、建設水道課長から国道なのか町道なのか確認のため反問したいということですが、これを許可します。

○1番（遠坂道太君） 担当課長の反問にお答えします。現状、町道のほうは、お尋ねをしたんですけれども、現状、219号線の状況あたりと、県道あたりでの今後の取組もあると思います。これもやはり、今、放送を聞かれている住民の方もですね、やはりある程度知りたいと思っらっしゃるかと思っておりますので、どのようになっているのか、そのへんの方向をお願いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 国道219、それから県道錦湯前線におきましては、それぞれ県と連携をしながら推進を図っておるところでありまして、現在、国道219につきましては、地権者の方々との話を進めている途中というところであります。

また、県道錦湯前線につきましては、現地測量等々の着手に向けての準備を、現在進めている状況かと思っております。

○1番（遠坂道太君） 県道なり国道のほうもですね、このような進め方をさせていただければというふうに考えているわけでございます。特に219号の土地の買収と地権者との問題が非常にかかってくると思っております。一番、通学路の通学生徒、児童も多い地区でございますので、そのへんは早めには取り組んでいただければと思います。

要旨の2のほうに移りたいと思います。町道の舗装面の修理はどのように行っているのかお尋ねいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 町道の舗装面補修ということですが、これにつ

きましては、湯前町道路舗装の区別施設計画を本年3月に策定しております。一応、先の6月の議会開催中の全協の際にも、ほかの計画と合わせてでしたけれども、概略を簡単にご説明は申し上げたところですが、改めまして概略につきましてご説明申し上げたいと思います。

社会資本整備総合交付金の交付要件となる町道舗装の区別施設計画で、管理道路の現状、舗装管理の基本方針等を定め、計画期間5年で舗装事業を計上しております。平成31年3月策定で毎年見直しをすることが可能となっているところです。

それから舗装の現状といたしましては、平成25年度に実施した路面性状調査では、区間延長ベースで53パーセントに当たる約45キロメートルが要補修とされているところであり、概要については、以上のような計画概要になっているところであり、

○1番（遠坂道太君） その中でですね、町道も1級、2級、その他、というふうにあるわけですね。その中で、これも舗装の補修のときに優先順位はあるんですか、その点をお尋ねいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、優先順位ということでお尋ねですが、この舗装の区別施設策定にあたりましては、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで道路舗装の長寿命化を図り、維持補修費のライフサイクルコスト削減を目指すこととしているところです。

この中で、それぞれ評価をしているところですが、評価の基準につきましては、舗装の維持管理指数、MC Iということで表現されますけれども、メンテナンスコントロールインデックスと呼ばれる指数を使用して評価をしているところです。これは舗装の供用性を、ひび割れ率、わだち掘れ量、及び平坦性という、路面正常値によって定量的に評価をするものです。

これは10点法を採用し舗装の劣化に伴いMC Iは低下します。低くなるということでもあります。その内容につきましては、MC I維持管理指数の数値が5よりも大きい場合は補修の必要なし。4以上で5以下の場合については補修の必要あり。というような判定。それから、3以下の場合が早急に補修の必要がありということになっておりまして、これに基づきまして、対策の優先順位については、舗装の損傷の状況、路線の重要性、交通量などを考慮したところで舗装の優先順位を決定し、計画的に取り組んできているというような状況であります。

○1番（遠坂道太君） 今、私も納得というか詳しくは分かりませんでした。分からなかったんですけども数値を出して、診断した数値で取り組んでいくというふうに理解します。でもですね、今、現状、舗装のやっているところは、ほとんど町の主要道路ですよ。が主にやっておられると思います。

その中で、集落と集落を結ぶ町民の方の、住民の方の主要道路というのがあるんですね、その中で近年下水道工事をしてから、水道管の敷設とかしてデコボコな道もあるわけですね、もしここでお年寄りの方がこけて怪我をしたり、自転車でしたりという場所もあるのではなからうかと思えます。そのへんの把握というのはされていらっしゃるのかお聞きしたいと思えます。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、現状把握ということですがけれども、通常、日常的に外出し、現場に向かう場合もございます。その際につきましては道路のパトロールという形での把握に努めております。それから住民の方々から電話連絡によりまして、ここが陥没しているとかというふうなことで連絡を受けているところでありまして、その都度その都度、現場に出向きまして現状を確認し、応急措置または舗装等の補修というふうなところでの現場対応を、それぞれにおいてさせていただいているところです。

○1番（遠坂道太君） 一応、こういうようなパトロールをして状況は把握されているように理解したいと思えますけれども、やはり町民の方から、どがんかしてくれんどかという言葉もあるのではなからうかと思えます。そういった形で言われた時、総合計画、基本計画、実施計画に載っていないから後回しですよと、そういった形をとられているのか、もし、やはり早めに行けるところは早めに行うのか、そのへんをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○建設水道課長（皆越克己君） 部分、部分等の補修というようなものにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、予算の範囲内で対応できる部分につきましては、早急に対応しているような状況であります。

ただ、路線全体でありますとか、そういう部分で、全体的に悪いということで認識ができるような部分があればですね、もちろんそういうことにつきましては、新たな予算措置等も必要になってくるかと思えますけれども、将来的な計画の中で取り組むべきなのか、具体的にどういった方法が良いものなのかということでの検討は行って参りたいということは思っております。

○1番（遠坂道太君） 町民の声を、やはり私としては聞いて取り組んで、できれば路線全体眺めてみれば、路線全部がそのような状態ということ、私も確認をしているわけですね。やはりそういったところをですね、やれるところはやってほしいというふうに思っております。

町道は現状、範囲が4メートル以上が町道と、私はいうんではなからうかと思えます。4メートル以下の場合、利用度とか経済効果とか、そういう形で町道の評価とかいう、私も調べた中ではそういった形で書いてあったんですけども、やはりこういう狭いところもあるし、やはり改良するところもあると、やはり交通量も多くなればなっていくという形になっていきますので、そのへんの見直し等もですね、やっていただければと

思います。それとですね、町道ですね、逆に法面あたりですね、危険度のある場所の把握というのは、執行部としても確認されておられるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 道路の法面整備計画におきましては、総合計画、実施計画の中にもですね、計画として挙がっている路線もあります。

ただ、現状といたしましては、計画的に取り組む予定としております。去年、今年、令和2年と、順次計画的に取り組むようにしておりますけれども、その路線におきましては、まだ実施に至っていないというふうなところで、今年度のほうで実施するというふうなことになるのか、また見直すことになるのかと思いますけれども、計画どおりのなどでの推進が、図られていない部分もあろうかとは思っています。

○1番（遠坂道太君） 私が聞きたかったのは、場所の把握をある程度、本当にされて、どのくらい、何か所あるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたかったんですが、課長、そのへんお答えをお願いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 平成25年度におきまして、法面等の施設関係の調査を実施しております、全体的な把握については把握しているところであります。その際の結果によりますと、早急にしなければならぬというところではなくて、というところでの結果が出ているというふうなことであったようです。

○1番（遠坂道太君） 総合計画の実実施計画になっている路線については、平成25年度に調査された段階では、崩壊とか崩とか、そういうことはなかったということですかね。でも現状的に今見ると、そういうような問題も発生しているということですので、実施どおりされるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、計画によりますと令和元年、令和2年にかけてというようなことで、計画に記載し、予定をしておったわけでありましてけれども、先ほど申したとおり、社交金事業関係の事業のほうをまだ完了していないというところで、そちらのほうの事業取組が終わった後での、というところで、計画どおり、現在のところは計画どおりの取組にはなっていないというような現状かと思っております。

○1番（遠坂道太君） やはり、良ければですね、実施どおり企画していければというふうに希望します。ほかに、今、現状、総合計画の中にですね道路関係出ております。その中でやはりこう、前の私の一般質問で前も申しました、町道二本柿中央線の改良工事ですね、そのあたりも住民の方もですね非常に待ち焦がれていらっしゃる一つの生活道路だし、やはり舗装もあういうガタガタだし、そして水路ですかね、との斜めになっており非常に危なくなっています。そしてまた舗装したけれども雨が降った水がどどん家のほうに入ってきて、そこで滑って怪我したという方もですね、ほかの地区でもあるわけですね。そういった形のどういう舗装のやり方とか、そういう方面の改良する

とか、そういうお考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 令和2年度以降の道路関係の計画になろうかと思っておりますけれども、そこらあたりにつきましても、現状として今どうなのかということの再確認も必要であると思っておりますし、それについて、どこから先にやるのか、どういった方法でやるのかというふうなことも思っております。

現在のところはまだ具体的に何路線ということはありませんけれども、現状の再確認をさせていただいた上で、また今後計画づくり、計画によって取り組んでいくべきことであろうと思っております。

○1番（遠坂道太君） まあ今後ですね、そのようにして対応してされることを希望したいと思います。

次にですね、現状、舗装をやる。そしていう形になっています。そして道路のですね舗装をしてから環境ですね、そのあたりの取組というのはどのようになっているのか、詳しく申しますと道路側の草のボーボー生えているとか、生えているのをどのような形をとっていわゆる作業をどのようにされているのか、そのへんのところをお伺します。

○建設水道課長（皆越克己君） 道路管理につきましては、草が生えてきて支障が出るとか、そういった部分になってこようかと思っておりますけれども、そういった部分につきましては路線ごとにですね、大体、大きな路線のほうが中心になろうかと思っておりますけれども、草刈りを委託をお願いしたいということで毎年度実施しているところであります。

○1番（遠坂道太君） なぜそれを聞いたかといいますと、一つはやはり町に人が来るということ、他所から来てもらうということが念頭です。やはり道路がきれいだと、周りがきれいだと人を呼ぶんです。やはりこれは宮崎のほうの観光地です。あそこの場合は国道も年に何回かはします。町の町道もしています。やはりこういった人を呼ぶことが一つの町の環境整備です。そういう中で一つどのようにしてとっておられるのかということをお尋ねしたわけでございます。

やはり今後ですね、年に何回かやるといった形をしていただければ、観光客も寄ってくるし、湯前はきれいだなというような思いを持たせるのが一つの形ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

次に、要旨の3に行きたいと思っております。今後、整備計画がどのように考えているのか、これにつきましてはですね、町長のほうにお尋ねいたします。

町長の所信表明で道路政策につきまして真に望まれている生活道路の改良、舗装、通学時における交通安全設備の整備を進め、修繕や更新を着実に進めインフラの施設機能の維持と適正化を図って参りますとのことでございます。町長としてこの施策に対して、今後どのようにして取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 道路政策につきましては、先ほど遠坂議員が言っていただきま

したとおりでございます。これまでの中での答弁の繰り返しになるかと思っておりますけれども、日常点検あたりの維持管理、それから計画的な管理という部分に特化した後に、加えまして、実は今国土強靱化の計画が国土交通省を中心に動いているところでございます。

先般、区長さんの区長会も実は執り行いまして、その中で区長さんを中心に区におきまして役員様方を皆さん集まっていたかましてですね、この中で真に必要な道路改良、例えば交差点協議なり、ガードレールなり、それからカーブミラーとか、そういうのが必要な個所につきまして皆さんで話し合っていたかまして、町のほうにその計画を提出していただけないかと、そういうのを実はお願いしたところでございます。

そこらへんも含めまして、今後すべて全部1年間でできることはございませんので、大きい事業になるとします場合は社交金等の計画にも載せさせていただき、当然、午前中から議論ございました椎葉議員との総合計画なり、基本計画なり、そこらへんも載せながら動かしていかなければならないというふうに思っているところでございますので、そういう中でですね、必要な真に望まれる道路整備、改良舗装、交通安全施設あたりを、着実に整備を進めて参りたいと考えております。

○1番（遠坂道太君） 今、町長のほうから取組についての報告いただきました。それで、やはりですね私たち議員としてもですね、やはり町民の声を一番大事にしていきたい。先ほども町長言われたように、区長会で地区での話し合い、そういった形で一つのことが住民の意見、声と私も考えているところでございます。今後、町長の施策がスムーズに取り組まれることと、公共の福祉が増進することを希望しまして、私の一般質問をここで終わりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、町の道路整備計画について、遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 今後の整備計画について伺います。公共施設等維持管理計画、平成29年度に作成された分で、道路の総延長88キロメートルに対し62.9億円でした。

それに対し、昨今作成されました道路舗装の個別施設計画、平成31年度、これについては96キロメートル、長さが8キロメートル増えて金額も5億円ほど増えております。今後、増えていったトータルで67.7億円という大規模な道路舗装費を年平均にしますと1.7億円、橋梁と合わせると2億円を超えるわけですが、これらの膨大な道路舗装予算をどういうふうに軽減していこう考えでおられますか。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、全体的な延長と費用につきましては、椎葉議員おっしゃったような見込み、概算のようなことだと思っております。

現在、取り組んでおりますことにつきましては、維持修繕費、維持修繕におけるライ

フサイクルコストの縮減という形で年次計画において順次少しずつ補修工事に取り組みながら、各路線の寿命を伸ばしていくというふうな方法によって、全体としてみたときには費用の縮減をさせる方向での取組というふうなことで、現在取り組んでいるところでありまして、将来的にも基本的には補修関係で取り組みながら、主体的には補修関係の事業の取組が多くなっていくのかなと思っておりますけれども、一応、早急に取り組んでいかなければならない路線をもちろん優先させたところで現在も取り組んでいっているというふうな状況になろうかなと思います。

補修関係で早め早めに取り組むことによって、将来的なライフサイクルコストを見たときに削減できるのかなというふうなところでの、現状としての取組ではないかなと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 今の個別計画によりますと、大体15年補修の計画で計算されておまして、この金額が道路でいうと1.7億円の年平均になっておるところでございます。前回、昨年だったでしょうか、浅田係長のほうに質疑答弁いただきまして、道路の統廃合についてご提案したのですが、そのとき浅田係長というのは当然道路の統廃合は検討していくことになると思うというところで答弁いただいております。この私の提言というのは、ある専門家に聞いたらそういう方法もあるのではないかということでした。

町長にお尋ねしますが、今後、例えば継続的に専門家等を踏まえて、こういう道路の削減等についても考えていく必要があるのではないかと思います、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変膨大な維持補修という形で、コストが割高になってくることとございます。一つにはコストダウンするためにはですね、机上の今の中で、修正CBR等がございまして、ちょっと専門的な部門に入ってくるんですけども、ここらへんの捉え方を変えまして、そのまま継ぎ足すと、舗装を表層4センチメートルを継ぎ足すということで上層、下層を修正、やり直さないというふうな極端なやり方もあるのかなというふうにも思います。

これは場所によってもございます。幹線道路あたりは当然大きな重量物が来ますので、耐えきれないという部分もございまして、大型交通の少ないゼロ交通あたりの部分についてはですね、そういうただ単に表層4センチメートルを被せるという手法もあるのかな、そこらへんを踏まえながらコストダウンしてもいいのかなと、それからせいじょうかの中にヘアークラックあたりが入っておりますけれども、そこらへんをもう少しちょっと5年のところを6年7年延ばしたりしてずらしていくのかと、そういうふうな対応もあるのかなというふうにも思っております。

ただ、私が言っているのは昔のやり方でありまして、今おっしゃるような専門的な

知識の方も十分ご意見を伺いながら、伸ばすことが可能なものがあればそのようなところでやっていってもいいのかなと思っていますところでございます。

○3番（森山 宏君） 1番議員の遠坂議員の補修の件で質問されていましたが、町道の補修、こういうときに考えるときに、今、町長もおっしゃったですけれども、性状の路面調査というのも確か平成25年度ぐらいにしてあると思います。これをやる業者というのは九州に2社です。多分この性状路面調査をしないと社交金なりの補助対象にならないというのが、7年前ぐらいですか、そのときの調査の資料数値が基になっていると思います。

町長も、今、言われたように、大型車両等が通れば舗装というのはすぐ轍ができてきて、そのときと今では大幅なギャップが出ているのが現状です。一番議員の遠坂議員がおっしゃっていたのは、すぐできるところはしてくれという意味だろうと思いますし、町長のおっしゃったようにオーバーレイ工法と前ちょっとお聞きしたら、今は路盤までないと社交金の対象にならないというふうにもお聞きしております。

7年前の性状路面調査以降、その基準で補修を考えておられるのか、またその後の現状を把握して順番といいますかそれを決められているのかをお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 計画におきましては、本年度予算では舗装構造調査委託というのを予算計上させていただいております。これにつきましては、より詳しい道路内部構造等を調べる方法があるというところで、今年度、その舗装構造の調査を実施させていただいて、3路線の5.8キロメートルというところで、それに調査結果が出ましたところで、具体的な整備を行っていくところで計画を立てていこうというところで思っているところであります。

○5番（味岡 恭君） 近年ですね、よく見ますのが町道でも何ですかね、グリーンラインというんですかね、で、歩道を表示しておる地区も見ます。安価で済むものですからとても良いのではないかと思います。この計画はないのかお尋ねいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、現状、現在までは歩道整備という形できちんと取れる状況にあるところについては、歩道整備で計画的に取り組んで参っております。味岡議員がおっしゃいましたように、現況、幅員が狭くて取れないというふうなところでもありますとか、そういったグリーンラインといいますか、それを設けたほうが現実的に早く、より安全度が現状より保たれるというところにつきましても、数多くあるのかなというふう思っております。

そのような整備方法につきましても、今後、検討させていただいて、計画的に取り組んでいければというふうなことは考えております。

○5番（味岡 恭君） 予算的にもですね、安価で早急にできる安全予防策であると思いますので、是非ですね早急に取り組んでいただきますよう、取り組んでいただきます

か、方法、いつ頃までかというのではないでしょう。

○建設水道課長（皆越克己君） それにつきましても、具体的のどの路線のどの部分でありますとか、そういった部分の検討という形の中で、優先順位として何年から何年の間にここだけというふうな具体的な計画になってこようかと思っておりますので、検討させていただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、町の道路整備計画について、遠坂議員の一般質問を終わります。ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時18分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第5、一般質問、次は、一つ、健康寿命の向上について、高橋議員の一般質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 7番高橋一雄です。通告しました3つの項目について、一般質問させていただきます。

まず、最初に健康寿命の向上について質問いたします。健康寿命とは介護を受けないで自立している期間だとされています。厚生労働省の調査によりますと、平均寿命と健康寿命の間には男性で約9年、女性で約12年の差があるとされています。

この全国平均の数値に対して、本町の実態はどうなっているのか、最初に質問いたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

おっしゃるとおり、健康寿命とは心身ともに自立した活動的な状態であると本人が思っている年齢のことです。その上限というところではございます。本町の平均寿命につきましては男性が81歳、女性が88歳でございます。これは概ね全国平均と同じでございます。最新の調査によりますと、本町の健康寿命は男性が67歳、女性が74歳ということで、男性女性ともに約14年間のいろんな支障が出てくる期間があるというふうになっております。

健康寿命につきましては、男性がだいたい全国、熊本県ともに70歳ぐらいということで、本町は3歳ほど早くいろんな支障が出てくると、男性はですね。逆に女性のほうは5か月ほどですが平均寿命を上回っております。男性のほうは何といいますか健康寿命の部分で大きな課題があると思っておりますのでございます。

○7番（高橋一雄君） 人間いつかはこの世とお別れしなければなりません。そして、人様のお世話になるようになって、その方の人間としての尊厳が守られるように介護されなければなりません。その中で、できるだけ健康寿命を延ばすこと、また全国平均よりも介護を受ける期間が長くなることが予想されるので、健康寿命を延ばすことは町民の皆さんそれぞれの人生の充実、幸福感の向上につながっていくと思います。

本町では、この健康寿命を延ばすために、各地区で高齢者の健康体操をされています。県の補助金を活用して取り組んでいる公民分館への補助も行いました。弱ってきた筋力を強化することは、健康寿命を引き上げるのに一番効果があると言われておりますので、本町の取組として評価したいと思います。

更に、私なりに、この健康寿命を少しでも引き上げるために、行政が何かほかにできることはないかと考えたとき、高齢者になってから進む難聴に困っている方への援助が必要ではないかと考えました。相手の話がよく聞こえないということが大きな心の負担であると思います。国立研究機関の調査では65歳以上の半数が難聴であるという推計があり、認知症のリスク要因であるという指摘があります。ですからこの問題で公的な支援があるということは健康寿命を引き上げることの大きな力になると思います。

本町では保健センターや公民分館での対応の中で、高齢者の難聴の方を把握されていると思いますが、何名ほどいらっしゃるのか、更によく耳が聞こえないのに補聴器を使用せずに生活されている方の数を把握されているのか質問いたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） まずもって、健康寿命を延ばす取組の中で今申されました各地区分館での通いの場、百歳体操などの効果は、今後、出てくるというふうに思っております。それは地道に継続しながら期待をしているところでございます。

先ほど申しました女性のほうは、ここ2年ほどで実際健康寿命のアンケートを取った場合5歳ほど改善しているのですが、男性に課題があると申しましたのが、いろんな健康に関する研修会とか、そういう運動教室を行いましても男性の参加が少ないと、女性の割合が8割から9割がそういったところでございます。やはり男性がある程度年齢が経ったときに、そういう社会参加についての活動への参加が少ないのが、一つ原因ではないかなと思っております。

各地区分館での百歳体操への参加につきましても、分館によって差があるわけですが、やはり女性がほとんどのところが大部分のところがございます。そういったところで、そういうコミュニティの参加について男性の参加を促していくというのが大きな課題ではないかなと思っております。

また先ほど申されました、難聴に関する数字的なところでございますが、身体障害者手帳を本町でお持ちの方が267名いらっしゃいまして、そのうち聴覚障害の方が24名ということで手帳を取得されております。聴覚障害につきましても、一番軽度の6級

の方が10人いらっしゃいますので、ある程度聞こえなく、聞きづらくなってですね、医師等に相談されているような検査等受けられて、そういったものをお持ちになって障害者手帳の取得ということにも相談をいただければ、そういったことも取り組まれるのではないかなと思っているところでございます。以上でございます。

○7番（高橋一雄君） ただいまの説明の中で、腑に落ちたと申しますか、私たちの先輩の年代は会社人間といわれていて、定年退職になってから男性はすることがないということがよく耳にしてきたので、本町でもそれが当てはまっているのかなと腑に落ちました。そして、やっぱりそれは放置できない問題であり、男性の参加を促すような取組をしていただきたいと思えます。

話を続けます。私は眼鏡をかけています。眼鏡がなければ日常生活に大きな支障がありますが、近視乱視の眼鏡は2万円ほどで買うことができます。老眼鏡に至っては100円ショップでも買えます。

先日、新聞の通信販売広告に有名な国内電機メーカーの補聴器というのが2万円で宣伝されていました。しかし、今回のことで調べる中で、補聴器というのは通信販売で買ってすぐ使えるものではないことを知りました。本当に補聴器が必要な方は、耳鼻科の病院で自分の聴力を調べていただき、補聴器を取り扱う専門店に行き片耳だけでも高価な補聴器を買って、更にお金を払って自分に合うように調整してもらったり、トレーニングしたりと大変な出費が必要なのだそうです。

先日の新聞の折り込み広告の中で球磨郡内の専門店のチラシがありましたが、やはり、この新聞の通信販売で出たような安い補聴器ではありませんでした。私は耳が遠くなるということは高齢者の日々の暮らしにとって、精神的に大変不安な問題だと思います。

そこで町のほうで、高齢者が補聴器を使用するための何らかの支援制度があるのかと思いましたが、先ほどの障害者認定を受ける手続きを取れば公的な支援があるということと理解していいですか。そして、この補助の財源は国の障害者福祉予算からということですか。質問します。

○保健福祉課長（白川一雄君） 補聴器購入への補助事業といたしまして、補装具交付金事業というのがございます。この補装具交付金事業は、補助対象としましては、障害者手帳の保持者か難病等の指定を受けた方となっております。この方が日常生活を送るうえで必要な移動の確保や就労場面における能力の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立して自活する素地を助長育成することを目的としまして、身体の損なわれた欠損、または損なわれた身体機能を補完代替えする用具を購入または修理に要する費用を補助するものでございます。

支給対象者の家計の負担能力、その他の事情を考慮して補助率が定められておりまして、住民税の非課税世帯の方であれば負担額はゼロというふうになっておるということ

でございます。

手続きとしますれば、申請される方は市町村の窓口で相談をしていただきまして、最終的には市町村長宛の補装具支給申請書と熊本県の総合福祉相談所長宛の判定依頼書、主治医の意見書等を提出していただくところでございます。

なお、補聴器につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、ポケット型でありまして3万円から5万円ですね、耳にかける型でありまして5万円から9万円ほど、穴に埋め込むタイプでございますと9万円から14万円ほど、補助対象となる部分でそこまでするのでございますので、まだまだそれを超える額の部分があると思っておりますのでございます。

○7番（高橋一雄君） ただいま、課長のほうから補聴器の値段の相場の説明を受けましたが、眼鏡の場合、見えさえすればいいということで片目だけで眼鏡を作っている人はいないと思います。両目見えるように眼鏡を作られます。ところが補聴器の場合は、課長の説明にあった値段というのは片耳だけ装着した値段であって、本来自然に聞こえるようにするには、その倍近い2台ならば多少割引されると思いますけれども、その倍近い値段を払わなければならないということです。

そして、障害の認定を受ければ公的な支援が受けられますが、6級の聴力レベルは片耳の聴力レベルが90デシベル以上、デシベルは音の大きさだと思います。または両耳の聴力レベルが70デシベル以上とされています。日本補聴器販売店協会の資料によりますと、70デシベルから90デシベル未満というのは高度難聴という分類で、耳元で大きな声で話さないと聞こえない、話してもらわないと聞き取れないという状態です。大きな声で言ってもらわないと聞き取れない、こういう状態になって初めて補聴器購入に公的な補助があるということです。

先ほど65歳以上の方の半分は難聴であると推測されるという話をしましたが、25デシベル以下で聞こえる場合が正常値であって、この国の補助を受けられる間に小さな声での会話が聞き取りにくいとか、普通の会話でよく不自由を感じるとか、耳元に口を近づけないと会話を聞き取りにくいとか、こういう広いレベルで、難聴で苦しんでいらっしゃる方がいると思います。

そこで私は、障害者認定に至らない高齢の難聴者に対して、補聴器を購入しやすくするような公的補助を求めたいと思います。テレビのボリュームを大きくして家族に叱責されるようになったり、会話が聞きづらくなったりしたら家にこもって健康寿命を縮めてしまうのではないのでしょうか。国は1億総活躍社会を目指すとっています。国や県に財源措置を求めるべきではないのでしょうか。そして、国がまだ始めないならば、湯前町町民憲章に謳う健康で心豊かな町を作っていくために、町単独でもするべきではないのでしょうか。考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） いわゆる、おっしゃっているのは補装具の交付金事業、障害者の補装具に当てはまらない、それ以前の難聴者に対する補聴器の購入が必要ではないだろうかというお話であろうと思っているところでございます。

私もちょっと調べさせていただいたところでございますけれども、まずその前に、この難聴という認定の部分ですね、いかにここらへんの部分がデシベルという先ほどの話があったところでございますが、ここらへんの部分の方がその方にとって、どういうふう聞こえていないのか、そこらへんの基準あたりも当然必要になってくるだろうと思えますし、合わせまして、病院での検査も必要になってくるというふうなところでございますので、ちょっと厳格的な部分もあるのかなと思った次第でございます。

先ほど高橋議員の中から国での制度も求める必要であるというお話もございましたので、私としてはこういうふうな難聴、補聴器等の問題については、当然、日本の中の医療の領域の中で扱われるというのが一番大事な部分ではなかろうかなと、私としては先ほどのご質問の中を聞きましたときには、そういうふう感じたところでございますので、御党のほうでも頑張ってお応えしていただければと、私としては思っているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 高齢者の健康寿命を引き上げていく。こういう取組の中で補聴器購入への補助というのが全国の自治体の中で少しずつ広がっていていると思えます。そうしたことを今後も調べながら、この問題については引き続き一般質問の中で取り扱っていきたいと考えます。以上で1番目の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、健康寿命の向上について、高橋議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

次に、一つ、LGBT問題について、高橋議員の一般質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 私の今回の一般質問では、聞きなれない言葉を二つ質問いたします。

まず、LGBT問題について質問します。LGBTというのは性的少数者の人たちを総称する言葉です。生まれたときの体の性、男性の体として生まれたのか、女性の体として生まれたのか、そして、心の中で自分は男なのか女なのかという認識が違う人あるいは異性ではなく同性を好きになる人などのことをいいます。

60歳代の私たちの世代では男の子は男らしく、女の子は女の子らしくしなさいと教育されてきました。芸能人の中で美輪明宏さんとか、差別的に色眼鏡で差別的にみられていたと思います。

しかし、今の時代は性的少数者の人権擁護、個人の尊厳を守る多様性のある社会の実現が言われています。熊本県でもLGBT性的少数者を行政やマスコミが公認し、この人たちの人権を尊重する動きが広がっています。

湯前町にとっても他所事、他人事ではないと私は思いますが、町長、教育長におかれては、LGBT性的少数者についてどういうお考えをお持ちか、まず質問いたします。

○町長（長谷和人君） LGBTということで、Lがレズビアン女性の同性愛者、Gがゲイということで男性の同性愛者、Bがバイセクシャルということで両性愛者と、Tがトランスジェンダーと、まあ心の性と体の性の不一致ということで、頭の字をとられたところでの言葉でのLGBTという形になっております。

物本あたりもちょっと読ませていただいたところでございますけれども、人それぞれによって性的傾向や性自認に関しまして、必要な配慮になってきている世の中ではなかろうかなというふうの思っております。男女平等や人権尊重の観点からも求められておりますし、一人一人が異なるように性的思考や性自認の思いの強さや、許認の程度につきましては人それぞれでございますので、その対応の方法については一つではないというふうに思っているところでございます。相手の意向を組み入れながらコミュニケーションを行う必要があるのではなかろうかなというふうに思っているところでございます。普段から考え行動しながら、このLGBTの皆様方におかれまして、対応を行っていかねばならない、そういうふうの私としては思っている次第でございます。

○教育長（中村富人君） ただいま、ご質問がございましたLGBTについてでございますが、教育関係ではLGBTのトランスジェンダーのTと、後のLGBと分けて扱っております。

どういうことかといいますと、LGBはどの性を性愛の対象とするかということ、トランスジェンダーに関係ありますが、もう一方、性同一性障害、そういう二つのことで対応しています。学校では後半で述べました性同一性障害、このことへの対応、つまり先ほど高橋議員の質問にありましたように、いわゆる身体的な生物学的な性と心の性が不一致する、そういう障害といいますか、そういうことへの対応というところで別にしております。これは文部科学省も数年前から大きな問題として捉えておりまして、学校現場にもいろいろ通達等が出ております。その中心は平成22年に出ておりますが、一つ、教育相談をなささいというようなこと、それから二つ目はきめ細かな対応をなささいというようなこと、二つが通達としてあげておりまして、現場のほうにも浸透しているところでございます。

また、先ほども人権問題としてのご質問がございましたが、熊本県では13の重要課題、人権についての13の重要課題がございます。その13番目にこの性同一性障害が取り上げられておりまして、学校現場でもこのことについての対応がなされております。

以上です。

○7番（高橋一雄君） ここ数年で、LGBTに対する理解は広まってきたと思います。

しかし、当事者にとって生きづらい社会であることは、まだ変わらないと思います。私は本町にとっても他人事ではないと申しました。私たちが直にそういう人に会った覚えがない。私自身がそう思っていたんですけれども、そうではない、自分の周りにいないと思ったけどそうではないという話を最近知ったところです。

政府、厚生労働省では、公的な調査の公表はありません。しかし、大手広告代理店が2012年に初めて調査をし、国民の中に無視できないパーセンテージでLGBTの人達がいることを明らかにしました。最初の調査では5.2パーセント、2015年は7.6パーセント、2018年調査では8.9パーセントとなっています。これは数が増えた、実数が増えたというよりも、世間に理解が広まってきたので、自分でそういうことを認めやすいことになってきたのかなという、この数字の分析をしています。

ということは、本町の住民、児童、生徒の中にも、自分をLGBT、性的少数者だと思っている人がいるということ想定しなければならないと思います。私どもが今までもっていったような偏見をなくし、差別やいじめがないようにしていかなければなりません。先ほど学校教育のほうでは、こういう問題について通達もあり対応しているということでしたが、行政側の役場職員に対してLGBT性的少数者への偏見や差別のないように研修をされているのか質問します。

○総務課長（高橋 誠君） 職員研修のほうでは、とりわけこのLGBTについての研修は、まだやったことはありません。

○7番（高橋一雄君） 本町では職員の研修ではないということですが、ほか自治体の動向を見て、今後は検討課題にあると受け止めていいですか。

○総務課長（高橋 誠君） LGBTについては、社会的にも、今、取りざたされている、始めたといいますか聞きなれない言葉でとされているところではございますけれども、今後、そういった認識というのは職員のほうにもしっかり知っていただきたい。研修で補うのか、それとも個別に勉強するのかというところではございますけれども、やはり、そういった性的なところの認識は持って、町民に接しなければいけないという意識づけは必要かと思っております。

○7番（高橋一雄君） 先ほど、教育長は子どもたちの心の問題としてトランスジェンダーのほうは、ほかの問題と分けて重要視されているような説明でしたが、町民や児童生徒に対して性的少数者に対する正しい知識を持ってもらい、差別やいじめのないようにする取組はされているのか質問いたします。

○教育長（中村富人君） 先ほどは、LGBTと性同一性障害を分けてご説明申し上げました。これは学校現場での取り扱いでございます。まだ子どもたちは発達の中途の段

階でございますので、LGBTいわゆる性愛的な問題は取り扱いません。その前の自分の心と体の問題が不一致の子どもたち、つまり、そういう子どもたちは統計等によりまずと自死に至るとか、そういうようなことに至るということで、とても大きな問題にされております。そういうことで各学校ではいわゆる非常にこれも微妙な問題でございます、相談をしても子どもたちがそれを答えるかという問題もございます。また、外見で見てこの子は何か例えばスカートを好まない、ズボンだけを好むからひょっとしたらとか、そういうような偏見で見ることできませんし、非常に難しい問題だとされていきます。

また、何度も申し上げますが性が一緒じゃないわけですので、体の性と心の性が、ですからそこら付近のことと、また性的な思考とは別のことでございまして、まずは自分のそういう部分について、いわゆる悩んでいる子どもたちについてきちっと相談活動をして、先ほど高橋議員がおっしゃいました性的な少数者に対する、いわゆるほかに対する理解も必要でしょうし、本人についても悩みを聞いてまた介抱してあげるという問題として捉えています。

つまり、性同一性障害者については、全国的には例がございまして、例えば具体的には相談活動があった場合は、服装の問題とか髪型とか、そういうのがあるわけではございますが、認めまして、そして、更衣室とかトイレとか、あるいは修学旅行での対応とか、いろんな対応がなされております。

湯前の小学校、中学校も聞き取りを行いました、そういうことは、まだないということでもございました。私も教職に就いておりましたが、そういうことはございませんでした。これは、さっき、パーセンテージをおっしゃいましたが、確かに隠れた部分は大きいかと思えます。そういうのが一般的にはですね、いわゆる中学生になって、第二次成長、いわゆる体が男らしさ、女らしさというのか、そういうときに出てくる例が多いようにも聞いております。

非常に何便も申しましたが慎重な問題でございますので、出てきた段階ではきちっとしたい。これも確認しましたが、そういう研修を積んでいるので、そういう相談があったときには、きちっと対応したいと学校のほうからも報告を受けています。以上です。

○7番（高橋一雄君） 町民の方に対しては、この問題に対して正しい知識等の広報は、努力はされているのですか。

○総務課長（高橋 誠君） 私の記憶の中では広報、旬報等で使ったLGBTのご紹介といたしますか、内容を掲載したところはありません。

○7番（高橋一雄君） 新聞報道のほうでは、LGBT性的少数者のカップルを自治体が認めるなどの取組、法的な障壁を少しでも取り除こうという動きが出ています。

現在はないということですが、ほかの自治体やほかの学校の取組を調査し、必要なら

ば本町でも取り入れる考えはあるのか質問します。あるいは、また既に検討しようとする事案があるのか質問いたします。

○総務課長（高橋 誠君） これを広く行政のほうから知らせるといいますか、認識していただくことが、偏見、差別、そういったものがなくなるようであればと思いますけれども、非常にデリケートなところがございますので、地域の方、町民の方にも、どう周知したほうがいいのかどうかというのをですね、教育サイド学校のほうでされている、また家庭のほうでもやはりその話題で偏見がないような家庭の教えと言いますかね、家族の中で話し合うこともありますので、これについては広報等でお知らせするかどうかは、また内部のほうで調整させていただきたい、検討させていただきたいと思います。

○7番（高橋一雄君） まあ、対応する施策としてですね、すでに対応が動いているところを聞いた自治体では、選挙管理委員会での事務文書、選挙の投票には男性、女性関係なく一人の日本国民として投票しているわけですが、選挙管理委員会の記録簿には、この人は男性、この人は女性と書いてある。ところが一見、男に見える人が名簿には女に書いてあった場合に、その職員の対応で心が傷つくんじゃないかと思います。

また、逆にですね、名簿には男性と書いてあるのに女性の格好で、服装で来た時に職員から見られる目で傷つくんじゃないかと、そういうことを考えますと男性女性分ける必要のない行政文書には、もうそういう男女の書き分けはやめようという動きがありますが、本町でもそういうことを始めようとする動きはないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 男性、女性の表記についてですけれども、先ほど議員言われましたように選挙関係については、選挙人名簿、投票所の入場券ですね、そういったものには表記はしていないところがございます。また期日前投票の宣誓書等にも男性、女性、書く欄がございましたが、これについても廃止といいますか無くしたところがございます。ほかの業務に、業務と申しますか窓口業務に男女を書く欄がまだまだあるとは思いますが、これについては、この社会的な動きを見ながら判断していければなと思っております。

○7番（高橋一雄君） 本町では、学校教育でも社会教育でも人権教育がされています。より豊かに人権教育が進められることを望みます。多数者も少数者もどんな人であってもそれぞれの個人の尊厳を尊重しあう社会を求めて、私自身も日々研鑽する決意を述べて、この質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、LGBT問題についての、高橋議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） LGBTに関しましては、世界共通の課題だと認識しています。ただ、日本のほうではこれから法案整備等がなされるというふうに聞いています。したがって、本町でも慎重な課題ととらえおきまして、まあ法整備がなされてから現状

を見て判断していくべきだと思いますが、町長はいかがでしょう。

○町長（長谷和人君） 大変重要な課題の部分の一つではなかろうかというふうに、私も思っておりますので、それについて国の動き等も確認しながら法整備、そして条例等の整備が必要になった場合については、その対応をさせていただくということで答弁のほうはさせていただければと思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 非常にデリケートな問題ということで、皆さんためらっておられるのかもしれませんが、このことに関しては特に学校現場のほうで、しっかり子どもたちに知らしていただくのが大事かと思います。実際そこのご当人がおられるのかもしれない、子どもたちの中に自分はなんか変だなと思っている方がいるのかもしれないので、それがしっかり対応ができたり、相談ができる環境ができることが大事だと思います。もちろん保護者の方にもその知識をちゃんと伝えておくことが大事だと思います。

まず、学校現場でですね、そのことを広めていくなり知識を植え付けていくなりですね、そういう対応をしてもらうことが重要ではないかと思いますので、第一段階としては、そこをしっかりと取り組んでいただければ、かなり変わってくるのではないのかなと思います。当事者がいた場合にですね、苦しむことがないように先ほど言われたように自死とか、いろいろ関連になりますので、しっかり受け皿ができるなり、子どもたちの心の悩みが打ち明けられる環境づくりとかもですね、作っていただくことをお願いしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 金子議員、質問ですので、討論ではございませんので、質問をしてください。

○6番（金子光喜君） 引き続き、その延長でですね、質問をしますけれども、いろんな勉強をする場合の、例えば講師の先生とか、そういうことが県のほうからですね、何か依頼があったかと思えますけれども、そういうことは来ていないのでしょうか湯前には。

○教育長（中村富人君） 今、カウンセラーみたいな方だと私はイメージいたしました。この学校現場で扱います性同一性障害に関します件については、そのものだけではなくて、いわゆる一般的な悩みの一つとして取り扱われます。

例えば、いじめとかですね、いじめがないかだとか、そういうものの中で、よくあることなんです。格好で自分の服装とか動作とかということ。いろいろな言われ、からかわれるとか、そういうことで悩むとか、そういう一連の中でいわゆる出てくるというのが一般的であろうと思います。いわゆるカウンセラーも十分充実しております。球磨教育事務所に3人いらっしゃいまして、いわゆる問題点が出ましたときには、すぐ要請

すると、すぐ応じていただきます。そういう体制ができておりますので、またこれを機会にですね、さらに校長会でも私の指導助言の場がございますが、その中でも、この議会のほうでも取り上げられたということを話題にしながら、今後充実していければなど思っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

次に、一つ、SDGsに取り組む考えはということで、高橋議員の一般質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 最後にSDGsについて質問です。まだ聞きなれない言葉なんですけど、これは2015年国連総会で採択された持続可能な開発目標という意味です。2030年に向けた具体的行動指針を述べています。

日本政府はSDGsの日本版の具体的行動指針を安倍内閣が閣議決定しています。実は私自身もつい最近まで世界各国、日本政府がSDGsに取り組んでいることを知りませんでした。これを聞いたきっかけは熊本県の町村議会議長会のほうで、県下の町村議員を集めて講演会があったときに、葉っぱビジネスで有名な四国の上勝町の横石先生を呼んで話を伺ったときに、上勝町はSDGs未来都市に選ばれましたとスライドで示されました。

この講演を受けて私はこれから先進的な自治体は、SDGsに取り組むのではないかと思いました。九州でもまだ幾つかの都市でしかSDGs未来都市のモデル地区にはなっていません。モデル地区ということは、たぶん総務省と連携しあってSDGsを進めるために、幾つかのポイントの自治体を選んでされていることだと思いますが、それとは別に本町でいち早くSDGsに取り組むば本町のブランドイメージが向上するのではないかと思います。そこで最初にSDGsに対する町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 高橋議員の、今、説明がございましたが、私もこのSDGs、初めて知ったところでございまして、今、説明の内容と重複するかもしれませんが、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、平成27年国連サミットで採択されたということで、翌年の1月1日に正式に発効したということで、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と戦い、気候変動に対処しながら誰も置き去りにしないを基本理念に、2030年の世界を見据えた新たな指針というところになっているようでございます。まあ貧困をなくそう、飢餓をゼロにすべての人に健康と福祉を質の高い教育をなど、17の国際社会全体の持続可能な開発目標が掲げられているところでございます。

この中で、地方自治体におきます部分につきましては、地方の魅力、強みを活かしつつ、このSDGsを推進するという中身にはいっていくというふうでございまして。私としては、今、今回の初めて高橋議員のほうからお聞きしたところでございますので、

まだ実は深堀をやっていないという部分が正直ございますので、それと、この回品質管理という部分が高い部分ではなかろうかと思っておりますので、まあ上限3,000万円という補助金、実費補助金の場合は上限2,000万円、定率補助の場合は上限1,000万円というふうな補助金等も活用が可能というふうな内容となっておりますので、今後、このモデル事業からにつきましては、ちょっと勉強させていただければというふうな答弁とさせていただいております。以上でございます。

○7番（高橋一雄君） SDGsの目標自体は、全世界適合するように、発展途上国も先進国もという内容ですけれども、日本独自にSDGsを閣議決定しています。

そして、私が本町に考えたことは、町民憲章の理念にも合っているし、それから人口ビジョンを策定して、本町を持続可能な町づくりを考えた場合の総合戦略にもリンクしている。モデル自治体がある今の時点で、モデル自治体じゃないけど取り組むということは、本当に先ほども言いましたがブランドイメージを上げる、そういうことになると思います。

最近、新聞でもテレビでも取り扱われるようになってきていると思います。自治体の首長、県知事や市長が記者会見するときに、後ろにSDGsのパネルが飾ってある、知っている人はSDGsだと思ふようなパネルを愛知県はされていまして。横浜市長はされていませんでした。大体自分の町の名前ぐらいのパネルしかしていないところが多いと思います。先だっては本町でも町長が災害に関する協定書を企業と結ばれましたが、バックの背景は湯前町が分かるだけのあれでした。

モデル自治体となるためには、総務省と頻りに情報交換して認めてもらわなければなりません。これは国連で決まったことですから、政府に無断で名乗ってもふるさと納税のように総務省から怒られるようなことではないと思います。むしろ進んだ自治体として、ほかの自治体からも一目置かれるのではないかと思います。是非、前向きに検討していただきたいと思いますが、先ほども町長が申されましたが、このSDGsに関して、閣議決定して国を挙げて取り組むということで、総務省から環境省、ないのは防衛省ぐらいで、各省庁が関係する事業についての補助金を出しています。全部で確か146事業くらい国が提案していると思います。

そうした中で、この中山間地である湯前町に合うような事業あるいは目標としたい、取り組みたいような事業があれば、活用できるんじゃないかと私は思っていますので、その点はいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 誰一人取り残さない持続可能で多様性のある社会の実現ということで、17の国際目標、そしてその下で169のターゲット、そして232の指標が決められているというふうな内容ということになっていることとございます。

私も先ほど答弁しましたように、この中身、高橋議員、十分熟知されているんだろう

と思うんですけど、まだ勉強のほうが少ないので、現在のSDGsに似合うようなものが多分あるのかなというように思っておりますので、そこは整理を行わせていただきまして、勉強のほうをさせていただければというふうに答弁させていただきたいというところがございます。

○7番（高橋一雄君） 町長に答弁を求めて順序が逆になりますが、ほかの自治体と情報交換していると思いますが、職員は、総務課関係とか企画観光課関係でほかの自治体との情報交換とか、それから、いち早く取り組んでいるところの自治体の動きとか、そういう面での調査はされていますか。

○企画観光課長（本山りか君） 私のほうからは総合戦略に伴いまして、国のほうからこの件に関して示し等もされているところがございますので、その情報は得ております。

ただし、ほかの自治体につきましてはまだ調査は行っておりませんので、私自身も認識が浅いので、今後勉強させていただきまして、今策定しております総合戦略の中で、盛り込んでいけるものがあれば盛り込ませていただければと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 総務課のほうもですね、今、本山課長言ったようにですね、情報等がまだまだ薄いようがございます。ほかの自治体ともそういった情報共有もまだできておりませんし、総務課長会等でもそのSDGsの話題、議題もございません。今後いろいろな情報が入ってくる中で、そういった議題が上がってくるやもしれません。そういったときには、また私も内容を勉強しておきたいと思っております。

○7番（高橋一雄君） 最後になりますが、熊本県のほうで小国町がモデル都市になっているのは、森林資源と地熱資源があったからだと思いますが、このSDGs自体はどんな項目でも自分の町で取り組んでいること、取り組みたいこと、それをリンクさせることができます。

ですから何回も言いますが、この言葉が、自治体に取り組むことが陳腐になる前にいち早く取り組んで、そして湯前町のブランドイメージを上げていただくことが、本当にこれが目標にしている持続可能な地域社会、湯前町というのにつながると思っていますので、積極的に今後も調査研究して、取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、SDGsに取り組む考えは、の高橋議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 企画観光課のほうにお尋ねします。例えばSDGsに関しては世界、グローバルな視点があるんですけども、まあローカル版のSDGsとして17のゴールを湯前版に落とした場合、どういうふうになるのかなというところを、まず頭出しをしてみて、今後の戦略等に反映してはどうかと思うんですが、課長の考えはいかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 現在の総合戦略の中におきましても、この目標を見据えた施策等もあるかと思えます。先ほど町長が申しましたように、そこらへの整理を行えばですね、この未来都市とかですね膨大な計画になることも考えられますが、ローカル版という観点ではですね、見合うものがあると思っております。そこらへの整理をさせていただきましてですね、できるだけ財源の確保のためにも、そして高橋議員おっしゃったような町のブランドイメージの向上ですね、アップにつながるようなことも視点に置きながら検討させていただければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 次は町長に伺いますが、これを実現すれば17のゴールを実現すれば、みんなが幸せになるという持続的な計画でございます。したがって、もし、企画観光課のほうで検討してみて、これは行けるぞとなった場合は、例えば、令和3年からの基本計画の中に、施策レベルとして17の項目に沿ったような感じで、うまくマッチングができればなども考えていますが、もし、そういう流れになった場合は基本計画のほうにも反映していくという考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございます、この17の目標の中にいくつか入りそうな部分もございます。

ただ、先ほどの高橋議員のほうにも答弁させていただいておるんですけども、どういふ内容で実はその中に申請の部分が出てくるのか、許認可関係の部分、こういうのが実はまだネットでしか調べていない部分がございますので、そこらへの採択基準なりなんなりが多分あるのだと思えます。

そして、多分ゴールの先が見えてなくてはいけない部分があるんじゃないかと思っておりますので、可能であればそのような答で計画のほうにも乗せることも可能であればそのようにさせていただければというふうには思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時17分

再開 午後3時31分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○議長（倉本 豊君） それでは、一つ、湯前町農業再生協議会について、山下議員の一般質問を許します。

○9番（山下 力君） 湯前町農業再生協議会について質問をさせていただきます。私

はここ数年町内の一畜産農家に対し、行政の飼料作付け等の確認事務に不信感を持っておりました。考えた末に、この町農業再生協議会に着眼をし、質問をすることにいたしました。

そこで、再生協議会の規約、細則、総会資料、経営所得安定対策事業補助金等の資料を担当課のほうに提出をお願いし、いただいた後、自分なりに分析、そして調査をいたしました。その中で、執行部に確認する事項、また、疑問に思うことが見つかりましたので、今回は一畜産農家の転作確認事務については質問はしないと、しかし、遠坂経済建設委員長にお願いいたしまして、閉会中の継続調査で調査をしたいと思っております。

したがって本日は確認したい事項、疑問に思うところを担当課長、そして町長、そして総務課長に尋ねて参りたいと思います。では冒頭申しますけれども、農林課の稲森課長、この再生協議会は、平成24年にスタートしておりますので、課長が3人退職されて携わってきておりますけれども、退職されております。稲森課長は知らないところもあろうかと思えます。しかし、知るところを誠実に答弁をいただきたい、説明をいただきたいというふうに思っております。

この再生協議会は、平成24年の3月議会で、上球磨地域農業再生協議会と、湯前町担い手総合支援協議会、そして、新農業推進対策本部委員会を平成23年まで、別々に協議をしてきところですが、いわゆる効率を上げたい、そして効果を上げたいという理由で3つを統合して、湯前町農業再生協議会を立ち上げたと、前町長は説明をされて、平成24年の4月にスタートしたところであります。

この再生協議会の立ち上げの背景には、国からの指導もあったように聞いております。どのような指導があったのか、その指導を受けて、いわゆる課内で、庁舎内で検討され立ち上げになったと思えます。そのまずプロセスを、立ち上げまでのプロセスをお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 立ち上げのプロセスということでございますけれども、まず平成22年度から、個別所得補償モデル事業というふうなことになっております。それが平成23年度に本格的に実施されるということになりました。その際に農業者個別所得補償制度につきましては、農業経営の改善、自給率の向上を目指すものであり、作物を生産する担い手の問題、農地の問題も合わせて議論し、関係者が地域農業の方向性を行っていけるようにすることが必要となっており、まず3つの取組、農業個別所得補償制度を实践する取組、現在は経営所得安定補償と名称が変わっておりますが、当時は農業個別所得補償制度を实践する取組、担い手の育成、確保に関する取組、また耕作放棄地対策などの農地の有効利用に関する取組、まあこれは相互連携によりできる体制にしていくことは重要ということで、国のほうからの指導等があったところでございます。こういう考え方を持ちまして、本町におきましても、先ほどおっしゃられた3つの

協議会、上球磨農業推進協議会、その前に水田農業推進協議会というのもありました。

あと、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会については、それぞれに協議する、統合する方向で体制を準備する国からの指導があったところがございますけれども、それに加えて、本町におきましては、農業に関する類似的な組織といたしまして、新農業推進対策本部というのもございます。会員の方も重複するというようなことで、そういうふうな協議のもとに、役場内の協議により農業振興に関することを、それぞれの組織が協議するのではなく、まだ効果を上げるために統合するというようにしたということがございます。

○9番（山下 力君） 私は当時の、前町長の平成24年3月議会での説明、効果を上げたいと、そしてこの名前、湯前町再生農業の再生という言葉が使われましたんで、この再生というのが復活、生き返るあるいは蘇るという意味があります。

ですから前町長は、信念を持って湯前町の農業の復活に一生懸命取り組んでいただける決意を込めて、そういった協議会を立ち上げられたというふうに当時は思っておりました。その私が思った根拠として、この再生協議会の規約3条で目的を、この目的は湯前町の重要な根幹あるいは重要な湯前町の農業の課題等々を謳ってあるのが3条の目的でございます。そして4条で事業が9つの項目があります、この4条を私なりに解釈しますと、その3条の課題を解決するための9項目というふうに思い、それに一生懸命取り組んでいただけるのがこの協議会というふうに思っておりました。

そこで担当課長、住民の皆様に分かっていただくために、その3条の目的、4条の9項目の事業について説明をいただきたい、そのことが私の本日の質問の要旨になりますので、住民の方に前町長はこういう目的でこういう事業に取り組んで、効果を上げたいというところを、説明をいただきたいと思えます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 統合自体、先ほどおっしゃられた、平成24年3月議会のほうで再生協議会ということで予算化もされておるということでございますけれども、その時点におきまして、町内の農業の課題とか、あとは地域の農業者の方が思っておられるような要望を聞いたり、議論を行い、また、それによりまして本町の長期的な振興ということで、活発な議論を行って、まあ方針とか中長期的な計画の策定にしていきたいということではなかったかというふうに思っております。

○9番（山下 力君） 課長、いわゆる4条の9項目、もう少し住民の方に分かりやすく、こういう事業にこの協議会は取り組むんだというところを、説明をいただきたい。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず第3条ですが、3条のほうに目的というふうになっています。それを実行する事業として、4条のほうに、9項目ございます。その9項目につきましてご説明いたします。

経営所得安定対策の推進に関することということで、これにつきましては担い手の農

家の経営の安定に資するよう、米、麦、大豆などについて、需要に応じた生産と、生産の促進と水田農業全体としての所得向上により、農業経営の安定を図るための交付金を交付するものが、経営安定対策の推進ということになっております。

次に2としまして、集落営農の法人化の支援というところでございます。経営所得安定対策では集落営農組織が地域の農業の担い手となる経営体に発展していくように支援することとなっており、農地の安定的な利用や対外的な信用力の向上などの面からも法人化への取組を支援していく役割もあるところです。集落営農法人の方も担い手育成、あと確保という観点もあるところでございます。経営所得安定対策の対象作物の生産数量の目的の目安の設定に関する事、これにつきましては、毎年、農家の方から提出される営農計画書に記載された、作物ごとの作付け予定面積を取りまとめ、国が直接交付する、試食米を除く、水田活用直接支払交付金、野菜等の産地交付金の支払い事務を、県の再生協議会と、町の再生協議会で連携協力し生産数量目安を設定するものです。作物の作付けの援助、作物ごとの取組の方針、作付け予定面積を記載した水田活用ビジョンを作成するようになってきているところでございます。

次に農地の利用集積に関する事、耕作放棄地の再生利用に関する事、耕作放棄地の再生利用に関する事、担い手の育成確保に関する事は、同一的なことでございますのでこの3点につきましては、合わせてご説明いたします。

湯前町担い手育成総合支援協議会が行っていた事業で、農業再生協議会に事業を引き継いだものとなっておりますが、担い手の中心となる認定農業者などに、各施策を集中的に実施し担い手の確保、維持を図るとともに、耕作放棄地の再利用、農地の集積などを通じて、農地の確保、有効利用を促進していく、また、関連の補助事業などを協議会から申請する事業もあるところでございます。

次に7といたしまして、収入減少影響緩和対策事業に係る、農業者の積み立ての管理に、管理の実施に関する事がございます。これにつきましては、経営所得安定対策の事業の一つで、米価等の下落がした際に、収入を補てんする制度となっておりますけれども、その補てんの財源は農業者と国が1対3の割合で負担するものというふうになっております。町再生協議会におきましては、実際にこの積立金を町の再生協議会が管理するというものではございません、これらのPRをいろいろ行っていくようになっております。

次に産地パワーアップ事業というのがございます。これにつきましては、国の補助事業の一つとなっております。意欲ある農業者等が取り組む、高性能機械、施設の導入、集出荷施設等の補助事業によるところでございますが、この産地パワーアップ事業によるものは、ほかの補助事業と比べましても補助率が高く、地域再生協議会からの事業の申請というふうになっております。

その他というところで。地域農業を振興するために必要なことということで、これにつきましても、町の農業振興全般に渡り、農業者や農業団体と連携を行い、協議を行っていく、まあこのようなことになろうかというふうに思っております。

以上の9点でございます。

○9番（山下 力君） 今、課長が説明したのが、この9項目、これに取り組むというような決意をされて再生協議会が設立したいきさつがあります。

まあそこで課長に聞きますけれども、平成24年から平成30年まで7年間経過いたしております。設立したときの、前町長の、効果を上げたい、問題・課題解決に取り組みたいという目的が達成されたか、取組状況等踏まえて、実態をお聞かせいただきたいと思っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 実態ということでございますけれども、実態といたしましては、経営所得安定対策の推進ということで、これ、一言簡単に言いますと転作関係の事務になるかと思っております。実際はそれだけにしかなかったのではないかというふうに思っております。

先ほど言いましたが、本来ならばいろんな農業施策に関する議論を行ったり、方針や中長期計画などを策定しながら、農業振興にあたっていかなければならなかったのかなというふうに思っております。この言い方を言い換えますと、活発な、そういう議論をしてもらうような場も設けることができなかつたと、結び付けなかつたということもあろうかと思っておりますし、また若手農業者の方などに、実際現場で農業に励んでおられる方の意見の聞く場もあまり設けることができなかつたのではないかということではなかつたかということで、私自身につきましても反省をしているところでございます

○9番（山下 力君） ただいま課長の説明を聞きますと、この7年間、経営所得安定対策、転作に関する業務、確認業務、これが主であったという説明であります。平成24年に当初9項目に取り組むと言いながら、1項目しか取り組まなかつたこの7年間であります。この実態、課長の説明を聞いて、町長はどのような見解をお持ちですか。

○町長（長谷和人君） まあこの協議会の中で、行政、農業団体そして各機関でございませうか、協力して、その協議会の会議の中で、活発な議論を行わなければならなかつたというところでございます。

ただ本町のこの長期的振興の中でも、この活発な議論がなされてなかつた、方針や中長期的な計画策定が至っていなかつたのではないかと思っておりますし、また、活発な議論に導けて行けなかつたというふうなことも言い換えればできるのではなからうかというふうに、私としては思っている次第でございます。

○9番（山下 力君） 歴代の町長、湯前町の基幹産業は農業、農業に一生懸命取り組むという発言を、歴代の町長は言われております。前町長もそうでした。しかし実際、

基幹産業の農業政策がこの7年間されてなかったということが言えると思います。まあそこで総会資料を見ますと、当初からこの協議会の収入は国からの経営所得安定対策補助事業の補助金がほぼ100パーセントであります。

まあそこで課長にお尋ねしますけれども、この補助金の使途、使い道について何か制限があればお聞かせいただきたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 使途につきましては、農業経営安定対策推進事業の補助金の使途ということで、大きく3つあります。

一つは謝金ということで作付け状況の確認、これにつきましては、毎年、農家組合長さんに依頼いたしております経営計画書の配付であったり、あと転作確認等の現地の確認の際の謝金というふうにしております。

あと、再生協議会のほうに地域の農業者であったり、団体の方であったり、会議のほうへ出席を依頼しております、その方々への報酬、費用弁償というふうにしております。

あと、旅費というようなことで、事務局職員、これにつきましては農林振興課の職員となりますが、県が開催するような会議等や事業説明会の普通旅費というふうになっております。

あと、事業を進めていくための事務費等の経費ということで、農業者等の情報、これにつきましては、農家の方から提出いただきます経営計画書から、作付け計画等までの計画書になりますが、これのシステムへの入力、集積のためのシステムのリース料、あと農家の方への通信用の切手、あとは転作確認の立て札、印刷代、あとは現地確認等の諸々の経費、事務費として消耗品等々というふうになっているところがございます。

○9番（山下 力君） 今、説明を聞きますと、この補助金は使途も決まっておったと、いわゆる取り組むと説明しながら、残りの8項目には使われない補助金であったということでございます。これは当初から、平成24年から分かっていたことではないかと私は推測します。なぜそういう4条を言ったのかなというふうに思います。

稲森課長、大変辛い立場になると思いますけれども、4条に書いてある8項目は、取り組まなかったと確認を求めたいと思いますが、町長に言わせましょうか。町長どうでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 担い手関係ということでございますが、その事業もするというふうなことになっております。ただ、別に国から、別途担い手関係に対するような補助事業を取りにいたりとか、あと県のほうからもそういう耕作放棄地の補助事業をもらったりする事業がございますが、それらのほうに取り組めなかったと、ただ事務局といたしましては、担い手農家に関する勉強会であったりとか、研修会の案内だったりとかという、総会資料等の予算に出てこない事業は行ってはきております。ちょっと言い訳的にはなるかもしれませんが、まあそういうような現状でございます。

○9番（山下 力君） あの、再生協議会のいわゆる5条の9人の方が、4条の事業に取り組むというのが、この再生協議会なんですよ、ですから事務方の努力は分かるんですよ、ですから今の答弁は、私も言い訳にしか聞こえないですね、再生協議会のメンバーは協議しなかったということを私は聞きたいんですけども、しなかったのは間違いありませんので敢えて確認は取りません。

そこで、この再生協議会の3条、4条、いわゆる今まで質問、答弁いただいたように、取り組まなかったということですが、これに関係した職員、そして町長たちが、もう少し当初から補助金の使途を理解しておれば、何らかの対策が最初からできたのではなからうかというふうに私は思います。

なぜ担当課で、そういった話が出てこなかったのかなと、それはやはり上司の方が聞く耳を持たなかったんで、どうせそういう指摘、提言をしても取り上げてくれないだろうということがあったのではなからうかと私はそういうふうに思います。

ですから町長、今後のことを考えて、やはり全体の朝礼等で職員の皆さんに、自分を含めて、管理者は聞く耳を持っていると、何でも指摘してくれと、提言してくれと、そのような訓示も必要ではないかというふうに思いますので、これに対して、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） ご指摘のとおりでございまして、この4条の中の9項目、経営所得安定対策のみの、特化の協議会であったということで、これは反省すべき、大いに反省すべき点があったというふうに私としても、今、山下議員のほうからのお話を聞きましたときに感じたところでございます。

先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、執行部側のほうで、活発な議論などにもっていきながら、そしてまた、導きをすべきところがあったのに、そこをやって来なかったというのは、言い換えますれば、落ち度の一つになるのではなからうか、まあこの中で非常に厳しいご対応を、今、ご質問されているというところでございますので、今後そこらへんのところも十分踏まえながら、課長会、若しくは担当課、そして職員全体で、農業ばかりでございませませんが、ほかの分野も含めまして、その中の部分につきましても十分協議をしながら対応していくということで今思った次第でございします。

○9番（山下 力君） 久しぶりの質問ですので、くどいようですが、もう1点、前町長がですよ、その使途があつて8項目に取り組めないということが分かっていたら、一般会計から補助金を出して取り組むことができたんですよ、これもしなかったということは、農業政策に関心がなかったと言わざるを得ないんですよ、この湯前町農業の課題はもう全住民が分かっているようなことで、分かっているはずなんですよ、それを解決するためにはやはり課題をしっかりと解決する協議をして、そして導いた答えで、

じゃあ予算を付けて、農業政策に展開していこうというふうに持って行かないと、前へ進まないということなんですね、それがなかった7年間ではなかったかというふうに思います。

それから、次に再生協議会の規約等について質問いたします。これは総務課長にまずお尋ねいたします。再生協議会の規約の33条に細則があります。その細則に、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長、町長が別に定めるとあります。その細則1条で会員等の報酬及び費用弁償、並びに謝金の支給に関し必要な事項を定めてあります。この細則1条について、総務課長の見解をお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 我々、地方自治法のほうでは普通公共団体その他、公共団体の非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならないと規定してありまして、また、その報酬の支給方法は条例で定めなければならないとされてございます。

この場合の報酬の支払い先は町が直で雇っている非常勤職員のことを差しております。嘱託職員であったり、そして、役場の附属機関の構成員であったり、ということでございます。今回、農業再生協議会の中の細則のほうで、その報酬、費用弁償、また謝金のほうが載っているところで、そのことで支払いがされてきたということでございます。こういった町の一般会計の節の報酬や謝金、報償費からではなくこういった任意団体や協議会の会計から報酬を支払う場合にも、町の条例、特別職の非常勤職員の報酬、費用弁償の条例に謳わなければならないのかどうか、またそれとも協議会の会則、細則等で謳えばいいのか、それは要綱等を作れば事は足りるのかどうか、それについての見解については、県のほうにもまた確認をしてみたいと思いますが、今回のこの再生協議会の補助制度の中で、それが事足りているということが、私のほうで、まだ確認できておりませんので、農林振興課長も通じながら、県の農政課等々に確認をしてみたいと思います。

○9番（山下 力君） 今、説明のとおりですね、地方自治法の203条で報酬、並びに費用弁償の条例があります。法律が条例で定めなさい。それで定めてあるんですよ。それを適用したらいいと思うんですよ。今、説明でちょっとよく分からなかったんですけども、地区選出の推進員の方に、その謝金なんですよ。歳出予算の執行上、款、項、目、で数字が出てきますよね、目の下で詳しく説明するときに、28の節で説明します。そのときに、謝金ではなくて報償費だろうと思うんですよ。議員必携の220ページに、その節28を詳しく説明してあります。

そのときに、この転作確認事務が、行政のほうが確認してくださいと、仕事を頼むのですから、私は報償費ではないと思います。報酬だと思います。いわゆる仕事をした対価として報酬を払う、そこがなんでかなというところが、理解できないところがあります。今、課長の説明でもちょっと理解ができないところがありますので、そこはちょっとい

ろいろと調査をして、後ほどいただきたいというふうに思います。

一つの協議会で、片方の規約に書いてある5条の9名の方には特別職の非常勤の報酬条例に則って支払い、片方の推進員の方には謝金。私が聞きたいのは、一つの協議会でそういう二通りの支払いがある場合には、二通りとも報酬条例は適用できないのかというところがちょっと分からないところがあるんですよ。一つの協議会で一つは報酬条例を適用、もうそれを使ったから、一つは謝金のほうでという解釈のもとで、謝金での支払いなのか、そこのところの見解をお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） まず謝金と報酬というところでございます。まあ謝金のほうは予算上の節の項目は、報償費でございまして、謝金は役務を提供する純粋な謝礼、まあ報償的な意味合いが強いものでございまして、例えば、講演会の講師の謝金、お礼だったり、功労者に対する記念品だったりという感謝の意味でございまして。

報酬のほうでございましてけれども、この場合は先ほど申しましたように、町が直で雇っている場合は、非常勤職員でございましてけれども、そういった方に支払うものでございます。労務の対価ということでしております。私がこの再生協議会は現在町が補助金で管理する任意団体で、運用するかたちでございまして、決算書を改めて拝見させていただいたところ、議員が言われた通り、転作確認の仕事をしていただいている農家組合長さんだったり、分館長、ほか役員さんの方に、代行を受けて、謝金の中から支払いをされているというふうなことでございました。ここはもう先ほどご説明申し上げました、謝金と報酬の意味からすると、労務的な要素が強いと思われまして、やはり報酬のほうに合致しているのかなと私のほうは思っております。

この細則の中でも、2つあるのはちょっと考えなければならないのかなと思っておりますけれども、転作確認事務のほうでは、やはり報酬のほうに、労務的な要素が強いのかなということであれば、そちらのほうかなと私は考えたところでございます。

○9番（山下 力君） 今、高橋課長の見解が正解だろうと思っております。そのときですよ、ならば謝金の額を平成24年から平成29年までは、5,500円、平成30年度に6,000円にしてあるんですよ。この額は誰が決めたか、報酬条例だったら議会の議決なんですよ。謝金の場合はその額が、会長が細則で勝手に決めてあるんですよ。それが自治体は法令を遵守して事務執行をしなければならない自治体の仕事かなと思うんですよ。ですから町長こういうところは、即見直しをしていただければというふうに思います。町長のその考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 総務課長の答弁も、今、そういうふうな見解ということでございますので、それと合わせまして、県のほうの経営所得安定対策の課のほうにも確認させていただきまして、善処をさせていただくということをお願いしたいと思っております。

○9番（山下 力君） それから、こういうことは湯前町にはないかと思えますけれども、確認をさせていただきたいと思えます。特別職の町長、副町長、教育長は常勤職員なのか非常勤職員なのか、その分類をお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 町長につきましては、特別職でございまして、教育長も含め、副町長も含め地公法の第33条に規定されている職ということでございまして、その種類は何かと申しますと、種類について公選、選挙であったり、議員さんにおかれましては、議会の選挙、議決、同意による必要とする職であります。常勤か非常勤かと申されれば、やはり時間の束縛もありませんので、非常勤の部類に入るかもしれませんけれども、ただ常勤的な出勤といいますか、業務はされているところでございまして、普通の職員とは違うところの意味合いでなされているのかなと思っております。常勤で仕事をされているので、常勤かなと私は思います。

○9番（山下 力君） 湯前町条例の特別職の非常勤の報酬条例の2条に、常勤職員には支給しないと書いてあるんです。ですから特別職の非常勤に支払う条例の中に、常勤職員には支払いをしないと書いてありますから、今、課長が答弁したとおり、特別職の町長、副町長、教育長は常勤扱いの条例をされていると思うんですよね、それでいいんです。

そこで町長に確認をさせていただきますが、公立多良木病院これで、公立多良木病院の報酬条例で特別職の非常勤職員の報酬条例に、設置町村長は書いてないんですよ、報酬は、議会選出の議員さんには、年6万円の報酬がその条例に書いてあります。ですから年2回に分けて支払いがなされている。

私は設置町村長には報酬はないと思っておりましたが、調べましたら開設者等の報酬及び旅費に関する条例で、年5万円が支給されております。私がなぜこれをこの場で言うのかと申しますと、長谷町長と、あさぎりの尾鷹町長、まだ1回も支給を受けておりませんので、やはり、今、公立多良木病院はここ数年、病院決算が赤字なんです。そしてもう非常に財政的に厳しい、そういうときに、まあ倫理観もありますし、自分たちが本体の町村で町長職の給料を貰っていますから、これはやめましょうという議論をしていただけないかなと思うんですよ。

この先は、今日は答弁いりません。あとは病院企業団の議長が味岡副議長ですので病院の議会にそのあとの対応は任せたいと思えますので、そういったところからあまり指摘されないような倫理を働かせていただければなあというふうに思います。

それから、先ほどから謝金の件で、見解は今後見直しをすると、報酬のほうが正論という答弁をいただいております。担当課は、毎年、平成24年から予算の見積書を作成するときに、この謝金が出てくるんですよね、これを誰一人、謝金じゃない、報酬じゃないかと考えなかったのか。

それと町長、副町長、総務課長は予算査定します。そのときに、法律、条例に詳しいトップの方がおかしいと思わなかったのか、そこがちょっと自分では納得できないところがあるんですよ。地方自治体は2条で、16項で、法令を遵守して事務執行、17条で法令に違反していたら無効と書いてある。ですからそこに続かなかった、今の町長は総務課長も副町長も経験されています。そここのところの指摘に対して、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 私も担当させて、総務課長、それから副町長、担当させていただきまして、この部分についての予算査定も行った経緯もあるところでございまして、中身について十分精査しなかったというところに落ち度があったのかなというふうにも、今、私として思ったところでございます。そこらへんは十分機能を果たせなかったということで、反省ということで、しておりますし、今後、そこらへんの部分も十分査定のなかで、各種団体等につきましての予算査定も対応も十分行いながら、精査しながら行っていきたい、かように思っているところでございます。

○9番（山下 力君） ちょっと、さっき忘れていたところがあるので、戻りますけれども、担当課長に聞きますけれども、総会資料の平成29年と平成30年に、推進委員の謝金を渡した数と、人間の頭数と、費用弁償の数が合わないんですよ、よく見ますと、当日の確認事務員に謝金、そして費用弁償は事現地確認事前会議費というかたちで払ってあるんですよ。このところをちょっと説明いただきたいと思います。

○農林振興課長（稻森一彦君） 今のお話のとおり、現地確認の事前事務の会議ということで、これ各地区の農家組合さんに対し、転作関係の札を配っていただくようなことをしております。それらの等の配付と、その配付のときの注意事項をお話する。これ一つの会議的なものでございます。現地確認につきましては、実際の現地確認に同行いただくということで、これは謝金というふうなかたちで、支払っているというふうなことになっております。そこで、出席者の方が同じ方でございますけれども、どちらかには、欠席であったりとかいう場合があつての、人数はそここのところの違いがあるということでございます。

○9番（山下 力君） 高橋課長、確認いたしますけれども、地方自治法の203条で、報酬と費用弁償は同じ法律なんですよ、ですから役務に対しての対価、報酬で支払う場合には、報酬と費用弁償はセットではないんですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申しましたように、自治法上では、非常勤の職員に対して報酬支払わなければならないとして、報酬、費用弁償など、その支給方法は条例で定めなければならないということでもあります。ほかの条例を見ますと、やはり報酬と費用弁償はセットで条例を作つてあるようでございますので、そのほうが正しいのかなと私は思います。

○9番（山下 力君） そしたら先ほど稲森課長が説明したとおり、説明されたいいわゆる事前会議、これも費用弁償だけではなくて、やはり報酬を払うべきではないかと思うんですよね。ですから1日分は謝金、1日分は費用弁償ではおかしいと思うんです。2日分の報酬と費用弁償を支払うべきと思いますので、まあいろいろ町長含めて、課長、今後検討していただいて、見直すところがあれば、見直していただきたいというふうに思います。

それから、総会資料の支出のほうで、システムのリース代が、再生協議会の支出のほうで計上されているんですよね、支出の約75パーセントくらいが事務経費、その中に、その機械のリース料の支払いもあるということです。何か特別な理由があるのですか、普通だったら、一般会計の農林水産業費の農業費の使用料でシステムリース代は払っていいんですよ、そこじゃそういう支出をしないで、再生協議会のほうで、このリース料を支払うと、何か理由があるんですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） このリース代は、システムを入力するために、リースするものでございますけれども、その入力につきましては、再生協議会のほうの事務として行うということになっております。その事務の内容としましては、毎年農家さんから、3月から4月にかけてですかね、営農計画書というのを出していただきます。まずその計画を入力して、その後転作に関わるような、実績に関わるようなことを入力していくことになっております。

まあそれを元に、それを農政局のほうに出して、農政局のほうから、直接支払金であったりとか、国のほうから支払うことになっておりますけれども、まあそれらの事務についても再生協議会で行うし、リース料についても事務費、大きく事務費になりますが、その中で支払っていいということになっておりますので、補助対象事業としてそれを支出しているということになります。

○9番（山下 力君） そういう農政局からの通達もあろうかと思っておりますけれども、予算の意義、考え方、それから予算の公開の原則等々からいけば、やはり議会さえ知らないところで処理するよりも、議会に提出される議案のほうで使用料で計上されるのが筋ではないかというふうに私は思います。ですから一般会計の農林水産業費の農業費の農業総務費ですか、使用料のところではリース代を計上し、そして補助金のところで再生協議会の補助金と、2つ分けたら私は済む問題だと思うんですよ。ですから予算の意義、考え方、予算の公開の原則等からいって、これも検討をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、7年間、一生懸命取り組んでいただいたものが、取り組んでなかったということが分かりました。私の心配しているところを申し上げますと、町長あるいは管理をする課長たちが、一旦決めたことを部下の職員が気づいても言えない

庁舎内なのか、あるいは、ないと思いますけれども、職員の皆様が、執行部の言動、行動に対して無関心なのか、それとも法令を遵守して仕事をしていく職員の皆さんが、法律、条例、規約等に少し勉強不足があるのか、そういったところを私は心配するのですが、町長、山下議員そういう心配はありませんと、庁舎内は活気に満ちていますと、まあそういった反論があればお聞かせください。

○町長（長谷和人君） まああの、今、お気付きの点、それから職員の無関心さ、そして最後に職員又は管理職側の勉強不足、今の3点をご指摘していただいたところでございます。

私もそこらへんのところ十分に、おっしゃっている部分を深く胸に刻みまして、今後の町の運営のほうに向かって、全力で投球をさせていただきたいと、かように今決意したところでございます。

○9番（山下 力君） 町長の指導力とか、というところに期待をしておりますので、努力していただきたいというふうに思います。

今からがまとめに入ります。平成24年の4月にスタートした再生協議会を、今までいろいろ尋ねて、してなかったと、してこなかったということが分かりましたので、再生協議会はここで、1回解散したらと思うんですよね、そして名前はどうかあれ、この転作を確認する事務に専念する協議会を一つ立ち上げる。もう一つが、湯前町の農業の根幹、重要な課題を協議する、町長の諮問機関を作ったらどうかと思います。

そしてまず、町長の諮問機関を作るとしたら、メンバーは湯前町で、農業で夢を持って、希望を持って一生懸命取り組んでおられる20代、30代、40代、敢えて50代と言いますけれども、その人たちでメンバーを組んで、町長の農業に対する考え方、方向性、そして意見を出してくれと、良かったら予算を付けて農業政策で自分の政策として取り上げるといった諮問をして、短期間に予算を組んで、そういった協議会の立ち上げはどうだろうかというふうに思うんです。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 農業の課題、湯前町にとりまして大変重要な農業の部分でございます。その検討していく町長の諮問機関ということでございますので、新たに組織を考えるにいたしましても、今ご意見いただきました規模拡大、そして意欲のある20代、40代の若手の人たちを中心にして組織を立ち上げまして、そしてその町長が明確に諮問いたします中身の部分につきまして、明確にその方向性を示していただきながら、その組織のなかで、揉んでいただくと、それも短期間というふうなお言葉でございましたので、そういうふうな中身で、集中しながら協議を行っていただき、そしてその答申を出していただく。そういうふうなところで、その組織を立ち上げさせていただければというふうに今感じたところでございました。

○9番（山下 力君） 町長に対して、僭越ですけれども、町長の役割は町の方向性、

農業の方向性をしっかりと住民に示すことだと思います。住民から多少の批判があっても、やり通す信念を持って、やり通す気持ちで町長職を全うしていただきたい。

特に今年は町長が変わった年ですので、適切な時期ではないかなというふうに思います。今回は農業問題ですから、町農業の復活に一生懸命取り組んでいただくことを期待いたしまして質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、湯前町農業再生協議会について、山下議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 補助金の適正化のところでもちょっと触れたんですが、やはり今回の山下議員からのご指摘というのは、その事業費の補助あるいは運営費の補助の使い道のところが、ちょっとグレーなところがあったのかなということを考えております。

この農業再生協議会補助金と同様に、ちょっと問題がありそうだなというところの団体補助金というのは、調査はたぶんされてないとは思いますが、総務課長、この状況というのは、これから確認が必要でしょうか、それともこれだけと言えますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 再生協議会だけではない、同様の、同類の、運用している協議会等はあるかと思えます。そういったところの予算査定なり、団体の決算書を見させていただいて、そういうところがございます。まあこの決算状況も議員の皆様にはお示ししていないところで、見えてないところがございます。

そういったところは、何か工夫をして見えるようにしてみたいという検討を行わせていただいて、意に沿うような、議員言われるように見える化のほうに少しでも近づければと思います。工夫させてください。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

ここで、お諮りします。ただいま、山下議員の一般質問が終了したところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。次の会議は、9月10日午前10時に開きます。議事は一般質問を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

閉会 午後4時37分

第 2 号

9 月 1 0 日 (火)

令和元年第9回湯前町議会定例会

[第2号]

令和元年9月10日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	報告第 3号	ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について
日程第3	報告第 4号	一般社団法人湯前町農業公社の経営方針について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	高	橋		誠	会	計	管	愛	甲	正	之
税務町民課	長	堤	田	真	由	教	育	課	北	崎	真	介
保健福祉課	長	白	川	一	雄	建	設	水	皆	越	克	己
企画観光課	長	本	山	り	か	農	林	振	稻	森	一	彦
農業委員会事務局	長	吉	田	精	二	農	林	振	赤	池	昌	信

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第9回湯前町議会定例会、第2日目、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。

一つ、教育環境の整備について、金子議員の質問を許します。

○6番（金子光喜君） おはようございます。6番議員の金子でございます。今回は、前回町長が所信表明された内容について、通告のとおり農業部門と教育について質問させていただきます。特に中村新教育長におかれましては定例会初の対応ということで、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、教育環境の整備についてお伺いいたします。長谷町長の所信表明の中の五つの柱、この最初に述べられていたのが未来を託す子どもたちが輝く町づくりであります。つまり教育の充実だと受け取らせていただきました。その中にあります地域と学校をつなぐ施策を実施するとあるのは、いわゆるこれまで取り組んでこられたコミュニティ・スクールを充実させ、これまでの取組を踏襲して進めていかれると認識してよろしいでしょうか。また、新教育長も同じお考えと考えてよろしいのでしょうか、まずそこからお伺いさせていただきます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

さて、今ご質問いただきました内容でございますけれども、未来を託す子どもたちが輝く町づくりということで、国家100年の計は教育にありと言われており、国や自治体、組織の持続的な発展につきましても、人づくりや人材の育成など、教育に負うことが大変大きく、本町の発展のためにもこれは重要な政策の一つであるということで、人づくりすなわち教育であるということで、所信表明のほうに述べさせていただいたところがございます。今、ご質問がございましたコミュニティ、いわゆるその内容については、そういうふうにご理解されてもいいのではなかろうかというふうに、私も思っているところがございます。

○教育長（中村富人君） 私、教育長に就任して2か月ほど経ちましたが、その間十分実態をつかんでおりませんが、学校等足を運びまして、いろんな実態把握にも努めております。そういう中から答弁をしたいと思います。

今、金子議員の質問にありましたように、学校教育の大きな柱というのは、今後、コミュニティ・スクールをどう充実しているかだと思います。このコミュニティ・スクールは

法律で努力義務化がされましたが、湯前町にやってきました、その体制づくりがよくなされておると感じております。昨年度からコミュニティ・スクールの核になるのは学校地域協働本部というのがありまして、そこが学校と地域を結ぶという役割をしています。これは8月の教育委員会議で、この要綱につきまして決定させていただきました。今、スタートしておりますが、私も多少分かる部分もございまして、コーディネーターの方と相談しながら、今、進めているところでございます。現在は、すでに湯前町は実績として学校と地域を結んだ実績が沢山ございます。現在は、その実績を文書にすること、きちっと形にすること、そういう作業をコーディネーターの方がされておりますので、その助言に努めているところでございます。以上です。

○6番（金子光喜君） 中村教育長には、丁寧に答弁いただきまして、私が次に質問することまで言われるのかなと、ひやひやしておりましたけれども、実際はですね、現状の取組状況というのを、しっかりとお尋ねしようと思っております。

コーディネーターという話がありまして、昨年からは厚生文教常任委員会の中でも様々にお伺いしながら見守ってきたわけですが、現状のところですね、どこまで進んで、今後どういったことを具体的に進めていかれるのか、予定されているのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

○教育長（中村富人君） 現状でございますが、現在はコーディネーターが各学校に出向きまして、今までの実績の情報収集にあたっております。その一覧といいますか、が出来上がっております。現在はその一覧をもとに、いわゆるコミュニティ・スクールというのは継続性というのがポイントでございますので、例えば学校長が代わっても、あるいは担任が代わっても、地域と学校の結びつきを継続していく、そういうことの点から、資料といいますか、何月に、どの学年で、どんな内容で、どういう方が支援して、そういうのを一覧を表にまとめております。

今後は、私の感じとしましても、一度、コミュニティ・スクールの核となります学校運営協議会に出席したんですが、その中で意見が出ていたんですが、現在は、地域が学校を、そういうような方向性が殆どでございます。今後は、私の考えとすれば、学校が地域へも貢献している。

例えば、いろんな三十三観音等もございまして、そういうときに、強制ではございませんが、学校にいろいろお願いしましてお手伝いができる、接待のお手伝いができる子どもを応募しまして関わりを持っていくとか、あるいは、地域の様々な行事等があったときに、その要請といいますか、それに要請していければと、これもご存じのとおり、中体連がと申しますか、中学校の部活動が非常に活動が従来からすると制約されました。中学生の時間も出ておりますので、今後そういう方向で地域と学校が結びついていければと考えております。

○6番（金子光喜君） お話をお聞きしまして、コミュニティ・スクールの取組が様々な可能性があつてですね、しっかりと取り組んでいただきますことをお願いしたいと思います。では、そんな中、現状はですね、本町の児童生徒の学力についてであります。良い方向にいつているお話はお伺いしているところですが、先日は人吉新聞でですね、ある自治体の学力調査の状況というのが人吉新聞に載っております、驚かれた方もおるのかなということですね、話題にもなっておりますが、本町でも子どもたちの頑張りというのを、しっかり町民に知っていただくためにもですね、このことについては議会も町民も行政でもですね、理解しておく必要があるのかなと思いますので、ご報告いただければと思います。

○教育長（中村富人君） 今、ご質問にございました全国学力学習状況調査につきましては、これは国民と申しますか保護者を含めた、確かに関心があるところでございまして、また、教育委員会も様々な教育整備等に議会のご承認をいただきながら進めておりますので、説明責任もございまして。そういうことで、そういうことを踏まえましてご説明を申し上げたいと思います。

ただ、一つ報告する前にお話ししたいことは、いわゆる学校の目標というのは知、徳、体でございます。この全国学力というのは知の部分でございますが、このことがあまりに先走るといいますか数字的に先走りますと、やっぱり非常に知、徳、体のバランスの面で問題がございます。これはすべての方が自分のお子さんでも知、徳、体のバランスを考えて家庭教育でもなされているとおりでございまして、そういうことを踏まえまして、得点のほうは申し上げませんが、大体全国並みか、あるいは全国より高いか、上位かとか、低いとか、そういう言葉で報告させていただければと思います。

本年度8月の初旬にデータが届きまして、沢山データがございまして、それを読み解きながら分かったんですが、小学校は国語と算数がございました。国語は全国をはるかに高い結果が出ています。算数につきましてはこれも全国をはるかに高く、全国は新聞等で全国の順位等が示されますが、その上位の都道府県に入る平均ぐらいの結果が出ております。

中学校につきましては、国語はこれも全国よりもはるかに高く、小学校の算数で申し上げましたように、全国の上位の都道府県の平均並みの結果が出ています。数学につきましては、これも全体の中でもとっても良くて、全国の最上位の都道府県の平均よりも、それよりも高い結果が出ております。英語につきましては、実はこれは私も行政に長年携わってまいりまして、熊本県はとて英語の課題県でございます。またその中でも、人吉球磨地区はとて英語は何十年来と課題の地域でございます。様々な取組をしてあつたんですが、今ほど金子議員の質問の中にごございましたが、ある自治体の首長さんが人吉新聞のほうで意見述べられておりましたが、そのこととの関わりあいもあります。そういうこと

について私も非常に英語についてはどうなのかなと思いつつ見ました。この英語は国語算数と同じくらいですね、全国平均をはるかに高く、全国の上位の都道府県並みの結果が出ております。とても驚いたことでした。

ただ三十数名の子どもたちでございますので、年度によってはですね出来不出来がございます。なお、昨年度をですね比べますと、昨年度は小学校は全国並みです。中学校は全国にやや足りない。そういう結果でございます。これも、中学校はいわゆる教科は一人の先生が教えるわけございまして、湯前中学校は経験年数の長い先生が担当しております。

つまり昨年度の3年生も、現在の3年生もほぼ同じ教員が教えているわけですが、その中でもこんなに差が出ているわけございまして、そこら付近がやっぱりいろんな何がどうかというのはなかなか分析は難しいんですが、そういうこともあるというふうにご理解いただければと思います。

なお、一昨年度は本年度と同じような結果でございます。全国の上位そういうように位置する結果が出ております。以上でございます。

○6番(金子光喜君) 総じて高い学力であるということがお示しいただいたということで、町民の一人としても非常にうれしく思っておりますし、まあ一安心といえますか胸をなでおろすというような気持ちであります。

今、教育長からありましたように、分析は難しいというようなお話がありましたけれども、難しい中でもですね、しっかりそのことを分析しながら教育に携わっていただくことが実は大切なのではないかなと思います。その年その年違うという話がありましたけれども、小さい学校といえますか、規模の小さい学校であるからこそですね、作りこみといえますか、教育体制というのは作りやすいと思えますし、先生と生徒との関係ということも割と近いところにあるということがいい方向に結びついているということであればですね、このへんも併せてしっかり作っていただく必要があるのかなと思うところです。総じて先生方と子どもたちの頑張りに敬意を表したいと思えます。

知、徳、体と言われまして、それがすべてではないということは十分承知しているところですが、子どもたちの頑張りをしっかり評価してやるということは大事だと思っております。

それともう1点ですけども、先ほど英語の話が出てきておりました。この人吉球磨地域はどうしても英語が弱いというようなお話もありましてですね、確か、英語の検定試験については熊本県も特に力を入れておりますし、町のほうでも議会で説明がありまして、英語検定の検定料については個人負担がない形で子どもたちが受験できて、英語の教育環境がしっかり整うということで説明を受けておりました。

子どもたちのですねチャレンジといえますか、そこをしっかりとサポートをするという

のが目的であったと思いますので、現状、どの程度の子どもたちが受験してですね、合格率でありますとか子どもたちの頑張りについて、もし、お示しできる部分がありましたらお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） おはようございます。さっそく6月の定例会で議決いただきまして、4月からこちらで11人の方が申請されて7名の方が合格されております。7名の内訳としましては、3級が4名、4級が3名でございます。内3級の4名の内の一人は2次をちょっと次の回に伸ばすということで、受験できなかったということで、まだ4名の内の一人は最終合格という時点ではありませんけれども、1次は合格しているところでございます。

○6番（金子光喜君） 受験される子どもさんの数は若干少なかったのかなということで聞いたところですけども、英語を学ぶ環境といいですか、子どもたちが英語に関心を持ったり、そして、先生がしっかりそれを教えたりというふうな環境がですね整ってきつつあるのかなということで、受け取らせていただいておりますけれども、現状でのですね、子どもたちの反応でありますとか、英語に取り組む姿勢でありますとか、また教える側の先生たちの対応とか、そういうことに関しては十分できているのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○教育長（中村富人君） 英語教育につきましては、ご存じのとおり、正式には令和2年度、来年度から英語教育が5、6年生で英語科としてスタートします。3、4年生で英語活動というふうになってスタートするわけですが、1年前倒しで、これは全国的に5年生から英語科がスタートしております。湯前小学校もそのとおりでございます。

特に小学校の英語教育につきましては、いわゆる先生が英語の免許といいですか、小学校の免許を取るときに英語の教授法というのはいないんです。皆、素人のまま教えるといいですか、そういう中でスタートしますので、先生方の不安というのとはとても大きいものがございまして。そこら付近が私たち教育委員会での、私もですが心配といいですか、そういうことでございました。

そういう点から、1学期に私が就任してすぐに授業がございましたので、小学校のほうに見てまいりました。その中では、ご存じのとおり小中連携が進んでおりまして、中学校の先生が小学校の辞令が、兼務辞令が出ておりますので、英語の先生が主になって授業をされて、副で小学校の先生が授業と、そういう授業を見ました。

こういう授業は、私、初めて見ました。新たな形でございまして、小学校と中学校の先生では発音が違うので、そこらへん違うなと思いながら見させていただきました。子どもたちの活動を見ていて、意欲的な活動をしておりまして、今後の英語教育は小学校と中学校いかにうまくつないでいくか、そこら付近にあるのではないかと、これも小中連携をさらに進める、あるいは小中連携から小中一貫とか進めながら、英語教育進めていけれ

ば、いいのではないかと感じております。以上です。

○6番（金子光喜君） 来年度からですかね学習指導要領が変わって、先ほど教育長が言われたように小学校でも英語教育が本格的に導入されることの中です、英語のですね授業以外で、学校の中で様々に英語にチャレンジしておられる学校もあると聞いております。例えば、英語部活動とかですね、後は英語だけのサマースクールとかサマーキャンプとかですね、そういうのがあって、その英語に親しむ環境を作るようなことからですね、スタートすればかなり取り組みやすいのかなと、新聞記事等で感じたところですけども、現状ではそういうことに関しては計画等はないのでしょうか。お伺いします。

○教育長（中村富人君） 今、金子議員のご指摘のとおりだと思います。私も十分実態を分かっておりませんが、これも教育課程、学校教育の中では限られておりますので、希望者等募って、例えば、英語だけのキャンプを行うとか、そういうことも今後必要ではないかと思っております。

また、先ほどもちょっと触れましたが、小学校の英語の先生が、いわゆる授業も行いますので、非常に不安がありますので、そこら付近の解消のために、ALTを使っていわゆる授業ではない通常の学校生活の中で、外国人の人といかに話をしながら自分自身の英語力を高めていく、そういうこともとても大事ではないかと思っております。それで、このことも私たちの指導助言の場であります校長会議、あるいは研修等とおしながら学校のほうには啓発、あるいは助言をしていきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） しっかり取り組んでもらうこと、今後の取組に期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。本丸に移ります。

これから教育環境の整備を進めるうえで、課題が二つあると思っております。その教育環境についてお伺いさせていただきます。一つは教育施設の老朽化が一つ、そして、児童生徒の大幅な減少というのがもう一つなのかなと思っております。

校舎の老朽化についてはですね、今回、補正予算でも出てきておりますが、とりあえずの補修で雨漏り等の対応はできるにしてもですね、築35年以上経過してですね、校舎の延命は可能であるとしても、そう遠くない将来、校舎の建て替えというのは必要でないかなと感じているところです。町の将来像を描いていく上で大変重要なことだと考えますが、現時点でどのようなお考えを持っておられるのか、このことについては町長にお伺いさせていただきます。

○町長（長谷和人君） 将来の校舎を、まあ小中一貫という形での新築という言葉を使った方がいいのでしょうか、そこらへんのお話だろうと思うんですけども。現状、ここの中です、私として考えている部分につきましては、これは教育長とも実はこれまで経過があって、いろいろ話をさせていただいたところがあるんですけども、先ほどおっしゃった生徒数の問題がございまして、詳しくは教育長のほうから詳しく答弁いただけるもの

とされているところがございますけれども、複式学級という言葉が適正かどうか分かりませんけれども、そこまでの数、生徒数までいったときに、私としては校舎が一つになるのかなというふうなことも実は想像しております。

それで、今のところ耐力度も小中学校とも健全度が増しておりますので、この健全度を保つという立場上、今、小学校中学校とも陸屋根でございますので、これはシートで被覆しまして、合わせまして壁側のほうがLC1ということで、パネル板を張っております、その隙間、実は目地がコーキングの部分がございますんですが、接着部分がどうも弱っているんじゃないだろうか、これは、詳細は今回お願いしております委託料等で調べましてからの結論になってくるのかなと思うんですけども、そちらのほうを補修工事をさせていただいた後に、今、ご質問がっております部分についての、その先にそういうふうなことが考えられるのではなかろうかというふうに、私としては思っているところがございます。詳しくは教育長から、将来的な部分も含めたところで答弁をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（中村富人君） いわゆる少子化と教育環境、教育問題のご質問だろうと思ひます。少子化になってどう変わっていくのか、大きな関心があるところだと思ひますが、教育の関係者から見るとですね、いわゆる学校教育を進めていくときには、児童数の減少の問題もありますが、いわゆる大きくは学級数の問題が影響してまいります。例えば、10人でも1クラスが必要ですし、今の法律では40人が最高の上限でございますので、39人いても1学級必要でございます。そういうことで施設とのかかわりあいでは学級が影響してまいります。

本年度は小学校の普通学級は6クラス、それから中学校は3クラスでございます。20年後は現在のところ、20年後の令和20年度には小学校が同じ6学級、90名の6学級、中学校が49名の3学級というところが想定されております。そういうことで、通常の学級のクラスは現在と20年後もほぼ同じでございます。

ただ、特別支援学級というのがありまして、平成19年度から特別支援教育がスタートしまして、この特別支援学級がいわゆるどのように学級が増減についてですね、なかなか難しいところがございます。湯前小学校は、現在3クラスでしたでしょうか、規模にすればですねとても特別支援学級の数が多い、そういう学校でございます。それが20年後には何学級か、それは分かりませんが、非常に不確定でございます。でも、基本的にいきますと現在と20年後はあまり教室数は変わらない、そういうことでいくのではないかと思ひます。

ただ、少子化と教育問題といったときに、当然影響はあるわけございまして、いわゆる良さというのは少子化になりますと現在は三十数名ですが、十五・六名になりますと、きめ細かな指導ができる。そういうのが良さではないかと思ひます。ただ、課題といひま

すのは集団的な学習が非常に不適といえますか、課題が生じるのではないかと思います。

例えば、運動会等につきましては子どもの数が少ない中でプログラムが回ってきますので、プログラム構成等が課題になってくるかもしれません。あるいは体育等で集団でする競技、そういう中に支障が出る可能性がございます。また、中学校におきましては、部活動、今、湯前中沢山ございますが、これも今後検討をしていくべき課題というものが生じるのではないかと考えられます。以上でございます。

○6番(金子光喜君) 児童生徒数の減少というのは、非常に今後危惧されるといえますか、いろんな部分で対応が難しくなってくるのかなというところでですね、考えているところです。先ほど教育長のほうから20年後も大体今と同じような環境であろうという話がありましたけども、じゃあ、今の学校は35年以上たっております。ということは30年とか40年とか、その長いスパンで考えたときにはしっかりそのへんでですね、建て替えが必要になってくるのかなということは明白なことだと思いますけれども、そのあたりでの人口ビジョンとかですね実際今は出ていたと思います。全協でも総合戦略の中でのですね人口ビジョンとかありましたので、最終的に30年後とか40年後ぐらいに本町の子どもたちの数がどれくらいであるというのは、確か出ていた部分があるのかなと思いますけれども、現状での推測というのをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長(倉本 豊君) 執行部の答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

-----○-----

○議長(倉本 豊君) 休憩を終わり、会議を続けます。

○企画観光課長(本山りか君) すいません。お時間をお取りしました。申し訳ございません。これは将来の男女の階級別の推計人口ということで、一応、国勢調査による実績値をもとに算出された数値となります。2045年、つまりこれから25年後くらいですかね、これにおきまして、159名という推計が出ております。

すいません。内訳につきましてご報告させていただきます。0歳から、ちょっと細かくなりますが0歳から4歳が41名、5歳から9歳が52名、10歳から14歳が66名、合計の159名となっております。

○6番(金子光喜君) いきなり言いまして、難しかったのかなと思いますけれども、5歳から9歳が52名、10歳から14歳が66名ですか、まあ100名ちょっとの子どもたちが学校に通うことになる想定はされておりますが、実際ですね昨年生まれたのが確か14名と聞いております。その前が、17名とか19名とか、そういう数字がここ近年続いております。人口ビジョンのほうで想定されたよりもですね、はるかに速いスピー

ドで子どもたちの減少が進んでいるのかなと感じておりまして、ちょっとこの数字も危惧するところです。

もちろん様々に取組をしてですね、これを食い止めていくのが今の目標であり、町挙げて取り組む必要があると思いますけれども、現状の動きを鑑みればですね、そこへんもしっかり考えながら学校規模というのも想定し、そして、できれば早い段階でですね、どういったかたちの学校ができるというのをですねシミュレーションなり、想定をしていただければと思うところです。

子どもたちがしっかり楽しく過ごせてですね、知、徳、体揃った子どもたちが育つというのが町の願いであり、町長も同じように1丁目1番地に書いてありましたとおりの、まず最初に所信表明に述べられたとおりの大事なところだと思いますので、ここもですね、たまにはといいますかしっかり見直しも含めて、そして学校教育の在り方というのも考えていただければというところで、この質問は閉じたいと思い次の質問に移ります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、教育環境整備について、金子議員の質問が終わりましたので、これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 今の小中学校の施設をいつまで運営していくのかというところを町長に伺います。いま現在、学級数を維持した場合、そのコンクリートによる今の校舎を、いつまで継続して使おうかという考えでおられますでしょうか。

○町長（長谷和人君） いつまでと大変難しい問題でございますけれども、この学校長寿命化の中にですね、今回、今からお願いいたします長寿命化の対策を講じた場合については、たぶん60年くらいまでは最長伸びたんではなかろうかなと思って、ちょっと間違っていましたら訂正してもらっていいかなと思っております。

ただ、私が今考えております中身としてはですね、一つ目は先ほどからご質問がございます児童生徒数の予測も踏まえる、それから町の学校の基本方針、それから財政状況、もちろん財政状況が一番でございます。それから建物の老朽化の状況、そして地域の実情あたりも勘案した中でこの建て替えというのが出てくるのではなかろうかと、そういうふうに私としては現実を考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 最長で60年間としたときに、もし、それが可能であれば今の併設の校舎で運営をしていく考えなのか、それとももうちょっと手前に木造等の校舎に建て替えていくのか、そのへんの考えはまだ教育課のほう、教育委員会のほうではまとまっていないでしょうか。

○教育長（中村富人君） 就任しまして7月の教育委員会議で、いわゆる小中一貫教育について話題に上りました。その件が今のご質問に対する回答に近いのではないかと思います。今後、小中一貫教育につきましては、なかなか難しい問題もございますので、厚生文教委員会とか、あるいは全員協議会をとおしながらも、さらに協議を深めながら進めて

いくべきだと思いますが、ちょっと簡単に触れてみたいと思います。

大まかに触れますと実は小中連携の一貫教育につきましては、ご存じのとおり校舎は別々で併設型の小中一貫教育と校舎等一緒に一体型の義務教育学校という考えがございますが、もし将来校舎を造るときには、世の中といいますか動きとするならば、いわゆる義務教育学校の流れでいくと考えられます。といたしますが、文科省が数年前から小中一貫教育の推進を強く述べておりますので、そういう流れでいくのではないかと考えられます。

現在ではどうかといいますと、併設型の一貫教育は実は来年度から湯前小中学校しようと思えばできるような状況でございます。連携型というのは小学校中学校が別ですね、そしていわゆる中学校の先生が現在小学校のほうに兼務辞令を持ちながら授業に来ておりますが、そういうのを深めていく、あるいは行事の調整をする、何かそういうようなことでございます。

どの部分で連携するかという問題が実はございまして、一部ほんとはごく一部でもいいならば、連携校ができるわけでございます。ただ、私とすれば時間を少し置きながら連携校といえどですね、併設型の連携校といえど、これは教育委員会の規則を変えれば簡単にできるわけですが、これはちょっと時間を置きながら準備をしながら保護者等に説明しながら進めていくべきではないかと考えております。そういうことで校舎一体型の義務教育学校等については、また動向を見ながら、世の中の動向を見ながら判断されることかと考えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） すいません。終わったつもりでしたけれども、もう一つ大事なことを尋ね忘れておりましたので、戻らせていただいて、お尋ねさせていただきたいと思っております。失礼いたします。

もう一つ気になるのがですね、生徒数減少に伴います中学校の部活動の問題です。少ない年の対応をすればそれでいいのだということもあるのかもしれませんが、やはりスポーツですので個人の想いというのが大きいものがあると思います。もちろん保護者の想いがそこにはあるのかもしれませんが、ある程度の選択肢は欲しいと思うものです。

現状、5月にありました中学校の体育祭のときにですね、ほかの町村と一緒に本町の野球部なり、バレーボール部なりですね、出させていただいている状況を見たところです。他所の町村と共同でチームを組んで出ておられるというのは、それは仕方ないのかなと思いますけれども、そこに到達するにしてもですね、一緒に試合に出るのであれば練習と一緒にしたりとか、保護者の組織も一緒に応援したりとか、そういったところで対応されていると思いますけれども、現状の練習の対応とか、例えば、多良木に行くならどうや

って行くところ、水上村と一緒にするならどうやって行くとか、そういうところの課題については、どう対応されているのかお伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） 他町村の中学校と共同でやる場合は、練習とかは週に一回ですとか、そういったところで保護者の送迎になっております。毎日一緒に練習することはなかなか難しゅうございまして、学校同士の時間の行事等も違いますので、毎日というのはなかなかそういった送迎の問題も含めまして困難であります。今のところ、試合前には集中してやられていることもあっておるみたいでございまして。

○6番（金子光喜君） 今後ですね、もっと子どもたちが減ってくるのもあると思います。もちろん本町もですけども、周りの近隣町村もそのような形で減少してきて、お互い一緒にならないと球技でありますとか団体競技が出づらくなるといいますか、やりづらくなるような環境が出てくるのかなと思います。

そのときに、どう対応するのかということをしっかり制度設計なり作りこみといえますか、そういうことをしっかり議論する必要があると思いますけれども、そのことについては、現状はやられていないのですかね、お伺いさせていただきます。

○教育長（中村富人君） 私も7月に就任しまして、部活動の問題は大きな課題でありましたので、中学校の校長と話を進めました。現状についていろいろ意見交換をいたしました。

金子議員言われましたように、中学生にとっては大きな重要な位置をしめておられて、中学校でのいわゆる体育関係の経験が将来にわたって影響するといえますか、そういうものとして認識をしております。学校とすれば本年度は野球とバレーは、いわゆる野球は水上中学校、バレーは多良木中ということで、さっき課長が答弁したとおりでございますが、今後、どうしていくか、近隣の学校では3年間で入部性がゼロになると、いわゆる廃部といえますか、そういう学校も出ております。湯前中もそういうように、そのことはですね現実味を帯びているわけでございますが、例えば、中学生がゼロでも、その次の年にですね二人でも三人でも入ってきたときにはどうするのかとか、そこら付近とっても難しい問題もございまして。

さっき申し上げましたように、部活動の意義からしてその体育関係の経験等のありなし、まあ選択肢とか含めまして、今後大きな課題であると考えます。これは保護者も一緒に合わせましてですね、保護者の意見を聞きながら、そして学校のほうで判断して、教育委員会等も助言にあたっていけばと考えております。以上です。

○6番（金子光喜君） しっかり答弁いただいて、ほっとしているところですけども、子どもたちが部活動をするにあたってですね、やりたい部活がないというのは非常に残念なことだと思います。いろんな対応策というのをしっかり、今後、ほかの学校、近隣の町村の学校ともですね協議しながら、いろんなことで対応を考えていただけたらと思

ます。

もちろん、そこには教えていただく先生の配置とかもいろいろ問題になってくるのかなと思いますけども、子どもの数が減っていく中でどういった形で部活動といいますかそれをするのが一番いいのかということですね、できれば教育委員会であり、また教育長会でありですね、そういったところの中でもお話しいただくような流れがあってもいいのかなと思っておりますので、その対応を望むところです。

以前ですね、10年ぐらい前ですけども、湯前中学校に行きますと10本ぐらい優勝旗があったのを記憶しております。ほんと誇らしくそこにあつてですね、子どもたちも生き生きとその優勝旗について語ってくれたことをなんか覚えておましてですね、しっかりとした教育の中はですねそういうことも必要かなと思いますので、今回終わったつもりでしたけれども、再度お尋ねさせていただいたところでした。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 関連質問を許します。

○3番（森山 宏君） 先ほど来、言われていた、校舎の新築じゃなく改築ですね、改築の問題ですけども、教育長は義務教育学校と捉えられた発言もされました。いま現状、2校の建物があつて、これを維持管理していくために2校分の屋根修繕、今年ついて来年に修繕費の、これがずっと60年の長寿命化に持っていったとしても、2校分の維持費がずっとかかるわけですね。逆に児童数は、すいません生徒数ですね、生徒数も減っていくわけですね。必然的に教育長がおっしゃったクラスで校舎の容積が変わるのであれば、それで決まるのであれば、逆に二つを一つにして、1校にしてクラスを間仕切りしてクラスを増やすというやり方もあります。これは財政事情で考えときに対象児童生徒数は減るのに、維持費は逆にかかる、現状一番心配していることは、コストが2校舎分、2建物分かかるんですよ。ですから、教育長おっしゃったように協議しておりますんじゃないかって、教育長、将来的な構想はどういうふうな長寿命化して、現状のままいって、10年後にまた考えればよかたいというふうな考えなんですか。

○町長（長谷和人君） 中身の話をちょっとさせていただきたいんですけども、60年というのは今後60年持つということではございません。今、小学校中学校それぞれ35年ぐらいだと思いますが、数字がはっきりしていないので申し訳ないんですけども、60年にしましたときに残り20年から25年くらいかなと思っておりますので、この中で、今回、今からの先ほど申しましたように設計をさせていただきまして、たぶん長尺シートでございますか、その工法になるのではなかろうかなとお思いますけども、そうした場合について、たぶんこれも10年から15年なのかなと、スパン的にございますので、正確に私が申し上げると一人歩きする可能性もございますので、ちょっとブラさせていただきたいと思うんですけども、そうやってきたときに60年くらいが精一杯では

なかろうかなと思っておりますので、これから言いますと先ほど言いました20年から25年、ここらへんが限度になってくるのかな、ですから先ほど申しました児童生徒数の予測、それから学校の基本方針なり財政状況、そして老朽化、そして地域の事情というようなことも申し上げさせていただいておるところでございます、今、森山議員聞くところによると、私を感じましたのが、すぐ新築してよかぞというふうにも聞こえてきて、応援していただいている立場かなというふうにも思ったところでございますので、そこらへんは先ほどから申しますように、そこらへんがどうも境なのか、正直申し上げられないのが私もちょっとモヤモヤするところがございますんですが、そういうふうには思っているところでございます。

○3番(森山 宏君) はい、60年といったのは確か寿命的に60年か80年だったかなと思って、一応60年と言ったところです。私は別に改築をすぐとか言うんじゃないかってけい点といたしますか、需要と供給のバランスといたしますか、損益分岐点といたしますか、そういうのがありまして、今の財政のまんま行ったら維持していくと今後なんぼいる、3年後にはどんだけいるというシミュレーションを教育課のほうからいただきました。これをずっとしていくとどうなのかと、それよりも10年後に一貫校のほうに校舎も一つにしたらどうだろうかというシミュレーションを考えていただくと、必然的に結果は出てくるんじゃないかなとは思いますが。補助のあるうちに文科省から補助のあるうちに、できたら取り組んでいただきたいというのが、すぐしてくれというのではありません。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、これに関連質問を終わります。

次に、一つ、農業政策について、金子議員の一般質問を許します。

○6番(金子光喜君) では次に、農業政策について、お伺いさせていただきます。今回の長谷新町長の所信表明の原稿の中でですね、最も多くの記述がありましたのが、この農業についての記述でありました。それだけ農業振興に対する思い入れも大きいものがあるのかなと思えますし、町の発展には農業の振興は欠かせないものと認識させていただきました。

中でも、ワードとして多く使われていたのが生産基盤の整備、農地の保全と有効活用、後継者の確保と育成、この三つは二回とか三回とか登場してきました。また、本町独自の支援策制度の拡充も検討すると記されておりますし、更には、農業公社についても新たな展開をということで述べておられます。私も同感でありまして、この全てがしっかりと整っていくことが重要であると感じております。

現在のお考えについて、もう少しお伺いさせていただきます。まず、後継者対策ですけ

れども、国のほうも力を入れておりまして、ここ数年は何人かの後継者が誕生している状況で、非常に明るい兆しが出てきているのかなとは思いますが、まだまだこの数では十分とは言えません。具体的にこういった形で後継者を増やしていくというお考えがあるのであればお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 生産基盤の整備、それから担い手の確保、それから生産性を向上させるということで、生産機関といいますか近代化施設、ここらへんが全てミックスした上で全ての農業が向上していくという上でのことで、私、所信表明を述べさせていただいたところでした。

第1点目の後継者ということでございますけれども、各施策につきましては実は課長のほうに既に配付済みでございます、その施策については、一つ一つ重ねながら制度設計も加えながらですね、実現に向けて動き始めたところでございますので、まだ目に見えていない部分が多少あるかというふうに思っているところでございますけれども、そこらへんは各課の担当あたりとの組み合わせを行いながら、目に見えた形で施策を打たせていただければというふうに思っているところでございます。一つに後継者の問題でございますけれども、これまでの後継者の国の分、それから町の分ございまして、たぶん12、3名ぐらいですか、今、就農給付金のほうも該当者がおられまして、その実績が出てきておるということでございました。

私としてはこの分野の中でもう一つ町単独の施策の一つといたしまして、実は現在、奨学金の運用を教育課のほうでさせておるということですが、この中で、これは条件等がございますけれども細部に詰めていないところがございまして、概ねの話だけしかできないところがございますが、例えば、農林商工でですね後継者ということで家を継いでいただくという場合につきまして、この奨学金の運用を見直したらどうかというふうの一つ思っているところがございます。

例えば専門学校なり、例えば農業のことで専門学校なり、それから農業大学なり、大学の専門の農業の勉強をされてきたという場合につきまして、その方が奨学金を借られているという場合につきましては、当然、家に帰られて何某かの今やってらっしゃる、例えば、菊なら菊ということを経営にやられるのか、また別の栽培品をやられるのかというのは別でございますけれども、とにかく後継者として残っていただく、帰っていただく、Uターンしていただく、この場合につきましては奨学金の免除をしたらどうだろうか、こういうのも一つ考えておるところでございます。

ただ、これもいくらかクリアしなければならない部分もいくつかございますので、そういうのもちょっと今、私としては頭でございますし、担当課のほうにもこの話をちょっと勉強してくれんかどうかと、調査してくれんのかいということで、お話をさせていただいているところがございます。後継関係につきましては以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第1、一般質問、金子議員の途中です。発言を許します。

○6番（金子光喜君） 今、後継者についてお尋ねしている途中ですが、実際私も35年前ですか、新規就農者としてスタートしたわけですけれども、いろんな経験を積みながら農業者は成長していくわけです。ただ、最初に農業をやろうというきっかけがないと、なかなか新規就農者は増えてきませんので、その若い、例えば、高校生でありますとか、中学生でありますとか、そういう農家のご子弟といたしますか、そういう人たちに対する呼びかけなりですね、農業の良さを知るきっかけ作りというのが必要なのかなと思います。

農業高校とか農業大学校とか、そういう農業に接点を持つといたしますか、親しみを持って農業を見るというような催しといたしますか、取組がございますので、そこに中学生なり高校生を参加させるとか、参加を促すような対応があってもいいのかなと思いますけれども、これまでにそういうことに行ってもらうような対応をしたとか経緯はありますでしょうか、お伺いたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農業関係について、そういう中学生高校生に対しての体験というのは、現在までないところでございます。小学生におきましては小学校5年生ですかね、教育課のほうで対応していただいて、田植え教室とかをしていただいております。

昨年でしたか、毎年、町の和牛管理品評会、郡協予選的なものになります。そこに、学童保育の方をご招待して見ていただいたということがございますけれども、本格的といたしますか中学生高校生に対しては、今のところ実施したことはございません。

○6番（金子光喜君） 本町でそのことを、催しをせろということではなくてですね、農業高校とか農業大学校とか、そういうことにされている状況がありますので、そこに参加を促すようなとかですね、参加するときの費用を補償するとかですね、そういう背中を押すような対応も必要ではないかということで、今、お話ししたところです。

一番忙しいのかもしれないけれども、中学生とか高校生とか、そのころに気づくことが一番、農業に対する親しみとか目を向けるきっかけになると思いますので、そのこともしっかり取組の中に加えていただくような流れが必要ではないかと思っているところです。

現状でもですね、新しい後継者といたしますか、新規就農者をするときに、いわゆるUタ

ーンの方とか、IターンとかJターンとか、様々に都会から来られる方がおられたりするわけですけれども、そのこと取組もこれまでもされてきているのかなと思いますけれども、今も呼びかけとか、Uターンとか、IターンJターンの呼びかけとかはされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 特に、今のところはそういったことをしていることはございません。

○6番（金子光喜君） テレビ等ではですね、いわゆる田舎を求めて移住されて、そこで農業をするというのが非常にブームになっているような報道もされておりますけれども、なかなか実際そこに定着されるのは少なかったりするということで、以前もおられましたけれども難しい部分があることは十分分かっております。

それともう一つですね、若い後継者だけではなくて、定年されてからの就農というのも一つの担い手の誕生のきっかけではないかと思っておりますけれども、現状でも定年退職された後で、そのまま家業を継続してトライをされていると、更には規模を拡大して頑張ってみようかなと思っておられる方もおられるように聞いております。

確か担い手といいますか、認定農家には年齢制限はなかったと思っております。新しく定年されて認定農家になられた方、何人かおられると思っておりますけれども、そのへん何名おられるのかお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 正式な数字は、今、資料を持ってきていませんので分かりませんが、ここ近年であれば2、3人からはおられたと思っております。

あと、認定農業者の方ということで、年齢制限はないところです。改善計画を提出いただいて、それを町のほうで審査しまして、妥当であるということで判断できれば、その方を認定農業者として認定するところでございます。

○6番（金子光喜君） 今後ですね、そういった形でUターンして定年して帰ってきた後にですね、農業をやられる方が出てくるのではないかと思いますので、そのへんの受け入れ態勢といいますか指導体制というのも構築していく必要があるのかなと思っておりますので、今回、質問に入れさせていただきました。

次にですね、経営への支援策ですけれども、本町独自の支援策の拡充等を検討するというところで町長のほうで所信表明されております。どういう内容なのかということをお尋ねさせていただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 経営の支援策ということで、機械等の補助をさせていただいているところでございます。

現在、担当課のほうに今の既存の支援策等がございますので、この中身につきまして精査させまして、効率的にもう少し高額、基本額を増やすことができないかとか、それから、今、3種類4種類ほど区分されておりますので、これを一つにしまして分かりやすく

できないものかどうかとか、そういうふうなことで、今、担当課のほうに指示をしております、制度設計の途中ということで答弁させていただければというふうに思っているところでございます。

○6番（金子光喜君） 制度設計の途中ということで期待するところですがけれども、これまでも農業委員会等で農林振興課のほうでもですかね、アンケート等を確か取られていたと思いますので、どういった支援策が必要なのかということも農家のほうからもしあっていればですね、取組に検討材料になるかと思えますけれども、経営の支援というのをですね町長も取り組む覚悟でおられるのであればですね、一つこのこともご検討に入れていただければということで質問させていただきます。

先日ですね、いわゆる兼業で営農されている方からお尋ねがあったことですがけれども、兼業でされている方には、いわゆる営農支援に関しては、あまりメニュー的にはなかったわけでありまして、国の交付金の対象でもなく非常にやりづらいと嘆いておられました。その方曰く、地域の中核の農家とは周りの方からは見られているわけだけでも、なんで兼業には何もなにかとかという素朴な意見でありましたので、そのときには私も特にこれがあるよというお答えはできなかったわけですがけれども、兼業でされている農家の方もそれなりにおられると思います。実際、農地を守るという意味合いの中では、その方々の頑張りというの大きいものがあるかなと思いますけれども、財政的にも非常に厳しい中ですね、支援の枠を広げるというのは非常に難しいことかもしれませんが、農地をしっかりと維持していくという意味の中ではですね、何らかの意味合いがあるのかなと思いますけれども、このことに関して検討なり対応策なり考えられたことはあるのでしょうか。

そして、お話ししたところでどんな対応ができるのかなとか、そういうことがあればお尋ねさせていただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） いわゆる兼業農家への補助事業ができないかというふうなご質問だと思いますけれども、いわゆる担い手農家、イコール認定農家ということで、これまで動いてきておるといところがございまして、非常に兼業農家への補助事業の支援というのは、単独であれば、自分で作りだせば良いのかもしれませんが、なかなか厳しい部分があるのではなかろうかというふうに私としても理解しているところでございまして、中山間地域等の直接支払制度などによります機械の共同化利用の取組とかいう分もあろうかなと思っているところでございます。

これに関連してではございませんが、私が以前にも制度自体はあったところでございますが、高齢者の皆様方が小物野菜を作られる場合につきまして、ハウスの一部を施設園芸補助という形でですね、過去にあった事例がございまして、私も先ほどの答弁と一緒になるかもしれませんが、これについても担当課のほうにちょっと調査してくれん

かいということで、この中の制度設計の中に一つ調べてくれんかいというふうなお話をしているところでございます。

そういう意味合いも含めましてですね、今回、兼業農家という部分がございますので、お勤めをしながら農業されている部分がございますので、土曜日曜ということであれば、当然、それは農業をされている現状はあるかもしれませんが、なかなか先ほどから申しますように、厳しい部分がございますので、少し考慮はしたいと思っておりますが、なかなか同じ繰り返しになります、厳しいところがあるというふうに、現状としては思っているところでございます。

○6番（金子光喜君） 国のほうでも選択と集中といいますか、選択した中で担い手を絞り込んでですね、そこに重点的に支援をしていこうという流れの中で兼業の方が漏れているというのは十分理解しております。

しっかり町の中ですね、営農いただいているということに関しては同じだと思っております、実際、面積が例えば5ヘクタール以上をされている方に関しては、それなりの担い手の部分を持っているとかですね、そういった取り方もあるかもしれませんので、ご検討いただくことをですね希望するところです。

次にですね、生産基盤の整備についてお伺いさせていただきます。特に農業用排水路の改修についての記述もありますけれども、現状の改修と水田の排水能力向上に向けた基盤整備等については、大いにその必要性を感じているところです。これまでですね、何か所か整備はされておりますが、現状どの程度のペースで進んでいるのかをお伺いさせていただければと思います。

また、町全体をですね改修するには、現状のペースではどれくらいの時間がかかるのかなとお尋ねできればと考えております。もちろん、今、取り組んでおられる中山間地の中でですね、交付金を使って受益者負担金を積み上げて、そして、積みあがった段階で整備を進めていく形が流れなのかなと思いますけれども、その流れの中でどれくらいの時間が必要なのかなと、毎年どれくらいできるのかなとお伺いするところです。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農業の用水路整備、改修ということでございますけれども、現在取り組んでいる地区は一地区、これにつきましては延長が3.8キロメートルございます。これを昨年度から3年間で実施していくというふうにしております。あと、ほかにもですね来年度におきましては残りの地区を一つと、もう一つの地区につきましては排水路の整備を考えております。ほかに中溝、上溝、これの幹線になりますけれども、ここは受益面積が約100ヘクタール近くあるかなと思います。これにつきましては、令和6年度からと、これも3、4年はかかるんじゃないかなというふうに思っております。

時間的にどれくらいかかるんだろうかということでございますけれども、まずは基本的に私たちは土地改良事業につきましては、地区からの受益者からの改良の要望を基本

というふうを考えております。なかなか全てを網羅しているわけではございませんけれども、ここを今年も含めまして10年間でも、全体的には用水路だけみましても10キロ近くできればいいほうではないだろうかというふうには思っているところです。また数字につきましては要望等もこれから増えてくるかと思しますので、できるだけ要望に応えられるようにはしていきたいというふうには考えているところでございます。

○6番(金子光喜君) 町長の所信表明に対する農業基盤整備のですね、全体像をお伺いしている中でございますので、そう深く掘り下げてお伺いするつもりはないところですが、ただ本町の農地がですねしっかりと基盤整備と申しますか、用排水路のですね生産基盤が整うことは、農家の願いでもありますし、大事な部分であるということで、今、進められているわけです。

ただ、どうしても後回しになったりとか、実際、農業生産基盤事業があつて、大体40年くらいたっていると思います。40年くらいたっておりますのでかなりの劣化もありますし、また、当時の施工の甘さといいますか、そういうのも加わつてですね、かなり厳しいところもありますので、全体像を掴むことをですね進めていただければと思うところです。

もちろん、その地域の農家の方の要望というのが優先されるということで話がありましたので、様々な営農形態の集まりがありますので、その中で要望を出していただくような流れをですね、作っていただければと思います。要するに今後もしっかりと湯前町の営農が続けられるようなですね、生産基盤の整備というのを掲げておられる以上ですね、遅滞のないように対応していただければということでお尋ねしたところです。

そこでですね、今後ですね、農地の改修なり整備を進めていく上で、質問の要旨に挙げております農地の所有権や相続について、どう対応されているのかをお尋ねいたします。

まず、整備をする際にですね、耕作者は分かっているけれども法的な所有者の確認等は必要はないのでしょうか、まずお伺いさせていただきます。

○農林振興課長(稲森一彦君) 土地改良事業を行うときは、大きな事業になりますと県営事業に該当するものがございます。県営事業につきましては、土地改良法の認可が必要というようなことになってきます。この場合は耕作者であっても所有者であってもというようなことになっているかと思えます。やはり認可をとるときにはできるだけといいますか100パーセントというのが理想的になっておりますので、そのようなことで相続と申しますか土地改良法の認可としてのことで答弁させていただきました。

○6番(金子光喜君) まあ要するに、土地改良法の中では法的な所有者の同意が必要ということで理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

○農林振興課長(稲森一彦君) 土地改良法のお話を先ほどしましたけれども、あと別に農道を改良したりとか拡張したりとか、用水路であっても排水路であっても部分的には

用地の買収をする必要があるかと思えます。

当然、そのときは所有権移転というのが必要となってきますので、現在の相続者の方に名義の変更をしていただくということが必要となってきます。

○6番（金子光喜君） まあ要はですね、生産基盤を整える上ですね、農地のその生産基盤を整えた上で、資産価値が上がるわけです。きちんとした農地にできるならばですね資産価値が上がるのであれば、所有者の方もしっかり所有権というのを確認する必要があるのではないかとということでお尋ねしたところです。

なかなか登記でありますとか所有権の移転とか、そういうことが進んでなかったりですね、世の中で言われております所有権不明の農地とかですね、というのが出てきているというのが新聞等で報道されておりますので、そのへんの対策といいますか、対応というのを町としてはきちんとしていくべきなのかなということですね、お尋ねしたところです。

せっかく農地が整備されるのに誰の持ち物かはよう分かりませんよねというのであればですね、ちょっと残念なのかなということで、今回取り上げさせていただいたわけです。農業委員会のほうでもですね、農地の相続とか所有権に関してはしっかり取り組んでおられるものと思えますけれども、農業委員会のほうではどう対応されているのか、お伺いさせていただきます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 今の質問に入ります前に、まず農地の状況ということから説明させていただきたいと思えます。本町におきまして、これは農業委員会の農地台帳からの調べなのですけれども、町全体で農地台帳に登録されている耕作者数が729名、それから筆数でいきますと6104筆、面積が687.3ヘクタールとなっております。

その中で死亡者名義、農業委員会のほうで確認したところではいきますと173名、914筆、面積としまして92ヘクタールとなっております。その中で不在地主、いわゆる不在地主ですね、管理者がいない農地ということで農業委員会のほうで把握しているのが28人の44筆の1.7ヘクタールという部分が、現在、農業委員会のほうで把握している部分であります。

なお、これは本町の場合には住民記録等で把握できますけれども、他町村からの入り作ですかね、につきましては他町村につきましてなかなか把握が難しいというようなことで、年齢等を推測しまして恐らくもういらっしやらないんではないか、耕作もされていないということで、把握したところで27名というような数字が出ております。

それで、その不在地主、いわゆる不在地主の発生防止というようなことで農業委員会のほうでも、非常に今後検討して活動していかなければならないわけですが、農地法第3条の3というのがありまして、これには農地を耕作する権利を得た人、いわゆる相続

人、相続する権利を有する人ですね、につきましては農業委員会に対し届け出をすることになっております。今後、誰が工作をするのかというようなことで届け出をすることになっております。

耕作者が死亡された場合につきましては、遺族の方は役場のほうにいろいろな手続きに来られますけれども、その中で土地家屋等を有されている方につきましては、税務町民課の固定資産税係のほうで固定資産前代表相続人届というのを提出いただいておりますので、それと連動しまして農業委員会の農家台帳のほうも耕作者が変わるようになっておりますが、今後はですね、これもまだ漏れている方、それから未提出等の方もいらっしゃるので、税務町民課ほかの課とも連携を取りながら漏れないようにですね、進めていきたいと思っております。

先ほど言いましたように、特に死亡者が他町村の場合につきましては、特に本町に1筆とか2筆、小さな農地しかお持ちでない方につきましては、なかなか当方への連絡が取れない場合もあっております。国のほうでも非常に問題にされておまして、先ほど皆様のほうにお配りいたしました農水省からのチラシ等も本町でも準備しまして、昨年12月にお配りしているわけですが、これにつきましては、特に不在地主の農地につきまして、それから都会に出ていらっしゃる方につきましては、農地中間管理機構を利用して、お貸しできますよというような貸し借りの問題でありますけれども、そういうのに今後はですね、そういうものの広報活動を進めていくとともに、今度は所有権移転につきましても固定資産税の届け出があった場合に勧奨を進めていこうということで取り組んでいこうと考えているところであります。

また、農業委員さん、それから推進委員さんにつきましては、地元精通の方でいらっしゃると思いますので、特に地元の農地のことについてはご存じですので、まずは地元での話し合いの中で、そのような農地がありましたら親戚とかお孫さんとかに言われて、どんどんそういうような相続を進めて、現在のなるべく近いような状況にしていくように言っただけというように、日々努めているところであります。

○6番（金子光喜君） 丁寧にご答弁いただきまして、分かりやすかったですけれども、積極的な勧奨を進めていくということですね、農業委員さんの大きな役割になってくるのかなと思います。農地は無くなるわけではないんですけども、そこに誰の持ち物か分からないとか、だれが所有しているのかがしっかりしないというのは非常に残念なことでありまして、また売買とか、そういったときには非常にハードルが高くなりますので、早い段階でのですねきちんとした相続とかですね、所有権の確認とかを進めていくような体制づくりをですね、していただければと思います。

農地が農地としては、維持はできるということは、表面的にはそれはなくてもできるわけですが、資産財産として次世代に受け継いでいくためには、やっぱりそこへんも

しっかり積み重ねていく必要があるのではないかということで、今回敢えて取り上げさせていただいたところです。しっかりとした対応を希望いたします。

では次に、農業公社についても質問させていただきます。所信表明の中でもですね、農地の保全と有効活用については何回も登場する重要な案件と理解したところです。それには農業公社の役割につながるのかなということで考えるわけですが、現時点では活動を休止中ですので対応ができておりません。再開に向けて検討される中でですね、農家の高齢化に伴う農作業のサポートなど様々に必要性が近頃とみに感じているところですが、町長の現在のお考えをお伺いさせていただきます。

○町長（長谷和人君） 農業公社、湯前町の農業の政策の中で、最も重要な位置の上にある問題だと認識をしているところでございます。私、農家の皆様方からお聞きした内容、ご意見等でございますけれども、この農地を守る手段として、その役割を担う一つが農業公社ですと、その目的のためにはしっかりとした体制を整えてほしいというご意見が非常に多かったところでございました。

今、金子議員がおっしゃっておられますように、所信表明の中でも申し上げておりますように、私といたしましては一旦立ち止まりまして、これまで経営を行ってきた経緯を踏まえ、そして様々なご意見を聞いた上で、将来を見据えたしっかりとした計画を策定する必要があるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。そのためにはお時間をいただきながら、多方面から意見を徴収したいというふうに思っているところでございます。

これに従いまして、これまで農業委員会、そして公社の会員の皆様に1回目の聞き取りを終えているところでございます。今後、認定農家の皆様など数回ほどお話を聞きまして、地域の力を巻き込んでいながら、そしてその丁寧さも必要だと感じているところでございます。その上に立ちまして、それをまとめた上で、議会の皆様方にご意見を幾度なくお伺いしながら、この件につきましては前のほうに進ませていただければというふうに、現時点では考えているところでございます。

○6番（金子光喜君） 長谷町長も必要性はしっかり考えながらもですね、進め方、作りこみについては、慌てずに取り組んでいくということで理解したところです。議会の中でもですね様々に議論されて、必要性に関してはほとんどの議員が進めていく必要があるのではないかということで話しておられましたので、今後しっかりとした取組ができることをですね希望するところです。

現在、シルバー人材センターがですね、畔払いでありますとか農家のサポートをされておりますが、非常に限界に近いのかなということを感じているところです。農業のサポートの一つの柱として取り組んできた農業公社の部分でもありますので、そういったことも今後の課題としながら、しっかりと作りこみをしていただくことを希望します。

今回はですね、長谷町長の所信表明を基にですね、どういう形で町づくりの望まれるかということを確認することが私の狙いでしたので、詳細については、今後の議会や、また次回の一般質問の中で引き続き議論させていただくことで、今回の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、農業政策について、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

これで、「一般質問」を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第3号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、報告第3号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」を議題とします。

本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第3号について、提案理由の説明を申し上げます。ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第173条第1項の規定に基づき、関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 議案書の2ページをお願いいたします。

平成30年度（第22期）事業報告、ゆのまえ湯楽里株式会社。

総括、奥球磨の観光拠点施設として更なる観光客の集客を目指し、より良い接客業務を心掛け、観光の魅力を発信し続けることで、年間約17万人の皆様に来館していただける施設であることを誇りに社員一同取り組んでまいりました。

その一方で、現在の観光業界では、特に宿泊業、飲食サービス業の離職率も高く、弊社でも慢性的な人材不足により各部署への負担が大きく、更なる成長も望めない状況にありました。

しかし、素晴らしい魅力に溢れている湯楽里のおもてなしにより、お客様が再度来館していただくことで、働きがいを感じる魅力ある会社となり、人材の定着、採用ができるようになるのではないかと考えられます。

そのためにも賃金、労働環境、施設の改善を目指すことも重要な課題であり、少子高齢化、人口減少の下で、生き残りをかけた取組は、満足度を上げ、リピート需要を増やし、観光業界で働く魅力ある会社にすることが重要な課題であると思われま

次のページをお願いいたします。主な事業内容です。掲載されているもののうち、主な

ものを抜粋して読み上げます。

まず、湯楽里部門です。4月2日、辞令交付式、湯前町グリーンパレス指定管理者指定書交付式。7月18日、ミシュランガイド熊本・大分2018掲載、宿泊部門で掲載。11月24日、湯楽里杯ゴルフ大会開催、82名。11月28日、湯楽里杯ビーチバレーボール大会開催、110名。2月18日、入浴客210万人達成。次のページをお願いいたします。3月16日、湯楽里21周年特別イベント開催。

次に、グリーンパレス部門です。4月18日、湯楽里杯ゲートボール大会の開催、50名。5月25日、湯楽里杯グラウンド・ゴルフ大会開催。10月20日、RVランドキャンプミーティング受け入れ及び出店販売、キャンピングカー132台です。10月28日、日本でもっとも豊かな隠れ里サイクリング人吉球磨サイクリスト受け入れ。11月24日、バイクーズミーティング受け入れ、250名です。

次に、職場体験、見学につきましては、湯前小中学校のほか、管内の高校などからの職場体験、見学受け入れを行っております。ご覧のとおりでございます。

研修につきましては、以下のとおり、職員の実務に資する研修に参加をしています。

次のページをお願いいたします。各種会議につきましては、湯楽里が所属いたします、各種協議会等の総会及び、会議に参加しております。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

次に総会につきまして、平成30年6月27日、第21期定時株主総会におきまして、平成29年度、第21期事業報告承認の件、ほか次のような審議がなされております。

次のページをお願いいたします。取締役会につきましては、以下のとおり、14回が開催されております。

監査につきましては、決算監査、中間決算監査、現金監査、以上の3つの監査が行われております。

続きまして、主な工事関係でございます。まず、湯楽里部門でございます。4月から3月まで、以下のような工事が行なわれております。

次に、グリーンパレス部門でございます。以下のとおり、5件の工事が行われております。

次に、町工事関係でございますが、11月に、グリーンパレス親子水車、からくり小屋解体工事を行っております。2月、湯楽里の機械室設備改修工事を行っております。

次のページをお願いいたします。第22期貸借対照表、資産の部、流動資産につきましては、現金から未収入金まで、合わせまして、8,093万1,083円でございます。固定資産につきましては、有形固定資産から投資その他の資産、合わせまして、3,633万8,187円でございます。繰越資産、33,439円、資産の部合計、1億1,730万2,709円。

続きまして、負債の部でございます。流動負債は、買掛金から未払法人税等まで、合わせまして、1,029万1,903円でございます。負債の部合計、同じく1,029万1,903円でございます。

純資産の部、株主資本は、資本金1億円、利益剰余金701万806円、合わせまして、1億701万806円でございます。純資産の部合計、同じく1億701万806円でございます。負債・純資産の部合計、1億1,730万2,709円でございます。

続きまして、第22期損益計算書でございます。売上高合計1億3,658万7,619円でございます。売上原価2,413万9,158円、販売費及び一般管理費1億2,700万57円、営業利益マイナス1,455万1,596円、営業外利益、これは指定管理料等でございますが、1,155万6,315円、営業外費用、雑損失9,060円、経常利益マイナス300万4,341円、特別利益360万円、特別損益361万4,629円、法人税等18万2,500円、当期利益マイナス320万1,470円、前期繰越利益981万2,276円、当期末処分利益661万806円

下のほうでございます。右下をご覧ください。第22期、利益処分、当期末処分利益額661万806円、配当金0、利益準備金0、次期繰越金661万806円でございます。これにつきましては、実営業日数341日でございます。

次のページをお願いいたします。10ページと11ページにつきましては、部門ごとの売上の明細になっております。説明は省略をさせていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

12ページをお願いいたします。令和元年度（第23期）事業計画、基本方針、
（1）明るい笑顔の真心サービスを常に意識し、お客様に満足していただけるようなおもてなしの向上に努めます。（2）お客様に気持ちよく過ごしていただけるように、清潔で明るい施設、質の高いサービス、心の癒しが体感できるような施設を目指します。
（3）お客様に満足していただき、笑顔が引き出せるような魅力ある「食」を提供していきます。（4）お客様が安心・安全に利用できるように、施設の維持管理を徹底して行います。施設・設備とも改修の時期になりつつあります。湯前町の観光拠点の一つとして、今後も成長していくためにも、湯前町と一体となって計画的な大規模改修に取り組んでまいります。

一般事業につきましては、（1）旅行者のニーズに合わせた旅行商品の開発を行う。のほか、6項目となっております。

次に、イベント事業につきましては、（1）季節の行事を取り入れたイベントを計画し、誘客につなげる。のほか、4項目となっております。

外販事業につきましては、（1）町内外で開催されるイベントへの出店販売。など2項目です。

次に、観光事業につきましては、(1)人吉・球磨で開催される主要なイベントへ協賛、情報の提供を行い、湯前町へ足を運んで頂く周遊性の高い取組を実施する。のほか、3項目です。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第2、報告第3号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況についての説明の途中です。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほどの私の説明の中で、間違いがございましたので、訂正をお願いします。ページは9ページをお開き下さい。右下のところになります。こちらのほうの1行目なんですけども、こちらのほうに当期末処分利益額と表記しておりますが、これが間違いでした。大変申し訳ございません。修正のほうですね、当期末処分利益額ということで修正をお願いいたします。末とありますのを末ということで、漢字の表記の間違いで、私も先ほどの説明の中で、間違っ申述べましたことをお詫び申し上げます。よろしくをお願いいたします。

すみません。もう一つですね、同じ箇所がございます。9ページの、左下のほうでございます。こちらのほうに関しましても、当期末処分利益と表記しておりますが、当期末処分利益ということで、修正のほうをお願いします。

更に、もう一つなんですけれども、ページが8ページになります。こちらのほうの左下ですけど、私、先ほどこちらを、繰越資産と申し述べましたが、繰延資産ということに訂正をさせていただければと思います。大変申し訳ございません。

それと、もう一つでございますが、これは修正ではございませんが、一応お手元のほうにですね、議案説明資料といたしまして、A3の色刷りの用紙をお渡ししております。これにつきましては、昨年度の議会の皆様からのご指摘によりまして、3か年の比較等ですか、湯楽里の現在の役員の数とか、そういったことについての説明資料を併せて提出させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。ただいま説明がありましたとおり、修正したものを、原案として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。修正したものを原案として、審議をお願い

いたします。質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 売上高の推移を見ますと、ほぼ横ばいでして、平成14年度以降、まあ若干、減少傾向にあります。中期経営方針によりますと、平成29年と平成30年の売上見込みから大きく下回っています。

そこで、湯楽里の社長である町長にお伺いします。これは、令和2年までに、売上1,500万円と計画上はなっておりますが、これは達成できる見込みなのでしょうか。

先ほどの1,500万円は、1億5,000万円です。

○町長（長谷和人君） 今、令和元年度の売上目標ということで、1億4,500万円というかたちで、計画がなされているところでございまして、今回、約3億5,000万円ほどかけまして湯楽里のリニューアル改修というかたちで、させていただくところでございますので、新たな魅力発信が一つ可能になってくるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

加えまして、ほぼ横ばいというふうな状況になっておるところでございまして、一つの原因としては、やはり営業の不足もあるのかなというふうに思っている次第でございます。ここらへんは、取締役会の中でも、そういうふうなご発言もあつているところでございますので、十分、ここらへんにつきましても、考慮させたいというふうに思っているところでございますし、それから、レストラン部門の中で、私も発言させていただいているところですが、このリニューアルに併せまして、新しいお料理を提案できないかということで、調理長のほうにも、そういうふうなことで、考慮してくれというふうな発言もしているところでございます。

なんと言いましても、やはりそこにおります従業員が、おもてなし、サービスによって、お客様をおもてなしするという部分も非常に大事ではなかろうかというふうに思っておりますので、令和元年度の1億4,000万円の目標に向かって、一生懸命、頑張らせて行きたいというふうに思っている次第でございます。

○2番（椎葉弘樹君） ちょうど、昨年 of 質疑の中で、企画観光課長から、営業利益のマイナス部分は、グリーンパレス公園の営業内容で、グリーンパレス公園の何か取組が何か必要だと思われるというご意見でした、そのとき前町長は、現場としっかり協議をしていきたいという答弁でした。

そこで本山課長のほうに伺います。その後、1年あるんですが、どのような協議をされてきましたでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、一応ですね、協議の中では、営業力の不足が否めないということで、そこらへんの強化を、ということでの協議は行っていたかと思っております。但し、それが売上に繋がらなかったということで、そこには、背景としまして、人材の確保が難しかったというところもございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今日、お配りされている別紙のほうの自己評価のところに、このグリーンパレスの課題が挙がっておりません。やはり、湯楽里の分だけではなく、グリーンパレスのほうも分析して、少しでも経営改善を目指していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、私も昨年度もそういった思いで、発言をさせていただいたところなのですが、今年度におきましても、それが、反映がなされていないということですので、引き続きそういったことの強化に対しての、アドバイスですか、町も一緒になって、そこらへんのPRを進めていけたらなと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 湯楽里がお客様に喜ばれていることの一つは、町内外の人達が、日常的に温泉に入れるようになってきているということなんですけれども、湯楽里の売上において、やはり重要なのは、宿泊して、温泉に入り、ご飯を食べられる方、そして、そのような方が、リピーターになっていただければ大変よろしいわけです。

私はかつて、全国の温泉旅館、ホテルの女将さんたちが、ピンクリボン運動と言って、乳がんのお客様が安心して入れるようなシステムを整えられたことを紹介したときに、湯楽里でも素早く取り組んでいただきました。

そこで、ピンクリボンのお客様は、障害ではないと思いますが、障害者の方、家族のご利用というのは、大体どれくらいか、把握できますか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、そこらへんの数字的なものは、現在、今、この場所には持ち合わせませんので、それに関しましては調べたほうがよろしいでしょうか。

議長、今の高橋議員の質問の中で、数値については、調査したものを報告させていただくべきものかを、ちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長（倉本 豊君） ただいまの反問については、これを許可します。

○7番（高橋一雄君） 障害のある方、そしてその家族の方のリピーターとしてのご利用が、湯楽里の売上にとって、重要だとも考えますので、調査できるならば、調査して、お伝えしていただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） すみません。その調査のことについてお尋ねしたにも関わらず、一応、そういった数的な把握ができていのかどうかは、ちょっと湯楽里のほうに確認する必要があります。私がこれまで、取締役会等に出席した中では、やはり、そういったお客様も多数おられるように聞いております。それに伴いまして、議員もご承知のとおり、そういった方々への配慮、施設面での整備、そういうことは取り組んでいるところでございます。

○7番（高橋一雄君） 議会のほうで、湯楽里の改修について現地調査をしたときに、客室の一つもバリアフリー、車椅子の方の出入りが便利のように改装したいという話でし

た。また、浴室に行くほうの通路には、普通のトイレではなくて、多目的なトイレも設置してあって、車椅子の方でも湯楽里を活用できるような体制は取ってあると思います。客室の場合は、当事者の方の声を聞いて改めたいということで、評価したいと思いますが、その他の点について、まだ気になることがあるので言っておきたいと思います。

駐車場と湯楽里本体がありますが、あそこは水平じゃないでしょう。湯楽里のほうが高くなっているでしょう。それを駐車場のほうに、障害者の方の駐車場がありますが、あそこを車椅子で行って下さいということですか。そして、下るときも下り坂だったら危ないし、上るときも補助者の方が大変だと思います。見ていますと、私は、よくあそこのベンチに座っていることが多いので、見ていますと、やはり上まで来てから利用される高齢者の方が多いと思います。運転者の方は、また、車で下られるんですけど。私は、障害者の方は上まで行って、車を止めるスペースを作ってもいいんじゃないかと思います。

実際にお風呂のなかではどうされるかわかりませんが、自分で車を運転して、車の中から車椅子を自分で出して、車椅子に乗ってから動ける人もいますし、そういう配慮を今回の機会に考えていただきたいのと、もう一つは、あの私どもは、駐車場に車を置いて50メートルほど歩いて参りますが、湯楽里のマイクロバス等は、上まで上がって行ったりとか、送迎でしていると思いますが、いま現在ある、スロープの直近のところに、障害者の方の駐車スペースがあるんですが、その下り坂の真ん前に、壁のようにして車が駐車してありますと、マイクロバスとかそういうバスは急ハンドルをといますか、大きく曲がってからでないといけないんじゃないか、そこは湯楽里の社員が体験していると思いますので、あそこに障害者の方の駐車スペースがあったほうがいいのか、なかったがいいのか、湯楽里に聞いてから配慮していただければいいのではないかと思います。

○町長（長谷和人君） 現在、今高橋議員がおっしゃるとおりでございまして、今、上までの本玄関といいますか、そちらのほうまでは、車のほうを規制させていただいているというふうな現状でございます。

一つには、そこの前のブロック、インターロッキングと言いまして、個別の石がたくさん詰まっているんですけども、これが前からもご指摘があっているところですが、アンジュレーションを起こしまして、非常に水がたまったりという現象を起こしております、車の乗り入れを実は制限しているというのが、そこに来るところでございまして。

今回、予算を付けさせていただいておりますので、玄関口につきましても、早くいいますとアスファルト舗装みたいなやつで、今回、整備をお願いするということでもしておりますので、その部分ができましたならば、今回は一般のお客様については、ご遠慮いただきたいところですけども、障害者の皆様につきましても、そういうふうな乗り入れの部分も、利便性を配慮させていただきまして、乗り入れ、それから駐車場の部分につきましても、区画あたりを考慮させていただきながら、整備をさせていただくというかたちで、お

願いをしたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 昨年度も同じような町の評価のほうであったんですが、人材不足による営業力の低下と、昨年度も同じようなことを記載されております。なぜ同じようなことになるのか、営業努力をしてないという感じが伺えるわけですよ。やはり、同じようなことを毎年繰り返してきているから、こういうふうな状態に至っている。

それとやはり、営業というのは、どういうふうなものか、皆さん考えたことがございますか、ないと思うんですよ。しっかりと、やはりこう、町の指定管理を受けている温泉センターでありますので、我々も議員としての価値観の中で、営業とか、湯前町は、こういうものがありますよとか、そういう職員一人一人の認識が足りないんじゃないかなろうかと私、思っております。そのへん、町長、どういうふうなお考えを持っていますか。

○町長（長谷和人君） 昨年もこういうふうな文章になっておったということですがけれども、特にこのサービス関係の業界におきましては、ここに書いてありますように非常に離職率が高いという部分がございます。加えまして、どこも非常に人材不足、どこの会社、どこの産業界におきましても、人手不足を生じているというふうなところでございます。現在もハローワークのほうに人材を求めているところでございますが、なかなか求めている人材が出来ていないというふうな現状でございます。更なる成長を望めるためには、やはり人というのが一番でございますけれども、なかなかそれができないという部分がございます。

それ以上に、お客様に対しては営業努力、おもてなしを向上しながら、湯楽里の持っている魅力を更に発揮していかなければならない、まあそういうふうにも思っているところでございます。今後ともそこらへんを含めながらですね、スタッフ一同、声を掛け合いながら、サービスに向上をかけながら、一生懸命努力して営業をしながら、湯楽里を成長させて行けばというふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 町長からの、ハローワークのほうに募集しているということで、なぜ、募集しても、来ないのかという点は、町長どのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） まあ、あの、慢性的な人手不足ということでございますので、一番はお給料の面につきましての部分、それから処遇面といいますか、そこらへんは、他の同類の施設みたいのところからしますと、そこらへんを、もう少し見直すべきかなというふうに思っているところでございますが、如何せん、そこら部分を、ビーバイシーといいますか、損益を見ますと、なかなかお給料も同類の施設以上というふうな面もいかないという部分もございまして、非常に私としてもそこらへんは非常になかなか難しいというところがあるかなというふうにも思っているところでございます。

あと、今お願いしているのは、今、会社に来ていただいている皆様方の、こういう方が

いらっしゃるんですがいかがでしょうかということで、人伝いを頼りながら、今、実は1人、2人というかたちで、今、これまで人間が増えてきているというような現状もございますので、まあそこらへんも大事にしながらというふうにも思いつつ、考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） やはりサラリーの問題が一つだと、私も思っているところがございます。町長も言われますように、上げようにも上げられない、上げるためにはどうするかということになります。やはり職員一人、社員一人一人が数値に対しての認識を高めていただけるというのが、一つの営業のほうにも繋がっていく、売上も上がっていくというようなことを、努力されたらいいのではなかろうかと私なりに思っております。

今後ですね、いかにお客様を集めて経営のほうを安定していく。そして、社員の方にも、それなりの給料を出されるというかたちを今後とっていただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 今、議員3人ほど質問をされましたが、重なる部分が多々あるかと思いますが、各部門別の利用客の実績表というのが10ページにございます。そこを一覧しますと、宿泊、レストランと合わせまして、約マイナスの650万円程度でございます。減収の要因は何だったのかをお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 一応、私がお聞きしておりますことで、お答えをさせていただきますが、レストランに関しましては、やはり営業不足というところが否めないということです。

それと後は、取締役会等のお話では、やはりレストランメニューの充実、そういったことの不足。それから、先ほどの営業力不足にもつながるんですが、人の配置、人材確保がままならないということを受けまして、一人一人に係る負担が大きいということで、先ほどの議案説明資料の中の、内部での評価のところにも挙がっておりますが、一応、そういった面があったということで減少に繋がったというような評価でございます。

宿泊に関しましては、一応、あのこれ、湯楽里本館のお客様ということなんですが、こちらに関しましても、稼働率はそんなに全国の類似施設と比べまして、悪いところもないんですが、今回に関しましては営業力不足、そういった人的配置の面で不足があったように聞いております。

○5番（味岡 恭君） とても温泉は評判が良くてですね、宿泊客も増えているとは思いますが、基本方針に謳ってありますように、食事に関しては、魅力ある食事を提供しますということで、3番目に、3項に謳ってあるんですが、実際、そのように努力をされているのか、そのへんをちょっとお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 料理面ということでございますけれども、今、あの、この中での

料理の原材料といいますか、そこらへんをちょっと見ますときに、地元の、例えば、お魚類であったり刺身類を見ましたときに、海の魚といいますか、山の中でありながら海の魚という部分もありますので、ここらへん、地元で手に入る食材などがございましたら、何かそこらへん調達ができないのか、それを利用したお料理を出すことができないのか、そんなことも、実はお話をさせていただいているところでございます。

ただ、近年、もともと淡水魚のお話を私しているところでございますが、そういうふうな卸屋さん等もあったところでございますが、近年、そこらへんの業者さんも少なくなったといったところでございますので、もう少し安定的に、安価で手に入るかどうか、そこらへんをもう少し調べる必要があるのかなあというふうにも思ったりしたところでございます。

加えまして、これ、私の考え方なので、間違っているかもしれませんが、テレビあたりでも高級な食材を利用するかたちで、お料理を提供しているというようなかたちで、テレビに出演している出演者の方が非常に喜んでいらっしゃるところでございますけれども、田舎なら田舎なりの食材を利用したかたちで、野菜でも何でも一緒にございませけれども、そういうふうな原材料の中で、地元で採れるそういうふうな食材というか、そこらへんをもう少し活用しながら、料理長に腕を振るっていただけないか、そんなお話しも実はしているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 町長の言われることもよく分かります。本当に、地産地消で、地元で採れたものを地元で消費するという基本的な考え方で、今度も、湯楽里もリニューアルするわけですから、心新たな気持ちで、地産地消と言うんでしょうか、何かいいものを詮索して、喜んでもらえるような施設を期待しております。終わります。

○9番（山下 力君） いろいろ説明がありましたし、質問もありました。いわゆる人材確保が厳しいと、いわゆる人手不足によって従業員の負担にもなっている、売り上げも減っていると、いわゆる人手不足の要因は給料だろうと、社長の町長も分かっておられます。

そこで、そこまで分かっておいて、手を打たないで、ずるずるとこのまま行くのか、職員さんの給料を上げて仕事の与え方をいろいろ考えて進むのか、両方、どちらかだと思っんですよね。この給料アップのほうに判断できないか、町長、そして、仕事の与え方を考える。これでないと、全産業、人手不足ですから集まって来ないと思っんですよ。要因が給料だったら、給料を上げるべきと思いますけれども、これに対して町長の見解をもう一度お聞かせください。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁いたしておりますように、待遇面、処遇面、この中で答弁させていただいたように、お給料面、これがやっぱり他の施設と類似したとき、1,000円でも高くあれば、募集の求めに来られる可能性が高いのではなからうかと思っ

ているところでございます。

加えまして、これまで21年間でございますか、湯樂里を経営してきたがわけですが、あの施設はこういうところがいいよねというふうなお客様、または、従業員がそこから旅立って、違う施設に行った場合につきましても、そういうふうなお話の中で、充実した施設ですもんねと、いつも綺麗ですもんね、それからお客様に親切ですもんねというふうなお話が聞こえていけば、当然、来ていただく従業員の方もあろうかというふうにも思います。

まああの、先ほど申しました、ハローワークと併せまして、そこによる職員の口伝えによりまして、来ていただいている従業員の方もいらっしゃるところでございまして、そこは大事にしたいなということで先ほど答弁させていただいたところでございます。

打って出るということであれば、当然、お給料の面の見直しも、私も必要ではなかろうかなあというふうにも思うところでございます。ただ、その部分につきましては、どれだけの経営と、それから、年間にどれだけ売上げが伸びるかどうか、そこらへんの見越しと申しますか、そこらへんを十分勘案し、そして、行くぞという決断の後に、私も新しく今回リニューアルさせていただく機会がございますので、そこらへんを待ちながら、少し、打って出るという必要もあるのではなかろうかというふうにも私としては思っているところでございます。

それと、もう一つ大事な部分は、やはり、先ほどと同じ内容になるかもしれませんが、そこにいる従業員の方々が、如何にして、自分がこの湯樂里愛と申しますか、今ここに勤めているんだから、ただ勤めているだけでいいんだよというだけでなく、湯樂里愛ということを持ちながら、その中で、私の施設なんですよという愛着を持ちながら、やはりお客様をお迎えする。そこらへんの、やはり教育、社内教育、ここらへんの充実が必要ではなかろうかというふうにも思っているところでございます。今回、1、2か月、正式な休館の日にちが確定していないところでございますが、そこらへんも利用させていただきまして、社内教育のほうも充実させていただけないか、そんな計画も持っているところでございます。

○9番(山下 力君) もう、湯樂里も、もう12、3年ですか、前から、社員から支配人に上げていっていると、いわゆる経営、運営に能力に長けている人を採用していないという実績もあるんですよね、ですから、このような状況になりますと、やはり、人材確保のためには、給料も上げると、しかし、こういう事業を展開して行って売上げも上げると、まあ最低トントンにはしてやると、そういった能力のある人を採用することも、検討の一つにあるのではないかというふうに思います。そこらへんの見解をお聞かせください。

○町長(長谷和人君) 大変重要な部分でございまして、やはりあの、上に立つ人、これがあの、直にそこにおりながら、そして、指揮監督していくという部分が、一番重要では

ないかなど、現在、私の位置としましては、所用があるときには行って、いろんな相談事なり、そして自分が気付いたことなりを言うてくるというふうな、今、段取りのようになっているところでございますので、やはりそこは、現場にそこにいながら、そして、即座にいろんな指示ができる、そういう、支配人の上に立つ人間のことを、私、言っているわけでございますけれども、そこらへんも必要ではないか、重要性を実は感じているところでございます。

○9番(山下 力君) そういう努力をしていただきたいと思います。

それと、企画観光課長に聞きますけれども、いわゆる予算規模で3億5,000万円程度で、大改修を、今、計画をされて、もう間もなく実施に入ります。来年の3月には竣工すると思いますけれども、その改修によって、やはり備品とか電化製品というか、新しく買いかえることも予想されます。まあそういった計画があれば、一つ一つは説明はいりませんけれども、総額、これくらいの金額は計画をしているという数字があれば、お聞かせください。

○企画観光課長(本山りか君) はい、すみません。それにつきましても、明細につきましては、ちょっと手元に持ち合わせてございませんので、私のちょっと感覚として、お答えをさせていただければと思います。

まず、レストランのほうですね、あちらのほうも、冷凍庫ですとか、冷蔵庫もございません。それから、客室に関しましては、やはり、その中に備えてある備品も若干の改修を行うと、それから、ロビーのソファースとかのリニューアル、備品に関しましては、そういったこと、金額につきましては、すみません、明細がちょっと分かりかねますので、申し訳ございません。

○9番(山下 力君) そこで、町長にお尋ねしますけれども、今回、改修工事は、町予算で起債を借りて改修します。そういった備品等の買い換え、更新については、財源については、どのようにお考えでしょうか。

○町長(長谷和人君) これは、基本的には、リスク分担表ですか、これによって行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番(山下 力君) 今の答弁で、リスク分担とはどういう意味かな。

○企画観光課長(本山りか君) これにつきましては、指定管理の協定上のリスク分担というのがございます。例えば、施設の改修でございますれば、原則、100万円以上は、町の負担というふうな取り決めをさせていただいております。

○9番(山下 力君) それは、そのように言われれば分かったんですけども、しかし今回は、3億5,000万円弱、起債で借りているんですね、改修を。ですから今回は、いわゆる備品購入、電化製品の購入は、湯楽里に昔の20年前の資本金、1億円のうちの約6,000万円があると思うんですよ。それは、預貯金として、今管理してますんで、

資本金という言葉はないかもしれませんが、預貯金で6,000万円くらいあるんですよね。今回はそれを使いますと、そういう町長の判断、できないですかね。

○町長（長谷和人君） 原則、リスク分担によって、基本的にはやっていくということで、答弁させていただいておりますので、今回、3億5,000万円の事業費、起債で作らせていただいている、町民の皆様方の負担にもお答えしなくてはいけないという部分もございまして、今、山下議員がご指摘いただいておりますとおり、私としても、そういうふうな方向でいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで報告第2号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 報告第4号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、報告第4号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。

本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第4号について、提案理由の説明を申し上げます。一般社団法人湯前町農業公社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第173条第1項の規定に基づき、関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） それでは第8期、平成30年度一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について説明いたします。併せまして、議案説明資料の2ページに経営状況の概要も準備いただきますようお願いいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。事業実施状況、第8期となる平成30年度は、従来どおり耕作放棄地等の未活用農地の解消、発生防止を重視すると共に、土地利用型農業による作付け体系を主体に、関係事業者と連携を進めながら加工用原料などの契約栽培に取り組み、酒米の栽培や杣つき精米所についても継続を行いました。

1、平成30年度湯前町農業公社関係行事等。総会、理事会、監査関係では、通常総会を5月30日に、決算監査を5月15日に行い、理事会につきましては16回行っています。

次の16ページとなります。2、農業生産実績につきましては、水稻、酒米、ほうれん草、かぼちゃの栽培に取り組みました。また、粟は未収穫期間となりますが、1万3,519平方メートル、保全管理は、1万5,216平方メートルです。

次に、18ページの売上高などの実績になります。①売上高です。米351万7,454円、酒米57万7,768円、ほうれん草128万1,415円、かぼちゃ59万6,098円、その他野菜20万9,264円、計618万1,999円となりました。

②作業受託料などの役務収益は、52万9,950円となりました。

(2) 営業外収益、補助奨励金は経営所得安定対策交付金などで、20万8,386円となりました。

4、農地の集積と利活用、農地の利活用は、圃場条件を考慮し米を中心に作付けを行いました。また、圃場条件が悪く耕作困難な農地につきましては、周辺の農地に病害虫等による悪影響を及ぼすことがないように耕起や草払いなどを行い、適切に管理を行いました。また、耕作放棄にならないよう、農地を借り受けてきましたが、担い手へ継承できる農地は地権者と合意の上、平成30年度末で合意解約し担い手に農地を継承することができました。

5、精米所運営事業、平成28年度から町の指定管理を受け精米所運営事業を開始し、通常の精米等による加工のほか、ふるさと納税の返礼品販売に加え、営業により定期的に製粉業務などを受注することができました。

20ページをお願いいたします。財産目録、これにつきましては、次のページの貸借対照表でご説明いたします。

21ページの貸借対照表です。資産の部、流動資産としまして、現金から定期預金までの合計が1,722万9,475円、売上げ債権計25万8,020円、棚卸資産計44万7,793円、その他流動資産計1,630円、流動資産の合計が1,793万6,918円、固定資産としまして、有形固定資産計951万468円、投資等計19万4,458円、固定資産の合計970万4,926円、資産の部、合計2,764万1,844円です。

次に、負債・純資産の部、流動負債としまして、前受金から未払法人税等の流動負債計196万9,924円で、負債の部合計、同額で196万9,924円です。

純資産の部、株主資本、基金9,000万円、利益剰余金としましての剰余金合計が、マイナス6,432万8,080円、資本金、合計2,567万1,920円、純資産の部の合計が同額の2,567万1,920円、負債・純資産の部、合計2,764万1,844円です。

22ページをお願いします。損益計算書です。売上高の計が671万1,949円、売上原価の計が1,295万909円、売上総利益、マイナス623万8,960円、販売費・一般管理費計が672万3,611円、営業利益、マイナス1,296万2,571円、営業外収益の計が119万6,229円、営業外費用はなく、経常利益としまして、

マイナス1,176万6,342円、当期の利益としましては、マイナス1,183万7,342円です。

次に23ページです。第9期、令和元年度事業計画になります。

1、基本方針、湯前町農業公社は、地域課題を克服し農林業を中核とした地域の維持と総合的な地域の活性化を図るため、農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承する役割並びに町の生き残りのための産業を創出することを目的として、平成23年度に設立し、現在8期が経過しました。

当初計画では高齢化の進行により徐々に農地の貸借依頼が増えていき、10年後には60ヘクタールの農地を貸借する計画としていましたが、農地の集積が予定よりも進みませんでした。ただし、今後、高齢化や担い手不足が今まで以上に進展することは容易に想像できるため、公社が地域農業のセーフティネットとしての役割を十分に果たせるようにならなければなりません、その農地が真に守るべき農地であるかの選択も同時に必要になります。

収支状況ですが、計画では10年後に収入と支出が逆転し、単年度で黒字化する計画でしたが、現在まで黒字化するに至っていません。当初、町から9,000万円の基金を受け入れましたが、平成30年度末では残額が1,700万円程度になり、数年後には経営の継続が困難になる可能性があります。

以上を踏まえ、第9期においては、農業公社の抜本的な経営改善に取り組むため、一旦立ち止まり、これまで経営を行ってきた経験を踏まえ、様々な意見を聞いた上で、将来を見据えたしっかりとした計画を策定することとしています。基本理念は今後も変わらず重要だと考えますが、その手法については今までの経営を踏まえて、変更していく必要性もあると考えます。今後も過疎化、高齢化は進み、担い手不足は加速度的に進行することが想定されます。そのときに慌てることなく、農業公社が地域に必要不可欠な存在となれるよう、引き続き今後も関係者一体となって問題に取り組んでいきます。

24ページです。2、事業計画、農地の集積、農地の貸借面積は、3.97ヘクタールとなる予定です。農業公社は農地を農地として適切に管理し次世代に引き継ぐという役割もあり、ほかに借り手がいれば農地を受け渡すこととしたため、昨年度と比べて貸借面積が大幅に減少しました。除草や耕起による保全管理のみとなる農地については、周辺の農地に病虫害等による悪影響を及ぼすことのないように適切に管理を行うこととしています。

(2) 経営計画策定、これまでの経営を踏まえて、1年間をかけて抜本的な変更計画策定に向けた協議を行うこととしています。会員の皆さまの意見はもちろん、関係者の意見を幅広く聞き取り、農業公社の今後のあり方を見いだすこととしています。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 農業公社はこれまで、6人の理事長を交代しながら経営がされています。長谷町長におかれましても、今回、2度目の理事長ということになっております。

これまで、議論も尽くしてきましたが、方向性が定まっていません。これまでも3、4回立ち止まって検討をしてきました。そして今回も改めて立ち止まって検討したいということです。結局、毎回立ち止まって考えているのですが、なかなかこの方向性が定まらないという現状があります。別紙の自己評価を見ましても、令和元年度に経営を縮小して、いったん立ち止まってとありますけれども、結局、議会は、その度に町に提言をしてきました。そのことが、議会在が公社に言い過ぎだという風潮にもなったこともあります。

町民の中には、再開を求める声、公社を解散して別の方法にしたらどうかという声、様々な声があります。町民に対して、改めて、速やかに方向性を示さないと、その矛先というのは、町や議会のほうに向けられてしまいます。

そこで、町長に伺います。まずはその、公社の再開を望む方々もいらっしゃいますので、その方も含めて、どのような周知を図っていく考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 周知というふうなお話ですけれども、周知の前に私としては、現状、これまでの一旦停止というのは、立ち止まりというようなご発言があったのですが、今回は、私、首長にならせていただきまして、現状3ヘクタールほど貸し借りの面積がございますけれども、もう完全に停止したような状態になっているということをご認識いただきたいと思えます。

加えて、今回、私のほうも、選挙期間中という言い方でいいでしょうか。農家の皆様方からもご意見をお伺いしたところでございますけれども、その中でも大変厳しいお言葉も発していただいたところでございます。

加えまして、椎葉議員のお話では、まあ違った角度でのご意見もあったとお聞きしたところでございますけれども、将来的には、この公社につきましても、これからの町の農業を守る役割の一つに公社があるんだということは十分認識をしてくれと、そのために、あんたは出っちゃろと、というふうなお言葉をいただいたところでございます。

または、あるところでは、5年後には、私は百姓をやめると、今かなりの面積を実はその方お借りされておまして、70歳になるともう辞めますというふうな話をされて、全部同じ地区内の人に返しますというふうなお話でございました。この貸し手側の、農家の方は、どうですかと言いましたら、ほとんどの方が兼業でありまして、返された側は、一体どうなるのかというふうなお話を聞きましたならば、さあそれはもう契約が切れることだから、私がそこまで考えんでいいですよ、というふうなお話を聞いたところです。

ですから、そういうふうないろんなお話を、各地区お話を伺った中でですね、私と

しては、今回、立ち止まりさせていただいたというのは、これまでにないような大きな意味合いが、私としては背中に大きな荷物を背負っていく一つの大きな農業政策の中でもありますね、一番重い部分を背負わされたというふうにも、私としては思っているところでございます。

先ほどの金子議員の一般質問の中でもお答えしているところでございますけれども、各機関の皆様方との話し合いも実は始めておりますけれども、担当課だけでもその話し合いを進めてもいいと思ったんですけれども、私としては、なるべく、この会議の中にはですね、直に私に寄せていただくご意見も、私としては聞かなくてはならないということでもございましたので、まだ2回ほどやっていませんけれども、これからも、とにかく空き時間を見つけてしようと思っっているんですけど、なかなか空き時間が見つけてないという、歯がゆい思いが反面あるところですけども、それをなんとか1回目をとにかく早く終わらせて、皆様のご意見を集約させたいというふうにも実は思っているところでございます。

大変厳しい、今2回行ったんですが、大変厳しいご意見があります。大失敗したんじゃないだろうかと、1発目から出て参りまして、この責任は誰がとるのかという言い方をされた方も実はいらっしゃいました。

ただ、責任を問えとかそういうふうな意味合いでのお話ではなかったんですけども、そういうふうな部分も含めてですね、これからの方向付け、実は私も正直言ってどうしたらいいか分かりません。あのこういうふうな方向は確かにあるわけです。2つも3つも実は考えているんですけど、私としては、今からまとめさせていただこうとする分については、世論、農家の皆様方のいろんな集約した内容を、世論をバックにしたところで、それをまとめさせていただいて、議員の皆様方にそのまとめた内容につきまして、こういう話が来たんですけどいかがでしょうかというふうなことを、お話し、相談させていただき、それを、何回かもませながら、その方向性を出させていただけないか。というのが私のストーリー、道筋というふうに思っているところでございます。

ただ、ちょっと私、5か月経ったところでございますけれども、なかなかその歩みが一つ一つ上手くいってないという部分がございます。先ほど、急がなければいけないなど思いつつ、なかなかそれが前にいってないというのも、実は私としても歯がゆい思いもあるところでございます。今後、なるべく早くということも思っているところでございますけれども、これまだ場合によっては、もう少しお時間をいただかなくてはならないというふうな思いも、実は思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 私、実は、今朝もある方から、公社どうなっているんだ、議会は何やっているんだという、お叱りの言葉を受けたところでございます。そして、そういう方々のために、しっかりと町の広報誌を使ってでも、これからの公社の方向性、今、町長

が答弁されたような、今後意見を集約して、計画を策定して、そして議会に示して、来年度に向けて公社を再生させていく、そういう流れを、今日、議会放送を聞いておられない方々のためにも、広報誌でしっかりと周知していく必要があると思っていますが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） それはもう途中経過、私がお話しした内容の部分でありますので、これはあの、そういうふうな方向で、させていただきたいというふうに思っているところでございます。

加えまして、また少し話が長くなるかもしれませんが、議会の皆様方と色々なお話をさせていただくという中でですね、これは、かなりここの議論は、徹底した議論を行わせていただいて、その方向付けをさせていただかないといけないと、実は思います。

加えまして、残り1,700万円という、どういいますか、基金か出資金かその性格があれなんですけれども、今後その一般社団法人という公社の今の経営体、ここらへんが今後どうなるのか、そういうふうな部分も小さくかみ砕きますと、たくさん打ち合わせしなくてはならない部分があるのではなかろうかというふうに思っているのです、そこらへんを見ましたときにですね、来年度からと、今、椎葉議員おっしゃったものですから、これはちょっと、なかなか年度内に、この方向付けがすぐ埋まってくるのかなあと、実は心配も実は始めておりまして、ここらへんは慎重に判断しなければならない、もう2度とこの失敗は許されないわけでございますので、そこを私としては慎重にならざるをえないというのも、少しご理解いただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 前回、立ち止まったときに、広報誌のほうに紹介していただきました、昨年5月号の17ページという、後ろの目立たないところに出してありました。ただ、この公社の件につきましては、皆さんが大きな期待であり、注目をしている部分でございますので、是非目立つところに、しっかりと住民周知を図っていただきたいと思いません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 町長の熱い思いの答弁を聞いた後で、ちょっと素朴過ぎる質問かもしれませんが、私は農業公社のある自治体は、議員の行政視察で行った自治体しかないので勉強不足なんですけど、まず農業公社を作るときに、職員が先行調査をして、そして高知県の大豊町、本山町を是非議会でも行政視察してほしいということで行って、その町の農業公社の説明を受けさせていただきました。

だから、湯前町、作ったときの、一つのモデルだと言えるんですが、この2つの町の農業公社は、現在どうなっているのかという、追跡調査はされてますでしょうか。というのは、去年は別件でしたが鹿児島県の大崎町に行政視察に行き、大崎町の農業公社は好調なようでした。

やはり、中山間地の農業公社は、まだいろいろ問題点があるのかなあということを対比して考えるときに、高知県の農業公社がどうなっているのか知ることが大変に参考になると思うので、お伺いしました。

○農林振興課長（稲森一彦君） 当時、私も、その視察のほうに、同行させていただいております。高知県の大豊町は、株式会社で設立された組織だったと思っております。それと、本山町は株式会社か、ちょっとそこらへんは分かりませんが、そこは、たしか米を販売したりするところだったかというふうに記憶しております。その2か所視察に行っていたところの現状というのは、私たちでもまだ把握はしていない、その後の追跡調査とかはしていないところでございます。大変申し訳ございません。

○7番（高橋一雄君） こういう質問をしましたのは、視察に行った自治体のほうが、やはり困難なようなことを感じて帰ってきたもんですから、もしそちらの農業公社がちゃんとまだ活動していて、本町がダメだったら、本町のトップがこの10年間ダメな判断をしていたということになります。ほかの先進地に行った、農業公社もダメだったら、やはりまだ難しかったのかなあということになります。そういう厳しい2つの判断に分かれますので、調査していただきたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、そこらへんについては、調査のほうをいたしたいと思います。あと、また別ですけれども、昨年度におきまして、福岡県のほうからも、逆に湯前町のほうに、視察に来られた現状がでございます。以上です。

○3番（森山 宏君） 町長からですね、1回立ち止まって検討していきたいと、この農業公社は継続していく、及びその中に入る精米所も継続していくということによろしいでしょうか。1点そこだけ。

○町長（長谷和人君） この精米所につきましては、私が就任する前に、町のほうに公社から返還されているところございまして、今、精米所のほうは、休止の状態でございます。

○3番（森山 宏君） 精米所も、農業公社の今までの営業形態を、将来的に、今は休止の状態、実際そうですね。ですから、将来的にこれを活用していく考えがあるのか、ないのか、まずお聞かせください。

○町長（長谷和人君） あの今、この精米所につきましては、町のほうに返しておりますので、公社は管理しておりません。町が今持っているという状況ございまして、ご質問の内容は、今後この精米所を農業公社の中で、一体的に経営するのかというご質問というふうに思うんですけれども、ここらへんは先ほどの答弁の繰り返しになるかと思っておりますけれども、そこらへんも皆様方のご意見を聞きながら、一つの精米所を武器にするのか、そこらへんは今後の課題といいますか、そういうふうにお答えさせていただければというふうに思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） はい、すると農業公社は構築物と残っていくわけです。担当課に聞きます、決算書の損益計算書の一般管理費があります。一般管理費というのは、人件費とか水道光熱費とか、修繕費、燃料代というのが、その事業体が生業にしていくなかには必ず必要な経費です。この一般管理費が、今後休止していったら、一般管理費は、この後は発生しないというふうに考えていいんですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 平成31年度も総会を開いて、今年度は経常経費というふうなことで上げておりますけれども、今、臨時の方も、事務的なものがございまして、臨時の方を雇っております。また、理事さんとかもおられますのでそういう方、あと電気料金であったり、あと減価償却費もございまして。そういうふうな経常経費として、約230万円ほどは、令和元年度で計画はあるところでございまして。

○3番（森山 宏君） 今、課長がおっしゃった、230万円というのは、何も活動をしなかったときにかかる必要経費ですよ。何にもしなくても、臨時的人件費は別として、230万円はかかるということでしょう。休止している間は、それがずっと嵩むということですよ。

それともう一つ、農業機械があると思うんですけども、あれの管理はどうなっているんでしょうか。その2点だけ。

○農林振興課主幹（赤池昌信君） まあ、休止の状態の中で、いくらくらいかかっているのかというご質問だと思いますけれども、先ほどの一般管理費につきましては、先ほど、課長のほうから答弁がありましたとおり、経常的に当然かかってくる費用というのがございまして、これは臨時職員の給料も含めたところですけども、それと減価償却費も含めたところで230万円ほどかかると、それから、実際、全体としては製造原価の中で農地の維持管理費というのが出て参ります。今の農地、4ヘクタールほど管理しておりますので、そのへんの経費というのも出て参ります。

一応、試算といいますか、本年度の損益計画でいきますと360万円ほどの赤字となりますけれども、現金の減りとしては、250万円ほどが減るようなかたちですので、今の現状、何もしないかたちで農地の維持管理をしていくというのは、その程度の経費はかかっていると、先ほど、機械のことですけども、機械は当然、購入している分については、保管し、一部使う部分もございまして、それは農地の維持管理でトラクターとかそういうものは使うこととなりますので、管理はやっていくということにはなろうかと思っております。

○4番（黒木龍次君） 農地のことについて、ちょっとお伺いします。大体9町ちょっとくらいは以前はあって、あと4ヘクタールくらいですかね畑と田んぼで、それを令和元年度においては、保全管理をするというふうなことで、これは理解してよろしいですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） あの、当然、畦畔の草刈りであったりというのは必要に

なってきます。保全管理というのは、作物は作付けせずに、そういう畦畔の畔草刈りであったりとか、ということを経営していくことです。

○4番（黒木龍次君） 確か、前に聞いたときには、保全管理していく場合は、有償ですという話だったんですけども、それは無償でしていくということですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農地の貸し借りについては、賃貸借契約というのを結んでおりまして、その中では、何も作らなくても、当然、借り賃が発生していると、そういう契約になっています。

まあ、そういうふうなことで、何も作らなくても、小作料といいますか、を払っていくべきは、今からのやり方ではない、今後は、農地の保全管理をするために必要な、受託料的にお金をもらっていく必要があると、まあそういう方向で行こうというふうな計画を持ったということでしたことと思います。

○4番（黒木龍次君） 私が記憶違いだったんですかね、保全管理をしていくためには、生産を産まないわけですから、小作料が発生するかどうかという問題以前にですね、要するに農地として保全していくのなら、持ち主から草刈り代とか取って保全しないと、公社はますます赤字になるだけですよ。

だからそういうところから、第一歩からそういうところを改善していくのが普通じゃないかと私は思うんですが、それはどうですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今年も約3,9ヘクタールほどの農地を管理していかなければならないですけども、そのうちの一部についての小作料の支払い等がございませぬ。それは金額ベースでいけば、4万円程度です。

残りについては、当然、維持管理をしていかななくてはならない、草刈りとかございませぬけれども、そういうところについては、地主さんのほうにも相談しながら、管理費としていただいていくべきというふうな方向性はありますけれども、まだ実際にはそこまでまだ至っていないという部分もありますし、まあ一部はいただいているところもあるというところですよ。

○4番（黒木龍次君） そのところは、是非、はっきり区切りをつけて、今後、公社のためにもやっていただきたいというふうに思います。

○9番（山下 力君） 平成30年度中に、いわゆる今年の4月からは働く人がいないから、一旦停止、水稻栽培もしないということが、平成30年度中に決まっております。その対策として、借りていた農地を隣接の農家の方にお問い合わせしたり、受託農家に協力要請をしたり、まあ返したり、契約解除をした例もあると思います。そして、残ったのが約4ヘクタールですね、これを今、維持管理に予算を組んでいるという話ですよ。

ですから、その残った約4ヘクタールの何件か知りませんが、町の要請、公社の要請に応じなかった理由、応じられなかった、いわゆる働くことができないとか、契約ど

おりだから契約は解除しないとか、いろいろあったと思うんですよ。その4ヘクタール、残った、今、言ったことかもしれませんけれども、残った理由をお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 4ヘクタールのうち、約1.3ヘクタールは公社のほうで、粟を作付けしたところでございまして、それは長期的な契約になっております。

また、耕作するにあたっての立地条件であったりとかで、そのまま借りてほしいと、返してもらえば困るというようなところもあったところでございます。

○9番（山下 力君） それで、今回、そういった事情でそういうふうをお願いして、できなかつたところにもですね、やはり、契約解除を含めて交渉するべきと思うんですよ。そして、課長が4万円ほど小作料が発生すると言いましたけれども、それ以外に仕事をする経費がまあ200何十万円いるんでしょう。ですから、じゃあ管理しますと、だったら、契約変更をお願いしますと、いわゆる維持管理費を下さいと、そういった話を進めるべきだと思うんですよ。それが一つ。

それと、町長に今度、お尋ねしますけれども、いろんな農業委員会、会員の方との意見交換で、まあ厳しい意見もあったが、しかし存続してくれという必要性が訴えられたと思うんですよ。しかし、そういう人たちは、財源のこと、経費のことは、考えておられないと思うんです。そこで町長にお尋ねですが、9,000万円の資金のうち、8年目にして、7年目の終わりで、約1,700万円に減っているんですよ、ここ2、3年で無くなると思います。無くなっても、公金を増資してでも公社を行政として、管理していく考えなのかお聞かせください。

それと、総務課長にお尋ねしますけれども、今、農業公社は一般社団法人です。登録して、過疎債を9,000万円借りて、現在、約半分くらい残っているんですかね。ですから、その社団法人を、もう、一回解散すると、新たな本当の出発をすると、そうしたときに湯前町として、どういうリスクが出てくるのか、いわゆる一つは過疎債の返済があるし、過疎債を今後借りる場合に、どういったマイナス部分が出てくるのか、自分たちに分からないところがあるんですよ。もし、解散をしたらというところで、こういうリスクがあるという説明をいただければと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現在、借りているところの管理費用の件でございますけれども、まず1番は、公社のほうの事情をお話ししまして、解約できるところはまず解約するのが順番だろうと思いますし、残り3.9ヘクタールの中には、まだ隣接地の方に対して、相談もありますけれども、借りていただけたところもあるかと思います。そういうことをするのが、まず1番だろうと思います。

それでも残る場合、当然、管理が必要になってきますので、その場合については、地権者の方にも事情を話すべきではないだろうかと、交渉できるものは、交渉していくということをやっつけていこうかと思っています。

○町長（長谷和人君） 2、3年後に枯渇するというので、新しく財源をどうするのかというふうなご質問だというふうに思っているところでございますけれども、私としては、先ほど申しましたように、一つに、皆様方のご意見をいただきながら、それをまとめて、どう、その再出発するのかというところに、実は重きをおいておるところでございます。正確にどう進むかというのは、実は、シナリオ、2つ、3つほど持っているところでございます。

一つには、そのまま社団法人で進めていくというのが一つのシナリオ。2つめは、これ今言ったからそのように進むというふうに思わないでいただきたいんですけども、再出発するために解散した後、新しい会社形態、例えば、株式会社、有限会社と、そういうものもあるかもしれません。ただ、この場合につきましては、新たな増資あたりも必要になってくる、その場合は、町ばかりではございませんで、ほかのところからの増資というの也被えられるのか、あるかないかは別でございます、そういうふうなところもあるのかなと思っているところでございます。

それから、3つめ、実は少しだけ、私、調べさせていただいているところでございますけれども、今、農業関係につきまして、民間会社等が参入する事例があつているところでございますので、これも、県のほうに出向きました折、流通ビジネス対策課でございましたか、こちらのほうに出向きまして、県下にこういう事例があるかというの、お聞きしたところでございます。そのほかにも、挙げれば2つ3つあるのかもしれませんが、そういう出口の部分も考えつつ、そして、先ほど申しましたように、もう2度と失敗は許さないわけでございますので、そこらへんは慎重に考えながら、そして、その中でやっぱり1番、皆様方、議員の皆様方が、ベストの案だというふうなところでもっていかないといけないのかなあというふうに思っております。

ただ、今2回ほど会議を設けさせていただいたんですけど、その中での意見を2つ3つまとめさせていただくならば、これまでどおりの、水田を利用したかたちでの農業生産、これはどうも消極的なご意見が非常に多ございます。ですから役務を提供する農業サービスなのかなというふうにも少しは思っているところでございますし、加えまして、農業機械といいますかそういう部分、それから、幹旋業務とか、そういうふうな方向付けに一つはあるのかなというふうなところでも実は今思ったところでございます。

ただ、まだまとめはやってない段階でございますので、ここらへんは、今、言葉を一つひとつ選びながら、答弁させていただいているところですので、慎重にそこらへんは、今後、議会の皆様方、そして、各種団体、団体の皆様方にご意見を賜りながら、進めさせていただければと、かように思っているところでございます。

○総務課長（高橋 誠君） 平成23年のときに過疎債をお借りしまして、9,000万円をお借りして、3年据え置き9年償還ということで、議員言われますように、令和5

年まで元利償還が残っている、言われたように、5,000万円ほど残るということで、年間1,000万円ずつの償還ですので、そのくらい残るということでございます。

これが、もし一般社団法人の農業公社が、別の形態で目的を同一して継続するような場合であれば、何も問題ないはずなんですけど、これが、一旦解散というふうな、最悪のことがもし起きますれば、その繰り上げ償還、プラス何らかのペナルティーなところが発生するかもしれません。これは財務局にもちょっと相談できないところですけども、また、その後の同類の過疎債は、同意は得られないようなことも考えられます。

今、県のほうからも、第三セクター関係の調査なども毎年行われているところでありませう。これはやはり、第三セクターの経営状態を常に監視されているという見方で、私は思っているところがございます。

○9番(山下 力君) 町長に再度お尋ねしますけれども、いろんな方の意見を聞くのも結構ですけども、やはり、町長がこの公社をどうするか、これが一番大切だと思うんですよ。そして、自分で、これでいこうと決めて周囲を説得させると。その方法もあるんじゃないかと、私はそのほうに比重をおいたほうがいいと思うんですよ。でないと、いろんな意見を聞きますと、なかなか、というところがありますから。そこは一つ、私の意見でございませうけれども、参考にしていただければと思います。

それと、詳しくないんですけども人様の話を聞いて、民法で財産、いわゆる固定資産ですね、所有者が維持管理をする義務があるんですよ。今回のように、農業というところばかりに目を向けていると、そして、そこに、公金を入れていると、空き家をはじめ、いろんな方たちから、自分たちも自宅を管理できない、お願いしますと、そのときに、農業関係でそういった実例を挙げて、公金をつぎ込んで、維持管理をしておると、幅広くそういう要望も出てくるんじゃないかと、心配があるんですよ。

これは、あくまでも、私が、専門的に聞いて発言をしておりませうので分かりませうけれども、そういった心配もあるんじゃないかと思ひますんで、そこらあたりも行政として、勉強していただく必要があるんじゃないかと、これだけ人口が減って、過疎化になりますと必ず出て参りますよ。そういったところも、一つ検討していただきたいと思ひます。

○議長(倉本 豊君) この農業公社に関しましては、全協等々でもまた議論はされるというふうには思ひますので、本日の経営状況についての報告は、これにて打ち切りたいと思ひますが、それでいいですかね。

[「異議なし」の声あり]

○議長(倉本 豊君) それでは、これで報告第3号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

ここでお諮りします。ただいま、報告第3号、一般社団法人湯前町農業公社の経営状況

についての審議が終わったところですが、議案調査、委員会調査のため、9月11日を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月11日を休会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することで決定しました。

次の会議は、9月12日午前10時に開きます。議事は条例改正、補正予算等を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

-----○-----

閉会 午後2時31分

第 3 号

9 月 1 2 日 (木)

令和元年第9回湯前町議会定例会

[第3号]

令和元年9月12日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第35号	湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2	議案第36号	湯前町下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第37号	湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第38号	湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第39号	湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第40号	湯前町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 7	議案第41号	令和元年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について
日程第 8	議案第42号	令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第43号	令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第44号	令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第11	認定第 1号	平成30年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	教 育 長	中 村 富 人
総 務 課 長	高 橋 誠	会 計 管 理 者	中 愛 甲 正 之	
税 務 町 民 課 長	堤 田 真 由 美	教 育 課 長	北 崎 真 介	
保 健 福 祉 課 長	白 川 一 雄	建 設 水 道 課 長	皆 越 克 己	
企 画 観 光 課 長	本 山 り か	農 林 振 興 課 長	稻 森 一 彦	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 精 二	消 防 主 任	荒 木 龍 二	

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第9回湯前町議会定例会、第4日目、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第35号 湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第35号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第35号について、提案理由の説明を申し上げます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 湯前町消防団員の職員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和元年6月14日公布されたことに伴う本町の条例の改正でございます。

この法律は、「成年後見人制度の利用の促進に関する法律」に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるといふ、上位法令の改正に準じて本町の条例を改正するものでございます。

27ページの新旧対照表にて説明します。第4条に欠格条項が設けてございます。団員となることができないという条文で第1号の「成年被後見人等または被保佐人」を削除いたします。

次に、第3号の「免職」を「懲戒免職」に改正するものですが、第6条の懲戒の規定に合わせ、任命権者が団員に、消防に関する法令や条例等の違反、職務上の違反、団員として相応しくない非行などがあった場合の懲戒処分で、種類は「戒告」「定職」「免職」がございしますが、この場合の「懲戒免職」と、表記を明確化されたもので、これもその

例に従い、本町条例の条文を改正したものです。

施行期日は、公布の日からとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第36号 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第36号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第36号について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、湯前町下水道条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第36号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書30ページ、新旧対照表をご覧ください。左側が改正後になります。

指定の基準、第6条の3第1項、第4号の改正です。第4号、イについて、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者」の規定を、前段の部分を削除し、「破産者で復権を得ない者」を、左側の改正後のおり、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改正するものです。

これは、「成年後見人制度の利用の促進に関する法律」を受けて成立した、その法律の整備に関する法律により、同様に規定している条例等については、原則として施行期

日として、令和元年12月14日までに整備することとなり、今回、一部改正をお願いするものです。

その趣旨としては、成年被後見人又は被保佐人を、資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、適正化することを目的に所要の規定の整備になります。

29ページをご覧ください。附則として、公布の日から施行することとしています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第37号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第37号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第37号について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の災害対策配備に係る宿日直手当に関し、支給する金額の上限を定めるものでございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第37号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

台風や大雨などを例に挙げますが、災害警報発令により対策本部設置、あるいは避難所設置などの必要な場合に、町職員がその対応を行うために勤務時間外に出勤した場合

の宿日直手当の支給について、平成30年度まで内規の規定で運用、支給してございました。

地方公務員法第25条では「職員の給与は条例に基づいて支給しなければならず、またこれに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給してはならない」とありますので、これまでの内規規定を、給与条例の中できちんと明確に整備させていただきたくご提案したものでございます。

37ページの新旧対照表にてご説明いたします。宿日直手当を規定しております第18条で、第3項に、支給する上限額を規定する条文を挿入するものでございます。別で定める規則のほうで詳細な時間単位での支給額を定める改正を同時に行います。

そして、第3項を第4項に改正し、併せて、条番号のずれを改正させていただくものです。

なお、挿入する18条の3項の条文の中で「職員の勤務時間条例の施行規則第6条第1項第3号」の部分で、先ほど申しましたが、この3号というものが現在ありませんので、ここの規則改正も同時に追加する改正を行うこととしておりますので、ここには「災害対策配備による勤務」という項を追加することとしております。

施行期日は、公布の日から施行し平成31年4月1日から適用するものでございます。なお、詳細の支給の方法等については規則で定めるところでございます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 1点だけ確認します。この第13条から第15条までの勤務には含まれないという条文を、今回14条から16条までの勤務に変更されているというところの理由というのは、やはりその平成30年までの内規、そして自治法25条に基づくものなのか、元々間違っていたのか、それはどちらでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） やはり地方公務員法第25条に照らして考えたときに、やはりこれ間違っていた運用かなと、まあきちんと条例に謳った上での支給の方法に変えなければいけないということで、これまでの運用が認識が甘かったということで、私は捉えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第38号 湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第38号、「湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第38号について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われることに伴い、本町の条例を一部改正するものでございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第38号、湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から本人の申請に基づいて、住民票に旧氏を併記できるようになることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の改正が行われましたので、当町の印鑑登録事務においても旧氏での登録ができるように改正するものです。

36ページの新旧対照表をご覧ください。第5条印鑑登録の規制、及び第12条印鑑登録の消除において、旧氏を使用できるように文言を追加しています。その他字句の訂正を行っております。35ページに戻り、附則にて、住民票への旧氏併記と同時に対応できるよう、施行日を令和元年11月5日とするものです。

この改正の背景には、女性の社会進出に伴い、結婚後、旧氏で仕事を続ける女性が増えてきていることにあります。しかし、仕事を続ける上で銀行口座開設や契約書の作成など、公的な証明書がないため、旧氏を引き続き使用することが難しいことなどの問題が起こっております。改正にまつわる不便を解消する手立てとして、旧姓での公的な証明書に印鑑証明書も加えることにより、改正することなく活躍の場を継続できるよう願います。

この改正は女性活躍を全面に出していますが、旧氏をお持ちの男性も対象となり

ますので申し添えます。

また最後に、運転免許証への旧姓併記も同時期に改正になる方向で動いているということですので情報提供いたします。以上で終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 印鑑証明書以外の、例えば、住民票とかマイナンバーカード、こちらのほうも対応になると考えていいですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、そちらのほうは、住民基本台帳のほうの施行令等の一部改正で、そちらのほうは対応しておりますので、まずそちらのほうに先にされて、それがあったことによってこの印鑑登録証明のほうにも影響がってきますので、同時期にしたいということで、印鑑登録証明関係の事務については町のほうが条例を作っておりますので、これは全国的にこの日からなるというものでもないんですけれども、その自治体によって考え方が違ってきますけれども、うちとしては、住民基本台帳法に旧氏が記載ができるようになりますので同時にしたいと思っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 今、同時になることはないと言われたんですけど、総務省が出している案内には、その住民票とマイナンバーカードと印鑑登録証明書これ3つは11月5日からスタートしますということで案内が来ているんですが、それについては、自治体バラバラでいいということですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） そういうことになります。これらは印鑑登録証明関係の自治事務になりますので、湯前町のほうが条例等を作って施行することになります。

これについてもですね、後のほうの補正のほうで、予算等もお願いしているんですけど、結局システム改修とかがありまして、予算が伴いますので、各町村によって予算等の確保等によって、いつから施行するのかというのが変わって来ることになります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、「湯前町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第39号 湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第39号、「湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第39号について、提案理由の説明を申し上げます。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、湯前町水道事業給水条例の見直しを行い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます、どうぞよろしく願います。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第39号、湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書40ページ、新旧対照表をご覧ください。第25条、第1項に第2号として、給水条例第8条第1項の指定の申請、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定で、「指定給水装置工事事業者」といいますが、その申請の際、手数料として1件につき1万円を徴収する規定の追加になります。

第1号については、従来から規定しています督促手数料について規定する条文になります。今回は、水道法の一部改正に際し、その改正内容の中に、「指定給水装置工事事業者」の指定の更新制の導入により、5年ごとに更新する制度になります。その際、本町では、手数料については、督促手数料のみの規定であったため、管内の市町村の状況などを勘案し、他自治体の手数料額も参考にして、提案の内容で規定することとしたものです。

この工事事業者の指定申請については、経過措置として、前に指定を受けた時期により、指定の有効期間が1年から5年までの間で更新手続きを行うことができるようになっています。その時期により、グループがあり、指定を受けた日が、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの場合、今年9月30日から令和2年9月29日までの1年間の有効期間があります。この期間の事業者は、本町では該当ありません。

次が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間では、9月30日から2年間、本町では16業者該当します。

次が、平成15年4月1日から平成19年3月31日の間では、9月30日から3年間、9業者が該当します。

次の平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間は、11業者が該当し、9月30日から4年間の有効期限があります。

最後に、平成25年4月1日から令和元年9月30日まで間、9業者あり、9月30日から令和6年9月29日までの5年間の有効期間があります。

その申請更新の受付時期については、その期間の合理的な範囲内で、水道事業者が別途設定し手続きを行うことができるとされています。

39ページをご覧ください。附則により、この条例は、令和元年10月1日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、「湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第40号 湯前町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第40号、「湯前町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第40号について、提案理由の説明を申し上げます。

森林環境譲与税が譲与されることに伴い、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、新たに基金条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第40号、湯前町森林環境譲与税基金について、ご説明いたします。

議案書42ページをお願いいたします。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成、確保、森林の有する公益的普及に関する啓発、木材の利用促進、その他、森林の整備に関する施策に要する費用に、毎年度計画的に執行することが望ましいものですが、単年度の譲与税額が少額であり、複数年度分をまとめて執行したほうが効果的である場合や、単年度の譲与税額の全額を執行できない場合なども想定されます。

このため条例を定め基金を設置し、複数年分をまとめて後の年度で定められた用途のとおり執行できるようになっており、基金条例を設置し、適正に管理運営をするために湯前町森林環境譲与税基金条例を設置するものです。

第1条に設置として、市町村は森林環境譲与税を、間伐、人材育成、担い手の確保、木材の促進や普及啓発等の森林の整備及びその促進に関する財源に充てなければならぬとされており、湯前町森林環境譲与税基金条例を設置するとしています。

第2条では、積立ての基金の原資は森林環境譲与税を充て、その額は、一般会計歳入歳出予算に定めるものとしています。

第3条では基金の管理、第4条で運用益金の処理、第5条で処分、第6条に委任の規定を設けています。

また、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 湯前町議会では、この森林環境譲与税の実現のために頑張ってきました。ところが、まだ現状では、山林を有する自治体にとって、課長が説明したように少額なものとなっています。

この条例に、私は問題ないと思いますが、今後、本町執行部、町長、この森林環境譲与税の充実のために、国に働きかける意思があるかどうかお伺いします。

○町長（長谷和人君） 今、高橋議員からご質問いただいたように、当然、本町、また全国森林環境税ですね、議会、執行部関係のほうで、協議会を立ち上げていただきまして、大変、血のにじむ思いで、ようやく森林環境譲与税が設立したところでございます。本町の場合、もう300万円を切るような金額でございます、前倒しで、本年度からこの環境譲与税がスタートするということでございます。

おっしゃっているのは、たぶん横浜、大阪みたいところに、何億という金額が実は環境譲与税が行っていると、偏った感じでの、いわゆるもともとから想像していた協議会で想像していた、税の配分の方法ではなかったんじゃないかというところ

ろに、やっぱり着眼すべきではないかなあと思っているところがございますので、お話しいただいた件については、既に私近隣町村長にもこの件については、少しおかしいところがあるので、今後、そういうふうなところにつきましては、もう少し山があるところに対しまして、本町の場合、国有林2,600ヘクタール位あるんですけども、こういうところを含めたところでの山林面積あたりもですね、計算に入れていただけないか、そういう中身の部分をもう少しお願いしてですね、改正案をお願いしたいということで、県のほう、国のほうにも働きかけて行きたいというふうにも思っているところがございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 基金でこれを積み立てていくということになりますけれども、何年位の積み立てを目的にして考えて、取り崩して作業のほうにしていられるということでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 基金の積み立てにつきましては、何年以内に積み立てて、何年以内に処分しなさいというふうな規定はございません。今年度から基金を使っていくわけなんですけれども、今年度は私有林内にしている路網整備等に使っていききたいというふうに思っております。

あとほかに、まあその継続も当然ございますので、まず整備関係のほうに私としては使っていくべきではないかなあというふうに考えております。

○1番（遠坂道太君） はい、そのようなかたちでお使いいただいて、していただければと思いますし、またあの議会としても、今後、先ほど高橋議員が申し上げましたように、町長のほうに要望と申しましたけれども、議会のほうも今後、要望活動は行っていくとしておりますので、お伝えしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号「湯前町森林環境譲与税基金条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第41号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第41号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第41号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（4号）の提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,899万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,094万2,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、職員の人事異動に伴います人件費の補正、職員採用試験の経費、くま川鉄道経営安定化補助金、幼児教育・保育の無償化関連、森林環境譲与税、小中学校屋根等の工事設計業務委託料などがございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算第4号の主な補正内容について、ご説明いたします。

今回の補正における、すべての人件費にかかわる、給料、職員手当、共済費は、4月の職員人事異動に伴います各款、項ごとの間の移動にて、年間所用額の再計算を行い調整して計上しました。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、11ページをお開きください。款1議会費は、備品購入費に、議長室の応接テーブルの購入費5万円を計上しました。

款2総務費、一般管理費は、委託料及び負担金補助及び交付金に9月22日に行います熊本県町村職員採用共同試験の作文試験の審査業務委託料、採用試験問題の作成委託料、共同試験実施の県内町村負担に対する経費を計上しました。また、同じ委託料に総合行政システム改修委託料221万1,000円は、令和2年4月1日から、一般職の非常勤職員、臨時職員の制度が「会計年度任用職員制度」に移行することから電算システムの変更が必要になるということで計上いたしました。

次に12ページでございます。目5財産管理費、節1報酬と節9旅費は、精米所の指定管理に関わる選考委員報酬と費用弁償をそれぞれ計上いたしました。

次に、節18備品購入費の公用車購入費662万円は、現行の町長車の走行距離、修理がかなり高額になる見積りも出ておりまして、町長の公務出張のときの不安がございますので、新規購入による更新を緊急的にお願いするものでございます。

次に、目9企画調整費、節19負担金補助及び交付金のくま川鉄道経営安定化補助金275万5,000円は、議案説明資料のほうでございますが、3ページをご覧くださいと思います。平成30年度の収支実績表でございます。鉄道業営業損益がマイナス1億1,399万23円、補填金として維持補修や改修分への市町村からの補助金として雑入のほうで7,766万3,420円でございますが、最終的な鉄道業経営損益がマイナス3,789万7,226円でございます。議案説明資料の次の5ページ、6ページのほうをご覧ください。この最終損益を補填するため、出資額、人口、単線換算キロ数、乗降人員など、それぞれの項目ごとに按分し最終的な本町の負担額が、275万6,000円となつてございましたので、存目計上分を差し引いた額、275万5,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、目11情報通信管理費、需用費の4万7,000円は、インターネット加入者の増も影響して、納付書の在庫が見込みより少なくなつており増刷の経費を計上しました。

次に、項2徴税费、目1税務総務費、委託料の固定資産税システム変更業務委託料10万4,000円は、法務局とのデータ提供の連携によるもので、本町のデータ環境に電算システムが対応していないことが判明したため、そのシステム改修に要する経費をお願いするものでございます。

次に、13ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、報酬78万3,000円と旅費についてでございます。6月末で職員1名が退職しましたので、その対応として嘱託職員1名を雇用する経費、10月から3月末までを計上いたしました。

次に、節13委託料の、印鑑登録証明書の旧氏記載に伴うシステム改修業務委託料60万1,000円は、条例改正で説明したところですが、印鑑登録証明書の発行に際して旧氏の記載をさせるための改修費用でございます。

次に、項5統計調査費のほうでございます。指定統計費は、「経済センサス基礎調査」について、歳入のほうで県の委託金10万7,000円が確定しましたので、歳入及び歳出に調査に要する費用を更正して、それぞれ計上いたしました。

次に、14ページでございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20の扶助費でございます。障害者補装具交付金事業扶助費63万1,000円は、3月までの所要見込み額に不足が生じる見込みですので補正をお願いするものでございます。

なお、歳入のほう、国2分の1の障害者自立支援給付費国庫負担金31万5,000円、そして、県の4分の1の15万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

目2老人福祉費、節28介護保険特別会計繰出金は、職員人件費およびシステム改修に要する経費の一般会計からの繰出金を計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、委託料の養育支援訪問事業委託料10万円は、子育てに対して不安を抱える父母や、養育支援が必要となっている家庭に対する助言指導を訪問により諸問題の解決や軽減を図る事業費でございます。今回、歳入のほうでございますが、養育支援訪問事業補助金、国3分の1、県3分の1の補助金を活用して実施させていただければと思っております。

次に、項2児童措置費、節19負担金補助および交付金でございます。湯前保育園運営費72万9,000円、広域入所運営費負担金16万2,000円は、10月1日から国の子ども子育て支援の幼児教育無償化制度に伴う子どもの保護者経済負担の軽減施策ございまして、副食費を除く保育料が無償化となりますが、低所得者世帯対象者への副食費免除を行う補正になってございます。慈光こども園運営費120万4,000円は、副食費免除の部分と、保育料無償化に伴う施設型給付費分の増額分でございます。

なお、歳入のほうで、今回の保育料無償化関連で、地方特例交付金として、法令上の負担割合にて、子ども子育て支援臨時交付金491万2,000円を計上しております。

また、併せて歳入のほうで、分担金および負担金のほう、保育所広域入所児童保護者負担金、湯前保育所児童保護者負担金をそれぞれ更生減額して、そして、熊本県多子世帯子育て支援事業費補助金を更生減額いたしております。そして、子育てのための施設等利用給付費5万4,000円は、預かり保育事業の支援にかかる部分の補正でございます。これについても、歳入のほうで、民生費国庫補助金に、子育てのための施設等利用給付費負担金を計上いたしております。

次に、款4衛生費でございます。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、需用費の修繕料20万円は、保健センター空調機のガスバルクタンクの耐用年数が法的な許可期限が迎えますので、その対応のための費用をお願いするものでございます。

次に、15ページをお開きください。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。節19負担金補助及び交付金に、たばこ共同利用施設機械導入補助金5万8,000円でございますが、多良木たばこ生産組合の事業体で、本町の生産者が4名加入されております。共同で使用されている育苗施設の暖房機の老朽化に伴う機械更新269万円の事業でございますが、その事業費の30パーセントの補助金の申請がございまして、多良木町と湯前町で耕作面積割による補助を行うものでございます。

次に、節23償還金利子および割引料でございます。中山間地域等直接支払交付金返還金1万8,000円は、平成30年度分で、2集落の協定農用地面積で、平成29年度からの面積増加分を誤って二重で計上して補助申請を行っていたため、国・県補助分を返還するものでございます。

次に、項2林業費でございます。目1林業振興費のほうです。節13委託料のほうです。民有林等林道・作業道改良事業委託料289万6,000円は、歳入に計上しておりますが、今年度から譲与される森林環境譲与税289万7,000円を財源として、素材生産体制強化と民有林管理の効率化を図るため、民有林内の林道作業道の改良を行うものでございます。

次に、節19負担金補助および交付金でございます。林業・木材産業振興施設等整備事業補助金1,483万円は、林業成長産業化地域指定を受けたことに伴い、林業用施設等の施設整備に対する補助金でございます。上球磨森林組合の第2工場の製材施設を整備するため、本町の補助金分を計上いたしました。

次に、食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金59万6,000円でございます。事業主体である湯前町竹林活用協議会、会員3名でございますが、竹林所有者の竹林を集約化・竹林整備計画、3か年を策定し、竹林の整備に取り組まれる事業でございます。歳入のほうで、熊本県からの補助金を受け入れて、その金額をそのまま協議会に支出するものでございます。

節25積立金に、湯前町森林環境譲与税基金積立金を存目計上しました。

次に、款6商工費のほうでございます。目3の観光費、節12役務費でございます。広告料20万円は、国内観光活性化フォーラムinくまもとが、令和2年2月12日に熊本城ホールにて開催されることになっておりまして、国や県、地方自治体と旅行代理店などの観光関係者が集まって、地元の地域観光のPRを行うなどの交流会でございます。その大会誌広告等の経費をお願いするものでございます。

次に16ページでございます。款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、工事請負費でございます。町道上里古城線歩道整備工事及び、節22町道上里古城線歩道整備工事に伴う補償費でございますが、社会資本整備交付金の事業費充当配分を、それぞれの節間で調整し、計上いたしましたところでございます。

次に、項3河川費、目1河川総務費、13委託料でございます。河川管理委託料20万円は、県の管理河川の管理委託で、歳入に計上しておりますが、熊本県との護岸雑草管理委託金が増額されてきましたので、その分を歳出のほうでも増額補正で計上いたしました。

節14使用料および賃借料、機械借上げ料50万円は、梅雨前線大雨等による、大谷川また浅巻谷川沈砂地の土砂の除去に要する経費を補正計上しました。

項4都市計画費、目1公共下水道費、節28繰出金でございます。下水道特別会計繰出は、職員の異動による人件費分の調整を行うものでございます。

項5住宅費、目1住宅管理費、節13委託料、町営住宅改修工事設計業務委託料239万9,000円は、令和2年度に実施を予定しています上村住宅改修工事6棟12戸に要する設計積算のための委託料でございます。

また、節15工事請負費、一般住宅建設工事は、本体工事、外構工事における設計積算の単価更正を行いその不足が見込まれますので、増額補正をお願いするものでございます。これは若者向け住宅の建設工事でございます。

次に、17ページをご覧ください。款9教育費、項1教育総務費、目3学校施設整備費、委託料でございます。小・中学校屋根等改修工事設計業務委託料99万9,000円は、令和2年度以降に計画予定する学校改修工事に要する積算設計のための業務委託料を計上いたしました。これは基本計画という捉え方でございます。議会全員協議会でもご説明したところでございますが、小学校が昭和59年建設、36年経過しておりまして、また、中学校が39年経過していると、2つの学校とも雨漏りや壁の劣化があっており屋上等の早急な対応が必要でございます。湯前町学校施設長寿命化計画に基づき、建て替えではなく、改修による長寿命化して使用を延長させる考え方で、財政負担の軽減を図り、良好な状態でできるだけ長期間の使用を図りたいことから、その改修に要する実施設計のための、今回、基本設計の委託をお願いするものでございます。

次に、項4社会教育費、目2公民館費、工事請負費でございます。中央公民館調理室エアコン設置工事123万円は、調理室利用者の環境改善を行いたく、新規のエアコン2台をお願いするものでございます。

次に、目3文化財保護費、節8報償費2万6,000円でございます。そして、節9の旅費2万円も併せてでございますが、御大師堂保存修理計画案の検討会議を実施させていただきたく、学識経験者の熊大の先生を会議に派遣していただくことを想定しておりますが、謝金と特別旅費を補正計上し、併せて、節13委託料の御大師堂埋蔵文化財調査委託料33万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは、今後において実施設計に入る前に、基本的な保存解体の工法の確認などの考え方を整理して、そして実施設計に反映させ、また本格的な工事に入ったときに、工事内容の変更が極力少なくて済むように実施させていただくものでございます。

次に、節11委託料の修繕料18万8,000円は、八勝寺消火栓ポンプに、防火対象物検査の際に指摘された箇所への修繕に要する経費を計上いたしました。

次に18ページでございます。項5保健体育費、目3給食費、節11需用費、修繕料9万5,000円は、6月に実施された厨房機器点検の際に指摘された真空冷却器、殺菌庫の修繕に要する経費を計上いたしました。

また、節13委託料、学校給食センター調理業務委託料16万3,000円は、10月からの消費税10パーセント分の増額分を補正するものでございます。

次に、歳入の説明になります。8ページに戻っていただければと思います。歳出説明の際に説明した以外のものを説明いたします。

款1町税、項3軽自動車税は、消費税増税に伴い、今年10月1日から、県税である自動車取得税が廃止され、代わって環境性能割の制度が導入されます。環境性能割8万9,000円は、市町村に代わって県が賦課徴収するため、県から交付される金額でございます。10月から1月までの4か月分で提示された見込み額を計上しました。

そして、款8環境性能割交付金の環境性能割115万1,000円についても、同様の制度改正に伴うもので、普通自動車分の環境性能割で、納付された自動車取得税のうち環境性能割交付金として交付されます。今回、県から提示された見込み額を計上しました。

9ページでございます。款1国庫支出金、目2民生費国庫補助金、幼児教育無償化システム改修等事業費補助金、マイナス168万4,000円は、6月議会補正予算で計上しましたが、県を通じた間接補助のため、県補助金に同額を組み替えました。

ページ中ほどの、款15県支出金、目1総務費県補助金、水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金は、湯前町を含む3町村に、熊本県企業局の水力発電所がございますが、その発電能力の性能が高い施設の改修と、電力の固定買取り制度による収入が増える見込みでございますので、その増収分を3町村に、本年度を含む3か年間、地域貢献、地域振興のために1,000万円ずつ交付されるものでございます。

今年度に計上する交付金は、今回、歳出のほうで一般住宅建設工事の補正予算を計上している若者定住住宅の工事ですが、その財源の一部に充当を行わせていただき、当初の財源であった10ページのふるさと応援基金繰入金との財源更生を行わせていただければと思います。

次に、ページ下のほうですが、款16財産収入、目2有価証券売却収入は、平成7年度に設立の人吉球磨林業機械センターが、市町村が保有する株式を買い取り、今後、完全民営化して運営を行うことが決定されましたので、その収入分を計上いたしました。

10ページでございます。款18繰入金、項2特別会計繰入金、目5介護保健特別会計繰入金は、平成30年度分実績に伴う特別会計からの返還金を繰入金にて99万8,000円を計上しました。

次に、款19繰越金に今回の補正財源として、2,023万8,000円を計上いたしました。

19ページ以降に、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第7、議案第41号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第4号）についての説明の途中です。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど、説明を申し上げた際に、歳入のほうでございます、款19の繰越金に今回の補正財源として申し上げました2,023万8,000円は、間違いでございまして、正確には2,284万5,000円が正しい金額になります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○8番（黒木喜巳男君） ただいま説明ありました12ページの公用車の購入費の662万円について、お尋ねしたいと思います。先ほど、走行距離とか修理代がかかるから、なんか不都合があるから変えるというふうなお話でございましたが、私どもは、今回、今日初めて聞いたものですから、もう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、使用している町長車でございますが、平成21年度の購入でございまして、現在10年目を迎えてございます。当時から今までの走行距離が、18万4,000キロメートルということで、かなり長距離を走っております。

最近、乗車した際に前面の運転席パネルに警告灯が表示されました。これについて業者のほうに見ていただいたところ、バッテリー関係、これハイブリッドですので、高額なバッテリーが積んでおるようです。これがまあ30万円ほどかかると、あと、足回り、これのショックアブソーバー等々がですね、かなり傷んでいると、これも30万円近くかかっております。併せて60万円ほどの修理費用が緊急的にいるということでございました。

であれば走行距離、使用年数考えまして、新車の購入のほうがいいのかなということで考えまして、緊急的ではございますが、当初の予算にはあげておりませんが、今回お願いできればということでございます。以上です。

○8番（黒木喜巳男君） ただいま説明ございましたけれども、私ども、突然今日聞いたものですから、せめて全協くらいで説明していただきたかったと思います。

まあ、別に、町長さんですから、いい車に乗っていいと思います私は、660万円、かなりのいい車だと思いますが、そこらへんのところは、どういうあれですか

ね。

○町長（長谷和人君） 今、総務課長が説明いたしましたように、バッテリーの部分、リチウムのバッテリーになりますけれども、これ、工賃入れますと、まだ40万円くらいかかりますし、サスペンションも工賃が入っていませんので、それ以上の金額になるということでございまして、まああのこれまで、18万キロメートルも超えておりましたので、まあ、普通の家庭からもまいりますと、走行距離を見ますならば、私、家庭で変える場合を例にさせていただきたいところでございすけれども、そこまで来たならば、新車に変えていいんじゃないかなというところで、今回、私も考えさせていただきまして、今回、予算を計上させていただいたところでございました。

ご指摘のとおり、全員協議会等で、今回の経緯につきまして、ご説明が足らなかったということにつきましては、皆様方にお詫びを申し上げまして、改めて、この場で予算の説明をさせていただくところでございます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番（黒木喜巳男君） 確かに必要性は分かります。しかし、当初予算にも載っていませんでしたし、まだ町長になられたばかりでございすし、できれば私は、来年度の、新年度にしたほうがいいのではないかと思っておりますが、そういうのがかかるのでしたら、更新も仕方ないと思っております。どうか有意義に活用していただきたいと思ひます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） ただいまの関連で、一つだけお伺ひさせていただきます。下取りとか、購入ですので、今の車は要らなくなるわけです。今、いろんな、社会の中でも、下取りとか、いろいろコマーシャルとかやっていますので、そういうのは検討されたのですか、お伺ひします。

○総務課長（高橋 誠君） 修理の具合を診てもらった際に、これだけのお金が、次乗る場合はかかりますよ、修繕費が60万円ほどかかりますということでございすので、当初、下取り等々も考えておりましたが、そこはちょっと見込めないかなという気がしております。以上です。

○6番（金子光喜君） まああの、町民目線からしますと、まあきれいな、結構グレードの高い車でしたので、すんなり廃車にするのは、ちょっと抵抗があるのかなと思ひますので、もし、コマーシャル等で言われているように、多少古くっても、壊れていても購入してくれるところがあるのであれば、そういうところにもお尋ねするのは、必要ではないかと思ひますけれども。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申し上げました、業者からのご意見もあるんで

すが、議員言われるように、下取りと言いますか、次使ってもらえるような、この町長車を新しく購入する際に、入札かけますので、その付近の条件に入りますればというところで考えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 今、公用車の問題、町長車の問題で言われましたけど、関連して1点だけ、町で保有しておりますマイクロバス、中型バス、これの更新というのも検討されたことはあるんですか。

○議長（倉本 豊君） 森山議員、これ議題外になりますが。

ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 11ページの職員採用試験等について、お尋ねします。

今年度、何名くらいの採用をお望みなのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 募集を今年度しておりますが、一般事務、高卒程度でございますが6名、学芸員1名、保健師1名、でございます。

○5番（味岡 恭君） 時々話が出ますけど、中途採用等も考えておられるのか、お尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 今、申しあげました募集をかけておまして、9月22日に試験を行う予定でございます。それで一次合格者が最近見込めない状況でございますので、それで採れなかった、または二次試験に進めなかった場合、予定した人数より少のうございますので、町単独の試験のほうを、12月に行おうかということに計画しております。

その中では、今、申しあげました、一般事務、学芸員、保健師も含みますが、言われたような社会経験をされた方も考えようというところで想定、計画をしております。

○5番（味岡 恭君） いま現在、何名くらいの、湯前町内の申し込みというんでしょうか、あるんでしょうか。いま現在。

○総務課長（高橋 誠君） 一般事務6名に対しまして、25名の応募が来ております。学芸員1名に対して7名、保健師1名に対して1名の応募が来ております。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○2番（椎葉弘樹君） 12ページのくま川鉄道経営安定化補助金について伺いま

す。経常損失のほうが毎年度3,000万円を超えてきているんですが、これについて、町村長会等で経営の改善等の協議、もしくは、計画を求める等の動きはあるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 申し訳ございません。私、5月から来たというところで、十分そこらへの経営の部分を理解していない部分がございますので、私が今までの会議の中で、ちょっと感じましたことにつきましての感想を述べさせていただくということで、ご了解をいただければというふうに思っているところでございますが、利用促進の部分についてのお話が、私、取締役会でのお話を聞いており、出たところでございます。

いわゆる高校生の利用部分が、まあ多良木高校が廃止になりまして、利用形態が少し変わってきているところでございますので、この部分については、若干、増のほうに転じているというお話でございますが、後はやっぱり一般の昼間帯の時間帯のお客様が非常に少ないという部分がございますし、それから、外部サポーター制度という計画あたりも立ち上げたほうがいいのではないかというふうなお話も出ておりますし、それから、インバウンドということで、訪日外国人の利用客あたりの営業も強化するべきではないだろうか、併せまして新たな会社を担う人材の育成、というふうなこともありますし、観光トレインあたりの土曜、祝日あたりの運行の事例が出まして、具体的にそこらへの経営改善を行いながら、このくま川鉄道については、存続すべきではないかというふうなお話が、現在出ているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） くま川鉄道が民営化になりまして30年、そして直近の7年間のデータ等を見ましても、湯前町の町負担も200万円をずーっと超えて来ております。これについてはやはり、本腰を入れて経営改善に臨まないと、毎年度同じような、今、言われたような対策は出てくるんですが、一向に改善の兆しがないので、やはり抜本的な経営改善についてしっかり取り組むように、町村長会等でも指摘をしていくべきだと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） ご指摘のとおりでございますが、ただ1点だけ私が今、思っているところでございますが、このくま川鉄道が第三セクターになりまして、かなりの月日が経っておりますが、もしもの話でございますけれども、くま川鉄道が廃止になった場合につきましては、公共鉄道という輸送手段がなくなるということで、人吉球磨につきましては、大きな鉄道が掲げております中で、光が消えてしまうんじゃないか、活性化の一つが消えてしまうんじゃないか、そういうふうな危惧も実は持っておりますので、今ご指摘のとおり、経営改善というのは大きな観点期の大事業だと私は思っている次第でございますが、できるだけ、その存続の道を選択さ

せていただきながら、経営改善を行っていくべきではないかなということ、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○2番（椎葉弘樹君） まあ自治体の補助金に依存する企業というのは、なかなか経営改善というのが、ゆるやかといいますか、本腰が入ってこない傾向が全国的にありますので、是非そのあたりも視野に入れながら、この推移を見守って、対策を講じていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 学校の設備、施設整備費、17ページの委託料がございます。小中学校の屋根等改修工事設計業務委託料がございます。今回、基本的な業務委託料が一応出してありますが、基本的な考え方、改修の考え方は、どういうふうな考え方でおられるのかをお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） まず、劣化状況調査から得られた検査結果をもとに、D評価及びC評価の調査、小中学校の屋根・外壁をまずやるということで、設計をお願いするところでございます。

それから、基本的な工法の調査とか、まず長寿命化計画のところ、いろいろなお話はしたところでございますけれども、基本的には、まず雨漏りを止めると、劣化の激しいところをやるということを基本にやるところでございます。

○5番（味岡 恭君） 今、課長から説明がありましたが、基本的には、雨漏り修繕等が入るのかなと思うんですが、その工法としては、どのような工法を考えておられるのかをお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） はい、一応今回の基本設計をお願いするのは、その工法の選定を念頭に置いております。いろんな工法が考えられるわけですが、建物自体が35年以上2棟とも経っておりますので、その荷重とかいろいろ計算が必要で、詳細な調査が必要だということで、今回の補正をお願いになっているわけでございます。

○5番（味岡 恭君） 言いますように、今、屋根の構造が谷樋タイプ、内側に入るタイプ、外側に樋を出さずに内側に入るタイプになっているかと基本的に思いますが、その雨処理については、外のほうに出すようなことを考えておられるのか、外どいと言いますか、外のほうに出すというか、谷樋にしないという考えでおられるのか、お尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） それも検討の中に入っております。まだそれをどうするかというのを、今回の基本設計で検討していきたいと思っております。

○9番（山下 力君） くま川鉄道経営安定化補助金について、椎葉議員の関連ですが、くま川鉄道への補助金は2通りあると思うんですよ、安定化するための補助

金と、工事等を行った部分の補助金、この安定化のほうは、やはり高校生の通学の足としてこれは絶対に残すべきですよ、そちらをはっきり、明確に足として残したいというふうに言ってもらって、工事のほうの割合、工事負担割合これが改善するところがあると思うんですよ。国鉄時代の高いところに、発注しているんですよ、高い工事を。理由はいろいろ言われますけれども、今の建設工事業者は国鉄時代からの指定業者と同等の仕事ができると思うんですよ。ですからそこらあたりを、10市町村長の理事会のほうで、協議をしていただければと、これはもう、少しこういった会議をすれば、必ず決断さえすれば、負担金は下がると思います。

○町長（長谷和人君） 補修の部分の、今、受託といたしますか、工事をされている業者が既得権益ではなかろうかということで、割高になっているというふうなお話でございました。このへんにつきましても、今、ご指摘を受けましたので、事務局側のほう、会社のほうにも、社長のほうにも私から直接お話をさせていただき、その経緯等もちょっと調べさせていただきたいというふうにも思っている次第でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 17ページです。文化財保護費の中で、委託料ですけど、文化財管理等委託料、それから、御大師堂埋蔵文化財調査委託料、この中で、文化財管理委託料というのは、こういったことの管理委託料なのか、ご説明いただきたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） すみません、表記がちょっと分からずに申し訳ございません。これあの、御大師堂の前にあるメタセコイアという木があります。そちらがちょっと腐ってきているんじゃないかということで、今年の夏頃ご指摘がありまして、その裏の伐採のとき、プロにみてもらわないと分からないだろうということで、森林組合の皆さんにちょっと見ていただいて、やはり中が空洞になっている部分があるだろうということで、もしこれが倒れて御大師堂に来たら、ちょっと危ないということで、見積りを取りまして、今回の計上になったわけでございます。

一応、倒れても大丈夫な高さぐらいまで切って、施工をお願いしたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 一応、樹木の伐採という委託料ということで、確認を致しました。またあの、御大師堂の文化財調査というのは、今、屋根の修復の調査をするわけですか。

○教育課長（北崎真介君） 屋根の改修といたしますか、御大師堂の解体工事に入っていくときに、実際、下に何があるか、埋蔵文化の調査は、工事の中に入っているものではございますけれども、これを前倒しして、前の年にやることによって、変

更設計の変化をなるべく少なくすると、工期の安定化を図るところと、金額の変更をなるべく小さくしたいというところで、前倒しして実施したいと思っております。

○1番（遠坂道太君） であれば、地下の調査をしていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、御大師堂の真下の部分を見るということでございます。

○1番（遠坂道太君） その前に、屋根のほうの修復が先ではないかというふうに私は、理解しているところですが、そのへんはいかがでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、おっしゃるとおりでございます。なるべく早めということで、令和2年度に解体に取りかかりますので、今のところは雨漏り等の心配はないというところで聞いております。

そのために、中のほうにもし漏れた場合、ちょっとそれではまずいので、中のほうは、一応シートを被せて、もし雨漏りが起きたとしても大丈夫なように、今は処置をしておるところでございます。もちろん屋根の修理をするために、その下の部分をまず見るということでございます。よろしく願いいたします。

○1番（遠坂道太君） まあそういうことの一部であるなら、早々ですなやはりひどくならないうちに、取り替えるようなかたちを取っていただければというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 一つだけお伺いさせていただきます。町民の方も聞いておられますので、これは是非知っていただきたいなあということもありまして、敢えてお尋ねするところですが、まあ収入のほうで、款15の県支出金の中に、水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金というのが、1,000万円来るようになっております。3年間来るようにお話としてお伺いしておりますけれども、もう少し詳しくお伺いさせていただければと思います。内容について。

○総務課長（高橋 誠君） この地元振興支援事業交付金は、本町含む、水上村、美里町、この3町が該当するところでございます。うちの場合は第2ダム、第2発電所がございしますが、そのリニューアル、改修工事をやられまして、先ほどの説明でも申し上げましたけれども、高発電になるという設備改修と電力の固定買い取り、そちらのほうを鑑みてやはり企業局の収入が増えるということでございまして、それを何とか地元に使っていただきたい、地域貢献をさせていただきたいという企業局の思い、県の思いがございまして、今回の交付金、3年間1,000万円ということになっております。

何に使えるかというご説明申し上げますと、やはり総合計画、町の総合計画、または総合戦略等の、各種振興計画に基づいた事業で使用していただきたいということでございます。

また、国、県補助がない事業、起債が借りられない事業ということで、今、毎年貰っている水力発電の交付金、国から貰っている、それと同等のと言いますか、準じた使い方で行ってくださいというご指示はありますけれども、今後、今年を含めて3年間ですけれども、その事業計画等々をみながら、どれに合致するか検討させていただいて、使わせていただきたいということでございます。

ソフト事業、ハード事業ございますが、ハード事業のほうをメインに、県のほうも指導されていますので、そちらを充当事業として選定させていただく予定で考えたいと思っております。

○6番（金子光喜君） はい、非常に内容としてもありがたい交付金でありますし、まあ、ちょこつと言われた、電源立地交付金ですかね、使い勝手のいいお金もありまして、まああの、町としてもしっかり計画を組みながらより良い形で使っていただくことを希望します。

まああの、今年は付け替えとか、そういうかたちで対応されると聞いておりますけれども、なんか夢のあるような取組ができればと思いますので、敢えて質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 小中学校の防水工事について伺います。総務課長の説明で長期間耐えうるような工事をしたいということでした。私は、小学校も中学校も木造校舎で学びましたから、現在の校舎が老朽化しているのなら、私自身も老朽化してきたんだなあと思っておりますが、それは置いといて、いずれ建て替えるから、ほどほどにとか、それなりにとか、そういう考えではなくて、小学校とも中学校も、きちんと長期間、雨漏りがないようにという姿勢で今回、臨まれるということを確認しておきたいと思うのですが。

○教育課長（北崎真介君） はい、おっしゃるとおりで、施工はちゃんと、10年、20年持つようにするつもりでおります。よろしく申し上げます。

○7番（高橋一雄君） 以前、中学校のほうを見させてもらいましたし、9月になりましてから、小学校の校長先生から説明を受けました、施工工事のほうも、スピード感を持って完了するように取り組んでいただきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第42号 令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第42号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第42号、令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

湯前町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ45万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,328万6,000円とするものでございます。主な補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の補正、マンホールポンプの修繕費などでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます、どうぞよろしく願います。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第42号、令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。6ページをお願いいたします。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、それぞれ2万円、36万4,000円、6万3,000円の減額となります。職員異動に伴う人件費の補正になります。

次に、款2下水道維持管理費、項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費、節11需用費につきましては、修繕料として90万円を計上しました。新築3件に伴う公共枿3件の補正になります。

次に、歳入です。5ページをお願いいたします。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計事業費繰入金としまして、人事異動に伴い44万7,000円を更正減額しました。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金を補正財源として90万円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○町長（長谷和人君） 大変失礼しました。先ほど私、議案説明の中で、主な補正の内容の中で、マンホールポンプの修繕ということで申し上げたと思いますが、この部分については削除をお願いしたいと思っております。大変申し訳ございません。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第43号 令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、議案第43号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第43号、令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,436万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,719万円とするものでございます。主な補正につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の補正、システム改修、平成30年度精算に伴う返還金、介護保険給付基金積立金などでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます、どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第43号、令和元年度湯前町介護保険特別会計補

正予算（第1号）につきまして説明いたします。

今回の補正は、主に平成30年度の介護保険歳出額及び繰越額の確定に伴う国・県・町一般会計及び支払基金等の負担割合に基づく精算を計上しました。

事項別明細書、歳出から説明いたします。6ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、4月の人事異動に伴う人件費を調整し計上しました。人件費分の財源として、歳入に一般会計繰入金、事務費繰入金を計上しました。

節13委託料は、介護報酬改定等に伴うシステム対応委託料を計上しました。財源として2分の1ずつを国庫補助金と一般会計繰入金、事務費繰入金に計上しました。

款5基金積立金は、平成30年度の給付実績の確定に伴い、負担割合により精算し追加交付金などを含めた余剰金が556万円生じたので、介護保険給付基金積立金を計上しました。

款6諸支出金、目1償還金及び還付加算金、目2償還金は、介護保険事業は介護給付及び地域支援事業で国・県・町及び第1号被保険者、第2号被保険者で負担割合が決まっておりますので、平成30年度の歳出額及び繰越額の確定に伴い実績に基づき精算を行うため返還金を計上しました。項2繰出金の一般会計繰出金も同様です。

次に、歳入の説明をいたします。5ページをご覧ください。歳出で説明した以外の主なものを説明いたします。

款4支払基金交付金は、平成30年度確定に伴う追加交付金を計上しました。

款8繰越金は、前年度からの繰越金1,167万5,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 6ページの職員手当等について伺います。この詳細が8ページのほうに記載されています。8ページの上の表の職員手当の欄を見ますと、補正前が492万2,000円、その次の段の職員手当の詳細が書いてあるわけですが、ずーっと合計欄を見ますと、492万3,000円ということで、1,000円ずれがあるのですが、これは何故でしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 失礼いたしました。正しいのは、上のほうの492万2,000円が正しいところございまして、下の職員手当の内訳の、時間外勤務手当で、29万8,000円が、本来29万7,000円で予算が組まれているというところで、ここに1,000円の差があったところございまして。申し訳ございません。時間外手当を29万7,000円にしまして、職員手当等の合計欄も492万2,000円が本来でございまして。

金額でございまして、補正後の額も、職員手当等は592万9,000円が本来でございまして、内訳も時間外手当が29万7,000円で、合計額は、592万

9,000円というところです。申し訳ございません。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。今、課長の説明のとおり、訂正がなされたので、訂正したものを、原案として審議したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしということで、訂正されたものを、原案として、審議をいたします。

ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第44号 令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第10、議案第44号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第44号、令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出、水道事業費用に排水管工事に併せ消火栓設置等を行う経費でございます。

詳細につきましては、課長に説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第44号、令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

第2条、収益的支出の補正になります。第1款、水道事業費用159万9,000円を補正し、4,603万7,000円とするものです。

5 ページをご覧ください。令和元年度湯前町水道事業会計補正予算第 2 号、見積の基礎によりご説明いたします。

資本的支出。款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 受託工事費、節 1 工事請負費に配水管更新に伴う消火栓設置工事費、2 か所の工事費 1 5 9 万 9, 0 0 0 円をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 4 4 号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 4 4 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第 1 1 認定第 1 号 平成 3 0 年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 1 1、認定第 1 号、「平成 3 0 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とします。

ここで本案の審議方法について、お諮りします。

本案につきましては、最初に歳出から款ごとに説明、質疑をした後、続いて歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して審議し、最後に総括、補足質疑をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、最初に歳出から款ごとに説明、質疑をした後、続いて歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して審議し、最後に総括、補足質疑をすることにします。

では、平成30年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、歳出、款1 議会費の説明を求めます。

○議会事務局長（西村洋一君） それでは、款1、議会費の説明を申し上げます。ページは59ページ、60ページでございます。

予算現額6,854万2,000円に対しまして、支出済額が6,733万9,959円で、執行率が98.2パーセントでございます。一般会計支出済額に占める割合は2.2パーセント、平成29年度決算と比較して185万9,460円の増となりました。

増額の主な要因は4点ございまして、1点目が事務局職員の人事異動に伴います人件費関係の増額。2点目が、地元選出国會議員への要望活動等議員出張に伴う費用弁償の増額。3点目が年4回発行しております議会だよりにつきまして、平成29年度までは町の広報の中に入れ込むかたちで発行していたものを、平成30年度は議会だより単独発行に切り替えましたので、その印刷にかかる経費を総務費から議会費に移して支出したことによる印刷製本費の増額でございます。最後に4点目は、三市町村議会国道整備促進合同協議会が設立50周年を迎えましたので、負担金に記念式典の開催経費20万円を上乗せして支出したためであります。

それでは、節の順にご説明いたします。節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、議会費の主要な部分を占めます人件費関係でございますが、議員10名、事務局職員2名分の経費を支出しております。

次に、節9旅費につきましては、議員会議出席に伴う費用弁償、議員出張に伴う費用弁償、事務局職員の普通旅費を支出しております。この中で議員出張に伴う費用弁償では行政視察として大分県日田市において「森林資源の有効活用とバイオマス発電の廃温水を利用した産業振興について」、また福岡県嘉麻市において「タブレット導入による議会及び各種会議のペーパーレスの取組について」研修を行っております。

その他、全国・熊本県・球磨郡各議長会が主催します、研修会等への参加旅費を支出しております。

次に節12、需用費につきましては、冒頭にご説明いたしました、議会だよりの印刷製本等を支出しております。

ページをおめくりいただきまして、61ページ、62ページでございます。

節13委託料につきましては、会議録作成委託料及び会議録検索システムデータ

化委託料を支出しております。

節14、使用料及び賃借料につきましては、ホームページ上にて、会議録を一般公開するための経費を支出しております。

節19、負担金補助及び交付金につきましては、熊本県及び球磨郡町村議会議長会負担金等、合計117万9,650円を支出しております。

以上で款1議会費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑がないようですので、これから、款2総務費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 款2総務費をご説明申し上げます。

総務費につきましては、5億8,004万732円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、19.3パーセントになります。前年度と比較して、1億4,089万3,328円の減となっております。減の主な要因として、職員給与費の減、ふるさと寄附金の減による基金積立金と返礼品の減、JTの森造成事業委託料の減が主なものでございます。以下、目ごとに説明を申し上げます。

目1一般管理費は、2億1,022万2,753円を支出しました。前年度と比べまして2,382万円の減となっております。一般管理費の主な歳出は、節1報酬で区長報酬等を支出し、節2給料において町長及び副町長、並びに一般職員の給料が主なものでございます。

62ページになります。節3職員手当は、特別職及び総務課関係職員の人件費に係る通勤手当など各種手当を支出し、また、一般職員の退職手当負担金が主なものとなっております。なお、不用額は3月末までの時間外勤務手当に不用額が出たものが、主なものでございます。

次に、64ページになります。節9旅費は、普通旅費ほか区長の先進地研修に要した費用弁償等を支出しました。

節10交際費で町長交際費138万615円を支出しました。

次に、節13委託料及び節14使用料及び賃借料です。職員が使用する電算運用関係の機器リース料と保守料、及び電算ソフト使用料等を支出し、社会保障番号制度システム改修委託、中間サーバー接続ネットワーク機器利用に要する経費などを支出しました。

次に、66ページになります。節13委託料で、職員健康診断委託料と職員ストレスチェック診断委託料5万9,616円は、平成30年度も一般職員と嘱託職員の診断に

要した経費を支出しました。また、平成から令和への新元号改正に伴う電算システム改修25万9,200円を行いました。職員採用試験は、9月の球磨ブロックの共同採用試験、2月には本町単独での採用試験を実施しましたので、作文審査委託料、教養試験問題作成にかかる委託料、それぞれ支出しております。

68ページになります。節19、負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡町村会負担金、球磨ブロックの職員採用試験負担金、個人番号制度中間サーバー整備負担金137万2,000円等を支出しております。

次に、目2文書広報費でございます。620万2,582円を支出しました。主なものとしまして、節11需用費の法規の追録代、広報紙12回、旬報24回を発行してございます。その製本印刷代に要した経費を支出しております。本町の広報誌は、平成30年度の熊本県広報コンクールにおいて6年連続で町村の部で1位となる特選に選ばれ、また1枚写真の部でも3位の受賞をいたしました。

次に、節13委託料では、町例規データベースシステムの維持管理経費238万7,880円を支出しております。

ページ下のほうでございますが、目3財政管理費は、4,128万581円を支出しました。

70ページになりますが、決算統計事務、地方交付税算定事務等の事務経費を支出しております。また、委託料において、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、固定資産台帳管理システム保守業務委託料を支出しております。

次に、節25積立金に財政調整基金、減債基金積立金、ふるさと創生基金積立金に利子分を積み立てております。

なお、公共施設等整備基金積立金に利子分を含め、2,014万4,042円を積立てし、平成30年度にふるさと納税制度によりご寄付いただいた寄附金から、必要経費を除いた金額1,500万円の積立てをさせていただいております。

次に、目4会計管理費は、12万2,178円を支出しました。会計管理事務に要する経費を支出しております。

目5財産管理費は、6,147万7,720円を支出しました。主な支出としては、町長車運転手報酬、役場庁舎の維持管理経費、町有建物災害保険料及び自動車損害保険料、公用車のリース料等を支出しております。

また、72ページになりますが、節13委託料に、役場庁舎耐震改修工事にかかる設計業務委託料324万円と、工事請負費に耐震工事費の請負額1,689万7,317円のうち前払金の650万円を支出しました。残りは令和元年度に繰り越しいたしました。現在すでに竣工をしております。この耐震工事にかかる財源は、緊急防災減災事業債を充当いたしました。

また、同じく節13委託料に、下村区にございます旧南部保育所を改修し、南部方面の避難所施設として、また、地域住民及び団体の方が多目的な利用を可能とするため、子どもトイレを大人トイレへの改修工事を実施した分ですが、設計委託に108万8,400円を支出し、工事請負費に705万2,400円を支出いたしました。なお、財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用しました。

委託料の公共施設個別計画作成支援業務委託233万2,800円は、役場庁舎及び小学校と中学校の長寿命化に向けた個別計画策定を策定いたしました。

次に、節18公有財産購入費1,123万4,700円は、旧小川製材所跡地でございます、2,496.6平方メートルを購入しました。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 73ページになります。目6公有林管理費につきましては、4,987万7,512円を支出しました。町有林の維持管理に要する費用が主なものです。

節12役務費につきましては、森林火災保険料292万2,198円を支出しました。町有林の保険加入掛金です。

節13委託料の町有林造成事業委託料につきましては、2,701万4,030円を支出し、下刈り28.72ヘクタール、人工造林11.55ヘクタール、防護柵2,150メートルの施業を行いました。

J Tの森造成事業委託料につきましては、1,195万323円を支出し、搬出間伐20.93ヘクタール、下刈5.78ヘクタールの施業を行いました。

公有林管理委託料につきましては、530万7,541円を支出しました。町有林の巡視、境界管理、林道・作業道補修等を上球磨森林組合へ委託したほか、梅雨前線豪雨などによる林道・作業道の路面洗堀の補修、崩土除去などにも対応し路網管理に努めました。

また、森林GISシステム改修委託料86万4,000円は、森林法の一部を改正する法律により、林地台帳制度により森林の土地に関する地図整備などを行い、既存の森林GISに林地台帳の機能を追加しました。

節14使用料及び賃借料は、森林GIS及び機能追加した森林台帳の管理システムの利用料として、49万6,800円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金につきましては、森づくり実行委員会に実績に応じ、120万9,160円を補助し、J Tの森、くれないの森の森林保全活動を実施しました。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 次に、目7交通安全対策費は、1,503万8,175円を支出しました。主なものにつきましては、交通指導員の活動経費、交通安全施設設置、

そして、ふるさと納税の寄附金を利用して、LED防犯灯設置、防犯カメラ設置が主なものでございます。

76ページでございます。節15工事請負費で、交通安全施設設置工事104万3,280円として、カーブミラーのミラー取替と立て直しが5か所を行っております。また町道東方線の中央線のライン874メートルを施行し、LED防犯灯設置工事98基、523万4,400円でございます。防犯カメラ設置工事139万3,200円は、小学校、中学校、そして駅前駐輪場の3か所に設置を行いました。

次に、目8防災諸費は、920万761円を支出しました。節18備品購入費515万3,220円は、避難所設営や災害時対応の用品を計画的に整備しているところでございます。非常用浄水器、屋内型避難テント等を購入配備いたしました。また、各地区の自主防災組織に非常用LED照明器と発電機を購入し配付いたしました。財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用させていただいております。

次に、節13委託料は、全国瞬時警報システム新型受信機、Jアラートですが、その更新が必要でしたので、275万4,000円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金で、県の防災行政無線運営負担金、防災情報ネットワーク負担金をそれぞれ支出しております。以上です。

○企画観光課長（本山りか君） 77ページ、78ページをご覧ください。目9企画調整費は、6,442万8,297円を支出しました。ふるさと納税に係る経費、地域おこし協力隊に係る経費のほか、公共交通に係る経費が主なものです。

ふるさと納税につきましては、民間事業者が開設している専用サイトを活用し本町へのふるさと納税を呼びかけ、節8報償費の返礼品代、節12役務費の返礼品送付に係る通信運搬費、節13委託料のポータルサイト業務委託料などを支出いたしました。これまでは特産品をはじめとする返礼品の魅力を発信して寄付の呼びかけを行ってまいりましたが、寄付額に対する返礼割合について法律による規制がなされたことを主な要因といたしまして本年度は大きく落ち込みました。

地域おこし協力隊につきましては、企画振興課所属の地域おこし協力隊2名分の任用に係る費用といたしまして、節1報酬、節4共済費の社会保険料、節14使用料及び賃借料の住宅賃借料及びパソコンリース料などを支出しました。協力隊に係る費用は特別交付税で措置されています。地域おこし協力隊には、ICT事業運営、情報発信、イベント企画など地域活性化のための各種活動を展開していただき、それぞれに成果をあげていただきました。なお、このお二人の隊員は平成30年11月をもって3年間の任務を終えられ退任をされました。その後は、本町に引き続き定住をいただいております、在任中の活動を活かし各方面においてご活躍中でございます。

節 1 9 負担金補助及び交付金におきましては、人吉球磨広域行政組合負担金のほか、人吉球磨地域管内で連携して取り組む公共交通活性化事業に対する負担金等を支出しております。また、移住定住促進のため、ふるさと寄付金を活用して新たに開始しました住宅リフォーム補助金につきましては、10件の申込みに対し5件採択の191万1,000円、空き家リフォーム等補助金につきましては、1件の申込みに対し1件採択の50万円を支出いたしました。以上です。

81ページ、82ページをご覧ください。目10地域活性化事業費は、734万1,344円を支出いたしました。漫画フェスタ実行委員会補助金のほか、奥球磨広域連携推進協議会負担金など、地域活性化のための協議会への負担金などを支出しました。本年度も漫画にこだわって開催いたしました漫画フェスタは、内外に向けた情報発信により全国から若い方々や熱烈的な漫画・アニメファンを中心に多くの方々にご来場いただくことができ、これまで本町を知らなかった方々の来訪に貢献することができました。

奥球磨広域連携推進協議会では、恒例となっております「奥球磨どんぶりフェア」や熊本市における「奥球磨物産展」などの開催をとおして、多良木町、水上村とともに奥球磨の食や観光の魅力発信を行いました。

また、節7賃金は、職員の育児休暇取得に伴いまして、イベントほか、業務の繁忙期の2か月間、臨時職員を任用したためその費用を支出しました。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 次に、目11の情報通信管理費は、3,227万5,045円を支出しました。全世帯への光ファイバーとIP告知放送端末の維持管理、そして、インターネット接続サービスを含む情報通信システムの運用経費と、地域情報化推進にかかるソフト事業に要した経費が主なものでございます。

84ページになります。節13委託料は、光伝送路保守委託料108万7,560円にて、町内全域の光ケーブル幹線系の総点検、支障枝木の伐採、除去を行いました。また、情報センター機器保守委託料108万7,560円、IP告知端末機器保守委託料207万3,600円、ブロードバンド機器保守委託料259万2,000円、地域情報化推進事業委託料等77万7,600円等を支出しました。

節14使用料及び賃借料にブロードバンド回線接続使用料492万4,800円、光伝送路電柱共架料236万556円、情報通信システムサーバー機器使用料557万3,680円等を支出しております。

節15工事請負費に120万9,600円をおこなっておりますが、新改築世帯等へのIP告知放送端末設置16世帯を行いました。

節18備品購入費264万6,000円は、IP告知放送端末機器20台の購入ほか、光回線終端装置20台を購入いたしております。

節19負担金補助及び交付金でICT利活用協議会に補助金126万1,043円を支出しました。高齢者向けICT相談会5回、参加者延べ39名、そして、子ども向けキッズプログラミング推進事業3回、参加者69名、そして町ホームページリニューアル検討会8回の事業を行ったところでございます。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 83、84ページの下のほうになります。目12地域再生戦略推進費につきましては、136万825円を支出しました。地域おこし協力隊を非常勤一般職員として1名を雇用していましたが、本人の一身上の都合により平成30年4月末をもって退職されたことにより、関係します経費としまして、節1報酬19万1,150円。

次のページになります。節4共済費2万7,522円、節14使用料及び賃借料の隊員用のパソコンリース料8,370円はそれぞれ、一月分を支出しました。

節19負担金補助及び交付金につきましては、地域の資源を有効活用することを協議し、地域形成を検討する湯前町生き残り事業推進連携協議会に27万4,960円を補助し、くまもと県南フードバレー推進協議会の負担金19万7,000円を支出しました。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 次に、目13諸費は、1,047万1,837円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金で、人吉地区保護司会負担金1万5,000円、人吉球磨広域行政組合運営費負担金598万2,000円等の負担金及び補助金を支出しております。

また、88ページのほうですが、この中で職員研修費は274万3,536円を支出しました。主な研修は、日本経営協会が福岡市などで実施する専門業務研修、熊本県市町村職員研修協議会が主催する各階層職別研修等に、職階級ごとの職員をそれぞれ参加させました。

また、JT熊本支店様の御協力をいただき、若手職員5名を派遣参加させ、JT熊本支店の営業社員とコンビニエンス等の顧客周りに同行し、お客様対応、クレーム状況対応など営業研修を2日間に渡って行いました。

また、公用車や私用車事故をなくすため、多良木自動車学園様の御協力により、自動車学校の教習コースを使って運転技術講習を行い7名の職員が参加しました。

そして、職員全員を対象とした全体研修として、災害対応研修、法制執務研修、人事評価研修、延べ110名が受講しました。以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 項2徴税费について説明いたします。項2町税费については、4,427万5,377円を支出しました。

目1 税務総務費については、4, 372万1, 564円を支出しました。税務係6名の人件費及び物件費など、経常的経費が主なものです。

節1 報酬、節9 旅費について、固定資産評価審査委員会に係る支出がありますが、県の指導で、課税をする係と不服申し出を審査する固定資産評価審査委員会を担当する係は異なった課にて担当するようにとありましたので、令和元年度からは、総務課にて担当いただきました。税務総務費においては、最後の支出となりました。

次に、90ページ、節13 委託料について、システム改修費として、全地方団体が加入運営している地方税共同機構の電子納税にかかるシステム改修に伴う本町改修分として、53万1, 360円と軽自動車税を車一台ごとの課税とした一車課税への変更および納税証明書をシステムからの発行に変更した費用、53万7, 840円の2件のシステム改修を行いました。地籍修正測量業務委託料については、地目変更されなかった新築家屋に係る宅地面積を確定させるために支出しました。

節14 使用料及び賃借料に、最後の段の地籍管理システムリース料は、集成図など土地情報を管理するもので、平成31年1月からのリース契約を行い、3か月分のリース契約料、21万7, 080円を支出しました。

目2 賦課徴収費については、賦課徴収に要する費用として、55万3, 813円を支出しました。主なものは、節11 需用費、印刷製本費として、納税通知書等印刷代40万3, 243円、節12 役務費として、預貯金口座調査手数料190件分に1万710円を支出しました。

次に91ページになります。項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費については、2, 419万7, 744円を支出しました。戸籍及び住民基本台帳事務職員2名分と嘱託職員1名分の人件費および物件費など、経常的経費が主なものです。

節13 委託料に、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に向け、戸籍情報を全国と連携するために、戸籍記録文字情報の抽出業務委託料として、37万8, 000円を支出しました。これは全額、国庫補助の対象となっています。

節14 使用料及び賃借料では、全国連携の住基ネットワークシステム機器リース料については、リプレースによる機器導入時期と機器を決定する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による機器選定遅延が重なり、新規導入まで旧機器にて対応したことにより、9か月分のリース料が発生しなかったため、昨年度に比べ88万円ほど減の32万8, 860円を支出しました。以上、主なものを説明しました。

○総務課長（高橋 誠君） 次に、項4 選挙費でございます。88万4, 228円を支出しました。

目1 選挙管理委員会費は、主に選挙管理委員会の活動経費で、委員の報酬費用弁償等、20万2, 932円を支出しております。

次に、目2選挙啓発費は、4万8,200円を支出しました。明るい選挙推進委員の報酬、費用弁償であります。

次に、目3県議会議員選挙費は、63万3,096円を支出しました。平成31年4月7日に執行される予定であった県議会議員選挙で、結果、無投票で投開票がありませんでした。しかし、平成30年度中に事前に必要であった事務費分でございます、選挙管理委員の報酬費用弁償、時間外勤務手当、投票入場券システム変換業務委託料を支出しております。

次に、96ページでございます。項5統計調査費は、32万7,702円を支出しました。目1統計調査総務費は、市町村民所得推計負担金や県統計協会負担金などを支出しております。目2指定統計費は、30万4,302円を支出しています。国が委託している工業統計、住宅土地統計調査に要した経費を支出しました。以上、説明を終わります。

○監査書記（西村洋一君） 項6、監査委員費を説明いたします。監査委員費としまして、105万6,071円を支出しております。主な内容は、定期監査、随時監査、決算審査、例月現金出納検査等にかかる経費となります。

節の順にご説明いたします。節1報酬、監査委員報酬に55万8,200円、節9旅費、監査委員の費用弁償、職員の普通旅費に35万1,190円、節19負担金補助及び交付金、球磨郡町村監査委員連絡協議会負担金等に7万円を支出いたしました。

以上、款2総務費の説明を終わります。

失礼いたしました。監査委員報酬は58万8,200円でございます。訂正いたします。

○議長（倉本 豊君） 以上で総務費の説明が終わりました。ページは61ページから98ページまでです。質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 68ページの広報誌と旬報の印刷代についてお尋ねします。この2つを併せまして約340万円の支出となっています。この1本化については、以前、話題になったことがあるのですが、検討はされていないのが現状です。お隣の水上村さんを参考にしますと、広報代が170万円、そして旬報に相当するところが村の回覧で対応されているようです。

そこで、今後、やる、やらないにしても、一度、総務課のほうで検討していく考えはないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） いま現在、広報誌印刷はそれぞれ分けております。広報誌は月1回、旬報のほうは月2回ということです。これを一本化という話題は、当然総務課のほうでもしております。経費削減のためにも、こういったところの工

夫は、必要だなという認識は持っています。

それにはまだ担当者も想いがございますので、今後、この費用の縮小といいますか、縮削減といいますか、効率的な広報と旬報の発行のあり方について、詳細を詰めなければならないとは考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 勿論、担当者の気持ちというのも十分分かります。それはやはり町民目線あるいは行財政改革の視点からしっかりと検討をしていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 旬報の性格の中で、1日と15日ということで、2回に分けさせていただいているところですが、行革の見地から行きますと、当然、回数を減らしたほうがいいわけでございますけれども、新しい情報はいち早く、各世帯のほうにお届けするという立場から行きますと、2回というような選択は今までやってきて、まあこれまでどおりでいいのかなと思っておりますし、回覧ベースでやった場合については、そこそこの、各行政区ごとに、その配布の方法と言うんですかね、そこらへんがちょっと変わってくるかと思っておりますけれども、かなり、その回覧ベースで行きますと、まあ1枚1枚、別に作ってお配りしていただくというパターンもあると思うんですけれども、時間が要したりとか、日にちを設定して、いついつまで、例えば総務課までに提出期限はいつまでですというふうなパターンで出しますと、遅れてきた場合について、なかなかそこらへんの統一が、見解が難しいとか、そういうふうな部分があると思っておりますので、今、私としては、お伺いしたところでございますので、担当者とそこらへんは協議させていただければというふうに思っている次第でございます。

○2番（椎葉弘樹君） やはり、これまでやってきた前例主義というのを、なかなか変えるというのは難しいことかもしれませんが、この時代、非常に厳しい行財政の時代でございますので、是非そこは、思い切った決断も必要になってくると思っておりますので、担当課のほうでの検討をよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 76ページにございます、LED防犯灯の設置工事についてお伺いさせていただきます。当初の予定より多くされて、かなり町民の方も喜んでおられるかと思っておりますけれども、まだまだLED化については、十分とは言えないと思います。昨年の場合が98ですか、この予算額にして、一つ当たり50万円ちょっとになりますけれども、今後残された部分、施工されていくと思っておりますけれども、毎年どれくらいずつしていったら、大体、町を網羅できるか考えておられるのかお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 町の外灯については、全体で400基ほどございます。

その内98基を今度させていただいた、残りの部分で既にLEDになっているものが、若干あると思います。その残りを今後、順次していく考え、また、各区長から要望のある新規の設置の要望、これにも応えるためにもLEDを設置していかなければならないと思います。

その財源が一番苦慮している部分でございまして、30年度は、ふるさと寄附金を充当させていただきまして、計画的にこの財源を充当したLEDの防犯灯、まあ街灯に設置できればいいんでしょうけれども、去年の寄附金の減少もちょっと勘案してですね、その年度ごとの設置、交換については、計画していきたいと思います。

先日、区長会の説明会を行いました、その中でも、新規の要望については、もう1度把握したいということで、調査を今依頼しております。それについて、今後何基設置できるのかということも計画してみたいという考えでございまして。

○6番（金子光喜君） 実は、先日の球技大会のとき、区長さんのほうから、そういうことで町のほうからも要望についての話が来ていますので、地区民のほうで、ここに付けてほしいとかありましたら、どうぞご遠慮なくお願いしますというお話もありましたので、そういうかたちで、町民の要望というのをしっかり拾い上げていって、対応していただくことを希望します。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） ページ数、86ページの、地域再生戦略推進費というところで、19の負担金補助及び交付金、湯前町生き残り事業推進連携協議会、当初予算が70万円ばかりあったかなと思うんですが、これ実際使用金が27万円程度、不用金がかなり出ているかと思いますが、12万円程度出ているかと思いますが、これで目的達成はされたのかどうかお尋ねをいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 当初の予定としましては、会員さんによる研修等も計画していたわけなのでございますけれども、昨年度、平成30年度ですけれども、この生き残り連携推進協議会につきましては、地域の農業であったり、担い手であったりということも検討するというふうになっておりまして、ただそれについては、農業振興費のほうで、だぶるところもあるということで、その部分については、平成30年度はどうするかということも検討させていただきたいということも、平成30年度当初に申し上げまして、それに関する研修等に関しては、研修等を行わなくなったというところで、実際、実績によりまして、27万4,960円だけの支出を行ったというところなんです。

○5番（味岡 恭君） 当初の目的等については、達成されたということで理解してよろしいでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 当初の目的というのが、年度当初か設立当初かと

いうのをお尋ねしたいんですけど、よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） ただいまの反問について、これを許しますので、再度そこら付近の回答を、味岡議員はよろしく申し上げます。

○5番（味岡 恭君） 当初ですね、計画された計画、まあ予算が別項目から持ってきたということもあるでしょうが、当初はその研修とかいろいろあったかと思えます。それらは全部目的が達成されたのでしょうかという質問です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 年度当初のほうに計画したものにつきましては、先ほど申しましたように、必要な分だけということで、年度当初の目的については、達成したものというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 78ページですけど、企画調整費の中で、報償費で移住定住促進事業に伴う講師謝金ですけど、これについての効果についてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） この事業につきましては、一応、移住定住の促進という目的を達成するために行っているものですが、具体的な利用につきましては、うちが漫画を活用したまちづくりをやっていることから、まんが教室であったり、また、子育て世帯の方々の育児の支援という観点から、移住定住を促進するというような目的を持って実施している事業でございます。

漫画教室につきましては、参加者の方々が、町外からの方も含めまして、遠くは東京あたりからもおいでいただける方々もいらっしゃいました。その効果はと言われたときに、これですというような、移住者が何人増えましたというのは、まだまだ成果としてあがっておりませんが、この湯前町を知っていただく、そのことは確かに町外の方々に向けての発信はできたかと考えております。

○1番（遠坂道太君） 今、課長のほうからご報告いただきましたけれども、やはりこう遠くは東京からと、やはりこう位置付けが一つはできたかなというのが、私も確信いたしました。その中で、やはり湯前町に定住していただく人が増えるようなかたちでPRと、やはりこう自分の足で行ってPRするというふうなかたちの取組も今後必要ではないかというふうに思っているところでございますので、そのへん町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、ここの備考に書いてございますけれども、私としては、移住定住促進事業ではなく、促進推進事業と事業名を変えて、先ほど課長が言いますように、湯前町を知ってもらう、PRをしながらやはりそこらへんは事業を促進することでない、テレビで、毎週日曜日出ていますね、ああいう簡単に、人がUターンなり、Iターンですか、簡単に出ておりますけれども、なかなかご自分がも

ともとそこで暮らして、育って、都会に出られて、帰って来られるというパターンではなくて、違ったかたちでの移住定住でございますので、大変こう、本町においていただく場合についても勇気のいる行動ではないかと思っておりますので、その分については、今、行っております分に加えまして、いろんなかたちでPR施策あたりも加えながら、新しい財源等も見つけながら、さらに今まで以上に努力をしていかなければならないというふうに私としては、思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 町長の見解をお聞きしまして、今後、町長の推進等の方向で取り組んでいただければと希望します。

○7番（高橋一雄君） 80ページ、私が何年も望んでおった住宅リフォームが、平成30年度あったわけですが、私はリフォーム工事が終わった後、工務店さんが町内の飲食店で打ち上げ等をするのも経済効果だと考えておりますが、そこまでは入れないで、直接的な経済効果はどれだけあったのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） すいません、電卓をはじいて計算してはおりませんが、この補助金が一応、内訳としまして、2分の1補助が原則でございまして、執行額が、今ご説明しましたとおり240万円程度、空き家等住宅と併せましてですね、なのでその倍くらいの直接的な費用ということで捉えますとそれほどの効果はあったかとは考えております。

○3番（森山 宏君） 今の住宅リフォームに関連しておりますけれども、リフォームと、空き家リフォーム、これで予算だてしてありましたですよ、まずこれの実行率といいますか、要望がどしこあって、実質、採択したのがどしこ、前年度と交えてお答えください。

○企画観光課長（本山りか君） それでは住宅リフォーム補助金のほうから、こちらにつきましては、10件の申し込みに対して5件の採択、金額のほうは191万1,000円でございます。空き家リフォーム補助金につきましては、1件の申し込みに対して、1件の採択、50万円の補助ということになります。そして前年度ということですが、平成30年度初めて開始しました事業でございますので、一応、今年度が初めてということで、今年度と申しますか、平成30年度が最初、3年の初めての年になります。

○6番（金子光喜君） 80ページ、その下ですけれども、地方バス運行等特別対策補助金のほうが700万円を超える金額で出始めました、以前よりかなり高額になってきましたけれども、実際、今年になってですかね、産交バスの本数が大幅に減便されております。住民の方も戸惑っておられる方の話も聞きましたけれども、減便されたということで、今後この金額というのは下がっていくと捉えてよろしいでしょうか。お伺いさせていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） はい、これは一概には申し上げられないんですけども、一応、減便しました理由としましては、お客様の利用が少なかったところを中心に減便ですとか、短縮ですとかを行っております。今後その収支につきましては、後は利用実績、かかる経費、かかる経費はそんなに変わらないと思うんですが、ではなくて、減便などしたので下がります。ただし、そのお客様の利用によっては、まだ一概に言えないところもございます。平成30年度の4月から、減便、短縮が開始されましたので、また今年度、令和元年度の負担金のところで、その内容が明らかになるのではないかと考えております。

○6番（金子光喜君） 先ほど、くま川鉄道の話も出ましたが、こちらのほうも利用をしていただけるような取組というのにも必要ではないかと思っております。便利に使えることが一番だと思っておりますので、まあいろいろご検討いただいて、住民の方が使いやすいなかたちを追求しながら、どちらも必要なものと思っておりますので、そのへんの対応をしっかりとお願いしたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 空き家リフォームの関連で質問します。空き家リフォームの総括のところに、補助金の新設で移住定住の促進を図ったとありました。このリフォーム補助金で、移住定住の促進というのは実際に図れたのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後 1時57分
再開 午後 2時12分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○企画観光課長（本山りか君） 少なくとも採択をさせていただきました6世帯の方々にしましては、定住の効果が出ているものと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 209ページの総括のところに、真ん中ほどに住宅・空き家リフォーム等補助事業実績というのがあります。先ほど本山課長からご答弁をいただいた件数が示されています。そのちょっと上に、例えば、空き家リフォーム等補助事業の新設を行って移住定住促進を図りましたという一文をあるところですよ。今回、空き家リフォーム1件というの、移住定住に関わった件数なんですか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、移住定住に資する取組だったと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この空き家リフォームにしましても、移住定住の施策となっております。ということは、補助金を出して終わりではなく、その後どういうふうに活用していくのか、移住定住にどう活用していくのかというところが、一番重

要な点だと思っております。例えば、せつかくこういうリフォーム補助金を出すのであれば、最後の空き家バンクの登録あるいは移住定住者に繋げていくところまで、しっかりとケアしていく必要があると思っております、そういったところもできれば、来年度にしっかりと予算化するなりして、空き家、移住定住との連携を図っていく必要があると思っておりますが、そこについては、町長のほうに、そういう空き家活用の移住定住の促進についての、町長の意気込みと申しますか、気持ちを、お考えをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） あの今回、空き家リフォーム関係、1件でございましたか、若手の方でございまして、農業を目指したということで、自立系を目指すということで、昨年から来ていただいたということで、私としても先ほど課長が答弁しましたように、その部分については、農業面からにつきまして、人口も増えたと、若い世代でございまして、当然、子どもさんでもできるんじゃないかという期待感を持っているところでございます。

加えまして、今おっしゃっている部分につきまして、これまで以上に、先ほどと同じご回答になるかもしれませんが、やはり湯前町の良さをPRしながら、なかなかこのPRといいましても、ネットだけではなくてですね、東京、大阪、大都市圏にまで参りましてPRをするという地道な部分もやっぱりやっばりやっばり行かないと、この件数等も増えないし、加えまして、定住して済んだということではなく、地元の人たちとの地域密着というんですかね、そこらへんの部分も、地元の区長さんとか分館長さんあたりにもお願いしながら、地域連携。地域密着というかたちでも、来られた、移住された方々に対してですね、フォローアップしてあげなければならぬかなと、そういうところも思っているところでございますので、十分その点につきましても、今後、担当課と助言を加えながら充実をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） 一つだけお尋ねいたしたいと思っております。76ページの工事請負費の交通安全施設設置工事、上村の5か所を設置されたと先ほど伺いました。その後、今年度はどういう方向になっているんですか。

○総務課長（高橋 誠君） 令和元年度分につきましては、まだ未執行でございまして、詳細なところの設置箇所については、担当課のほうで、今後3月までに施工させていただきたいと思っております。

○8番（黒木喜巳男君） 昨年から要望しておりまして、確か現地調査もしていただいたと伺っております。その後そのままにしてあるものですから、要するに交通安全の危険箇所、見えないから設置してあるのではありませんから、もしそこで見え

づらいところでもありますので、事故があったなら取り返しがつきませんので、速急に設置をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○総務課長（高橋 誠君） 黒木議員がご指摘されているところ、十分に承知しております。担当課のほうも修繕、設置のほう、考えるところで計画は持っております。その他も含めて、今、設置箇所のほうを確定させて、施工させていただきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 88ページです。その中で負担金補助及び交付金の流れで、一番下の職員研修費ですけれども、先ほど総務課長のほうから説明がありましたが、我々議員も、一人一人研修をめいめい受けてやっております。その中でやはりこう、自分の議員の向上を目指して、みんな取り組んでいるところでございますが、やはり職員さんたちもその胸、その気持ちを持って取り組んでいらっしゃるのか、そのへんお聞きしたいと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 職員各担当者、各課においては専門的な知識を知っておかないと業務がままならないということでございますので、その付近の、個人個人のスキルアップを目指した研修はかなり増えてきております。職員のほうもそれに対応してそういった研修には、個人から、自分から進んで研修に参加しているところでございます。

○1番（遠坂道太君） はい、やはりこう一人一人スキルアップを目指したかたちで取り組んでいただければと思っておりますけれども、やはりそれも自分一人のものではなくて、職員全部を網羅する発表の場も必要ではないかと思っておりますが、そのへんいかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 以前から、そういった研修に行ってきたこと、行って職員全体に示したいことについては、全体朝礼のほうで、発表させたりしているところでございます。

○1番（遠坂道太君） それで私が言いたいのは、湯前町の職員さんも、スーパー公務員になってほしいというのが、一つの願いでございます。やはりどこの地区にも、役場とかいらっしゃいます。やはりそれが一つ一つ町の発展に繋がっていくということでございますので、それを目指して皆さん研修に臨んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 84ページの、湯前町ICT利活用推進協議会補助金についてお尋ねします。本協議会は平成25年度に設立されて、平成30年度で6年目を終えたところですので。これまでの活動内容というのは、参加された方はご存知なんでしょうが、意外と関心のない方もまだたくさんいらっしゃるなあと感じています。湯

前広報で紹介された記事をちょっと探してみたんですが、平成30年の7月号の総会のちょっとした記事と、あと平成26年度の10月号で、部会の報告がちょっとあったくらいです。まだまだPRが足りないなあという思いがあります。

この本協議会の活動実績というのをやっぱり委員会調査をしないと、出てこないものですから、是非、町のほうから積極的にこういう取組をしているというところを、情報発信していく必要があると思ってるんですが、いかがお考えですか。

○総務課長（高橋 誠君） ご指摘のとおり、ICT利活用推進協議会の事業が住民に行き渡ってないというご指摘なので、私も、そう、この回数から見ると、そうかなあとと思います。広報等でお知らせする実績、応募ですかね、参加者を募るということも、広報のみならず、ホームページ等でも広くPRして、町民の方に知っていただく、こういった事業をやってるんだよということを、知らせたいというところで、工夫したいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 平成30年度の検証結果については、町の広報を見ても分かりませんでした。恐らくここにいらっしゃる方も、どういう成果が出ているかというところは、はっきり分かっておられないんじゃないかと思います。

総務課長、もし分かりましたら、平成30年度の取組で得られた成果というものを、ご紹介いただけないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 平成30年度においては、平成29年度の継承事業がほとんどでございます。継続事業というのがほとんどでございます。もう一つが、ホームページのリニューアルに伴う勉強会、職員関係も含めて、どういったホームページのリニューアルが、令和元年度に行うには、最適かというのを、職員みんなで勉強したというのが、ICT利活用推進協議会の平成30年度の成果だったかなあと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） それを踏まえて、長谷町長のほうに、6月の一般質問だったでしょうか、ICTの目指すところというところを問いまして、町長も所信表明のほうで、AIだったり、IOTを使った産業、政策、施策について結びつけていきたいという話でした。そういったところの戦略を平成30年9月の一般質問で、鶴田町長のほうに、前町長のほうに確認したところ、そういう戦略は必要だという答弁はいただいておりますが、その後、その策定状況、若しくは計画というのはいかなるようになっていますでしょうか。

○町長（長谷和人君） このICT推進協議会の中での、平成30年度の実績はそうございましたんですが、私が変わりましてから、今、椎葉議員がご質問いただいているように、AI、それから、次世代に繋ぐ営農体制の充実ということで、スマート農業ということでお話をさせていただきまして、実は担当課のほうに、この

関係につきましての勉強会、研修会、それから、機械展示関係が、実は熊本市内でも行われておりますので、これについて調査をさせておるところでございます、まあ始まったばかりでございますので、それから、先般、先月でございましたか、球磨営農センター等でもA Iの技術を使った農業機械等もあっておりますので、今取り掛かって、どういう状況で現状、今、動いているかどうかというふうなところを、調査、研究を、今、始まったというところで答弁のほうは、させていただければというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 後期の総合計画の中に、実は一つ実現できていないものがあります、このICT関係で、SNSを活用した施策です。議会のほうでもこれからラインを使った検討を始めようかなという段階なんですけど、町としてその残された一つの施策、これは、どのように取り組んでいく考えですか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申しましたホームページリニューアルは、令和元年度に行うところで、先日プロポーザルによる各業者の聞き取りをしております、その中でSNS機能につながる提案も、ご提案いただいておりますので、その中で実現をできればなと思っております。

そのほか防災関係、それについても、県が推奨するものもございますので、ラインだったりツイッターだったり、そういったものも今後調査をして、導入できるものがあれば、積極的に導入したいなという気持ちはもっております。

○2番（椎葉弘樹君） 議会のほうでもラインの検討は始めていきますので、是非、執行部のほうと協力して実現に向けて取り組ませていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○3番（森山 宏君） 76ページの自主防災組織用照明機器等購入費、これ自主防災組織を設置されているところは、これ全部防災減災だったかと思うんですけども、全部いつているんだろうと思いますけれども、全分館この自主防災組織というのは組織されているんですか。

○総務課長（高橋 誠君） 全地区、自主防災組織という位置付けでありまして、今回の照明機、発電機、全て全地区配付を終わらせたところでございます。

○3番（森山 宏君） この発電機、確か特殊な、私が通常使っている発電機じゃなくて、オイルと無鉛ガソリン、これが別々に投入する発電機だったと思います。確か手引きの、アンペア数とかあって、照明器はLEDの投光器とかありました。確か、もしも分館で避難したときに充当してくださいという機器であったとしたならば、アンペア数で投光器だったら炊飯器も使われるとばいとか、外部電源という感じでどれだけ使えますよとかいう指示、それと維持の仕方というのは、どういうふうに捉えられていますか。

○消防主任（荒木龍二君） 今の森山議員の質問に対してお答えします。

今回、自主防災組織にお配りした発電機ですけれども、あくまで災害時の光を確保するための発電機ということでお配りさせていただいたところで、電源がないときのための発電機ということでお配りさせていただいたので、まずは発電機の発動の仕方、そしてそれにLEDを接続する仕方、そして管理の仕方までを防災訓練のときに自主防災組織のほうに説明させていただいております。

○3番（森山 宏君） これ尋ねたのは、先月、南部地区6分館ですかね、これを防災士の方を呼んで自主的に研修を受けました。こういう機会が初めてだったので、もしも、ほかの地区でもあったら、防災士さんの資格を持っている方が、他所へ行って講話なさってもいいので、そういう機会が全地区に広まればいいなと思ったわけです。

関連して、消防費のほうになってきますけれども、ここで出てくるのがAEDの問題ですね、機器の問題、これ消防のほうでいくと、そっちのほう補助率が高いので詰所に置いてあります。分館にはありません。そうすると分館のほうでいくと総務費になります。今、来てない地区、例えば消防詰所でいったら、野中田は1個です。人口の多い上里も1個ですよ、南部のほうだったら、一つずつあるわけです。ものすごく人口も多く戸数も多いところはないという、これは消防費ではないので、総務課のほうで、不足している分は対応しようかなという考えはないんでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 森山議員ちょっと待ってください。

○消防主任（荒木龍二君） 今のご質問にお答えいたします。森山議員ご指摘のとおり、本町にAED、公共的なAEDを設置しているのが各詰所にあります。各地区の総会のときによく私たちのほうに防災のことについて喋ってくれないかという、講師としてきていただけないだろうかということで、毎年、3地区か4地区くらい私たち行っております。そのときにも喋っているんですけど、今回、AEDを各詰所に設置させていただきます。これはあくまで、各地区、野中田なら野中田地区の詰所のものを使ってくれではないですよ、その説明をしております。一番近くのを、使って下さいと、そして24時間使えますのでご活用くださいということで、これは区長さんにも、区長会でも説明させていただいております。

○3番（森山 宏君） はい、その返答は前のときにも聞いておりますけれども、結局予算立てするときの費用の問題、補助の問題で消防のほうからいったから、詰所になったというのは聞いております。ただその残りの部分に関しては、できたら近くにあったほうがいいんですよ、ですから不足している分を総務のほうで、対応する考えはないかということ再度お尋ねします。

○**総務課長（高橋 誠君）** 各地区にA E Dが不足するような個数が確認を、区長さんとまた、確認をしたいと思っておりますけれども、その中で不足する数が分かれば予算だけでも必要かと思っておりますし、ここは既存の設置場所も含めて、そのエリアも考えて、考えたところで設置を検討しますという言い方でよろしいでしょうか、あのう、考えたいと思っております。

○**議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

○**1番（遠坂道太君）** 先ほど、金子議員からもお話がありましたL E Dの防犯灯の設置ですが、付けてからの電気料金の推移、どの位削減をされたのか、そのへん分かれば、報告いただきたいと思っております。

○**総務課長（高橋 誠君）** 平成30年度に設置が終わったのが、年度末でございましたので、その結果については、令和元年度の推移をみたいと思っております。

○**1番（遠坂道太君）** 一応、年度末で終了したということで、今後、また設置して、道路だけではなく、やはり公共施設等のほうも、L E D化しながら、削減できるものは、コストを下げていくということを希望いたします。

○**議長（倉本 豊君）** まだ、総括もありますので、次に参りたいと思っております。

款2総務費の質疑を終わります。次に、款3民生費の説明を求めます。

○**保健福祉課長（白川一雄君）** 款3民生費をご説明申し上げます。97ページからとなります。民生費は、9億751万2,814円を支出しております。歳出全体に占める構成比は、30.3パーセントとなります。前年度と比較して、2,834万8,166円の増となっております。増の主な要因は、介護予防拠点施設整備補助金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者療養給付費負担金の増などです。以下、目ごとに説明を申し上げます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、3億2,121万5,960円を支出しました。支出の主な内容は、保健福祉係担当職員の人件費、福祉関係団体などへの補助金及び負担金、障害者総合支援法などに基づく各種扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金など、経常的かつ義務的経費が主なものです。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、保健福祉係8名の人件費を支出しました。

100ページの節13委託料の、上中球磨巡回支援専門員整備事業委託料は、上中球磨4か町村で共同実施している事業であります。発達障害児の早期支援のため、保育所や学校などに専門知識を持つものを派遣して、職員や障害児の保護者に対し、助言などの支援を行う事業であります。本町が事務局となっており、あさぎり町、多良木町、水上村からの負担金を歳入に計上し、歳出の委託料で4ヶ町村の合計分を支出しているものです。

節19負担金補助及び交付金は、民生委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど、社会福祉地域活動などを行う法人及び団体などにそれぞれ補助金及び負担金3,084万1,495円を支出しました。

102ページをご覧ください。節20扶助費は、更生医療給付事業扶助費662万5,611円、重度心身障害者医療費助成金812万8,180円、国の障害者総合支援法に基づく障害者介護給付・訓練等給付費扶助費1億2,603万4,330円、障害者地域生活支援事業等扶助費678万6,308円、障害児通所事業扶助費2,705万9,208円など、各種の障害者支援に係る扶助費1億8,006万9,148円を支出しました。交通弱者対策、生活のための移動手段確保のための福祉タクシー事業助成金は、平成29年度から対象者及び助成金額を拡充して実施しており、354人に対し327万2,500円を支出しました。利用者の皆様のご意見を伺いながら、生活者である町民の視点に立って、令和元年度からはタクシー利用を倍額まで増額し、路線バスの料金補助まで拡充した制度としております。今後も利用状況を把握しながら、さらなる暮らしやすさの向上のため、議会の皆様に相談をしながら支援を行ってまいりたいと考えております。節の不用額が770万3,000円発生しておりますが、年度末の医療費扶助や障害者の給付扶助費などの増額支払いに備えるためのものであります。町民生活に支障がないよう予算を確保しながら運用をしているところであります。

節23償還金利子及び割引料は、障害者自立支援の各事業の国県負担金の平成29年度分精算に伴う返還金381万5,194円を支出しました。

節28繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を支出しました。

次に、104ページをご覧ください。目2老人福祉費は2億400万9,483円を支出しました。高齢者への福祉サービスの推進及び生きがい活動などに関する経費で、高齢者への適切なサービスの調整、高齢者生活福祉センター指定管理料、老人クラブ活動などへの各種補助金、老人ホーム入所措置費、敬老祝金及び介護保険特別会計繰出金などが主なものです。

節8報償費の敬老祝金は、湯前町商工会発行の商品券1万円分を支給要件に該当する80歳以上の高齢者の方659人に支給しました。節13委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料などを支出しました。

106ページの節19負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金118万1,000円、敬老会開催補助金123万3,248円などを支出しました。今年度新たな事業といたしまして、介護予防拠点施設整備のため通いの場として百歳体操などを実施していただいている公民分館に対して、空調やスロープ、手すりなどを整備する整備補助金を18分館分として1,814万5,022円、また、健康管理血圧計購入補助金を17分館分230万400円支出しました。これにより、各地区公民分館を中心とし

て外出の機会の創出、語り合いの場、コミュニティの構築、筋力低下の防止などの相乗効果で要介護状態になることの予防や健康寿命の延伸につながることを期待しております。

節 20 扶助費の老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム入所者 3 施設 9 名分の入所措置費で 1, 813 万 9, 489 円を支出しました。

節 28 繰出金は、介護保険特別会計繰出金を支出しました。

目 3 社会福祉施設費は、年輪館の落雷に伴う漏電遮断器取り換え修繕費を支出しました。以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 目 4 国民年金費については、144 万 5, 335 円を支出しました。国民年金への加入、免除、各種申請等の窓口業務及び国民年金制度の広報・啓発等にかかる経費です。108 ページをお願いします。13 の委託料に、免除様式等の見直し・送付書の電子媒体化・所得情報提供仕様書の見直しに対応するためのシステム改修委託料として、132 万 1, 920 円を支出しました。本町の、平成 30 年度末の国民年金加入者は、469 人となっており、加入率は 12.16 パーセントになっています。

次に、目 5 後期高齢者医療費については、1 億 932 万 1, 065 円を支出しました。

節 13 委託料に、熊本県後期高齢者医療広域連合の受託事業として、後期高齢者医療対象者に対する、特定健康診査委託料を 319 名分、293 万 8, 491 円支出いたしました。後期高齢者の特定健診受診率は、31.7 パーセントになりました。なお、入院者等を除きますと、受診率は 35.9 パーセントになります。

節 19 負担金補助及び交付金は、広域連合一般会計事務費負担金として 133 万 3, 000 円、広域連合特別会計事務費負担金として 459 万 5, 000 円、療養給付費額相当分として、町の負担割合 12 分の 1 の 7, 497 万 7, 632 円を支出しました。この中には、29 年度の精算額 838 万 4, 192 円を含んでいますので、30 年度の療養給付費額は、6, 659 万 3, 440 円になりますが、翌年度に確定となります。

節 28 繰出金については、後期高齢者医療保険会計事務費分として 43 万 2, 000 円、基盤安定繰出金として 2, 473 万 3, 942 円を支出しました。また、システム改修費用については、国庫補助 31 万 1, 000 円がありましたので、一般会計で受け入れ、後期高齢者医療保険特別会計へ繰り出しました。以上です。

○保健福祉課長（白川一雄君） 目 6 臨時福祉給付金事業費は、支出がありませんでした。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、2, 350 万 5, 325 円を支出しました。児童の保護・育成に係る会議開催経費、放課後児童健全育成事業補助金や延長保育促進

事業補助金などの児童の健全育成、子育て支援を図るための環境づくりに要する経費を支出しました。

110ページをご覧ください。節13委託料の子ども子育て支援事業計画に係る調査業務委託料は、令和元年度に子ども子育て支援計画を策定する必要があり、その計画の基礎となる子育てニーズ調査を平成30年度に実施する必要がありましたので委託費を支出いたしました。

節19負担金補助及び交付金で、放課後児童健全育成事業費補助金、各種保育所などへの支援補助金を支出しました。

次に、目2児童措置費は、2億4,754万8,380円を支出しました。慈光こども園と湯前町保育園の運営補助金及び児童手当などが主なものであります。

平成30年度末の保育所入所児童数は、慈光こども園83人、湯前保育園89人でした。本町の乳幼児が町外保育所へ入所している広域入所は17人でした。

節20扶助費は、子育て支援のための児童手当を4,924万5,000円支出しました。

目3母子福祉費は、43万3,542円を支出しました。母子会補助金やひとり親家庭等医療費助成金が主なものであります。112ページの節20扶助費ひとり親家庭などの医療助成支給対象者は、母子家庭27世帯子ども45名、父子家庭6世帯子ども7名でした。

項3災害救助費、目1災害救助費は事務説明会旅費を支出しました。

以上で、款3民生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款3民生費の質疑を行います。ページは97ページから112ページです。

○1番（遠坂道太君） 104ページです。老人福祉費の中で、報償費ですね、在宅ねたきり高齢者等介護者手当でございしますが、月5,000円ということで、昨年度もお聞きしております。今年は何名の方が対象になられているのか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 介護されている方が、在宅でということになりました。これが年度途中で、施設に入られたりとか、また年度途中からそういう状態になられる方もいらっしゃいますので、単純には言えないですが、月額5,000円としているところですが、要介護者が18名のところで、介護されている方が17名に対して支出しております。全部で181月分ということで把握をしておるところでございます。

○1番（遠坂道太君） 介護する人が、現状ですね、年寄りが年寄りを介護しているというのが、現状のスタイルが多くなってきているのではなかろうかと、私は思

うわけでございます。その中で、やはりこう介護する人たちを、どのように今度は、フォローしてあげるかというのも、行政の一つの考え、一つのやり方ではなかろうかと思っているところでございます。

それで月1回でもいいので、短期に入所できるようなシステム等は考えておられるのか、そのへんをお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 在宅での介護ということで、大変なご苦勞をされていることというふうに思っております。金額についても十分なことではございませんが、こういうふうなことで支援をしながら、また、在宅での介護者につきましては、お互いでの気持ちを、お互いで情報を共有するような、ほんわり会ということで、研修会とか意見交換会をやりながら情報交換会をやっているところでございます。

また、ご指摘のように、短期間、施設にお世話になるという必要な場合につきましては、ショートステイ等の施設を利用していただくということですので対応しているところでございます。

○1番（遠坂道太君） はい、今、課長のほうからご報告がありましたように、やはり今後、要介護をされるところに対して、やはりそういうシステム、支援策があるということは、重々に通知させていただきたいと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 100ページの災害時要援護者支援システム関連について伺います。これは平成30年度で新しく導入されたシステムだと認識しております。これを入れての活用されたケースというのは、あるのかについてお伺いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 近年、自然災害が多く発生しているところであり、台風とか大雨等で、避難指示あるいは避難準備情報ということで、高齢者等の事前の避難につきましては、このシステムを活用しまして、保健福祉課等で手当てをしながら、避難の確認と、安否確認をやっているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 当初この予算を組むときに、小さな自治体でも、こういう高価なシステムが、合計で110万円相当ですが、これが要るのかなあという、ちょっと疑問を持ちながら、当初予算には賛成させていただきました。

実際にそれを、小さな災害等で実際活用されて、それは例えば、紙ベース、エクセルベースと申しますか、そういう管理では対応できないものなのか、それともこういうシステムはやっぱり必要なのか、その必要性についてお尋ねしたいと思えます。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず、要援護者名簿というのは、必ず備えなければならないと、法律でなっているところでございます。以前うちで使っていたシステムは、単体のシステムでございまして、例えば、その方が要援護状態になったり

とか、死亡したりとか、町外への転出があった場合、手作業での修正を加えていたところでございまして、それがなかなか、現状に追いつかない部分がありました。

今回、平成30年度の中で、うちの総合行政システムと連動した中で、住基システムの中の一つのメニューとして、要援護者名簿を入れていただきましたので、そういった死亡でありますとか転出とか、町内での転居については、自動でシステムで把握できますので、そういった面での現状把握が容易になったと、今年度の金額につきましては、その移行費も含んでおりますので、高くなってはおりますが、令和元年度からは、通常のシステムリース料等の支払いということになります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 106ページにございます介護予防拠点施設整備補助金ですけれども、昨年度18分館達成いただいたということで、かなり網羅できているのかなあと思いますけれども、残りの分館については、どうかたちで対応されているのか、お尋ねさせていただきます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今、ありましたとおり、18分館の整備が平成30年度にできたところでございまして、平成30年度の後半に、1分館、始められて、その分につきましては令和元年度ですということ、あと、令和元年度の中で、既に2分館始められたということで、今議会の最終日に、その3分館分の整備補助金を追加補正ということで、お願いするところでございます。これも全額、県からの補助というところでございます。

というところで21分館ということになりまして、分館施設を持っている中で、まだ介護予防拠点としてされてないところが、あと2分館ございます。これにつきましては、いろんな相談をしながら、自主的なそういった取組をまた、促していきたいと思っているところです。

現状65歳以上が、約1,650人おられます、その分館を活用した介護予防に取り組んでおられる方が、437名おられます。ということで26パーセントの方が、そういうふうに取り組んでいるということで、4分の1強が、高齢者の中で、取り組んでいただけているということで、それは県内でも非常に高い率でございますので、その効果が今後、数年後に現れてきてくれればなあと、期待をしているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午後 3時00分
再開 午後 3時14分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○6番（金子光喜君） 残りが2つの分館程度まで絞られてきたというところで、かなり町内、網羅できているのかなと思いますし、今後、この活動がしっかり成果を残して、町民に喜ばれる取組になってくれることを望むところです。残りのところに関しては、それなりの検証結果が出てですね、取り組むことに大きな意味を感じられたら、また考え方も変わってくる可能性もありますので、今後の取組というのをしっかりと、その成果が出てくることを願うところです。受け皿としての対応は、しっかり持っていますということを、常に伝えていただくことも大事なかなと思いますので、漏れのない取組というのをお願いしたいところです。

○1番（遠坂道太君） 108ページです。後期高齢者医療費ですけれども、その中で、交付金の中で、治療費の負担率が、平成29年度が6,700万円程度だったというように私は記憶をしているところでございますけれども、年々増加をしているというふうに懸念するところでございますが、それと、高齢者の方の比率というのは、今どれくらい、何パーセントくらいいらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、後期高齢者医療は、65歳以上の方も、一部入ってらっしゃいますので、その人口も入れたところで、26.12パーセントとなっております

○1番（遠坂道太君） 医療費も年々増えていくというふうに懸念するんですが、どの位まで、何年位まで続くと執行部としてお考えですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） ピークはですね、高齢者率のほうのピークも来ておりますけれども、医療費のほうは、なかなか減らない方向だと思いますので、しばらくは少しずつでも上がっていく方向だと思います。ここ数年もずっと上がっている状況なので、これは、人口の増減等もあるかと思いますが、医療費的には徐々に上がっていく方向にあると考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款3民生費の質疑を終わります。

次に、款4衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 款4衛生費をご説明申し上げます。111ページからとなります。衛生費は、1億4,000万8,724円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、4.7パーセントになります。前年度と比較して、809万5,000円の増となっております。増の主な要因は、人件費の増であります。以下、目ごとに説明を申し上げます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は4,683万6,253円を支出しました。主なものは、保険環境衛生係担当職員2名分の人件費、各種健康診査及び歯科検診の医師報酬、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金及び乳幼児等医療費助成金等であります。

116ページをご覧ください。節19負担金補助及び交付金の公立多良木病院企業団負担金はシルバーエイトの建設時の起債償還分及び病院職員分の児童手当分、病院職員の共済費の追加費用と基礎年金拠出金分の負担金を支出しました。

118ページの節20扶助費は、中学3年生までの子ども医療費助成金1,483万2,275円を支出しました。

次に、目2予防費は、疾病などの予防対策に係る経費が主なもので、2,652万9,713円を支出しました。

節11需用費は、予防接種法に基づく麻疹・風疹やインフルエンザなど疾病に対する予防ワクチンの購入費264万9,304円を支出しました。

節13委託料は、基本健診及び各種がん検診につきまして、保健センターでの集団検診分と各医療機関による総合健診分の委託料であります。各健診項目ごとの受診結果につきましては、決算補足書類の主要な施策の成果217ページ以降に記載しております。

120ページをご覧ください。目3環境衛生費については、960万3,628円を支出しました。本町の環境の保全及び衛生管理などに要する経費です。

節11需用費の薬剤代は、各地区での家屋消毒に使用する薬剤購入費です。平成30年度の家屋消毒作業は12地区での取組でした。

節19負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合水上斎場分の運営負担金は、維持管理費と共に火葬炉1基改修を実施しました。

122ページをご覧ください。項2清掃費、目1塵芥処理費は、4,272万5,130円を支出しました。

節13委託料は、町内90か所のごみ収集所の収集運搬、町リサイクルステーションの清掃管理及びリサイクルステーションの資源ごみの運搬等の業務委託料として、670万円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金は、人吉球磨クリーンプラザの管理運営に係る負担金3,580万2,000円を支出しました。前年度と比較しまして、ごみの総量は前年度と同程度でありましたが、起債償還の減額により負担金が減少しております。また、家庭ごみの減量推進のため、生ごみ処理容器2基分と分解処理器1台分の補助金として1万6,400円を支出しました。

目2し尿処理費は、家庭から収集されるし尿の最終処理施設である汚泥処理再処理センターへの維持管理などに係る負担金を人吉球磨広域行政組合へ1,431万4,000円支出しました。

以上で、款4衛生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款4、衛生費の質疑を行います。ページは111ページから、122ページまでです。

質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） 122ページですね、ごみ処理に関わった費用の3,580万円ですかね、それについてちょっとお伺いさせていただきます。210ページのほうにですね、ごみの処理の実績が書いてありますけれども、本年特にですけれども、粗大ごみが増えている状況でして、人吉球磨全体で、どういう分析をされているかということをお尋ねさせていただきます。

そして併せて、本町分のごみについては、減というかたちになっているんですか、人口減少とか、いろいろ分析されていると思いますんで、お聞かせいただければと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず、ごみのクリーンプラザ等への搬入状況の量につきましても、おっしゃるとおり210ページに記載しているところでございます。各年でそれぞれありますが、人口が減っているところにしては、ごみの量は減らないというところで、更には、リサイクルごみも、なかなかリサイクル量も増えないところがございますので、そこらへんにつきましては、各旬報等とかに強力に載せて、住民の皆さんに周知をしているところでございます。先ほど申しました、粗大ごみ等につきましても、はっきりとした理由は分かりませんが、やはり空き家等も出ておりますので、そういった片付けに伴うごみとか、いろんなものが発生しているのではないかなというふうに思っているところでございます。

これにつきましても、今後新たな課題としてプラスチックごみの取組が、人吉球磨の課題としてございます。これについては日本全体の問題ではございますが、プラスチックごみを燃やすのか、リサイクルして資源化していくのかが、まだまだ見えないところでございますので、担当職員等で、いろんな先進地等を見に行ったりして、研修をしていこうということになっているところでございます。

○6番（金子光喜君） プラスチックごみについての、お尋ねしようと思っていたところでございましたけれども、実際、自治体によっては、プラスチックごみを分別して、出しておられる経緯もございますし、今、燃えるごみのかなりの量を、プラスチックごみが占めるのかなと思っておりますので、まああの、そのへんの対応をしっかりとすることで、かなりこのへんの総量も変わってくるのかなと思うところ

です。資源ごみが減っているということでお答えもありましたけれども、資源ごみは、全然、増えていいんですよ、じゃんじゃん増えていいと思っているんですけども、なかなか、そこは伸びがなくて、逆に減ってきている状況でありまして、様々に考えられることもあるかと思えますけれども、資源ごみに関しては取組を強力に進めていただいて、ごみの減量につなげていく流れができればなと思っているところです。

○9番（山下 力君） ちょっと町長にお尋ねいたしますけれども、今、町長就任4か月目で、公立多良木病院の件についてお尋ねします。今の現状をですね、運営面、経営面から見て、どのように受け止めておられますか、お聞かせください。

○町長（長谷和人君） 公立多良木病院の件でございますが、平成30年度の決算関係でございますけれども、2億円を超えるような、赤字決算になるようでございます。

現状、この赤字の理由というのが、大きく3つほど挙げていいかと思えますけれども、一つには、医師招聘、ドクターが不足しているということで、これまで熊大等の医局等に医師の招聘についても相当努力されたところがあるのではなかろうかと思うところですが、なかなか多良木公立病院だけの問題じゃございませんで、全国的にやはり医師不足という部分があるようでございます。今後ともやはりそこらへんにつきましては、関連市町村と一緒になりまして、一生懸命私としても頑張っていかなければならないというふうにも思っているところでございます。

そして2つ目でございますが、ベッド数が実は、元々199床でございましたが、今、150床まで減っていたと思います。申し訳ございません、正確な数字ではないんですけども減っております。その割には、職員数が増えてきております。職員数が増えているということは、人件費が高止まりになってしまっている現状でございます。一旦、職員を採用いたしますと、公務員でございますので、まあ、全適の組合員でございますけれども、患者数が減ったから、あなたはクビですよと、そういうふうなことはいえないところにもなってしまうところでございますので、今後ともこの人件費が増えた以上は、それ以上の医療収益がないと、採算が合わないし、先ほどの件と一緒にかもしれませんが、お医者さん1人あたり、1億5,000万円から2億円ほど稼がないと経営はできないというお話もお聞きしたんで、大変、大きな2点については、今後ともやはり、危惧される部分ではないかなというふうに思っております。

3点目でございますけれども、薬事関係でございますけれども、ここらへんももう少し、当然、事務局におられる方が、勉強されましてですね、安価でできるお薬なり、そういうふうなこともしながら、徹底的な合理化策を講じていかないと大

変なことになってしまうのかなど、そんなことも、実は私、4か月ほど経っているところでございますけれども、現状として考えているところでございますので、関係4町村の、首長さんと一緒になりまして、連動をかけながら、この中につきましては、踏み込んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 病院の課題は十分分かっておられます。私が心配するのは、設置町村、4ヶ町村の財政に、今後、影響してくるのではないかというふうに思っております。

まあそこで、ここ数年、公立多良木病院の予算編成が、当初から赤字の予算編成であります。いわゆる医療収益よりも経費のほうが高いという予算編成。これはもう企業法、企業法というか、企業会計法でこの予算編成はクリアすると思っておりますけれども、要は、赤字予算編成の場合は経営改善計画書、赤字解消計画書を同時に提出するというふうになっていると思うんですよ、それがここ数年、町村長からも病院議会でも、そういった発言がされてないという現状でもあります。

ですから今、町長が言われましたとおり、病院のことについては、4ヶ町村長で、いろいろ協議していきたいという話をされたんで、是非その改善計画書、赤字の場合は、経営計画書、経営改善計画書を提出させるように、協議をしていただきたい、そういったことが出ていないもので、こちらから病院のほうに尋ねますと、病院の事務局は、平成28年に、病院の新改革プランを5か年分、平成28年から平成32年まで作っていると、それが改善計画であるという言い訳をします。

しかし、その改善計画プランを見てみますと、赤字になった場合は、4ヶ町村に負担していただきますと、一言で言えばですね、ということは、経費削減の努力はせずに、赤字になったら、4ヶ町村からもらいますよというような、プランでありますので、これは全く、赤字解消の計画案でもないし、経営改善計画案でもありませんので、そこのところを指摘して、是非4ヶ町村長で協議をしていただきたいと、それが1点。

もう1点は、平成21年までは一部適用、公益業法一部適用でした。しかし平成22年から全部適用になりまして、管理者に権限が移ったのではなかろうかと思えます。設置町村長、いわゆる首長と管理者の関係ですね、力関係はどのようになっているのか、これも明確に協議していただいて、こうなっているという説明をいただきたいと思っております。

何故かと言いますと、管理者に権限が移りますと、予算の編成権から、人事権から、決算書類まで、全て管理者に権限が移るように、まあ公営企業法の全部適用の場合はあるんですよね。しかし、公営企業法の16条で、医療福祉に影響がでる場

合は、町村長は意見を述べることができるというふうになっているんですよ。ですから、そここのところの、管理者と首長との関係、どちらが強いかということですけども、そういう議論をする中で、そういう権限は公営企業法で与えてあるが、予算の調整権とか、決算に出す書類の等々は、首長側に留保されておることを言う人もいるんですよ、留保ということは、権限はこちらのほうにありますよというふうに理解されるんですよ。

ですからそここのところを、明確になるように、まず4ヶ町村長で話し合いをして、協議事項をしっかりと固めて、管理者と話し合いをしていただきたいというふうに、ここは病院議会ではありませんので、後は質問しませんが、そういった協議をお願いしております。

○町長（長谷和人君） あの1点目、赤字の予算に対しましての部分でございませけれども、当然、改革プラン、経営改善計画、これらのものが、たぶんあると思いますので、私のほうも、そこはちょっとすみません、見たことがなかったものから、申し訳ありません。

そこらへんにつきましては、十分、病院側のほうにあるということでしたので、いただきまして、その内容を精査させていただきたい、かように思っている次第であります。併せましてこれにつきましては、4町村で十分、協議させていただきたい、かように思っているところでございます。

2点目の部分でございませますが、管理者等の権限ですが、山下議員おっしゃるように、第16条について、実は私もちょっと調べたところがございまして、大変大きな管理者の権限が強くなっているということございまして、予算の権限等の部分については、開設者協議会の部分にあるところでございまして、非常に弱い部分のところには権限が及ばないというところが、開設者協議会の力の部分のなさかなという部分に、私としても思ったところでございませるので、できる限り、やはり開設者協議会の4町村が集まりまして、頻繁にそこらへんの中身の部分を十分にどういうふうなことで、今回、病院側のほうが新しく経営改善あたりももっているのかどうか、そこらへんも加えながら議論をさせていただけないかと、そういうふうに思っておりますので、新しく、私と、あさぎり町の町長が来ておりますので、却って、いろいろあさぎりの町長さんにおきまして、民間でおられたということで、活発な議論もいただく、討議もさせていただくというふうなところでございませるので、私も初心に戻りまして、その点につきましても、十分、頑張っ、そこらへんのところも掘り下げて、いろんな議論をさせていただきたいと思っているところでございませ。よろしくお願ひしたいと思ひませ。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 120ページの予防費の13の委託料ですが、がん検診については、223ページに、その前ですかね、数とか書いてあると思いますが、委託料、検診のワクチンとか委託料は、ワクチンを受けたときの数とかで、委託料を払うんですかね、受診者の数で、お尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、各人吉球磨内の医療機関で予防接種をしていただくということで、病院にお支払いしている委託料です。

○5番（味岡 恭君） ですから、注射等を受けた人の数で、委託料を支払いになるのでしょうか、再度お尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） はい、もちろんそのとおりでございまして、医師の人件費と、病院での共営費を含んだ中での委託料を、人吉球磨の医師会も含めた中で決めて、人数に応じて、お支払いしているわけでございます。

○5番（味岡 恭君） 全部で約7項目程度、委託料が挙がっておりますが、その中で、ほとんどが、当初計画よりかなり安い金額で挙がっております。その理由等について、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 当初の予算の中では、ある程度対象者全ての方が病院等でされても予算が不足しないところでのかたちで、計上しているわけございまして、やはり、接種率と言いますか、そういったところが、まだまだ足りない部分がございます。例えば、成人用の肺炎球菌とかいろんな部分で、推奨している部分でまだまだ受けていない部分もございますので、更に周知を図っていきたく思っているところでございます。

○5番（味岡 恭君） そこで、お尋ねをしたかったんですけど、課長のほうから、今、述べられましたので、どのような啓発、啓蒙をされているのか、今後どういうふうにされていかれるつもりかをお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず対象者の方には、通知を差し上げまして、対象になっていきますので、ご自分で病院に行ってお越しくださいということでもして、そして12月くらいになりまして、さらに行っていない方については、再度通知を差し上げまして、受けられるようなところでおすすめをしているところでございます。

○5番（味岡 恭君） やはり1回だけではなくて、今、言われたように、2、3回程度、再々お願いをして、受けていただくようお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 命にまで関わることでございますので、是非そういったところの周知は、徹底してやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 同じ120ページの委託料ですけれども、一つお伺いさせていただきます。総合健診の委託料が挙がっておりまして、毎回このへんの受診率のほうが話題になるわけですけれども、昨年度の場合、どの程度の受診率になったのかということと、ほかの町村と比べても、本町の受診率はどういう具合なのかということをお示しいただければと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 総合健診等につきましては、今、3つの医療機関をお願いしているところございまして、熊本市内の医療機関が2つと、公立多良木病院のコスモというところございますが、そういった中で、まず3月くらいに町民のほうに配りまして、希望を取りながらやっているところございまして、ちょっと率等につきましては、どういうふうに説明すればいいのか、また調べますけれども、これにつきましては、町民の皆様希望を取りながら、ある医療機関に、枠もあるものですから、全てが希望どおりというわけにはいきませんが、本人の希望を取って、それぞれ配分しながらやっているところございまして。

主な施策の成果の217ページにですね、各がんの部位ごとの検診の表がありますが、総合健診の申し込みの中では、一般の全体的な部分と、各がん検診の希望をそれぞれ取っているところございまして、そういった希望に基づいて受けていただいているというところで、なんと申しますか、全体をお断りしているのではなくて、その希望に基づいた検診内容で受けていただくようなところで、運営をしているところございまして。

○6番（金子光喜君） すぐ、お答えができないのかもしれないですけれども、本町の受診率が、ほかの町村と比べてどの程度なのかということですね、足りないのであれば、しっかり力を入れていかなければいけませんし、他所より勝っているのであれば、全体的に受診率が低いのかなと思いますけど、そのへん分かりましたら、ご提示いただきたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 例えば、国保の方の特定健診の受診率の数字というのは、県平均とか、町村の率というのはありますので、そういったものでよかったら、また補足の中で説明をしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにないようですので、衛生費の質疑を終わります。

ここで、お諮りします。ただいま、認定第1号、「平成30年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9月13日午前10時に開きます。議事は一般会計決算認定等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

閉会 午後 3時47分

第 4 号

9 月 1 3 日 (金)

令和元年第9回湯前町議会定例会

[第4号]

令和元年9月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 認定第1号 平成30年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課長		高	橋		誠	会計管理		者	愛	甲	正	之
税務町民課長		堤	田	真由美		教育課長		長	北	崎	真	介
保健福祉課長		白	川	一雄		建設水道課長		長	皆	越	克	己
企画観光課長		本	山	りか		農林振興課長		長	稻	森	一	彦
農業委員会事務局長		吉	田	精二		農林整備係長		長	椎	葉	泰	裕

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第9回湯前町議会定例会、第5日目、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 認定第1号 平成30年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、認定第1号、「平成30年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月12日の議事を続けます。

ただいま、歳出、款4衛生費の質疑が終了したところであります。

では、平成30年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、款5農林水産業費の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） おはようございます。

それでは、款5農林水産業費について、ご説明いたします。ページは121ページからになります。

農林水産業費は、予算現額2億7,138万8,000円に対しまして、2億3,866万4,354円を支出しました。執行率は87.9パーセントで、歳出全体に占める割合は7.96パーセントです。

農業委員会費について説明いたします。122ページになります。項1農業費、目1農業委員会費につきましては、2,570万8,563円を支出しました。前年度と比較しまして343万5,373円の増となっております。増の主なものは、報酬の増であります。執行率は99.7パーセントとなっております。支出の主なものにつきましては、農業委員8名及び農地利用最適化推進委員7名の報酬、費用弁償、並びに職員2名分の給与等の経費を支出しております。

節1報酬の中で最適化推進活動に応じた報酬については、推進活動実績に応じて交付される国からの最適化交付金を財源として、委員ごとの活動実績に応じ交付しました。

節9旅費につきましては、委員費用弁償、委員出張に伴う費用弁償として、県農業会議主催の研修会、それから、独自研修としまして上天草市への先進地研修を実施しました。普通旅費は、職員の出張旅費であります。

節13委託料は、農地地図システム保守点検委託料としまして、51万8,400円を支出しております。

節14使用料及び賃借料で、農政業務支援システムリース料として18万8,568円支出しております。

以上で、目1農業委員会費の説明を終わります。

○農林振興課長（稲森一彦君） ページは123になります。目2農業総務費につきましては、4,826万1,794円を支出しました。農業振興係、農林整備係、地域再生戦略推進係の7名分の人件費が主なものです。

125ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金につきましては、139万6,630円を支出しました。県野菜振興協会、くま農業活性化協議会、熊本県花き協会に負担金を支出しました。また、河川環境保全のため、球磨川漁協がヤマメ稚魚7,500尾が放流され、10万円を補助しました。経営所得安定対策推進事務を行う、湯前町農業再生協議会へ、115万4,000円補助しました。

目3農業振興費につきましては、9,986万5,023円を支出しました。主なものとしまして、節8報償費は、優良農家表彰記念品代89,500円、カラス捕獲報償費として、96羽分96,000円を支出しました。

次のページになります。節19負担金補助及び交付金につきましては、8,854万222円を支出しました。害鳥獣駆除に従事していただいている、湯前町猟友会へ害鳥獣駆除補助金10万円を補助しました。

農業用廃プラスチック類処理対策補助金12万3,300円は、園芸用等の廃プラスチック23.1トンの処理費の3分の1を補助しました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、26集落380.4ヘクタール分3,111万3,555円を交付しました。

農業経営振興補助金として809,000円を支出しました。研修補助、ブロッコリー、オクラ、抑制かぼちゃ、甘長とうがらし、ズッキーニ、栗の苗木、ぶどうの苗木の一部を補助しました。

鳥獣被害防止対策協議会補助金につきましては、農作物被害調査等の報酬、費用弁償、防護柵管理、修繕等に、62万7,372円を実績に応じ補助しました。

環境保全型農業直接支払交付金につきましては、環境保全効果の高い農業生産活動に取り組む販売農家4組織23戸、45.29ヘクタール分、347万3,200円を支出しました。

農業次世代人材投資事業補助金は、就農直後の経営確立を支援する国からの補助金で、1名の方が4年目で107万6,849円、1名がIターンで就農された夫婦の方が2年目で225万円の合計332万6,849円を交付しました。

多面的機能支払交付金につきましては、共同活動として、農業用施設管理を行う農地維持支払として、26集落に対し1,322万5,100円、農村環境等の向上活動を行った保全活動体に124万7,760円、また、農業用用水の長寿化活動を行った26集落に対し1,660万円の合計3,107万2,860円を交付しました。

国の経営体育成支援事業補助金が認められませんでしたので、町の単独補助金としまして、農業機械施設等導入補助金により、トラクター購入が2名、ローレベラ1名、コンバイン1名、防除機1名の計5名の方に、954万2,000円を補助しました。農業後継者等支援補助金は町単独補助として後継者の7名の方に624万円を補助しました。湯前版中山間地域直接支払補助金は、3集落に対し202万4,886円を支出しました。

節21貸付金、1,000万円につきましては、球磨地域農業協同組合へ預託金として支出しました。利用状況は、新規の利用はありませんでした。

節23償還金利子及び割引料は、県営事業による用水路改修事業を行った際に一部水路用地になり、取組面積が減少したことによるもので、306円の返還を行いました。

目4畜産業費につきましては、469万8,923円を支出しました。

節8報償費につきましては、子牛品評会、和牛・乳牛管理品評会の賞品代としまして、17万9,946円を支出しました。

次のページをお願いいたします。節18備品購入費につきましては、畜産センターで使用します機の購入に、11万6,640円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金につきましては、408万8,840円を支出しました。主なものは、酪農ヘルパー制度補助金103万7,050円です。酪農組合4分の1、町4分の1の負担割合で、6戸の酪農家が利用されました。

畜産奨励補助金は、298万2,000円支出しました。内訳としまして、繁殖素牛の購入補助に6頭分94万1,000円、肥育素牛購入補助に、18頭分130万4,000円、乳用素牛購入補助に、3頭分、60万円、また、県共進会、連合品評会等の出陳補助金に、13万7,000円を補助しました。

目5農地費につきましては、4,133万8,473円を支出しました。

節11需用費の修繕料、110万6,460円につきましては、農道、用排水路の修繕に支出しています。

節13委託料につきましては、農道の草払い等委託としまして、8万656円を支出しました。

永岡地区境界復元業務委託料は、梅雨前線豪雨により急傾斜地の表面の崩壊により、堆積した土砂により町有地、民有地、用水路境界を確認する必要があり、境界復元委託料として、28万6,200円を支出しました。

植木地区用水路改修工事実施設計業務委託料は、3か年間で用水路改修を計画する3.8キロメートルの測量設計分として1,549万8,000円を支出しました。登記委託料は、第2蓑谷溜池整備事業の事業採択要件を満たすため、ため池内の上溝普通水利

組合名義となっている分を湯前町名義にするための委託料 35万585円を支出しました。

下記のページになります。節15工事請負費につきましては、植木地区用水路改修工事としまして、1,564万1,385円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金につきましては、769万2,100円を支出しました。県土地改良連合会特別賦課金24万円を支出し、県水土里情報利活用協議会負担金13万7,000円を支出しました。県営農村地域防災減災事業負担金、これは蓑谷ため池の堆積土砂浚渫事業に伴う負担金として160万円を支出しました。特定農業用管水路等特別対策事業負担金、これは仁原揚水事業に伴う負担金で507万5,600円を支出しました。以上です。

○教育課長（北崎真介君） 131ページになります。目6農村環境改善センター管理費につきましては、255万5,116円を支出しております。これは改善センターの維持管理の経常的経費が主なものです。前年度は節13委託料で改善センター等改修工事基本設計業務委託料464万円4,000円があったため、大幅な減となりました。以上でございます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 131ページから134ページにかけての、目7干害対策費につきましては、支出がありませんでした。

次に、134ページの項2林業費、目1林業振興費につきましては、1,623万6,492円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金につきましては、1,597万5,518円を支出しました。主なものとして、上球磨地区林業振興推進協議会負担金50万円を支出しました。林業従事者の確保と安全作業のため湯前・水上林業者大会補助金6万2,000円を支出しました。湯前町木材需要拡大促進事業補助金に、9棟分285万7,382円を支出しました。有害鳥獣捕獲補助金として、シカ519頭、イノシシ115頭分、さる15頭分、697万5,000円を支出しました。

林業成長産業化地域に指定され、奥球磨地域構想の実現に向け、地域林業事業体、行政などによる事業推進体制となる協議会を設置し、川上から川下までをICTを用いて木材の生産等の森林情報整備、流通・販売等の需要拡大や林業労働者の人材育成等を推進していく、ソフト事業となる林業成長産業化地域創出モデル事業補助金537万4,936円を支出しました。

また、繰越明許費として、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業分2,546万7,000円、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業分217万2,000円、合計2,763万9,000円を翌年度へ繰り越しています。

以上で款5農林水産業費の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから、款5農林水産費の質疑を行います。121ページから134ページです。

○1番（遠坂道太君） 皆さん、改めましておはようございます。ページ122ページです。農業委員会費関係ですが、報償費で、最適化推進活動実績に応じた報酬ということで、農業委員会の皆様、それとまた、農地利用最適化推進委員会の皆様も一生懸命取り組んで来られたと思います。その中で、その実績をどのように動かされたのかご報告をお願いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 最適化交付金につきましては、平成29年度が179万円、それから、平成30年度が472万円ということで、300万円ほど増額になっております。

最適化交付金につきましては、2段、2つの構成になっておりまして、活動実績に応じた交付金と、成果実績に応じた交付金ということで、活動実績に応じた交付金は、最適化活動、当初、計画しておりますが、いわゆる遊休農地の解消活動、それから、農地の集積、それと新規就農者の育成という部分があるわけですけれども、そのような活動を規定どおりに行った場合に、委員1人につき6,000円を交付されるものであります。平成29年度につきましては、年の途中、7月からの新制度になっておりますので、その分月数が多くなった分が増えているものであります。

それから、もう一つの成果実績に応じた交付金につきましては、まず、遊休農地活動におきましては、昨年は、平成29年度よりも遊休農地率が高くなっていますので、この分につきましては、対象となっておりません。

それから、農地集積率につきましては、昨年が52.7パーセント、それから、前年度が、単年度の集積率としまして、43.9ヘクタールほど増加になりまして、その分が364万円ほど付いております。そういうことで、昨年度におきましては、300万円ほど増額になったというふうなことで、このような成果がありまして、昨年度におきましては、県の農業会議のほうから集積の部門に対して表彰をいただいているところであります。以上です。

○1番（遠坂道太君） 今、局長のほうからご説明がありましたが、面積については、43.9ヘクタールを動かしたというのが実績でしょうか。

それと土地の集積については、どのようなかたちになっておられるのか、農地の集積、それはどのような実績になっておりますでしょうか。それが、43.9ヘクタールということでしょうか。再度、分かるようお願いいたします。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） はい、お尋ねのとおりで、昨年度で43.9ヘクタール新たに増加したというふうなことになっております。

○1番（遠坂道太君） 年々あの、農家の方も高齢化も進んでいますし、また、水田面

積も作れるか作れないかというかたちになっています。その分やはり、今後、農業委員会としても、前向きに、土地の集積、農地の集積あたりを進めて、担い手の方を確保しながら、取り組んで行ってほしいと思っています。

その分、町長として今後、農地の集積、どのような方向付で、どのような方に、進めていかれる考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） まああの、ここは農業委員会のほうの分野でございますので、私のほうの考えといたしまして、やはり担い手農家のほうに農地を集める、農地の利用増進を図るとい部分が一番大事であるし、それからまた、用排水路の整備でありますか、基盤整備、生産基盤、やっぱりここらへんをやらないと、農地の流動化が進まないというふう部分があるかというふうに思っているところでございます。

加えまして、この用排水路の整備につきましては、担い手の集積率というのが、実は補助事業の要件に当てはまっているところでございますので、この部分については、農業委員会、そして実施を行いますハード事業を行います課とですね、よく話し合いながら、そして担い手農家、そこの区域にあります担い手農家とも十分に話し合いながら、進めていかなければならないなとそういうふうに、私としても思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今、町長のほうから、今後のことについてお話しいただきました。やはり農地の基盤整備、一つは用排水路の面に出てくると思います。それをやはりこう、そのへんの重要な部分は、町のほうとしても進めていただければと思います。今後、作物としても、裏作の麦とか、そばとか、そういう畑作の部分も栽培できるのではなからうかと思ひますんで、そのへんの振興も考えていただければと思います。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 128ページの農業経営振興補助金について伺います。この補助金は長年にわたり、同僚議員からも質疑が繰り返されているところであります。なぜ長年わたり繰り返されてきているかという、この補助金の名前が、農業経営振興補助金という大きなタイトルになっているんですが、実際は、苗代の補助になっているところが最大の課題だと思っております。

この農業経営振興補助金の公布要綱の第1条の目的のところを見ますと、当町は農業の振興を図るために、これらの補助金を出すとなっております。振興という言葉は、既成のものに対し、新しく興り勢いが盛んになることと言われております。つまり、従来の作物をずーっと補助していくよりは、新たなものに切り替えていく、進展していくという意味を含めてあるんだと思ひます。

そこでまず課長にお伺ひしますが、これまでの農業経営振興補助金の使い方、補助の仕方について、どの様な効果が、振興の観点であがっているのかについて、お伺ひしま

す。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今、議員おっしゃられたように、作物の補助、種子代等の補助が主になっておりますけれども、この中には、ほかに農家さん等が、研修に行かれる補助にも利用いただいておりますし、あと十数年前だと思っておりますけれども、現在、無人ヘリで防除にあたっておられる方が、資格を取られるとき、そういう方が資格を取られるときの補助も行っているところです。そういう方もおられますので、若手の方といたしますか、担い手の方への補助、あと研修等についても担い手の方への補助、ということで現在も担い手の方は大きな活動をされていると、それらについても効果があったかなというふうには思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 今、言われた部分は、実績であって、効果ではないと思っております。実際に研修に行ったり、苗代を補助したり、或は資格を取ったり、それは途中の過程であって、最終的にそれをやったことでどうなったのかというところが成果になってくると思っておりますので、そこがどう振興に結びつくのかということだと思っております。

そこで町長に伺います。この農業経営振興補助金というものは、やはり本町の農業振興に資する補助金にしていき、苗代等については助成等で分けて考えていく必要があるんだと思っておりますが、町長としての見解を伺います。

○町長（長谷和人君） この農業経営振興補助金でございますか、これまで、先ほど質問がございましたように、その内容でやってきたところもございまして、最終的にはこの目的というのは、私としては農家の所得の増大、これが第1番の目的であるというふうに私としては思っているところでございますので、まあその効果につきましては、十分、おっしゃるとおり検証しなくてはならないかなというふうにも私としても思っているところでございます。

今、ご質問の内容につきましてはですね、ちょっと担当課と十分協議させていただきまして、これまでの経営振興補助金、苗代とか、そういう分野だけにしか行ってなかったという部分もございまして、十分、今回の私に代わりまして、実は担当課のほうにもこの話はしておりますので、今、実はこのへんの取組を始めたばかりでございますから、先ほど言いましたように、担当課と十分話し合いながら、ここらへんちょっとさせていただければというふうには思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） その担当課での検討する際に重要になってくるのが、どの方を対象にしているのかというところであります、例えば苗代の補助については、既存の農家さんに対しては非常に有効な手段だと思っております。

また経営の振興というところは、これから経営拡大、所得の増向上を目指していこうという方が対象になると思っておりますので、そのあたりのターゲティングをしっかりと分析

していただいて、今後、有効な補助金の制定について検討いただければと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町長のほうからも指示はあっているところでございます。今、私が一部ですけれども分析したところで、野菜関係ではメロンとか花きとかイチゴ等については、系統出荷されておりますが、それ以外で町内の直販所であったり、下村婦人会さん等へ出荷されている少量多品種といたしますか、こういうものの売り上げについて、年間2,150万円程度でございます。まあこういう少量多品種についても、まあ出荷額といたしますか、減少傾向にあるのではないかと分析しています。

まあこういうようなものもですね、こういうものについても、少しでも所得が上がっていくように、また、議員おっしゃられましたように、作物については、何を作るかという、そういう部分についても、農家さんがプロでございますので、そういう部分については、農家さんにお任せして、販売であったり、その生産過程にあるようなものについても支援していくのが、この振興というふうなことにはなるのかなと思い、その分析とか、今後どういうものがあるのかとかを、今、研究している段階でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 130ページのですね、単純なことなんですけども、農道管理委託料で8万656円が支出されております。これ、除草分と説明を受けたんですが、この場所はどこでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度は主に2か所行いました。1か所は、潮神社に行くほうのところになります。あともう1か所が、下城地区の落鶴の農村公園というところがあります。ここは、町の管理の施設でございますして、あそこの農村公園の除草作業を行ったところです。

○3番（森山 宏君） すると、公共施設があるところとか、それに見合うところに通じる農道に関しては、管理を役場のほうがなさるとのことだろうと思います。

農道におきましては、耕作者の方がだいたい管理されています。うちの地区、南部地区でいうと、50年近くなるんですかね、里道と思って春と彼岸の道づくりとして、除草とか整地作業をやっていたんですけども、このことが農道だということで、地区の住民においては扱えない品物になったわけですね、この農道ということは、行政以外にも、いくらかの補助が出ている、収入があると思うんですけども、ここの管理というのは、現況、課のほうではどういうふうに農道の管理の状況は、見ておられるのですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど議員おっしゃられましたとおり、通常の日常的な管理につきましては、地区の方にお任せしているというのが実態で、あと、公共的な部分については、公共施設に行くとか、そういう通じるような場所については、町の農林振興課のほうで行っております。先ほどの議員のお話の中で、農道等の維持管理についてはお金といたしますか、交付税で措置されている、確かに措置されています。

金額的にはちょっと今把握しておりませんが、幅員等が一定以上ある部分について、国からの交付税措置がされております。その部分につきましては、10万円前後ではなかったかというふうに、私の記憶の中でしかありませんけれども、ほかにも、原材料支給であったりとか、農道等の維持管理というふうになりますので、そこらへんも含めまして、交付税措置された部分だけでは対応できないということもございます。

○3番（森山 宏君） はい、俗にいう現物支給の部分を課長おっしゃられたと思いますが、現物支給で生コンなりでコンクリート舗装をした場合、このときに問題が出てくるのが、境界なんですよ。境界の把握というのは地権者であればできるんでしょうけれども、その道が農道であったらば現物支給である生コンの舗装と申しますか、生コン打設ができないんですよ。というのが、境界が分からないから、境界を聞こうと思っても、課のほうでは把握していない、そして、そっちのプロが法務局へ行って地籍を起こしてやっても、何の反応もないと、この道においては途中までは舗装がしてあって、そこから文化財に行くところまでは何にもしていない。ここも1回言っていたんですけど、その地区でやるときに、前日まで決まっていたんですけども、それが急遽農道だということで、もう扱えないということになって、そのままになっています。結局、課のほうで、役所のほうで除草するのが、公共的なものに行く、関係する通路というのが分かりましたけれども、ずっと地区のほうで、里道と思ってやっていたところの管理というのも加味していただく、今までずっと管理していたというのも、勘案して取り組んでもらえないかなと、ちなみに今月の道づくりのときには、手をつけておりません。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度、地区のほうからの要望がございまして、私たちが書類をまず確認いたしまして、内容を確認いたしまして、あと議員おっしゃられたとおり、境界、農道と民地の境界というふうなことも確認したんですけども、まずその中で一部、民地のほうに入っていたと、書類の中でそういうふうになっておりまして、保留させていただきますと、昨年、区長さんと話した覚えがありました。また、改めまして、その部分については、現地を見ながら検討をしましょうかというところではしておりますので、またそういう相談がございましたら、私たちが現場のほうを見ながら、境界も確認しながら、そういう対応はしていきたいというふうには思っているところです。

○6番（金子光喜君） 134ページの負担金補助及び交付金の中の有害鳥獣捕獲補助金で690万円程度の支出がされておりますが、後ろのほうにも、203ページのほうで、シカ、イノシシの捕獲頭数が記述されております。シカ522頭、イノシシ115頭、サル15頭、カラス96羽とありますけれども、その捕獲されたものについては、どういうふうに処理されているのかということ、まずお伺いさせて下さい。

○農林振興課長（稲森一彦君） 捕獲されたものにつきましては、私たちが検査をしなければなりませんので、その検査の対象となった部位と申しますか、それを持って来て

いただく、残りの部位については、処理してもらいますけれども、一部については、自家処理といたしますか、自分で食される部分もあるかと思ひます、後は捕獲された山のほうだと思ひますが、そちらのほうで、埋設等をされているというふうに聞いております。

○6番（金子光喜君） 埋設の処理ということで、処分的には問題ないのかをお尋ねさせていただくことと、併せて、埋設は非常に勿体ないと思ひますか、捕獲された場所が山奥で、運ぶのが非常に困難であるということなら分かりますけれども、この数ですので、十分に、いわゆるジビエとして使えるような場面もあるのかなと思ひまして、そのへんで、まず埋設することで対応は十分なのかをお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 埋設については問題ないと、その埋設につきまして、補助金もその埋設に係る分を見ているというふうなことです。あとジビエ料理ということですが、山で捕獲して、当然、殺傷と思ひますか、それから処分場までに30分以内で持って行きなさいよとか、1時間以内で持って行きなさいよと、まあ衛生関係と思ひますか、特に食するものでございますので、そういう基準がございます。場所によってはそれが可能なところもあれば、不可能なところもありますので、可能な分については、処理場までに持って行く時間等が可能であれば、ジビエ等にも利用できるものだというふうに思っております。

○6番（金子光喜君） 将来はジビエ等に利用できるような処理場の確保というの、しっかり議論にしていく必要があるのかなと思ひます。確か隣の水上村とか、五木村とかは、施設があったように記憶していますし、ここに書いてあるとおり、くくり罠の利用が多くなってきて、罠で成体のまま捕獲されるような流れがあるのであれば、ジビエに使える可能性が高いのかなと思ひます。

本町にはたくさんの方がお出でいただく湯楽里という施設がございますし、そこでジビエ料理の提供というの、考えられるかと思ひます。一番問題になるのが食品衛生法の中で、その法にしっかり沿った対応をしなくてはならないということになるのかと思ひますが、他所ではできておりますので、本町でもそのへんしっかり検討していただいて、取組につなげていければと思ひますけれども、答弁を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） この処理場の問題につきましては、いろいろ法的なものがございます。そこには、そこに配置いただく人員と思ひますか、例えば獣医師の資格を持っておられる方が従事していなければならないとか、ジビエ加工した場合、今度は売り先等と思ひますか、そちらのほうも十分検討しながらというようなこともあります。そういうようなところも検討しながら、湯前町でも処理場等ができるような体制ができればなというふうに思っているところです。また検討させていただきたいと思ひます。

○6番（金子光喜君） あの普通に考えたときに、田舎の料理の中で、ご馳走と思ひま

すと猪の鍋とか、いろんなジビエ料理が昔から楽しまれてきたと思っております。湯樂里に行ったら、美味しいぼたん鍋が食べられるんだよと、そんな口コミで広がるようなことがあったらいいのかなと思いますので、しっかりご検討いただくことを希望します。

○7番（高橋一雄君） 課長の答弁の中で、埋設について問題ないと言われましたが、イノシシ、シカが増える中で、水源近くにそういうことをされると、住民にとっては大変不安なのではないかと思えます。まあ狩猟免許を持っている方は、十分ご存知だと思いますが、問題ないという認識ではなくて、そういうことがないように注意してくださいと、狩猟される方に指導すべきなんじゃないですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） まあ制度的には問題ないというところはありますけれども、ただいまおっしゃられたとおり、近くに水道施設があったりとか、あと民家が近くにあったりと、いくら埋設とはいえ、後の臭い等もあるかと思えますし、埋設するにしても深さもいろいろあるかと思えますので、そういうふうなところも配慮いただくようにということで、そういう処理といいますか、される方には一言申し上げておきたいというふうに思います。

○5番（味岡 恭君） 今の質問に対する関連でございますが。私は例えば、カラスが96羽だったですかね、捕獲されたということでございますが、かなり被害が拡張しているといいですか、かなり被害が増えているように聞いております。今回、30万円ほどの予算でありましたが当初、まあ9万6,000円ということで予算が使っております。

何を言いたいかと言いますと、被害対策のためにカラスの捕獲等も推進すべきじゃないかというふうに考えております。そのへんの指導はどのようになっているんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） カラスの捕獲につきましては、主に果樹等が実になってくる、実ってくる時期、梅雨明けくらいから秋くらいが一番多いわけでございますけれども、被害の報告といいますか、被害があったときには、初めて申請が上がってくると、そしてから許可を下ろすというような手順になっておりますので、特に冬場といいますか、果樹等がない時期につきましても、今後ですね有意義にできるようなことも、捕獲される方も協議しながら、なるべく被害が出ないように、減少するようには、検討していきたいというふうに思います。

○5番（味岡 恭君） 例えば今、カラスだけに絞ったんですが、カラスだと広域に渡るわけですよね、湯前町だけの問題でもなく、近隣町村とも関係してくると思います。そのへんも、近隣町村とも協議しながら、どういう対策をとるか協議しながらお願いしたいと思います。

また、鳥獣被害対策協会ですか、あたりにも費用を出しておりますので、そのへんとも協議しながら、より良い対策、カラスだけ話しましたけど、ほかにシカ、イノシシ、

サルとかいろいろ被害が出るかと思えます。そのへんの対策も、今、防護柵とか張ってあると思うんですが、そのへんの対策も皆で被害のないように、対策をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 8月だったと思いますが、今度、国交省管轄のほうで、球磨川敷地内の土砂除去であったり、河川内のヨシガヤの除去とか、流木の除去があります。その中でも鳥獣害対策についても町村のほうからもご協力いただきたいということで、湯前から人吉市までの鳥獣害の担当者にそういう話があります。その中でもカラスまで含めていると思いますが、他の鳥獣も、そしてまた河川におきましては、川鶉ですかね、そういうのもあるということで、カラス等についても広域で話をする場があるかと思えますので、そういうところでも広域での話を持っていければというふうに思います。

○9番（山下 力君） 128ページの湯前版の中山間地域等直接支払交付金についてですが、ここには最後に行きますんで、その前に2、3点質疑をいたしたいと思えます。

今年の2月、人吉球磨館内で、国の制度、中山間地域等直接支払交付金制度を利用してなかった錦町が、今年から取り組まれるようになったという話を町長から聞きました。そのとき、私は、そのときに特例を認めてもらったという話をされましたので、国の制度を、県議あるいは代議士あたりが動かれて、そういうふうになったのかなと私は思っていました。それが本当なら湯前町も平成28年から、この湯前版の中山間地直接支払交付金制度に取り組んでおりますので、ありがたい制度ですが、特例が認められるんだったら、これは国のほうにお願いしたらという話をしようかと思ったんですよ。それで、錦町のほうにどういう制度か確認に行ってくださいました。そしたら国の制度ではなくて、熊本県知事特任基準、いわゆる国の基準を参考にして、県でこの支払制度を作っておると、県が作ったのは、平成27年度です。国から貰う交付金は2分の1、4分の1、4分の1。県の交付金事業は、県が3分の1、国が3分の1、町村が3分の1。補助率はちょっと下がりますけれども、これの情報があれば、平成28年から湯前町が取り組んだ、湯前版の自主財源での交付金事業は取り組まなくてもよかったという話になるんですよ、そこで町長と担当課長に聞きますけれども、この情報は知っておられたのか、なかったのかお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 私、それは初耳でございます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 毎年、中山間地域等直接支払交付金制度の研修があつているところでございます。その中でもその特任事項については説明があつているということは思っております。

○9番（山下 力君） じゃ、農林振興課は知っていたということですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） そういう研修会の中でも話があつているので、私たち

は、承知していたということになります。

○議長（倉本 豊君） 休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま、一般会計決算の認定について、農林水産業費の質疑の途中です。

○農林振興課長（稲森一彦君） あの、中山間地域等直接支払交付金制度についてのまず説明が漏れていたと思います。大変申し訳ございませんでした。

中山間地域等直接支払交付金制度に該当する要件として、国の補助金であります、振興立法である特定農山村、過疎、山村、半島、離島に該当する、いずれかに該当するというのが、まず条件になっております。湯前町におきましては、過疎地域の指定になっておりますので中山間地域等直接支払交付金制度に該当するというふうになっております。

この要件に該当しない自治体で国の基準を参考にして、熊本県知事による特任事項の選択が、基準が設けられるというところでは、球磨管内におきましては、錦町を除きまして、特定山村であったり、過疎地域との指定が受けられておりますので、国の制度に該当すると、錦町におきましては、先ほど申しました振興立法、これは5つの立法のほうに該当しないということで、もともとが国の制度に該当しなかった。

ただ、先ほど申しましたとおり、この基準に該当しない場合であっても、県知事の特任事項がとれば、特任事項に該当すると、ただしその場合、通常であれば、国の事業費の負担割合として、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、となりますが、特任事項におきますと、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1で、国の持ち出しが少なくなって、県、町の持ち出し分が大きくなるというふうなこういう仕組みであります。以上でございます。

○9番（山下 力君） まあ、国の制度にかからないところを、県が救済措置でそういう制度を作ったという説明でございますので納得しますけれども、この湯前町も国の制度に引っかかっている面積が約55パーセントくらい、後は中山間地域指定じゃないんですよ。しかし、ここを見てですね、どこに差があるんですか。

ですから、もう中山間地域等直接支払交付金制度が始まって約20年、そして5年にいっぺん中山間地の要件をゆうか、見直しがされております。ですから、もう傾斜で分けるのではなくて、もう町全体を、極端に言ったら球磨郡全体を中山間地に指定をして、農地の維持管理、農道の維持管理をしてもらうという制度になるように、やはり町村会

等で議長会等で、運動、要望活動を起こしてほしいというふうに思いますけれども、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 私もそこは、同一でございまして、本町におきましては、中山間地域そのものでございますので、当然、山つきから平坦部まで来ます傾斜道と、それから国道219、または県道388ですか、ここらへんについては、当然、傾斜道が低かったということで、その対象区域から外れているというところの現状でございます。私のほうも、そこらへんは、今、お話しいただきました部分につきましては、ほかの首長さん方にもお話しさせていただきまして、制度そのものの中身をもう少し調べさせていただきまして、全域ができないかどうかということでもちょっと努力をさせていただければと思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 次に、湯前町農業再生協議会に関して、質問しますけれども、その、いわゆる国からの財源、経営所得安定対策補助事業ですか、この使い道が転作等々に使われる、いわゆる主食用の米以外の稲作に転作した場合に、その補助金が出るという、国から交付金が出るという事業ですが、その中でWCSですか、畜産農家の方が、白いラップで丸くしたやつを、庭先とか、田んぼによく積んでありますけれども、この件について、経済建設委員会でも担当のほうに発言するわけですが、古くなったやつ、いわゆる供給が増えて、需要が供給よりも多いということで、もう何年も経っているやつがあるんですよ、田んぼや庭先に、それがきれいに管理されていけばいいんですけど、荷崩れして、中がぼらけて、その付近には雑草が生えたり、間違えればちょっとした木が植わっていると、そういう状況を国民というか住民が見て、いろいろ話があるんですよ。

そのときに、国の財務省は農林水産省に減らしなさいと、その交付金の金額を下げなさいという要望を、要望というか折衝をしているんですよ。ですから、湯前町ばかりではございませんが、やはり畜産農家にしっかり管理していただかないと、この交付金は減らされますよと、そういった指導をしていただかないと、農家自らが自分の首を絞めるということになりますんで、そこは強く指導をして、もう今年のうちには、そういった片付けるように指導をしていただきたいと思います。

町長のほうは、これは湯前町ばかりの問題じゃないんですよ、少なくとも、球磨管内でそういった光景が見られないように、しっかり維持管理をしていただいて、国のほうから、財務省からそう言われぬように、やはり農林水産省のほうに、立場を、この地域の農業の厳しさを伝えていくという行動をしていただきたいと思いますというふうに思います。担当課長と町長の見解をお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今年の8月26日に、畜産農家の方にお出でいただきまして、今、議員おっしゃられたとおり、WCSなどのラップのことについて、注意事

項といたしますか、指導をしたところでは、まずWCSを作るときに、生産と受給といたしますか、そのバランスを考えてWCSの取組にあたってもらいたいというふうなお話をしたところでは、そういう指導をしたところでは、

これ1回だけでは、なかなかというところがございますので、畜産農家等が集まっていく場合は、今から年に数回作って行こうと思いますので、その席では、毎回のよう、しつこいと言われても構いませんので、そういう話はしていきたいと、指導していきたいというふうに思っております。

○町長（長谷和人君） 今、課長が言いましたように、私のほうからもそういうことで指導をしてくれということで、今、1回目の会合が終わったところでございます。加えて、私のほうからも球磨畜協の組合長あたりにもですねご相談させていただきまして、そのようなことで、人吉球磨一体となって、そういうふうな古いラップあたりが残らないよう、ちゃんと需要と供給、バランスをとってやってくれということで、お願いをしていくということで、答弁させていただきたいと思っております。

○9番（山下 力君） 何でも一緒ですけれども、一応目標を決めた方がいいんですよ、ですから先ほど言ったように、もう年内には、湯前町はそういう光景が見えないように、片付けていただきたいということを、再度、畜産農家には指導していただきたいというふうに思います。

それから、林業費で、どことは言いませんけれども、椎葉係長にお尋ねいたしますが、平成30年の2月、平成29年度の末ですね、ある事業所のバーク処理をお願いして、計画表をその事業所からいただいております。平成30年度はこれだけ運びますよと、その実態をお聞かせください。

○農林整備係長（椎葉泰裕君） バークの処理につきましては、計画表を出していただいております。毎年度の処理計画を出していただいております。毎年度、上半期と下半期の分を、報告をいただいておりますけれども、計画に対する処理量は、平成30年度は達成できているということで報告を受けております。

○9番（山下 力君） 新たに発生するバークもあろうかと思っておりますけれども、自分たち、あるいは住民の方が見る目では減ってないんですよ。ですから、今、平成30年度は上、下半期搬出しているという説明ですけども、今後の、その事業所の、補助事業もありますので、これが一つの条件ということになっておりますので、いわゆるお願いした伝票等があるんですよ、搬出してこれだけの支払いをしたと、その報告をまあ議長だけにでいいですからしていただきたいと、産業廃棄物扱いですから、事業所の責任を持って処理することになっておりますので、それをしっかりしていただかないと、次の展開に影響してくるということを申し上げておきます。

○農林整備係長（椎葉泰裕君） 今年度も上半期が過ぎようとしておりますので、処理

の報告書を出していただく際に、議員おっしゃられたように、伝票であるとか、請求書であるとか、処理量が分かる書類を出していただくようにしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 130ページですが、予算のときに畜産和牛ヘルパーというのが、存目で上がっていたんですが、本年度は実績がなかったということになっておりますが、今後、酪農ヘルパーについては、非常にご活用されている状況だと思います。その中で今後、和牛ヘルパーについては、どのような方向で町として検討されているのか、ご見解よろしくお願ひいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 和牛ヘルパー事業につきましては、今年の秋以降になるというところで、球磨畜協ですかね、こちらを事務局とした、球磨地域における和牛ヘルパー制度が構築されるということで、準備が進んでいるところです。ヘルパーさんについては、畜協のほうに登録制ということで、数名の方で、数地区、町村単位でまわるということで、今年の秋以降ぐらいに和牛ヘルパー制度は球磨畜協を事務局とした和牛ヘルパー制度が構築されるということで聞いております。

○1番（遠坂道太君） 畜協のほうで、中心としてされるということでございます。今後は町の農業の主要部分となる畜産でございます。ご活用されて、事業のほうも伸ばせていただきたいと思ひます。

もう一つお聞きしたい点がござひます。132ページでござひますけれども、県営農村の地域防災で、蓑谷のため池の泥をとって、畜産センターの上のほうに運ばれて整地をされております。今後はどのような方向づけで、土地を利活用されるのか、ご見解を聞きたいと思ひますが。

○農林振興課長（稲森一彦君） 具体的に何をするのか決まっておりますが、ただ、あそこに蓑谷ため池の土砂を廃土される場合に、表土につきましては、取りあえず別のところに残しておいていただき、今、表土を確か戻した状態になっていると思ひます。ということは、何かしらの果樹であったりとか、また町有林に戻すとか、そういうことが考えられるのではないかなというふうに思ひます。単純に廃土を持って来てあそこに盛土したというわけではござひません。

○1番（遠坂道太君） やはり、土壌の管理の中で、今、大切なかたちの部分があるんですよ、今、手を加えてしないと、粘土質でござひますので、固まったら最後です。そのあたりの方法を今後とられたら、作物は栽培できるかと思ひます。そのへんを十分しながら、取り組んでほしいと思ひます。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 130ページ中ほどの畜産奨励補助金についてお尋ねします。平成30年度の決算が428万円、昨年とほぼ同額ということです。畜産奨励補助金の中には、実際、長年にわたり使われていない補助項目があります。この使われていない

補助項目について、担当課では、どのような検討状況でしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 畜産奨励補助金の中で使われていないものは、新規就農者の方が、元々畜産業を新たに始められる新規の方、あと放牧等に関わる事業を行うときの電牧補助であったり、その放牧関係にする資材等に対応する補助金を準備しております。

ただ、この2つにつきましては、そういう話があったときに予算化するというようにしております。今後もそういう方がおられるか、おられないか分かりませんが、ただ今回の見直しの中で、今まで使われていなかった分については、今後無くしてもいいかと思いますが、ただ、新規の場合もございますので、そういう方がおられたときに、また改めてその部分については、補正をお願いして対応していくのが、妥当な方法かなという考えを持っております。

○2番（椎葉弘樹君） この畜産奨励補助金は、長年に渡る補助金になっています。町長のほうにお尋ねします。先日行われました、球磨の畜産共進会をご覧になられまして、本町の畜産関係の補助金のままで良いと考えられたのか、それともちょっと改善していきたいと考えられたのか、そのあたりの見解についてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 実は畜産関係ばかりではございませんで、ほかの農業関係、施設の補助金関係、実はこれも制度設計の見直しをやってくだらうかということで、今、担当課のほうにお願いしているところでございますので、まだそれが完全な姿で出てきてない、出てこないという状況でございますので、一応、見直しということでお話をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 見直しということでございますが、その作業にも入っております。今、椎葉議員おっしゃられたように、先日行われました球磨郡の共進会、この中の名簿等見てみますと、出陳された和牛の半数以上が、自家保留、自分のところで生まれて、自分のところで母牛に育てられるという牛が、約半数以上でした。

また、その中で、前回の共進会の中で、グランドチャンピオン牛になったものも、自家保留をされた、生まれてから母牛で育てていると、また、あさぎり町におきましては、分区の部門でも、あさぎり町の方が1位でございましたけれども、あさぎり町も出品された牛を見てみますとやはり自家保留でした。

単純な考えでございますけれども、私の単純な分析ですが、今、市場に出される牛は、高く取引されている。ただ、農家さんにすれば、買うときは高いのは、なかなか手が出せない、だから自家保留というのも一つの選択肢とされているのかなという、私なりの間違いかもしれませんが分析をしました。町の畜産奨励補助金の中にも、保留牛、自家保留するのにも、補助金を出しておりますけれども、買うのもですけれども、自家保留に対しての支援についても、もっと深掘りしてもいいのかなというふうな感覚は持って

いるところですよ。

○2番（椎葉弘樹君） 今、課長のほうから、自家保留もいいのではないかと検討されているとありました。

そこで、最後に町長に伺います。今、本町の総合計画の中には、畜産関係には、具体的な施策がありませんでした。町長の所信表明の中にも、畜産関係の部分については、まだ示されておられません。今後、町長は担当課が検討していくにあたり、戦略というものが、やはり町の方向性が必要だと思っています。町長として、その畜産関係の施策、今、お考えがあればご答弁いただきたいし、もしなければ今後に向けてそういう施策を準備していく考えはあるかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 農業の基本はあくまでも、有期堆肥という部分がございますので、これについては、引き続き私としては畜産の奨励をして行っていく、これはもう変わりません。

加えまして、今、先ほど言いましたように、担当課のほうに、この畜産に絡めまして、制度設計を見直してくれんだろうかということで、お願いをしているところでございますし、戦略的にいきましても、どうしてもやっぱり、先ほど課長が言いましたように、1頭80万円前後するという、非常に高いところで値が推移しておりまして、それに加えて、飼料あたりが配合飼料ですか、そちらも高止まりしているということで、結局は畜産農家の入る、いわゆる所得といいますか、金額といいますか、そこらへんが、どうもやっぱり停滞しているような状況になっているということと、加えまして、畜産農家の高齢化ということが、非常に、ほかの農業の分野の作物から行ったときに、畜産農家というのは、かなり高齢化が進んでいるのではないかと、私、数字を取って平均したわけではございませんけれども、見ました時に、かなり高齢化が他の農業分野と比べて進んでいるのではないかと、そういうほうもちょっと危惧しているところでございます。農家数も減ってきております。ここらへんもなんとか継続できるという部分を、お願いしないといけないかなと思うんですけども、何せ24時間、365日、この畜産というのは養わなければなりませんので、なかなか若い人が、この畜産に取り組んでいただくというのは難しい部分があるのかなと思いつつも、これも冒頭で申しましたように、土づくりの観点としてはですね、牛というのは、大事な部分になってくるのかなというふうにも思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） やはり、事業を展開する上では、そのうえの施策というところも重要になってきますので、是非、今、町長が言われたような、後継者の対策であったり、あるいは所得向上につながる畜産関係の施策を目指して、担当課のほうでも引き続き検討のほう、お願いしたいと思います。

○7番（高橋一雄君） 同じく、負担金補助及び交付金について伺います。猟友会の会

員の方の高齢化、そして有害鳥獣の増加に対応するために、本町では昨年から、新たに狩猟免許を取得される方に補助をする事業が始まりましたが、決算のほうに載っていません。以前町民の方に支払うべきお金が、支払われていなかったということもありましたので、もしかしたらここ忘れていないかと心配しているのですが、免許取得に対する補助についてはいかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度におきまして、そういう不祥事があったところでございます。大変申し訳ございませんでした。狩猟免許に対する補助につきましては、昨年度、申請がされていまして、まず支出がなかったということです。以上でございます。

○7番（高橋一雄君） まあ決算の忘失でなかったということは、安心いたしました。

私は中学生以来、何十年という親への反抗心を反省しまして、現在、親の介護をしていますが、そのおかげでテレビを見る時間が増えました。たまたま見ていた番組で、狩猟をする若い人が紹介されたりとか、最近では若い女性も狩猟免許を取って狩猟を始めるといふ報道を、たまたまテレビを見ていて何回も見ることがあったので、やはり放送局は若い人が、あるいは女性が狩猟に取り組むということは少ないけど、これからの動きとして取り上げたのかなと思っています。

日本における狩猟というのは、趣味ではなくて人間の産業を守る意味の狩猟と、それから自然界のバランスを守るための狩猟、増えすぎた鳥獣を減らしたりとか、外国から来た台湾リスなど、日本の在来種にとって有害な鳥獣を減らすとか、そういう大変重要な意義を持つものとなっています。

そこで、昨年はいなかったということですが、もっともっと若い人にアピールして、若い猟友会の会員が増えるように努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 鳥獣害による被害の状況と言いますか、農業の分野であったり、また山林の分野であったり、とそういう事情的なものをお知らせしながら、その中には狩猟される方も高齢化になっています。そういうPR的なことから始めていくことだというふうなこともあります。

また、狩猟免許を取られる方は、経験等もあると思いますが、今からされる方につきましては、これは、ひょっとすればかもしれませんけども、当然、捕獲後には処分をしなければいけないということがございます。処分については、精神的なものもあろうかと思っておりますので、そういうようなところも、なかなか狩猟される方が増えていかないということもあろうかと思っておりますので、そういうところも含めまして、PR活動等をしていきたいなというふうには思います。

○1番（遠坂道太君） 今の高橋議員の関連なんですけど、鳥獣害の補助事業で予算のときに、私が確認をしたんですが、今後、今年になって、アナグマについては、今後取扱

いを、県のほうに何か確認するというような、課長の答弁だったんですが、そのへんのご見解をお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） アナグマにつきましては、鳥獣害被害防止計画で、その対象にするかということが県のほうから委譲を受けなければいけません。それにつきましては、県のほうから、委譲を受けるように今年度からなったところです。対応いたしましては鳥獣害被害防止対策協議会の補助金がありますけれども、こちらに補助している中で、捕獲穴の罫を、今度、購入して猟友会の方々と、協力しながら対応にあたっていくと、そういうふうなことで、今年度の対応としているところです。

○1番（遠坂道太君） 今、課長の言われたように対応していただきたいと思います。非常に今、施設園芸とか、今からイチゴが始まります。非常に迷惑される農家の方いらっしゃいますので、そのへんの配慮しながら取り組んでいただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 後は総括もごさいますので、次に進みたいと思います。款5農林水産業費質疑は終わり、次に款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） ページは133ページ、134ページをご覧ください。

款1商工費につきましては、9,152万553円を支出しました。一般会計歳出全体における割合は3.1パーセント、予算現額に対する執行率は92.3パーセントでした。

次のページをお願いします。項1商工費、目1商工総務費につきましては、1,486万6,658円を支出いたしました。商工振興係と観光推進係の職員合わせて3名分の人件費です。なお、3名のうち1名は、4月から翌年1月まで育児休暇中であつたため2か月分の支出となっています。

目2商工振興費につきましては、2,464万4,775円を支出しました。交流センター湯〜とびあ及び湯前駅レールウイングの指定管理料のほか、商工会補助金、小規模事業者持続化補助金、商工会預託金などが主なものです。商工会の主な事業としまして、「ゆのまえ得々商品券」や「湯前ふるさと商品券」の発行のほか、町内団体との連携事業や各種イベントへの参加などにより地域活性化に寄与されるとともに、各種研修に参加され会員の資質向上にも努められました。なお、平成30年度末の法定会員数は123人で組織率73.2パーセントとなっており、青年部会員は14人、女性部会員は30人となっています。

制度構築から3年目となりました湯前町小規模事業者持続化補助金につきましては、一事業者に対し、国補助事業の自己負担分の2分の1相当額として12万4,000円を交付しました。

商工会預託金は、熊本県信用組合多良木支店様に1,000万円を預託し、商工業者の経営安定を図ることができ、年度末の利用は2件の375万円でした。

137ページ、138ページをご覧ください。目3観光費につきましては、5,200万9,120円を支出しました。本町の観光拠点施設でありますグリーンパレスの指定管理料のほか、観光施設整備や観光振興のための事業に係る経費が主な支出です。

節1報酬、節4共済費は、観光振興事業に携わっていただく地域おこし協力隊の人件費のほか、節9旅費、節14使用料及び賃借料等において協力隊の活動に係る費用を支出しております。なお、協力隊に係る人件費及び活動費用は特別交付税で全額措置されています。

節11需用費の印刷製本費では、観光周遊パンフレット1万冊の増刷に係る経費を支出し、町内観光施設等のPRを行いました。

節12役務費につきましても、同じく広告料におきまして雑誌、新聞、チラシ等、各種広告媒体を活用し、イベントや観光施設のPRに努めました。

節13委託料につきましては、グリーンパレス指定管理料1,180万7,170円のほか、観光サイト保守管理委託料等を支出しました。また、委託料及び工事請負費として、湯前駅レールウイングのトイレ・モニュメント整備工事及びグリーンパレス水車・からくり小屋解体工事に係る費用を支出しました。

トイレ・モニュメント整備工事は国の交付金事業である街なみ環境整備事業を活用して実施しました。この整備により、利用客の利便性向上、安全確保及び景観向上を図ることができました。

グリーンパレスの水車・からくり小屋解体につきましては、皆様から惜しむ声をいただくとともに、町のシンボリック的存在を失うことで寂しい思いもいただきましたが、ここ数年の懸案事項でありました安全確保上の問題や維持費問題の解消を行うことができました。なお、この事業の一部には入湯税を充当させていただきました。

節19負担金補助及び交付金につきましては、町観光物産協会補助金660万円のほか、広域連携観光協議会の負担金を支出し、観光振興を図りました。

以上で款6商工費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから款6商工費の質疑を行います。ページは133ページから140ページです。

○7番（高橋一雄君） 水車・からくり小屋解体工事については、丁寧な説明がありましたが、杵つき小屋のほうが残っております。私は、あそこを全部更地にして、そして大きなイベントのときの出店業者の方の駐車場にする考えもあったかのかなと思います。なぜからくり小屋を残したかというのは、今後の利活用の展望があったからだと思っておりますが、どういう展望があるのか、お伺いします。

○議長（倉本 豊君） 高橋議員、残っているのは、水車小屋だろう。

○7番（高橋一雄君） すみません、残っているのは水車小屋です。水車小屋の利活用についての展望をどう考えておられるのか質問いたします。

○企画観光課長（本山りか君） 水車小屋につきましては、一応、中のほうに、議員ご承知のとおり機械等もございます。今後の活用策については、具体的にまだ決定はいたしておりませんが、今後、町長はじめ、議会の皆さんとも協議を進めさせていただきまして、決定をさせていただければと思っております。

○7番（高橋一雄君） 私は湯前町のような自治体においては、ないものねだりをしない、残されたものを大事にするという立場で町づくりをしていただきたいという立場ですので、きちんと活用できる展望を持って残したものを大事に使っていただきたいと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 136ページの小規模事業者持続化補助金関連についてお尋ねします。これは昨年度も質疑をさせていただき採択率があまりよろしくなかったのもので、ということで、これに準じた補助事業が展開できないかというところを提言させていただきました、平成30年、31年は意外と採択率が良くなってきているんですが、まだ不採択の部分もあります。そこでまず、課長のほうにまずお伺いしますが、その後の検討状況について伺います。

○企画観光課長（本山りか君） はい、現在の検討状況についてご報告させていただきます。現在、後継者対策助成金制度の見直しを含めまして総括的に商工会様との検討に着手しており、今、検討の途中であります。

○2番（椎葉弘樹君） その後継者対策助成金関連の、条例といいますか、それは残っていると思うんですが、これについてはいつまで続けるお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） ただいまご報告させていただきましたとおり、総括的に、例えば後継者対策助成金はそれだけとか、小規模事業者はそれだけ、という考えではなく、商工会の現況を踏まえたところでの、総括的な制度の見直しということで進めております。

○2番（椎葉弘樹君） 軽い質問を、もう1点だけさせていただきます。140ページの人吉球磨観光地域づくり協議会関連です、これには本町から3団体が参加されているということで聞いております。商工会、町、そして観光案内人協会です、そこに主要な、大事なところが、湯楽里、そこが入っていないのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 現在は、湯楽里は加入はいたしておりません。

○2番（椎葉弘樹君） 湯楽里は本町にとっても、重要な観光拠点というふうに認識しております。おそらく慢性的な人手不足によって参加するのも厳しいのかなあという考えもあるのですが、今後そういう人吉球磨が一体となった取組には、観光拠点である湯

楽里も参加していくべきではないかと思うんですが、これは町長のほうにお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今、係から聞きましたら、呼びかけがあっているそうですので、早速、対応をするように検討をさせていただきますので。

○6番（金子光喜君） 商工振興費の中の、ちょうど138ページになりますけれども、負担金補助及び交付金の中の一番最後にあります、次のページになりますけれども、人吉球磨企業誘致連絡協議会負担金があります。

これは昨年度と比べ、倍増したかたちでの支払い支出となっておりますけれども、何らかのアクションをされて、しっかり充実した活動ができたのかと推測されるところですけれども、内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 平成29年度と比べまして、倍くらいの負担金ということがございますけれども、これにつきましては、一応、東京等他所に出かけまして、企業誘致に資するような各種企業様ですとか、そちらのほうへの訪問回数を増やして、連携して取り組んできたところでございます。

○6番（金子光喜君） 本町だけでなく、この地域全体の願いが籠ったセクションだと思いますので、この金額については、こだわることなくしっかり活動を継続していただいて、もし増やせるのであれば増やしても構いませんので、願いが叶うことを、しっかり対応していただきたいと思います。

○5番（味岡 恭君） 138ページのですね、観光施設等修繕料でございます。使用が36万円ほど使っておりますが、この内容をちょっと教えてください。

○企画観光課長（本山りか君） それぞれ、細々ございますので、項目ごとに申し上げます。まずはですね、旧湯芽科房そちらのほうの花壇柵修繕費2万2,680円ということ。ルールウイングの土間の排水修繕料ということで、こちらのほうが21万2,760円、それから、企画観光課で所有しておりますウイングロードという車の車検の整備料3万5,586円、それとルールウイングのU字坑の取付ということでこちらが1万2,960円、それから、観光施設等の修繕料ということで、これがゆーとぴあ販売所の雨漏り修繕料ということで、3万9,960円、それから、駅前公園の駐車場のポールの修繕料ということで、8,100円、それから、ゆーとぴあトイレのセンサー蛇口の取替えが、5万9,400円、それから、ルールウイングの屋外水栓漏水修繕ということで、3,750円ということで、総額の39万5,196円ということで、支出しております。

○5番（味岡 恭君） 私は、何が言いたいかと言いますと、ずっと前からも言っていたんですが、今回、人吉球磨の日本遺産の認定になったんですが、なかなか看板等がですね小さくて見えないことが、多々あります。そういう施設、矢印等をどうしていくんで

すよということで、ちょっとされたのかなと思ったんですが、修繕等をされたのかなと思ったんですが、そういうことじゃなくて、ほかのほうに使い道があるものですから、是非ですね、来年度からそういうやつを進めてほしいなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） この看板のやり替えというか、それにつきましては、ただいまですね、街なみ環境整備事業のほうで、全体的な町全体のデザインを含めました設計のほうを行わせていただきたいということで、検討いたしておりますが、ちょっとまだその予算につきましては、計上ができていない状況なんですけどそういったところで進めていきたいと思えます。

○1番（遠坂道太君） 140ページですけれども、工事請負費ですけれども、湯前駅周辺トイレ・モニュメント整備工事をされて、課長から利便性、また環境面について工事がなされたということですが、非常に我々も、住民としてもトイレについては、利活用できているところがございますし、またその先のレールウイングが今後、どのようなかたちで利活用されるのか、お尋ねいたします。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため、休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時57分
再開 午後 0時59分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、認定第1号、「平成30年湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、款6商工費の質疑の途中です。発言を許します。

○企画観光課長（本山りか君） レールウイングにつきましては、ハード上の整備計画を立てておまして、平成27年度に策定しました計画により、進めて参っております。順次、まんが図書館、カフェ、展示体験型販売施設等のハード整備を行いまして、更には、その施設に関しての指定管理協定ということで指定管理者を選定させていただき、今、指定管理者による運営をお願いしております。その中で平成30年度は指定管理になったこともございまして、その効果が上がっているものと考えております。

今後も、その効果、民間活力を活かされて、そのアイデアと創意工夫により、よりレールウイングの賑わい、それに伴う駅周辺の賑わいが活性化するように、そこを重点的に進めて参りたいと考えております。

○1番（遠坂道太君） はい、今、課長のほうの答弁をいただきまして、町の入り口の顔となってきます。そして駅舎も大正のイメージが残っている駅舎で、非常に価値観のある駅舎でございます。そういったかたちの利用法も利用しながら、取り組んでいただ

ければと思います。

そこで、町長にお伺いしたいと思いますが、町長としての今後の取組としては、どのようなお考えを持っておられるのかお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 終着駅効果と地域資源活用による地域活性化の戦略ということで、この計画に基づきまして、今、課長が答弁いたしましたようなことで、これまで経過、そして、今、事業を行っているというふうなところでございます。

今後におきましても、今、遠坂議員がおっしゃいましたように、駅ということがございますので、当然、湯前町に来ていただきます、来客いたしますお客様に対しておもてなしという部分がございますし、華やかな部分も演出しなくてはいけないのかなと、そういうふうにも思っているところでございますので、続けては、この駅界限におきまますですね、地域資源を活用した賑わいを創出させていかななくてはいけないのかなというふうにも思っているところでございますので、もう少しそこらへん検討の余地があるというふうには、私、考えておりますので、担当課と一緒に、その取組を行っていただければというふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 駅を利用し、また地域資源を活用してということでございますので、やはり、町の入り口の顔として、今後はそういう取組を早期に取り組んでいただければというふうに思っているところでございますので、いい方向になるように希望します。

○9番（山下 力君） グリーンパレスの指定管理料についてお尋ねをいたします。

国道から入っても、それから反対のほうから来ても、きれいに管理をされております。町内外の方から好評をいただいております。その裏には草刈りをされる、前期高齢者のお力添え、協力があるわけですが、その管理について一つだけ、まあどちらが担当か分かりませんが、グラウンドの国旗掲揚台の上に藤棚があります。その上にウォーキングロードがあります。その上に合宿棟から横道が南のほうに入っていますね。その上、いわゆる湯楽里の施設に入ってくる道路のガードパイプの間が、昨年まではいろいろ管理されておったようですが、今年は草ぼうぼうであります。今から計画はあるのか、グリーンパレスの担当ではないということなのか、説明をいただきたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） はい、今、確認をいたしましたところ、ご指摘の部分につきましては、グリーンパレスの担当の区画になるかと思われまして、そういった状況でございますれば、早急にグリーンパレスのほうに指示をいたしまして、対策を取っていただけるように伝えておきます。

○9番（山下 力君） 10月には体育祭もありますので、指導して、発注して、草刈りをしていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、湯楽里の施設の草刈り、管理できているところで、急勾配でその延長、

高さが10メートル越しているところが、3か所か4か所あります。それを前期高齢者の方が作業をされております。非常に危険だと私は思っております。前町長も見ただいて、確かに危険だと、すぐ対策を打つと言って、その後何もなかったという話を聞いております。

まず町長は、現場を見ていただいて、いわゆる本当に危険なんですよ、急勾配で、10数メートルありますから、高齢者、そして機械を使って草刈りしますんで、やはり町長として、住民の生命、守る責務もあると思うんで、まず見ていただきたいと思ひますし、今の指摘に対して、もうみておられますんで、どのような感想をお持ちかお聞かせください。

○町長（長谷和人君） たぶん想像しまして、ふるさと農道絡みの法面かなと思つたんですけど、早速現場も確認させていただきますし、それから草刈りを使って急勾配ということでございますので、そこらへんの観点も含めてですね、作業の安全性がどうかと現場を見させていただいて、改善策ができれば、させていただきたいと思ひます。

○9番（山下 力君） 現場見られたら、改善策はすぐ分かると思ひますけれども、やはり途中ですね横道、踏みたて道を40、50センチメートルの道を作るべきだと思うんですよ、でないと話を聞きますと、2、3件大事故にはならなかったけども滑落したことがあると聞いておりますので、やはりあそこは、山肌が岩だと思うんですけど、機械を使ったらできる仕事だと思ひますんで、踏み立て道を作つていただければと思ひます。早速その現場を見ていただいて、予算がなければ補正でも組んでいただいて、早急にしていただきたいというふうに思ひます。

○1番（遠坂道太君） 今の山下議員の関連ですが、一般質問でも私したんですが、サル小屋のところの道が出っ張っているということで、非常に交通の便が離合待ちをしながらやっているというふうに、温泉に来られるお客様たちが言っておられます。そういったかたちで、今後取組はあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○企画観光課長（本山りか君） 今のご質問につきましては、恐らくサル小屋のところのポンプタンクの部分の出っ張りをおっしゃっていると思ひますが、あそこは40トンクラスのそういう機器が入っておりまして、なかなかあれの撤去となりますと、莫大な金額が、まあ見積りは取ってないんですけども、一応かかるということで、お客様の不便はありまして、安全面でのことも考えられますが、今後はその安全面の配慮をまずはさせていただければと思ひます。

○1番（遠坂道太君） 一応、移動が不可能であれば、ほかの対策を検討していただければというふうに思っているところでございますので、そのへんを希望します。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 140ページにございます自転車道の協議会の内容についてお

伺いますけれども、先般より全協のときも確か説明がありましたけれども、サイクルツーリズムの協議会ということで、拡大的に活動をされて、しっかりくま川鉄道のサイクルトレインと連携したかたちの活動が、今後、展開されるのかなあと期待しているところですが、現状での活動内容とか、今後の計画とかありましたら、お尋ねさせていただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） サイクルツーリズム協議会につきましては、昨年度設置いたしまして、人吉球磨10市町村において検討を行っているところで、進めているところです。その内容につきましては、5つのサイクリングコースを設置いたしまして、それに伴います道路の整備とかですね、今、進めているところです。

あとは、ソフト事業といたしまして、情報発信プロモーション事業として、サイトを立ち上げまして、その中でルートに関しての情報発信、またイベント情報発信、そういったものを行って参っております。

あとは、ソフト事業なんですけど、各種団体におかれまして、いろんなサイクルのイベントを企画されまして、行政のスタンスとしましては、そのイベントとしての後方支援、先ほど来の情報発信のご支援ですとか、または人的スタッフとしての支援、そういったこと等を行っているところでございまして、平成30年度におきましては、また、サイクルスタンドの設置、主要観光スポットに設置をさせていただきました。

今後につきましても、またハード面でもまた、サイクルスポットの設置、のぼり旗の設置、そういったところを計画しているところです。

○6番（金子光喜君） 自転車道と駅と、しっかりリンクできるのが湯前の駅だと思います。自転車道が開通しまして、なかなか、そういった取組がし辛かった、できてこなかったというような反省点も含めたところで、今回、サイクルトレインと、それからサイクルツーリズムという取組が出てきたのかなと思いますので、作りこみとかしっかりしていただければ、自転車の人口というのは、着実に増えてきているように感じておりますし、将来性のある分野と思いますので、今後の取組に期待したいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 140ページですが、観光案内人の活動補助金で、観光案内人の方も精一杯、今、取り組んでおられることと思いますが、今後の取組としまして、外国の方がお出でになられるときの英語での案内とか、中国語での案内とか、そういう方向付けの検討はされておられるのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 観光案内人協会様が設立をされて、まだ2年あまりということでございまして、まず国内の方、観光客の方を重点的に、おもてなしを進めておられます。今後ですね、議員ご指摘のとおり、外国人観光客も増えて参ることから必要かと思ひまして、他町村から事例等を研修される場面、そういうところをですね町と

しても一緒になって進めていければと思っております

○1番（遠坂道太君） 課長も言われましたように、研修の場を作って取り組んでいくということになりまして、またそれに応じまして、湯前に来ていただく、逆に観光の場を作っていくのも一つかなと思いますので、そのへんを検討していただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、商工費の質疑を終わります。次に款7土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 款7土木費につきましてご説明いたします。

139ページから148ページまでとなります。139ページ款7土木費の予算現額4億41万4,000円に対し、3億2,824万5,162円を支出しております。歳出合計に占める割合は、11.0パーセント、執行率は、82.0パーセントとなります。また、繰越明許費としまして、社会資本整備総合交付金事業関係で、項2道路橋りょう費15工事請負費、5,577万5,000円、項3河川費、節15工事請負費1,080万円、併せて6,657万5,000円を繰り越しています。

以下、項目ごとにご説明します。項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、3,610万8,864円を支出しています。主な内容としましては、建設水道課職員の人件費のほか、経常的経費です。

142ページになります。節19負担金補助及び交付金につきましては、各種期成会等の負担金を支出しています。国・県事業負担金として、594万7,500円を支出しています。

144ページになります。項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、1億4,608万2,994円を支出しています。町道の維持管理に要する経費及び道路や歩道等の整備、橋梁の補修に要する経費が主なものです。

節13委託料につきましては、道路維持管理委託、橋りょう補修設計、道路台帳作成業務、町道測量設計などの委託料、1,658万6,849円を支出しました。

節15工事請負費で町道浜川中猪線舗装修繕工事としまして、3,476万9,900円、歩道整備工事として、701万1,120円、小学校体育倉庫兼トイレ改修工事1,854万2,520円、文一橋橋梁補修工事1,494万5,388円、永岡トンネル補修工事として4,303万6,626円を支出しました。

節17公有財産購入費につきましては、町道役場線歩道整備に係る用地購入費1万4,424円を支出しました。

また、節22補償補填及び賠償金につきましては、町道学校線歩道整備に伴う補償費

としまして、電柱移転補償費としてNTT西日本へ759万8,185円を支出しました。

次のページをご覧ください。繰越明許として、節15工事請負費として、嘉作橋補修工事に858万5,386円を支出しました。

項3河川費、目1河川総務費につきましては、701万1,767円を支出していません。町内の河川の維持管理に要する経費、各種協議会等の負担金及び浅巻谷川沈砂池関係費用を支出しております。

節13委託料につきましては、県からの委託事業分であります都川排水樋管操作委託料及び河川管理委託料、合わせまして65万7,102円、登記手数料として所有権移転登記分4万5,792円を支出しました。

節15工事請負費で、浅巻谷川改修工事520万円を支出し、1,080万円を繰り越しています。

項4都市計画費、目1公共下水道費につきましては、一般会計から下水道特別会計への操出金で、8,607万8,000円を支出しています。

次のページをご覧ください。目2街なみ環境整備事業費につきましては、689万3,400円を支出しています。主に節13委託料689万400円の湯前地区街なみ環境整備事業計画策定業務委託料の支出になります。この計画は、本町の地域性を活かしながら、住民にとって快適な生活環境を形成するとともに、観光客にとっても懐かしい癒しの空間となるよう、うるおいのある街なみ環境を目指し、湯前地区街なみ環境整備事業計画を策定しました。基本方針は、地区の整備課題を受け、将来の望ましい姿を実現するための構想です。地域住民と行政とが一体となって道路等の地区施設の整備を行うとともに、住民等による街なみ景観の向上を目指し、整備計画を策定したものです。

次ぎに、項5住宅費、目1住宅管理費につきましては、3,748万4,751円を支出しています。町営住宅の維持管理及び一般住宅建設工事、蔵ノ本住宅駐車場等整備に要する経費が主なものでございます。

節11需用費で、住宅の修繕料として445万147円を支出しています。町営住宅12団地、56軒の共用部・個別の部分及び退去時の修繕を実施しています。

節13委託料で、一般住宅建築監理業務151万2,000円、蔵ノ本住宅駐車場整備関係登記委託料32万168円を支出しています。

節15工事請負費で、一般住宅建設工事2,764万8,000円、蔵ノ本住宅駐車場等整備工事158万7,332円を支出しました。

節17公有財産購入費は、蔵ノ本駐車場等整備工事に係る用地購入費として122万9,483円を支出しました。

以上で款7土木費の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 148ページの工事請負費の一般住宅建設工事関連で伺います。今、若者向け住宅が、今年度まで工事されております。実施計画を見ますと、令和2年以降の計画が入っておりません。

そこで担当課に伺います。今後の計画等は、今、検討されているのか、それともまだ未検討なのかについて伺います。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、議員おっしゃるとおり、本年度まで工事、一般住宅につきましては1棟3戸建ての建設工事をいたしておりまして、外構まで終了を予定しているところであります。

翌年度以降の計画につきましては、また、今後の計画というところでありまして、具体的にはですね、具体的な年度でありますとか、場所、内容等につきましては、今後、検討をしていくこととしておりまして、計画としてはまだ、未定といえますか、固まっているような現状ではありません。

○2番（椎葉弘樹君） 今、企画観光課のほうでも、移住定住の取組をされております。その移住定住で大体どれくらいの移住定住を見込むのかということから、例えば若者向け住宅を建設する部分、分譲地を用意する部分、そして空き家をリフォームする分、そういったところをしっかりと施策として落とし込んでいく作業が必要ではないかと思えます。そこで町長に伺います。今後の移住定住、特に若者向け住宅建設についてどのような考えをお持ちでしょうか。

○町長（長谷和人君） この若者向け住宅、今、今年度で一端終了するところでございますけれども、私としては一つにはですね、空き家という利活用の方法もあったというふうに私は思っているところがございますけれども、これは、ちょっと以前お話をさせていただいた部分があるんですが、いわゆる旧耐震の空き家がほとんどではなからうかなと思っておるところでございますので、そうした場合については、この耐震ていうのをやっぱり一つには重きをおいて、そしてその中でトイレから台所、お風呂ですか、ここにやっぱり改修といいますか、改善を行っていくというパターンを取っていかねばならないのかなというふうにも思っているところがございますので、逆に言いますと、その分だけ事業費が大きくなってくる部分がならざるを得ないのかというふうに、私としても思っているところがございます。

今後、ここらへんの、今回、若者向け住宅、1棟3戸で終了するところでありましてけれども、そのへん状況を踏まえますならば、可能であるならば、私、財源等の問題もございましてけれども、湯前のほうから若者が流出しないように、できましたら私としては、新築の方向で考えたら、住宅のほうは考えたらどうかなというふうに、私としては思っ

ているところでございます。

○9番（山下 力君） 関連ですけど、課長、一般住宅の一般財源で作る住宅と、それから補助事業で作る住宅、全く考え一緒の姿勢で、いわゆる設計から発注ですか。

○建設水道課長（皆越克己君） 補助関係の住宅であれば、当然その補助要件等々ありますので、それに添ったところでの建築ということになって参ります。

一般住宅におきましては、一応、財政的な面も考慮したところで、事業費的には少し安くなれる工夫をしたところで、建設にあたるということで実施をして参ってきております。

○9番（山下 力君） いわゆる補助事業と一般財源は、少しは考え方を変えて発注しているということですね。そこでもう一つ知恵をだして、一般住宅の場合は湯前産の材木、例えば上球磨森林組合の木材を使って、そしてプレカットで刻んでいただいて、そしていわゆる湯前の一人親方大工さんに頼んで、まあこれくらいでお願いできないかと、というような発注も考えられるのではなからうかと思うんですよ。そういった努力が、前々から言っているんですけど、なかなか見えてこない、この件について町長はどのようなお考えですか。

○町長（長谷和人君） 公営住宅法に基づく分につきましてはですね、当然、今、山下議員がご質問のとおり、一定の基準で設計、それから、仕様書等もその中で打ち込まなければなりませんし、単価につきましても、当然、示された単価の中、そして諸経費等についても、その中で積算をした中での、まあ入札という分野を取らなくてはいけないのかなと私も思います。

ただ、今ご質問になっておられる一般住宅、今回、若者向け住宅については、単独で、ふるさと納税の財源を使わせてもらっているところがございますけれども、若干、地元の部分も意識したところで、設計をさせたところがございますので、そこらへんは単独の部分でございますので、建設費、それから、材料等につきましても、いくらかそこらへんは、町独自の積算の仕方なるものが出てくるかもしれません。

そこは、積算していただきます業者さんあたりとも、十分兼ね合いを含めながら対応していけば、それなりのものはできるかもしれない、というふうには私は思っているところがございます。ただ、研究する余地はあるのかなと思うところがございます。それからもちろん、上森、プレカットについては私も同様の、地元の産業の育成という立場から行きますと私も同感でございます。

○9番（山下 力君） 今年度は間に合わないと思いますけれども、やはり、検討の余地はあると思いますので、是非、地場産業育成もありますし、公金の支出、最小の経費で最大の効果をあげるのが基本ですから、難しいかもしれませんが、そういった努力をしていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） それではですね、これは142ページの八代天草架橋建設促進期成会に1万5,000円を出していますが、これはもう何十年も前から出ておりますが、今、現況どうなっているのかお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、この期成会につきましては、議員おっしゃるとおり、相当前から活動を行っております、平成30年度におきましては、具体的に経済効果がどうなのかということで、事務局は八代市が行っておりますけれども、具体的な将来的に建設に向けたところで、その経済効果等を調べる調査等も行われておりました、その発表会につきましても、関係団体、両岸、熊本八代側と、天草側のそういう推進をしている関係者が集まったところでの、発表の場とかも設けておられまして、相当、機運が高まっているふうな感じは受けております。

○8番（黒木喜巳男君） 実現すれば、それはたいしたものだと思いますけれども、恐らく厳しいんじゃないかと思っておりますが、そして前は、1万円くらいだったと思いますが、1万5,000円に増えておりますので、まあ実現できればこの上ないことだと思っておりますけれども、まあ金子先生たちもおられますので、是非、天草に3本も橋があるんですから、まあ頑張っていたきたいと願っております。

○町長（長谷和人君） 実は、これは先般、総会がございまして、私、初めて行かせていただいたところでございますけれども、先ほど課長が言いましたように、非常に機運が高くなっておりまして、具体的には、路線から、八代港から天草まで行きますルート、ここらへんも実は、平面上に表してございまして、非常にこの天草架橋の事業名ですか、ここらへんもなんか変えて、新しく動き出すというお話もしていただきましたので、この近いうちにとは、非常に難しいことかと思っておりますけれども、かなりの速度で建設に向けての動きが始まってくるのではなかろうかと、そういうふうに総会の中では、私、感じたところでございました。

○8番（黒木喜巳男君） もし実現できたら、本当にありがたいことだと思っております。頑張っていたきたいと思えます。

○6番（金子光喜君） 144ページの、永岡トンネルについてお伺いさせていただきます。補修が行われまして、かなりの金額使われておりますが、確か隙間があつて、隙間を埋めるのに、結構、生コンとか必要になって高額になるかもしれないと、説明を受けたということを記憶しております。

ただ、照明が新しくなったことは確認したんですけれども、幅員等は全く変わらずに整備されているのか、お伺いさせていただきます。

○建設水道課長（皆越克己君） 幅員あたりは、現況と変わらずというところで、トンネルの内部のほうに、樹脂を注入するというかたちで、若干その分が、内側に出てきま

して、若干狭くなった部分はあるかと思いますが、幅員のほうは変わっておりません。

○6番（金子光喜君） 永岡地区に住まれる方にすれば、国道につながる大事なトンネルでありまして、照明とかはだいぶ明るくはなったと思いますし、小学生たちも通りますので、しっかりとした構造になったことは良かったのかなと思います。

できれば幅員等もご検討いただいて、ちょっと広くなれば消防車両とかの通行も可能になるかなという思いもあったわけですが、幅員が変わらずに、照明とか対応だけでとどめられたということですね。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、基本的に構造的な部分は扱わずに、現状のところでの、改修というふうなことで実施をさせていただきました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 149ページ、150ページをご覧ください。款8消防費について説明申し上げます。消防費は、1億2,807万7,533円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、4.3パーセントになります。

まず、目1常備消防費は、9,185万1,556円を支出しています。上球磨消防組合負担金9,143万6,849円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金41万4,707円を支出しています。なお、上球磨消防組合負担金のうち、消防署庁舎の建て替えのための建築工事を実施しており、緊急防災減災事業債で充当した以外の金額を4町村で負担しております。なお、緊急防災減災事業債のほうの、起債償還については、後年度に各町村に負担を求められることになると考えております。

続きまして、目2の非常備消防費は、2,678万6,701円を支出しています。消防団員の報酬、訓練手当、各部維持管理補助金並びに団員の退職報奨金掛金などの経常的経費を支出しています。なお、平成30年度は、球磨郡消防操法大会、熊本県消防操法大会を見事勝ち抜き、10月に富山県で開催された全国消防操法大会に出場した第2分団1部（上下染田）の出場に要した経費を、臨時的に416万7,000円支出いたしました。

次に、152ページになります。目3消防施設費は、943万9,276円を支出しています。

節18備品購入費は、消防団用備品購入費269万172円でございますが、第3分団4部（田上区）の小型消防ポンプ1台購入、デジタル無線用防水スピーカーマイクなどを購入し、また、放水ノズル、消防ホース、ジェットシューターなど、消防消火活動

に必要な備品、合わせて406万1,772円を支出いたしましております。なお、消防ポンプ購入の財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用いたしております。

次に、節22補償補填及び賠償金は、上水道敷設替に伴い、野中田地区に1か所の消火栓を更新したため、その工事負担金を、水道会計に63万7,200円を支出しております。

目4水防費については、支出はありません。以上で説明終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款8消防費の質疑を行います。ページは149ページから154ページです。

○7番（高橋一雄君） 本町消防団が全国大会に出場した際には、本町の車両を全国の消防団員の方が、スマホに写真を撮るなど、大変な評判があったそうです。

そこで、まんがフェスタ等でも展示してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 私も富山県のほうに、全国大会に同行させていただいて、うちの自動車ポンプ、注目を浴びていたことは私も感じておりました。これを町内の方、町民に見せる、観覧させていただくという取組の提案、誠に良いことだと思っております。

また、消防団のほうに、協議をさせていただいて、また、イベント関係の企画、関係各課とも協議してみたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 150ページの消防団員年報酬について伺います。これは昨年度も確認したところなのですが、まず平成30年度の消防団員の数、人数についてお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） これが、今年4月1日現在の数字を持って来ておりますが、一般団員、男性165名、女性9名、合わせて174名でございます。機能別団員のほうが男性だけでございますが95名、合わせまして、269名でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 昨年度が全員で279人ということで、消防団員の定員の条例、290人に達していないというところで質疑をしました。平成30年度は、更に減って269人、前町長に質疑をしたときは、消防団幹部としっかり協議しなければならない課題ということで答弁をされています。その後の検討状況についてお知らせください。

○総務課長（高橋 誠君） 消防団長、また、幹部のほうの協議も事あるごとにやっております。それで、この消防団員の条例290名は変えずに、うやはり各団ごとに勧誘をやったり続けていくべき上でも、この目標の290はそのままにしておきたいという団の意向もでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 条例の第2条によりますと、団員の定数は290人とする、と書いてあります。目標ではなく、290人とする、と書いてありますので、町としては290人を確保するというふうに私は捉えているんですが、それについてはいかがでしょ

うか。

○総務課長（高橋 誠君） 目標ではございませんが、290名とすることであれば、290名にもっていかなければならないことは、重々考えております。ただ、団の意向としては、この290人になるだけ近づきたいという意見といたしますか、意向がございまして、このままになっているんですけども、もう1度ここは団のほうに、確認はしたいと思います。

○9番（山下 力君） 庁舎建設について、建設前にいろいろ事業計画については説明を受けています。結果、いわゆる減災防災事業債をいくら借りて、何年据え置きは何年払い。それと後から、4町村の負担割合が出ているという話ですが、その負担率ですね、4町村の、それについて説明をお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） いま現在、建設中でございますし、まあ近々本庁舎のほうは完成するというところで伺っております。この起債についての、償還についてのシミュレーションを消防署のほうにやってくれということで思っております。

負担率については、やはり人口割がベースになってくるのかなというところで私は捉えておりますし、据置期間がこの減災防災事業債については、過疎債と同様な仕組みになっていると認識しておりますので、3年後に具体的な償還が始まるものと思っております。本町のほうに、まだその償還額が示されておらないところがございますので、早急に消防署にはその確認を行おうかと思っております。

○9番（山下 力君） 上球磨消防組合の場合は、今までもですね各町村の負担割合はありますよね、それと別にこの庁舎建設は別に負担割合を決めるということですかね。

○総務課長（高橋 誠君） これまでの負担金についても、一般分、整備分、また公債費分というふうな分かれ方をしておりまして、一般分については、今までどおりなんですけど、この整備分についての交際費分については、具体的な償還のシミュレーションと負担割合が、まだ私のほうに示されておられません。それについてはちょっと確認させていただきたいと思っております。

○3番（森山 宏君） 今、山下議員と関連しますけれども、起債の分をおっしゃったですけれども、これは防災減災事業で補助を受けます。受けるのは庁舎全体じゃないんですよ、起債の問題は、受けた部分に関してですよ、ですからそれで残った部分は、3年待たなくても分担していかんばんと思っております。

今、分かってないとおっしゃいますけれども、大まかにどれだけかかる、そして今までだったら、10何パーセントから20パーセントの負担だということも分らんですか。まず、どのくらいかかるというのが分かってないと、まず、施工できないと思うんですけども。

○総務課長（高橋 誠君） 緊急防災減災事業債で充当する部分が、私が聞いている部

分が72パーセントだと聞いております。残りの28パーセントを4町村で負担金するのが、整備分というかたちで来ております。来るところでございます。

○議長（倉本 豊君） 休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時15分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。今、款8消防費の質疑の途中です。

○総務課長（高橋 誠君） 大変失礼しました。先ほどの答弁の中で、ちょっと間違いがございまして、先ほど、人口割と申したところでございますが、各町村の割合については基準財政需要額で割合を出して、それに一般分、公債費分、事業費分等々の按分をされているところでございます。

そして、各町村の負担金の詳細な金額は、基準財政需要額で除した分ですね、それについては、今、消防署のほうに確認したんですが、担当者がちょっとおりませんので、後ほど正確なところを掴んで、ご答弁したいと思いますので、少々お時間をいただきたいと思います。

○9番（山下 力君） 今、課長が訂正されまして、財政需要額で比率を決めると、負担率を、湯前だけで結構ですから、湯前の場合、何パーセントになるんですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 平成30年度のほうでは、基準財政需要額が1億383万6千円ですので、それで計算しますと0.14ということは、14パーセントになります。

○9番（山下 力君） 公立と消防と、どちらも一部事務組合ですけれども、公立の場合は10パーセント弱、ということは上球磨消防署は14パーセントということは高い、ということは、財政需要額でいくからですよ、ですから、やっぱり人口とか、職員割とか、地元割とか、多良木町にちょっと負担させて、まあそういった負担割合を計算する条件をもっと増やしたらどうですかね、財政需要額ばかりでいくよりも。

多良木公立病院は10パーセントくらいですよ、そこのところも検討材料にしたいかと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 是非その財政担当者会議、4町村の集まる機会が今後設けられることになるかと思っておりますので、その中でご意見申し上げたいと思います。

○1番（遠坂道太君） 150ページです。使用料及び賃借料の中で、車両運搬委託料は分かるんですが、その下の借上げ料というのは、一体どのような車両の借上げなんでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 節14の使用料及び賃借料の車両借り上げ料、57万円でございます。これについては富山県に行った時のですね、応援をされた方のバスの応援のための借り上げ料ということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、消防費の質疑を終わります。

次に、款9教育費の説明を求めます。

○教育課長（北崎真介君） 款9教育費についてご説明いたします。153ページから186ページになります。

予算現額2億9,370万1,000円に対し、2億5,864万2,254円を支出しました。そのほか、小中学校空調設備工事等に、2,633万円を繰越しております。そのため、執行率は88.1パーセント、歳出総額に占める割合は、8.6パーセントとなります。前年度より6,305万5,643円の増となり、その主な要因は、前述の繰越のほか、小学校のパソコン室用機器購入や、御大師堂の周辺埋蔵文化財調査費用等です。

155ページをご覧ください。項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、教育委員の会議等の報酬、費用弁償など教育委員会運営に要する経費が主なもので、44万3,754円を支出しました。

目2事務局費につきましては、4,344万3,762円を支出しました。前年度より67万5,382円の増となりました。増の要因は人件費等の増によるものです。事務局費は、教育長及び事務局職員4名の人件費及び英語指導助手（ALT）の委託料等と各種団体への負担金及び補助金が主なものです。英語指導助手として、アメリカ合衆国よりガブリエル・リードさんに平成30年7月31日まで、それから民間業者へ委託して、ヘザー・キャメロンさんに赴任いただきました。

目3学校施設整備費では、学校施設長寿命化計画策定業務及びエアコン設置工事設計業務委託料、エアコンの設置工事として、1,729万7,400円を支出しました。そのほか、補助事業となるエアコン工事を2,633万円繰越しました。その工事も小中学校とも一学期中に終了し、児童、生徒の皆さんは快適な学校生活が送れているものと思っております。

157ページになります。項2小学校費につきましては、4,436万2,801円を支出しました。前年度より1,433万3,713円の増となります。増の主な要因は、特別支援員等の人件費やパソコン室用機器購入費によるものです。小学校費は、小学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでございます。

目1学校管理費につきましては、4,250万2,576円を支出しております。

節1報酬で児童の検診に伴います学校医報酬、学校事務員報酬等に249万1,800円を支出しました。

節7賃金では、教育及び生活支援として特別支援教育支援員5名の賃金、庁務手1名の賃金に897万8,400円を支出しました。

次のページ、159からになります。節14使用料及び賃借料では、下水道使用料を始めとする経常的支出のほか、教職員用パソコンや電子黒板など、ICT関連機器の使用料等492万797円を支出しました。

節15工事請負費では、どの階のどのトイレに入っても1か所は洋式トイレがあるように図り、また、節18備品購入費では、パソコン室に20台のパソコンと関連機器ソフト等を導入し966万5,568円を支出しました。教材備品としましては、ジュニアサッカーゴール2対、折りたたみ式マット3枚、顕微鏡5台等169万4,374円を支出しました。また、節19負担金補助及び交付金では、部活動補助金として15万円を支出しました。

目2教育振興費につきましては、186万225円を支出しました。節20扶助費が主でございまして、学用品、給食費などの特別支援学級、準要保護児童への補助で168万9,575円を支出しました。

項3中学校費につきましては、3,583万4,655円を支出しました。前年度より397万3,721円増であり、増の要因としましては、中学校への特別支援教育支援員の年間配置と、生徒一人一台としましたタブレット等を含めたICT関連機器等の使用料による増が主なものでございます。中学校費は、そのほか、中学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでございます。

目1学校管理費につきましては、3,447万8,961円を支出しました。

節1報酬で生徒の検診に伴います学校医報酬、学校事務員報酬に246万4,800円を支出しました。

165ページから6ページになります。節14使用料及び賃借料で学習環境の整備としまして教職員用パソコンや電子黒板用パソコン、先ほど申しましたタブレット等のリースが主なもので、635万3,737円を支出しました。

節18備品購入費では、369万5,326円を支出しましたが、そのうち教材備品購入費として、グランドピアノ購入に254万4,820円を支出しました。

節19負担金補助及び交付金では、部活動補助金52万円、また、伝統行事であります西米良中学校との交歓会経費として6万3,717円を支出しました。平成30年度は湯前中での開催でありましたので、全校生徒だけでなく先生方も含め、大いに刺激を受けたと思います。

目2教育振興費につきましては、135万5,694円を支出しました。これは、小学校と同様で、節20扶助費が主なものでございます。

167ページになります。節8報償費においては、伝統芸能指導者への謝礼等で10万4,500円を支出しました。馬場地区の東方組太鼓踊り、浅鹿野地区の棒踊り、里宮神社の神楽を、伝統芸能の担い手として関係者の皆様方からの御支援をいただきながら進めております。

項4社会教育費につきましては、5,206万882円を支出しました。前年度と比較しまして393万1,861円の減であります。減の理由としましては、人事異動による減と、他方で、学芸員報酬と駐車場横法面崩落に対する宝陀寺周辺災害復旧工事、浄泉寺及び八勝寺への防犯カメラ設置工事等による増との差額が主なものであります。

目1社会教育総務費につきましては、1,024万490円を支出しました。これは、社会教育係の人件費、生涯学習奨励費、各種団体への補助金などがございます。

節8報償費の中で生涯学習奨励費として147万8,454円を支出しました。生涯学習では16教室を開講し、開催回数292回、学習者194人、延べ出席者2,153人が受講され、生きがいを見だし、心豊かな人生となるための学習活動を積極的に行い、仲間作りと自己能力の開発を図るため開講したところです。

また、補助事業を活用し、生徒の学習力向上を目指し、地域未来塾を開講しましたが、前年度に引き続き、中学3年生だけでなく、中学2年生の日程も追加して実施しました。講師謝金等で19万2,800円を支出しました。不用額97万3,546円は、主に生涯学習閉校式の際の会議の講師の欠席によるものと、また、一定の成果は挙げられましたが、日程が折り合わず2月から3月にかけての地域学校協働活動に関する会議が開催できなかったためです。今後は、日程に余裕を持って計画していきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

169ページからをお願いします。節19負担金補助及び交付金では、町婦人会を始め、町青年団、町文化協会のほか、各種協議会、団体への補助支援をおこないました。

目2公民館費につきましては、1,196万2,658円を支出しました。これは、中央公民館の維持管理費並びに公民館長報酬、各地区公民館活動に対する補助が主なものでございます。

節8報償費で分館花づくり奨励費として9分館に7万5,926円を支出し、分館環境美化を図りました。

節19負担金補助及び交付金におきましては、26分館に分館活動費としまして、211万8,320円を支出し、分館施設整備補助金として2分館に分館改修費として2分の1を補助し、57万1,469円を支出し、地域分館活動及び施設整備の支援をしたところです。

次のページになります。目3文化財保護費につきましては、1,646万918円を支出しました。これは、文化財保護委員の報酬及び費用弁償、国、県、町の指定文化財の維持管理による経常的経費が主なものでございます。

節1報酬では、不在となっていた学芸員を嘱託でお願いし、163万9,650円を支出しました。

節13委託料において、御大師堂周辺埋蔵文化財調査委託料として、691万2,000円を支出しました。これは、今後、御大師堂復原工事を行うにあたり、吉祥院に関連するかどうか周辺の調査を事前に行い、事業を円滑に進めるためのものであります。

175から176ページになります。節19負担金補助及び交付金においては、湯前町歴史的風致維持向上協議会補助金、また、本町に存在する無形、有形の文化財を維持管理、継承していただいております無形民俗文化財保存継承補助金、辻婦人会、下里婦人会補助金を中心に、58万5,000円を支出しております。

不用額の主なものとしましては、節1報酬と節9旅費については、文化財保護委員の大会に出席が少なかった事、また、節11需用費については、不測の事態に備えて修繕費を残した事、節13委託料については入札残が主なものです。

目4美術館費については、1,339万6,816円を支出しました。これは、まんが美術館に要します窓口業務職員の報酬と漫画コンクールに要します経費、絵画等借りに伴う経費でございます。漫画コンクールの応募者数は全国及び海外から446点の応募を頂きました。また、まんが美術館の入場者数は前年度の倍近い8,965人でした。

177ページからになります。節13委託料は、特別展事業委託料として486万円を支出しました。平成30年度の特別展として、4月28日から川崎のぼる原画展を開催し、特に7月21日より開催しましたゲゲゲの鬼太郎、トリックアートの館展におきましては、夏休みでもあり、テレビ、新聞等での紹介、SNSでの拡散力により多数の皆様にご来館いただきました。複数回、来られた方も多くありました。

節18備品購入費として、漫画制作体験機器を5台購入しました。主に子どもたちにタブレットでの描画を体験してもらい、より親しみをもってもらうためのものです。崇城大学との漫画授業や、美術館内での利用を促進しながら進めております。これは、地方創生推進交付金事業（2分の1補助）での購入です。また、漫画美術館等活用計画の一環でもあります。

なお、節9旅費の不用額66万4,628円につきましては、主な要因としまして、本年度は特別展や関連事業において、東京などの遠方での打合せ等を極力減らした事、また、特別展の一部委託により、PRのためのキャラバン等が縮小できたことによるものです。

また、節12 役務費の不用額は、原画等の借り上げが、電子データ等や委託料に含まれている分があり、支出が不要なためです。しかし、一部、3月定例会において更正減額できたところがありました。申し訳ありませんでした。

項5 保健体育費につきましては、6,519万9,000円を支出しました。前年度に対し、591万3,599円の増となりました。その要因は主に人事異動に伴うものです。

目1 保健体育総務費につきましては、2,480万9,746円を支出しました。これは、社会体育係の人件費のほか、スポーツ推進委員の報酬費用弁償、各種スポーツ大会経費、各種団体への補助が主なものでございます。

180ページになりますが、節19 負担金補助及び交付金では、公認奥球磨ロードレース大会負担金に、326万1,886円を支出しました。今回で第7回を迎えましたが、今回も国道219号線を往復する公認コースで、路上での応援はもちろん、テレビ録画中継され、更に奥球磨3町村のPRも行い、多くの方々の声援をいただいたところでした。お陰を持ちまして選手参加は446名と多くの選手に参加いただき、高速レースとして招待実業団・大学・高校・中学からの有名選手等の出場も、順調に増えてきています。

節8 報償費で不用額23万9,591円については、会議開催数減と会議等参加者減のためでございます。また、節9 旅費の不用額27万348円についての主な要因は、会議、出張等の欠席によるものです。

また、節19 負担金補助及び交付金の不用額19万5,132円は、奥球磨ロードレース事業の精算による返還金が主なものです。

179ページの、目2 体育施設費につきましては、1,294万7,545円を支出しました。これは、海洋センター事務員の報酬、センター管理人賃金等の人件費のほか、体育館、プール、グラウンド等の社会体育施設の維持管理に要した経費であります。平成27年度より、実施していましたB&G財団の地域コミュニティの再生モデル事業は平成29年度で終了となりましたが、関係機関と連携した教室・体験会などは自主的に継続しており、その経費が主なものとなっております。

また、節8 報償費では、小学校運動部活動検討委員会を6回ほど開催し、謝金15万4,000円を支出しました。

また、180ページになりますが、節9 旅費では、総合運動クラブ教室の費用弁償として、18万2,400円を支出しております。

182ページになります。節13 委託料では、B&G海洋センタープール監視業務委託料として、307万7,319円を支出しました。

節15 工事請負費でプール循環器改修工事として、64万8,000円を支出しました。

目3 給食費につきましては、2,744万1,709円を支出しました。これは、学校給食センター調理業務委託料及び施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。

183ページになります。節13 委託料では、学校給食センター調理業務委託料として、1,777万7,880円を支出しました。

節18 備品購入費では、給食運搬用のスロープ購入に、11万3,400円を支出しました。

また、節11 需用費の不用額、19万969円は、主に電力会社を変更し、電気料が見込み以上に下がったためでございます。また、平成30年度の給食回数は、小学校192回、中学校が189回実施しており、1日約340食を調理しております。これからも安全、安心で、おいしい給食を提供して参りたいと思っております。

以上をもちまして、款9 教育費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款9 教育費の質疑を行います。

153ページから186ページです。

○7番（高橋一雄君） 182ページの蓑谷溜池のトイレリース料が出ていますが、元々はため池の上は、公園化されていて水洗トイレがありました。蓑谷の水害のときに、ボート小屋とも流されてそれ以降ありません。

現在、スタンドアップパドルボートなども溜池でされていますから、子どもたちのためには、同じところだと、また水害でやられますが、少し高いところに水洗トイレを設置したほうがいいのではないかと思います。教育課では、そのような考えはありませんか。

○教育課長（北崎真介君） 蓑谷溜池は農業用溜池ですので、遊泳的なもので元々作ることは、ちょっと関係機関と相当協議しなければ、簡単にはできない状態でございます。ただ、そういったいろんな事業を行う際には、もちろん検討していきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 168ページの生涯学習関連と、図書館の利用について伺います。基本計画によりますと、平成28年の現状が図書館は1,200人に対して、平成30年度は860人と、大幅に340人の減少となっています。平成28年度から比較したときです。そして生涯学習については、平成28年度237人に対して194人、こちらも43名ほどの減少となっています。

まず、この要因についてお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） 明確な分析ではないのですが、生涯学習に関しましては、

やはり高齢化が進んで、新たに入って来る方が少ないというところがございます。

図書館の利用に関しましては、中間層といいますか、年齢的に40代、50代の方がちょっと少ない状態でございます。主婦の方も年々、20代、30代の方とかも、仕事をされる方が多くて、昼間に来られる方が、随分減ったということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 平成28年度といいますと、まだ3年前くらいの話なんですけど、その例えば、主婦層が減ったというのは、ここ3年位で激減したのか、あるいは、高齢化になってということなんですけど、本町は今、高齢化を迎えてはいるんですが、維持しているような状態なんですけど、その、人の要因なんですか。

○教育課長（北崎真介君） 実際、今の60代の方々は、なかなか老人会にも入らないという方がいらっちゃってですね、そのような生涯学習にしても、なかなか入る方が少ないというところがございます。

図書館につきましては、よく主婦の方が、ここ特にあれなんですけど、子どもを連れて来られたりとか、そういった方々が少し減ってきたのかなというところは見えております。また、詳しい分析は後日またやってみたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 是非、ここ数年で激減した要因については、分析していただきたいと思います。また、平成32年、令和2年の目標値が、図書館利用は平成28年よりも、300人アップの1,500人という、はるかに多分成しえないであろう目標値を定められています。

また、生涯学習の人数においても、280人の目標になっていますが、こちらも減少しているなかでの実現は、難しいのではないかなあと考えております。こちらについても、何らかの対策が必要ではないでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、ちょっと分析を進めて、考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○2番（椎葉弘樹君） 町長にお尋ねします。本町の根幹となる総合計画の中で規定された目標値でございます。従いまして、教育課も検討すると言っていますので、是非このあたりの目標値について確認をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君） 総合戦略という部分でございますので、教育課、それから企画担当の部分も含めてですね、検討させていただきたいと思います。

○7番（高橋一雄君） 本町の学校給食は、小学校、中学校とも、すぐそばにセンターがあり、実質的に自校方式の学校給食で、子どもたちに作ったばかりの食事が出ていると思いますが、昨年、今までの直営方式ではままならないということで、民営化されましたが、民営化というか委託にされましたが、その委託によって、こういう効果があったとか、そういうことがありましたら、また、新たな問題点とかありましたらご報告お願いします。

○教育課長（北崎真介君） まず、民営化するメリットの一つとして、例えば、病気の人が出たときですとか、家族に何かあって出られないとか、そういった方が出たときには、本当に、必要なときに必要な人が揃わないところだったんですが、民営化したおかげさまで、人の補充ができたということで、安定した給食の提供ができたということが一番だと思っております。

○7番（高橋一雄君） 夏休み等の長期に学校が休みのときには、給食もないわけですが、働く人にとっては、出てこないでいいと言われると賃金に差しさわりがありますが、民営化によって、そういう点ではどうなったでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 夏休みに入る前に、夏休みの計画をたてまして、小学校、中学校の清掃ですとか、片付けですとか、そういったものを組み込んで、もちろん給食に関する研修、衛生に関する研修等も行いまして、そういった合間に、そういった活動をしていただいております。

○5番（味岡 恭君） 166ページですね備品購入の中に、教材備品購入費とあります。グランドピアノを買ったということでございますが、その古いピアノはどうなったのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 音楽室のもう一つ準備室のほうに、サブとして置いてあります。また、先生も使っているということでございます。また、今後の使用方法は、まだ、今のところ決まっておきませんので、それを利用したいと思っております。

○5番（味岡 恭君） 町長にお尋ねいたしますが、そのグランドピアノの使用法があるような話も聞いたんですが、何か計画があるのでしょうか、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今、ピアノが新しくなったということでございまして、中学校のほうに古くなったピアノがあるということでお聞きしましたので、私としては、実は今考えているのが、くま川鉄道の利用促進と、ひとつ駅のほうに、このピアノを使わないというお話であれば、この湯前駅のほうに、ピアノを置かせていただきまして、実は、BS等で駅ピアノというのがございまして、そういうかたちで、このピアノを利用させていただけないかと、そんなことを今、実は考えているところでございまして、くま川鉄道とも実は話をしておりまして、このピアノを置くことは可能だということでございますので、まああの、財産の貸付等も必要になってくるというふうなお話も聞いているので、今後、具体化させていけばというふうなことを思っているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 子どもたちも大変その、通学時に弾いたりすることもできると思いますので、くま川鉄道さんとよく協議をしていただいて、前向きにお願いしたいと思います。

○9番（山下 力君） 教育長に見解をお尋ねいたしますけれども、教育関係に経験豊富な教育長が7月に就任されて、頭の中は、こんな事業にも取り組みたいと、いろんな

構想があると思います。

その中の一つに、来年の4月から、小学校の5年6年に英語が教科として、導入されます。これについての教育長の考え方をお聞かせいただきたい。

そして、2つ目にはその導入に向けて、いろんな準備が必要になるんじゃないかと思っています。どういう準備が必要なのか分かりませんが、それに向けて現状、どういう準備をされているのか、そして来年4月に万全の準備をして、その対応をしていきたいと、この2点についてお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（中村富人君） 今、ご質問ございましたが、小学校の英語につきましては、ご存知のとおり、来年度から本格的に導入をされます。本町に参りまして、授業も1度見させていただきました。そういう中で、一つ感心しましたのが、これ、今話題になっております小中連携の中で、中学校の方に小学校の免許を与えて、兼務辞令が出ていまして、中学校の英語の先生が、小学校の6年生を対象に授業をやっておられました。私は初めて見ました。

これは、小中一貫校については県教にお願いすれば、兼務辞令が出せるわけですが、ここもそういうことに基づいて兼務辞令が出ておりました。まずは、今、時間数が少ないので、来年度はこの時間をもっと計画的に増やしながらししていこう。これは実は、中学校が1学級でございますので、いわゆる中学校に1学年、2学級ある学校と、1学級ある学校では、教員の配置数は、ほぼ同じでございます。ただ、2学級あるところは、倍の持ち時間があるわけですが、その点、湯前の中学校は1学級でございますので、余裕がございますので、今はそういう余った時間は、例えば音楽の先生が他の教科の、T2というところで、支援に行ったりしているんですが、それを中学校のほうから、小学校のほうに力を貸していただく、つまり英語の方の1学級でございます。3クラス分でございますので、残った部分、英語はそういう英語教育については、特に英語の先生を配置しながら時間数を増やしていただいて、英語の充実、これを、まあ郡市ではそういう学校ございませんが、やってみたらと思っています。

一番良さは、小学校も力を持った先生、いらっしゃるんですが、中学校の先生との違いは発音が違います。これは聞いていてすぐ分かります。発音が違いますので、授業というのは、いかにALTが来ても、T1というか主に授業をするのは、日本人の先生が授業をリードしていきます。その点、中学校の先生方の力というのは、非常に耳とか、いろんな意味でできるんじゃないか、これ、本町に来てから私が思ったことでございます。

それから、来年度に万全の体制をとありますが、英語教育、私は理科の教員だったんですが、英語教育に関心がありますが、一番大きな課題というのが、音を出すこと、聞くというのは、案外、鍛えればできるんですが、音を出す、つまり会話をする、音とし

て相手に話すこと、非常にこれが難しいというのが、大体こう日本全般、英語教育の課題のようでございます。話せば、コミュニケーションも取れるわけですが、そういうことに向けて、今、学校にも校長とも話しておりますが、来年度、いわゆるそういう、こう話すような、そういう体制ができないか、要望があれば、またこう来年度予算編成のときに、お聞きしながらしたい、具体的には、緯度が同じといいますか、南のオーストラリアというのは、時間帯が変わりませんので、そういうことをしながら、現地の子どもたちとパソコン、ネット関係を工夫しながらできればなど、そういうのが今のところ特徴あるといいますか、と言いますのが、来年度に湯前小学校が、現在町指定の英語教育の指定を受けているようで、令和2年度に発表する予定です。

それに向けて、やっぱり湯前小学校の持ち味といいますか、固有の特徴、そういうのを出すことがありますので、それに向けて一つは中学校の英語の先生が主になった授業の展開、もう一つは使えるというんでしょうか、英語で習ったものを使っていく、話すことに力を入れたそういうのができればと考えております。以上です。

○9番（山下 力君） 今、教育長の答弁のごとく、今の子どもたちというか、児童生徒には、英語の教育は非常に大切な科目だと思っておりますので、途中で言われました、いろんなことに挑戦したいときに予算が絡むのでしたら、是非、町長のほうと協議していただいて、子どもたちのために努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、支援員について、ちょっとお尋ねします。まず支援する児童生徒に対して、まず教育長はしっかりと支援したいという考えなのか、まあ他町村並みと考えられるのか、その支援室を必要とする子どもに対しての見解をお聞かせください。

○教育長（中村富人君） この特別支援教育につきましては、平成19年度に法改正されて、現場にも導入されております。年々特別支援教育の重要性が増すにつれて、導入されているわけでございますが、ここに来まして、驚きましたのが、特別支援学級の在籍者がとても多いことでございます。私もそのへんの実情、分析しておりませんが、そういう部分もありますし、また、支援員さんの数も学校の規模の割には、良く配置されている。非常に手厚い特別支援教育への支援がなされているというのはまあそういう思いでありました。

私が特別支援教育に関して思いますのは、かつてはやはりこう、いろんな支援を要する子どもたちが、やっぱり理解のなさで、いろんなつらい思い、あるいは、なかなか伸びないとか、あるいはこう人格形成において、非常にこう課題になるような、そういうことがあったのは事実でございます。そういうことからして、やはり今後、少子化になってきますので、いろんな子どもたちが、いろんな立場で社会貢献をすべきというふうに考えております。

そういうときに、非常に財政的には厳しいと思います。地方財政、厳しいのは十分分

かっておりますが、湯前町に来まして、その支援員の体制に感謝しますし、今後とも、そういうことでしていただければと思います。結論申し上げますと、私、特別支援教育の事業については大きな賛成の立場でございます。以上です。

○9番（山下 力君） そして、高橋総務課長、支援員の報酬関係は一般財源ですよ、国からの支援策はないんでしょ。

○総務課長（高橋 誠君） 支援員への財政の手助けのほうですけども、クラス数がございます。それについての数によって、特別交付税のほうで、数字のほう算入して、はじいていただいているということでございます。

○9番（山下 力君） ということは、教育長は支援員を増員してでも、そのような考えを持っておられます。ということは、たくさん支援員をしても、全員の方の報酬が特別交付税でみられるというわけですか。

○総務課長（高橋 誠君） その付近の上限額等もあるかと思えますけれども、全てが、みられるかどうかというのは、ちょっと確認をしてみたいと思います。

○9番（山下 力君） まあそこで、平成19年からと言われましたかね、全国でそういう取組をされております。人手不足というか人材不足というか、そうした中で、小さく区域を絞って、人吉球磨管内で、各市町村取り組んでおられると思います。支援員の報酬は一律なのか、町村によって差があるのか、条件等が分かっておればお聞かせください。

○教育課長（北崎真介君） まず、人吉球磨管内は昨年、ちょっと調べておまして、まず、嘱託職員と臨時職員の2つのやり方に分かれております。また、その中で教員免許を持っているか、持っていないかでまたそこで分かれておまして、各町村、実際は、バラバラでございます。ただ水準的に月給ベースでしますと、うちの町は中の下くらいというところのようです。

○9番（山下 力君） 中の下ということは、5番目か、6番目か、7番目ですか、まあそれは冗談として、やはり免許持ちと、持たない人の差は少しあると思えますけれども、やはり、せめて話し合いをされて統一するか、ちょっと高めに設定して、やはり教育長の、町長には尋ねておりませんけれども、町長も同じ考えだろうと思えますので、報酬等はですねやはり高めに設定して、対応していただきたいというふうに思います。これは是非、来年度から導入に向けて町長との協議をお願いしたいというふうに思います。これに対して教育課長の決意をお聞かせください。

○教育課長（北崎真介君） はい、来年いろんな制度も変わりますし、まずこのうちの、支援員さんの規定のほうは、総務課と相談しなければ変えられませんので、是非とも来年度要望しまして、皆様のご期待に応えるように頑張りたいと思います。

○9番（山下 力君） 課長が皆さんの期待に応えると言いましたけども、町長の見解

をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 大変あの、今、教育関係におきます支援が必要な子どもたちが、生徒の割合数では多いということでございますし、当然、私としても公約の一つにあげさせていただいておりますので、十分、そこらへんは協議をさせていただき、それから、先ほど申しましたように、制度の中身が少し変わってくるようでございますので、その中で給与表の体系、格付け、ここらへんも十分検討させていただければというふうにいるところでございます。

○6番（金子光喜君） 確認させてください。186ページ、最後のほうですけれども、学校給食費の補助金が30万円出ております。これはなんか、夏休みが繰り上がった分の給食費を、町のほうで補てんしているというところで理解してよろしいのか、お伺いさせてください。

○教育課長（北崎真介君） 平成30年度につきましては、夏休み4日前倒ししまして、給食回数が増えるということで、上げるわけにはいかない、そういったところで、4日分の小中学校の給食費を換算しまして、29万円前後でしたので、30万円ということであげさせていただきました。

○6番（金子光喜君） このことに関しては、今後も夏休みが前倒しされる流れでございますので、今までと違ったかたちで、この負担金のほうは町のほうで対応していくことでよろしいでしょうか、お伺いさせてください。

○教育課長（北崎真介君） 議員ご存知のとおり、人吉球磨管内では、まず給食費の補助が非常に多ございまして、実数、湯前町の給食費としましても、まず、値上げは考えられない、まず始まったところでございます。ただ、来年度以降は、また町長の意向もありまして、いろんな検討を今進めております。ただ、補助をするところは変わらないというところで、まだ詳しいところは、またもうちょっと煮詰まってからお話しして、ご説明させていただきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） 子育ての支援の一つの部分というところで、受け取らせていただきたいと思います。今後はいろんな展開が予想されるから、教育課長の答弁だったと思います。敢えて今回は町長にはお尋ねいたしません。

○2番（椎葉弘樹君） 178ページの美術館特別展事業委託料についてお伺いします。後期の総合計画によりますと、令和2年の目標値が5,000人ということで、もうすでに平成30年度8,965人ということで、目標達成です。これは担当課の努力によるものだと思います。

ただし、その中を見てもみますと、夏休みに開催されました、ゲゲゲの鬼太郎トリックアート展、これが6,723人ということで、全体の約75パーセントを占めています。ということで、総合的にみると、まあ素直に喜んでいいのか、ちょっと疑問が残るデー

夕になっていると思います。

そこで、教育課長に伺います。この今回の総合計画の目標をクリアしたことに對して、目標値達成で喜んでいいのか、それとも、今後も創意工夫をしていかななくてはならないのかについて伺います。

○教育課長（北崎真介君） 数字のことは、議員おっしゃったとおりでございまして、夏休みのゲゲゲの鬼太郎のみが突出した数字でございました。これはもう、もちろん総数だけでみると表面的には喜べることでございますけれども、実際、我々も喜んでいゝるわけではございませんで、やはり、今後もいろんな企画を考えてもっといろんな方に来ていただいて、親んでもらえるようにやっていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 恐らく、このトリックアート展というのに、何かヒントが隠されているかもしれませんので、そのあたりの分析等もしていただければと思います。

また、これは町長に伺った方がいいんでしょうか。平成29年度に美術館の改修計画がありまして、まんが美術館活用計画というのが策定されております。平成29年度の3月前後だったと思います。この活用計画については、現状どのような状況なのかについてお伺いします。

○町長（長谷和人君） 現状、今、来年度から動き始めますが、その中に入っておりますのが、実は、改善センターの天井の部分、加えまして、空調の部分でございませうか、これが、動き始めるところでございます。

それに実は、入っておりますのが、あの計画に入っておりますのが、今、まんが美術館側でございます事務所、これを改善センター側のほうの今の、フロアのほうに持って来て、事務所をちょっと移転させようかというふうな計画に入ってきておりました。加えてその美術館は全てその事務所を取っ払うということで、完全専門的な美術館にしようかという展開だったというふうに思っております。加えまして、ちょっと雨漏り等が、老朽化し始めていましたんで、これの修理をという計画だったというふうに思っているところでございます。

その前に実は、起きておりますのが、小学校、中学校、又は八勝寺等の計画等がありますもんですから、今、美術館関係の予算関係については、現在そのまま保留にしているというふうな状況でございまして、急ぐべき部分のほうを先にさせていただく、美術館も大事な部分ではございますけれども、そちらのほうは、後年度回しということで、私の頭の中ではそういうふうにお考えおとし、教育課のほうも、優先順位をお考えたときに、そっちのほうを先にというふうなことで、協議のほうは行っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この活用計画については、教育課の働く場所にも影響してくるところでございませうので、計画的には先送りせずに、協議のほうは継続してやっていく

必要があると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当然、いっぺんにやったほうが一番ベターなんですけども、私が何を言っているかと言いますと、財政的には非常に問題がありまして、教育課ばかり予算を付けるわけにはいきませんから、ここは目的別予算の中で多少教育課のほうに予算を重点的に配分しなくてはならないかもしれませんが、ほかの分野につきましても、当然、予算をつけなくてはいけない部分もございますので、決して、後回しという言葉はちょっと使ったのが悪かったかもしれませんが、十分そこは考えながら、予算配分させていただきまして、緊急度の高いそちらのほうに、先行させて、実施をさせていただけないかと、そういうふうにかように考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） これは、前町長時代に策定された計画でございまして、長谷町長の考える施策とはもちろん違う可能性もありますので、そのあたりに町長のまんのまちづくり構想が、施策について対応できるように、今後、ご対応いただければと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほどの山下議員からの質問で、支援員の交付税算定のほうですけども、まず普通交付税のほうで、学校数によって数字の算定があります。その後、その支援学級のクラス数が増えるところでまた加算といいますか、特交でみられるということでございます。

もう一つ特別支援員さんの処遇といいますか、賃金のほう、こちらのほうは、先の全員協議会のほうで、お示しした会計年度任用職員のほうに、移っていくということでございまして、この中でまた、各町村との調べが出てくるかと思っておりますので、その中で、改善していくものは、改善していこうという考えでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、次に進みます。

お諮りします。款10災害復旧費から款13予備費までを、一括して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認め、一括審議とします。

款10から款13までの説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 185ページになります。款10災害復旧費につきまして説明いたします。予算現額4,802万3,000円に対し、2,682万2,208円を支出しております。歳出合計に占める割合は、0.9パーセント、執行率は、55.8パーセントとなり、繰越明許費としまして、農林水産施設災害復旧費470万円、公共土木施設災害復旧費1,630万円、合計2,100万円の工事請負費を翌年度に繰

り越しています。

項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費につきましては、平成30年6月の梅雨前線豪雨により果樹園の法面が崩壊しましたので、節13委託料に測量設計業務委託料11万8,800円と、節15工事請負費に災害復旧工事としまして、149万400円を支出しました。

目2農業用施設災害復旧費につきましても、平成30年6月の梅雨前線豪雨によるものです。

次のページをお願いいたします。大谷排水路災害復旧事業では、護岸及び法面が崩壊によるもので、節13委託料に測量設計業務委託料11万8,800円と、節15工事請負費に災害復旧工事としまして、153万3,600円を支出しました。また、上溝災害復旧事業につきましては、節13委託料に測量設計業務委託料75万6,000円と、節15工事請負費につきましては、上溝の応急仮工事をまず行い、63万7,200円を支出しました。

上溝災害復旧工事は、上溝と仁良田溝が立体交差する部分のコンクリート三面張水路決壊と素掘り水路の崩壊によるものですが、前払分として260万円を支出し、残りを繰越事業としました。

目2林業用施設災害復旧費につきましては、災害復旧事業がなく支出はありません。

以上です。

○建設水道課長（皆越克己君） 189ページになります。項2公共土木施設災害復旧費、目1河川災害復旧費につきましては、支出はありませんでした。

目2道路橋りょう災害復旧費については、1,956万7,408円を支出しております。平成30年6月梅雨豪雨による路肩被災による災害復旧費になります。その主なものは、191ページをご覧ください。節13委託料として、測量設計業務委託料等506万5,200円、節15工事請負費として、町道折戸線1工区、2工区、町道藁谷線併せて、1,424万4,720円を支出しました。

以上で 款10災害復旧費の説明を終わります。

○総務課長（高橋 誠君） 191ページ、192ページをご覧ください。款11公債費をご説明申し上げます。支出済額が2億3,033万4,237円を支出いたしております。歳出全体に占める構成比は7.7パーセントになります。前年度と比較いたしますと325万円の増となっております。増の要因は、学校給食共同調理場の建設の財源に充当していました過疎債借入分の元利の償還が始まったことによるものでございます。

決算書の236ページをご覧くださいと思います。平成29年度末現在高（A）の数値でございますが、25億2,697万5,000円に対しまして、平成30年度中の新規発行額（B）の値ですけれども、1億6,647万5,000円、そして、返済した元

金（C）でございますが、合計額2億1,466万5,000円で、その結果、平成30年度末の差引現在高は、24億7,878万5,000円となっております。

次に、238、239ページをご覧ください。地方債現在高の状況で、区分の中の、平成30年度末の差引現在高（E）のところでございます。6番目の過疎対策事業債が、9億642万円、構成比36.4パーセントとなっております。その下の10の臨時財政対策債のほうが11億5,398万円、構成比46.5パーセントとなっております。

191、192ページに、再度戻っていただきたいと思えます。款12諸支出金、款13予備費につきましては、支出はありませんでした。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款10から款13までの質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で、歳出、款ごとの質疑を終わります。

お諮りします。

議案調査、委員会調査のため、明日9月14日から9月17日までの4日間を、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、明日9月14日から9月17日までの4日間を、休会とすることに決定しました。

ここで、お諮りします。ただいま、認定第1号、「平成30年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9月18日午前10時に開きます。議事は、一般会計決算認定等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時25分

第 5 号

9 月 1 8 日 (水)

令和元年第9回湯前町議会定例会

[第5号]

令和元年9月18日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	認定第 1号	平成30年度湯前町一般会計決算の認定について
日程第2	認定第 2号	平成30年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3	認定第 3号	平成30年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第4	認定第 4号	平成30年度介護保険特別会計決算の認定について
日程第5	認定第 5号	平成30年度後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第6	認定第 6号	平成30年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第7	報告第 5号	平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第8	議案第45号	令和元年度湯前町一般会計補正予算(第5号)について
日程第9	同意第 7号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	同意第 8号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11		委員会報告(総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会)
日程第12		議員派遣について
日程第13		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第14		厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第15		経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第16		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番	遠坂道太	2番	椎葉弘樹
3番	森山宏	4番	黒木龍次
5番	味岡恭	6番	金子光喜
7番	高橋一雄	8番	黒木喜巳男
10番	倉本豊		

3. 不応招議員

9番 山下 力

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	教 育 長	中 村 富 人
総 務 課 長	高 橋 誠	会 計 管 理 者	愛 甲 正 之	
税 務 町 民 課 長	堤 田 真由美	教 育 課 長	北 崎 真 介	
保 健 福 祉 課 長	白 川 一 雄	建 設 水 道 課 長	皆 越 克 己	
企 画 観 光 課 長	本 山 り か	農 林 振 興 課 長	稲 森 一 彦	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 精 二			

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第9回湯前町議会定例会、第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、9番、山下力議員につきましては、欠席届が提出されており、これを許可しております。

-----○-----

日程第1 認定第1号 平成30年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、認定第1号、「平成30年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月13日の議事を続けます。

ただいま、歳出、款ごとの質疑が終了したところであります。

これから、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 歳入について、ご説明します。

歳入に入る前に、決算書の修正のほうをお願いしたいと思います。附属書類の196ページのほうでございます。公有財産、土地及び建物のほうの、区分で、中ほどの山林の土地のほうですね、前年度末の現在高、間違いが、867万2,544平方メートルが間違いでございます。正しくは、897万46平方メートルが正しい数値でございます。差し替えのほうをよろしく申し上げます。また、間違いがありましたことをお詫び申し上げます。

○議長（倉本 豊君） ここでお諮りします。ただいま差し替えをされましたものを、原案として審議したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。差し替えたものを、原案として審議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 引き続き、歳入についてご説明申し上げます。

15、16ページからになります。款1町税は、収入済額が2億6,055万3,243円で、歳入全体に占める構成比は、8.1パーセントになります。前年度と比較して109万円と微増で、ほぼ前年度並みでございます。町民税と軽自動車税のこの2つについては、前年度より微増ですが、法人税、たばこ税、入湯税の3つについては減収しているところでございます。

不納欠損は、町県民税2件、軽自動車税1件、国民健康保険税1件の2名分でございます。法令に基づき財産調査等を行ったうえで、地方税法第15条の7第5項により執行停止後に即時消滅としたものでございます。

収入未済額は1,175万2,509円となり、前年度と比較し、36万943円の減となりました。引き続き、徴収率の向上に努めて参るところでございます。

次に、17、18ページをご覧ください。款2地方譲与税は、収入済額が2,645万4,000円で、前年度と比較して自動車重量譲与税が主な増となっております。

次に、19ページ、20ページをご覧ください。款3利子割交付金は、県民税利子割額を原資としており、前年度と比較して2万3,000円の減の39万3,000円を収入してございます。

款4配当割交付金は、県民税の株式などの配当割額を原資としており、前年度と比較して18万円の増の76万1,000円を収入しております。

次に、款5の株式等譲渡所得割交付金は、上場株式などの譲渡による所得に係る県民税の所得割額を原資としており、前年度と比較して24万1,000円減の59万8,000円を収入しております。

款6地方消費税交付金については、地方消費税を原資としており、消費動向が反映されるところでございまして、前年度と比較して226万1,000円増の7,040万7,000円を収入しております。

次に、21ページ、22ページをご覧ください。款7自動車取得税交付金は、前年度と比較しまして27万5,000円増の625万8,000円を収入しております。

次に、款8地方特例交付金は、92万5,000円を収入しております。個人住民税の住宅借入金等特別税額控除見込額が交付されております。

款9地方交付税は、15億3,067万6,000円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、47.7パーセントで、前年度と比較しますと1,103万7,000円の減となっております。普通交付税は、前年度と比較しますと、1,105万9,000円の減が大きく、特別交付税は2万2,000円の増と、昨年度並みでございます。普通交付税の減の要因は、地方債の元利償還金の減によるものが大きいと考えております。

次に、款10交通安全対策特別交付金は、交付がありませんでした。

次に、23、24ページをご覧ください。款11分担金及び負担金は、2,226万4,028円を収入しております。前年度と比較しまして99万円の増となっております。これは、植木地区用水路改修工事受益者分担金、潮山農地災害復旧工事受益者分担金、そして浜川区の馬返簡易給水施設工事への受益者分担金を収入しております。負担金については、保育所広域入所児童保護者負担金ほか、老人福祉負担金、障害者福祉費負担金をそれぞれ収入しております。

ページの下のほうでございますが、款12使用料及び手数料は、5,190万9,832円を収入しております。前年度と比較して27万3,569円の増となっております。

25、26ページをご覧ください。項1の使用料は、目1総務使用料、インターネット使用料でございますけれども、1,623万7,170円となっております。インターネット加入者は、平成30年度末において、387世帯となっております。いま現在、令和元年8月末で、405世帯と増えてきてございます。次に、土木使用料の住宅使用料については、2,845万2,900円を収入しております。ただ、現年度の収入未済額が54万円、過年度分も合わせますと396万円でございます。職員のほうも徴収には努力しております、継続して更に徴収に努めてまいります。

項2の手数料435万8,230円は、目1総務手数料の戸籍住民印鑑証明手数料など、27、28ページでございますけれども、目4の教育手数料の美術館の美術館観覧料176万4,930円が主なものでございます。

次に、款13国庫支出金は、3億492万3,983円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、9.5パーセントで、前年度と比較して、5,584万円の減となっております。この国庫支出金は、国庫負担金と国庫補助金、国庫委託金の3つの項に分かれておりますが、減の要因は、国庫補助金の減が主なものでございます。

まず、項1の国庫負担金の2億536万4,222円を見ていただきますと、主なものは、目1民生費国庫負担金では、節1の児童福祉費負担金の保育所運営費国庫負担金、節2の障害者福祉費負担金では、障害者自立支援給付費、障害児通所事業費の国庫負担金、節3の保険基盤安定制度負担金では、国保保険基盤安定制度負担金、節4の児童手当国庫負担金、節5の老人福祉費負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金を、それぞれ収入しております。

次に、29、30ページをご覧ください。2つ目の、項2の国庫補助金の9,715万3,437円を見ていただきますと、目1の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム構築等整備費補助金と地方創生推進交付金などを収入してございます。また、目2民生費国庫補助金では、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、支援員処遇改善等事業などを収入してございまして、31、32ページでございますが、目4の土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金で繰越明許分を併せて、それぞれ収入しております。目5の教育費国庫補助金は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金などを収入しております。

3つ目の、項3委託金の240万6,324円は、目1総務費委託金で自衛隊募集事務委託金ほか、中長期在留者住居地届出等事務委託金、次に目2民生費委託金で、国民年金事務委託金など、それぞれ収入しております。

次に、33、34ページをご覧ください。款14県支出金は、3億1,320万9,669円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、9.8パーセントです。前年度と比較して、2,100万円の減となっております。主な減の要因は、農林水産業費の補助金の減によるものです。

まず、項1の県負担金の1億1,741万4,635円を見ていただきますと、主なものは、目1民生費県負担金では、保育所運営費県負担金3,830万2,090円ほか、熊本県自立支援医療費負担金、障害者自立支援給付費等負担金などの障害者福祉関係の県費分、そして、国保保険基盤安定制度負担金、後期高齢者保険基盤安定拠出金など、それぞれ収入してございます。

次に、ページの下のほうでございしますが、項2の県補助金の1億8,871万5,467円を見ていただきますと、主なものは、次の35、36ページでございしますが、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金1,265万1,000円、熊本地震復興基金交付金、電源立地地域対策交付金を、それぞれ収入してございます。

次に、目2の民生費県補助金は、節ごとに、社会福祉費補助金、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金、児童福祉費補助金ほか、県補助金を、それぞれ収入いたしております。

37、38ページをご覧いただきたいと思います。中ほどの目3衛生費県補助金は、乳幼児医療費補助金、合併処理浄化槽設置補助金など、それぞれ収入いたしております。

目4の農林水産業費県補助金でございしますが、1億2,201万4,667円を見ていただきますと、節1農業費補助金で、中山間地域等直接支払交付金2,335万3,865円ほか、環境保全型農業直接支払交付金、次に39、40ページですが、農業次世代人材投資事業補助金、多面的機能支払交付金など、それぞれ収入しております。中ほどの、節2の林業費補助金では、森林環境保全整備事業補助金1,866万5,320円ほか、間伐等森林整備促進対策事業補助金、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金などを収入いたしております。

ページの下のほうでございしますが、項3委託金でございします。707万9,567円を見ていただきますと、次のページ、41、42ページでございしますが、権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務費委託金、工業統計調査委託金、学校基本調査委託金ほか、統計調査費県委託金をそれぞれ収入しております。また、県議会議員選挙費委託金は65万5,224円を収入いたしております。

次に、款15の財産収入は、4,129万2,300円を収入いたしております。歳入全体に占める構成比は、1.3パーセントです。前年度と比較しまして、1,528万円の増となっております。主なものは、43、44ページでございしますが、目2の利子及び配

当金の各種基金利子、そして、上球磨森林組合出資配当金222万3,862円、球磨ブレカット出資配当金158万円を、それぞれいただいております。

項2財産売払収入でございますが、目3生産物売払収入の部分、これは45、46ページになりますが、木竹売払収入3,483万5,134円を収入いたしております。

次に、款16寄附金でございます。3,142万1,953円を収入いたしております。歳入全体に占める構成比は0.9パーセントです。前年度と比較しまして、5,828万円の減となっております。主な減の要因は、ふるさと寄附金の減となっております。

款17繰入金は、7,695万6,590円を収入いたしております。歳入全体に占める構成比は2.4パーセントです。前年度と比較しまして、4,475万円の増となっております。主な増の要因は、歳出の介護保険特別会計繰入金に要した財政調整基金繰入金の増となっております。

47、48ページでございます。目7ふるさと応援基金繰入金の3,959万5,400円は、歳出で説明しましたが、若者住宅、分館への血圧計、LED外灯、防犯カメラ設置、住宅リフォーム・空き家リフォーム補助金への財源充当を行って、活用させていただいたものでございます。

次に、項2の特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金236万1,190円は、平成29年度の実績に伴い返還金が生じたため、収入したものでございます。

款18繰越金は、繰越明許費分を合わせて前年度繰越金は、2億5,161万7,626円でございます。歳入全体に占める構成比は、7.8パーセントでございます。

次に、款19諸収入は、4,860万1,467円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、1.5パーセントです。前年度と比較しまして、2,388万円の減となっております。減の要因としましては、農協預託金と商工会預託金の減、B&G地域コミュニティ再生モデル事業助成金の減、熊本県後期高齢者広域連合派遣職員給与等負担金の減などによるものでございます。

次に、49、50ページでございますが、項3貸付金元利収入の農協及び商工会預託金元金、合わせまして2,000万円でございます。前年度は3,500万円ございました。

次に、目4雑入でございます。51ページ、52ページになりますが、節1過年度収入は、平成29年度の保育所運営費県費負担金精算による追加交付金21万3,453円など、実績に基づく交付金及び負担金をそれぞれ収入しております。また、節2予防接種等徴収金は、基本健診など各種健康診断の実施に伴う受診者の負担金を収入しております。ページ下のほうでございますが、節3雑入の2,284万2,301円については、市町村振興交付金317万868円ほか、くれないの森造成事業助成金、JTの森造成事業助成金、全国消防操法大会出場補助金、次に53、54ページでございますが、御船町への中

長期派遣に伴う派遣先負担金、熊本県後期高齢者広域連合派遣職員給与等負担金などでございます。

ページの下のほうでございますが、款20の町債のほうでございます。1億6,647万5,000円を借り入れました。前年度と比較して、6,709万円の減となっております。歳入全体に占める構成比は、5.2パーセントです。主なものは、55、56ページでございますが、目1総務債の臨時財政対策債7,097万5000円、同じく節4の緊急防災・減債事業債1,240万円、目3の農業債のかんがい排水事業債540万円、目4土木債の道路整備債5,420万円、目6の教育債の教育施設整備債230万円、目7商工債の駅周辺整備事業債1,420万円、次に57、58ページでございますが、目8の災害復旧債の公共土木施設災害復旧債420万円であります。

以上、歳入合計が32億569万7,691円となっております。

続きまして、195ページをご覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書を記載しているところでして、歳入総額から歳出総額を引きました歳入歳出差引額が、2億848万9,161円となっております。この内、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が4,192万6,000円となっております。これにより、実質収支額が1億6,656万3,161円となりました。

次の196ページからですが、財産に関する調書としまして、公有財産の状況を載せております。198ページから町有林山林の状況、有価証券の状況、出資による権利、それから出資金内訳、出捐金内訳などを付けております。この中で、町有林山林の状況、198ページですが、立木の推定蓄積量について、平成29年度分の決算に間違いがあったということで、数値の間違いがございました。今回の決算書に提出しているものが、正しくした数値でございまして、この立木の推定蓄積量の前年度末の現在高のほうが、平成29年度の決算書に誤りがあったということでございました。大変申し訳ございませんでした。同じく、199ページの出資金の内訳で、これも昨年度、平成29年度の決算書に芦北農業協同組合分1万円と記載がありましたが、これは町の出資金ではございませんで、昔のアソシエイツの時代に前町長が出資していた分でございます。この分については、今回の決算書のほうから削除させていただいたということでございます。昨年ご承認いただいた決算書のほうが、間違いであったということでございます。大変申し訳ございませんでした。次に、200ページに物品の自動車の状況を載せています。また、201ページに基金の状況を載せております。次に、202ページ以降については、附属書類としまして、主な主要施策の成果を添付しております。内容については、説明を省略させていただきたいと思います。それから、232ページ以降は、これも参考資料としての、収入の状況、支出の状況、地方債現在高の状況などの資料を載せているところでございます。ご参考にしていただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○5番（味岡 恭君） 収入の、何て言うんでしょうか、ページは収入の16ページと最後のほうの滞納金の前年度比率というところで17ページ、今年度はですね、1,175万2,000円ということで、収入未納額が上がっております。ただ、こちらのほうの17ページを見ますと、年々、滞納額が少しずつ減っているんですが、町は今、どのような徴収をされているのか、これが一般財源の貴重な財源だと思います。あと、トータルの5,390万円ばかり残っているかと思いますが、トータルの未納金が。どのような徴収をされているのかお尋ねします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 税務町民課のほうの徴収関係ですが、一応スタンスとしましては、取るというところで頑張っております。取れないところということもありますけれども、まずは課税をしまして、住民の皆様になめていただくということは基本ですので、これは本当に先ほど味岡議員が言われましたとおり、貴重な財源ですので、まずは取るというスタンスで行っております。それから、取れないところについては、法に従って、差押さえ等とか、それから執行停止とかを行いまして、泣く泣くというか、不納欠損というところの額に持っていくということになっています。基本的には取るということを前提に、税務系の職員のほうで頑張っております。以上です。

○建設水道課長（皆越克己君） 使用料等、建設水道課関係の使用料などにつきましても、基本的に使用していただいたもの、住宅の家賃等につきましても同様でありますけれども、それぞれのご事情がありますけれども、それを勘案したところで、徴収に伺いながら、100パーセントの徴収ということは基本的には思っておりますけれども、なかなか難しい部分もありますけれども、収納向上につきましては、職員一同、今後とも努力して参りたいと思っております。

○保健福祉課長（白川一雄君） 保健福祉課のほうで、保育所の保育料等の徴収を行っているところですが、これにつきましては、児童手当の支払いの際に、任意にお願いいたしまして、その中からお支払いしていただくような方法も兼ねて行っているところでございます。

○教育課長（北崎真介君） 給食費のほうは、ほぼ100パーセント口座引落としの手続きをお願いしまして、収納率としては良好、100パーセント近いものがございます。しかし、遅れ気味の方の場合は、夜間徴収も含めまして、担当職員で回っております。また、奨学金のほうも、現在のところ収納は良好でございます。

○5番（味岡 恭君） 今、聞きましたところによりますと、私はどういう方法で徴収をされているのか、督促状を出すとか、足を運んで集金をするとか、お願いをするとかいう方法があるかと思えます。そのところ、もうちょっと、金額の大きいところだけ、ちょ

っと詳しく説明はできないでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 決算書の資料の中に、227ページにですね、資料があるんですけども、ちょっとご覧いただいてもらってよろしいでしょうか。こちらの中に、徴収実績等というのがありますけども、金額的には入っておりますが、訪問日数とか訪問件数等でありまして、この徴収関係に行ったところの徴収金というのが、こちらに挙がっている2,106万4,000円ということで、徴収に、人的に呼びかけをしたり、夜間徴収に行ったりとか、お声掛けをしての実績が、こちらのほうに載っておりますので、こういう徴収等もやっております。

それから、今年度、平成30年度につきましては、軽自動車税ですね、こちらのほうが、ここ数年なかったと思いますが、100パーセントの徴収率を行っております。これも、税務課の係のほうが目標を決めまして、平成29年度あたりから目標を持ちまして、軽自動車につきましては、ちょっと金額がですね、納期も1回ということなので、こちらのほうは徴収強化をしましょうというところで、約2年がかりで100パーセントに持っていくことができました。令和元年度につきましても、今ちょっと苦慮しておりますけれども、そちらのほうも目標を持って頑張ってきているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○5番（味岡 恭君） 今、見ますと、平成28年度の未納金にしても、6,000万円近くあります。これが減って、今5,000何ぼなんですけど、水道とかいろんなものについては3年、そのほかについては5年とかいう年数があるかと思えます。あと、それを過ぎればもう、不納欠損ということになろうかと思うんですが、かなり金額が今度少しづつ上がってくる、不納が上がってくるんじゃないかと恐れます。大変なんでしょうけど、督促も1回しかできない、足を運んでもちょっといろいろ問題があるところもあるかと思えますが、なるだけですね、一般財源の貴重な財源ですので、本当に努力していただきますようお願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） まず、不納欠損に至るところまでの流れを説明したいと思えますので、まずですね、納付書を発行いたします。それから、督促状を発行いたします。未納の場合ですね。それから、未納の場合は隣戸訪問とかをしまして、それから、催告状とか、もう1回、払ってくださいねという通知を出します。それで接触を図りまして、納付誓約書とか取りまして、そうしますと時効がですね、その時点で、元々5年時効なんですけども、そこで納付誓約書等を取ると、分納とかしていただくと、この時効がリセットされまして、またゼロから始まるということになります。ですので、なるべく接触を図って、納付誓約書を取りながら、この時効にならないように努力はしているところでございます。それからあと、それでもやはり納付ができないところにつきましては、実態調査等とか、財産調査等をして、それから、不納欠損に持っていくという流れにな

っていきますので、時間的にもなるべく時効を延ばす努力はしております。

○5番（味岡 恭君） そこで、書類でもらうのもいいんでしょうけど、そこでいくらかでも金額をもらうことによって、つながっていくということもあるんでしょう。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、そういうことになります。

○5番（味岡 恭君） 先ほどから何回も言いますが、貴重な一般財源でございます。なるだけ100パーセント収納していただきますよう努力をお願いします。

○2番（椎葉弘樹君） 26ページのインターネット使用料について伺います。平成30年度に1,623万円の収入があったということで、これに対する損益分岐点について伺いたいと思います。平成29年度まではこの収入が上がってきていたので、議会からも提案しまして、使用料を月当たり3,700円に減額しております。そこで、まず1点目が、そのインターネットの損益分岐点というのは、当時1,000万円ぐらいと聞いていたのですが、いま現在どうなっているかについて伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど歳入で説明したように、平成28年、平成29年、平成30年、また今回までずっと、加入世帯のほうは伸びてきております。それに対する、今、現時点での損益分岐点のほうは、まだ計算をしておらないところでございまして、必要であれば、また計算してお示ししたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 平成29年度末で、大体1,000万円ということで答弁を受けております。としますと、仮に1,000万円としたときに、600万円ほどの収益が出ていることとなります。では、この収益が上がった分については、いま現在どのように使われているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） インターネット使用料については、この歳出のほうでございしますが、総務費の情報通信管理費のほうに全て充当させていただいてるところでございします。

○2番（椎葉弘樹君） 情報通信管理費というのは、結構幅が広いもので、恐らくインターネットに係る部分以外の分も含まれているのではないかと思います。インターネット関連の条例を見ますと、第2条のほうで、使用料は加入者が受けるインターネット接続サービスに係る費用ついて、という定義があります。そこで、これはやはりインターネット接続サービスに係る分だけに使うべきではないんでしょうか、収益の部分は。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、公設公営のほうで全世帯、光ケーブルのほうを張っております。IP告知端末を各世帯に設置しております。現在400世帯の方が、その告知端末をルーターとして、インターネット接続サービスをされております。インターネット使用料については、この歳出のほうを見ますと、回線使用料でしたり、保守料、様々なところに影響があると思います。これについての試算を、その4,500円から3,700円のときに、改定させていただいたときにお示したところで、インターネットの係る部

分についてのところを示させていただいたと思います。今回もその試算をちょっとさせていいただいて、いま現在、そのインターネット使用料が、歳出の分でどの部分に当たっているのか、どのくらいの金額になっているのかというのを、また調べさせていただきたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 平成30年度の料金値下げについては、その超過した分を料金値下げという方法で対応されています。今後考えられるのは、インターネット関連の設備の維持更新等も考えられますし、また新たな料金値下げという方法もあると思いますので、是非そのあたりを試算していただいて、来年度のインターネット使用料にしっかりと結び付けていただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） インターネット使用料の次の設備更新のために、基金等に積み立てるという方法も、ありがたいご提案かなと思っております。私の中では、今、担当のほうとも話しているんですが、インターネット利用世帯の方だけに次の防災行政無線関係、通信設備ですね、それに負担を求めてしまうのではないかなという懸念もあって、公平性に欠けるかなというところも持っていて、私としては、総務課内の話では、やはり、前回同じように4,500円から3,700円に下げたときのように、見直しを行ったときのように、そのインターネット料金の見直しのほうが、公平性があるのかなというところがございます。そして、次の防災行政放送の通信設備の更新関係については、国のほうの補助事業、国の有利な起債、そういったものを探してやっていきたい、それで足りない部分は、また公共施設等整備基金でしょうか、あちらのほうをやはり優遇して積み立てるような努力をせんといかんなど、私は思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 質疑の中で、基金という話はしていないんですけども、それも1つの方法にはあるのかなと思ってます。ただ、今後インターネット使用料については、やはり住民の方にもしっかり見えるようなかたちで、お示ししていく必要があると思いますので、是非そのあたりもご検討をいただきたいと思います。

○1番（遠坂道太君） 私は、施策の成果について、204ページ、林業の振興の中で、町有林につきましては、非常に、事業に取り組んだ中での管理ができていうふうに思っているところがございますが、成熟した森林資源を更新するためということで、民間の民有林につきましては、今どのような管理状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町内の私有林の面積は、約500ヘクタール程度だと思います。これにつきまして、私有林の具体的な整備内容については、私たちのほうでちょっと把握はできないところです。上球磨森林組合さんとか、組合さんが所有する山林等の整備は進められているものだというふうにしかな、ちょっと私たちのほうでは答えることができません。

○1番（遠坂道太君） 一応ですね、私がここで述べたいのは、ほかの産業振興の中では、町単独での事業の振興をなされておられると思います。ただ、林業につきましては、個人で持っている山あたりの事業関係が、町単独としてもないというのではなかろうかというふうに思っておるところでございますので、今後、森林環境譲与税あたりが出てきますので、そういうのあたりをされるかと思いますが、今後また取組をして、ほかにそういう事業の取組を考えていかればというふうなかたちで質問したわけでございます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今年度から開始された森林環境譲与税の活用ですけれども、当然、民有林、経済林にならないような民有林に使うことが使途の目的というふうになっております。そういうところ、あと関連するところで、路網の整備等についても、森林環境譲与税は有効に活用していきたいなというふうには思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 災害で林道の崩れたところ、そういう個人の方たちもいらっしやったわけですので、そういうあたりの事業としての今後の取組を考えていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 46ページの一般寄附金ですけども、いわゆるふるさと納税の部分が大きく減ってきたということで、説明もございました。平成29年度に比べて5,000万円あまり減っているということで、実際3,000万円くらいの収入があったということですけども、考えようによっては、3,000万円も確保できたのかなというところで、評価するべきところも多いかと思います。経緯については、ご存知の方も多いかと思いますが、競争する市町村が多くなって、なかなかその競争の中で厳しくなったのと、あと3割に制限されたとか、いろいろ制限があったことかかと思っております。その中でも、3,000万円あまりの寄附金が確保できたということは良かったのかかと思っておりますけども、今後、この部分については、もっともっと伸びていく要素があるかなと思っておりますし、町の会計の中でお金を稼げるのでは数少ないセクションですので、しっかりした取組を希望するところですけども、減った要因については、分析はしっかりされていると思っておりますけども、大きな部分とかで今後このへんに力を入れたいということがありましたら、お尋ねさせていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） 今年度、平成30年度におきましては、3割ぐらいに落ち込みまして、その要因につきましては、担当課で分析をしております。まずは、制度の改正によるもの、これが大きかったと思います。この対応のところではちょっと遅れをとりましたり、ほかの町村の状況であったり、変わらない状況とかですね、そういうのがあって埋もれてしまったことが、大きな要因です。2番目の要因として考えられますことは、サイトの中で、専用サイトを活用しているんですけども、そのサイトの中で埋もれてしま

ったこと、当初取り組みました初年度におきましては、100に満たない自治体の加入数だったんですが、それが今やもう500を超えるということになっております。うちが活用している専用サイトにつきましては、全国の中で言いますと3番手くらいのサイトになるんですけども、これはもう全ての業務をフルスペックで活用できるということで、一番、寄附金をいただいた分だけの経費の支出ということで、非常にありがたいようなサイトになっておりまして、有効に活用できるサイトではございますが、またそのサイトの中で埋もれてしまいましたので、今後の対応策としまして、サイトを増やすというところを取組を着手しております。ただし、このサイトの増やし方なんですけど、今活用しているサイトがフルスペックと申しましたが、このフルスペックはこの業者のみということで私たち把握しておりまして、ほかのサイトになりますと、2つ以上の業者を選択して、やる必要がございます。私どもが今着手しておりますサイトは、全国でも1番のサイトのほうを目指しておりまして、それに登録しますには、また別の業者に、ある部分の業務についてを委託する必要がございます。そういったところで、今その取組を着手したところからございまして、その反応を見ながら、今、有利なご提案等もいただいておりますことから、それを今年度やってみまして、その評価をしながら、また次の展開を図っていきたいと考えております。

○6番（金子光喜君） しっかり対応されている、検討されているということをお聞きして、ほっとしたところですし、また返礼品のいわゆる作りこみと申しますか、いろんな返礼品というのが、まだまだ考えられるかと思っておりますけども、そのへんを併せて、町民の方々にもそれなりのアイデアを持っておられる方もおられるかと思っておりますけども、町の英知を結集して、取組を充実させていただければと思います。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 196ページの公有財産、普通財産の部分について伺います。これは、長い課題になるんですが、B&Gの体育館裏に取得した土地というのがありまして、平成8年度に登記し、22年が経過しています。現状を見ますと、町の公有財産であるにも関わらず、雑草が生い茂っている状態です。そして、議会からも平成28年度以降、いろいろ提言しているのですが、結局、計画が示されていない状況です。そこで、ちょっとどの課か分からないんですが、質疑してから3年経過して、検討状況はどのようなになっているかについて伺います。

○教育課長（北崎真介君） はい、もう既に取得して20年以上経っているということで、御大師堂周辺等整備計画のほうは、ご説明、以前から差し上げていたかと思うんですけども、そのときに弓道場の件も出まして、元々そのB&G裏の土地というのが、弓道場のための取得だったと聞いております。そういったところで、そちらのほうとリンクさせたかたちで、どういった使用方法が良いだろうかということで、課内でも協議は続けております。また、昨年、一昨年でしたか、全協のほうでいくつか案をお示したかと思う

んですけども、まず御大師堂のほうの弓道場のほうが、まだ話がなかなか進みませんで、今のところB & Gの裏の土地をどう扱うかというのは、はっきりした答えは出ておりません。ただ、新町長になりましたから、その話はまだ継続中でして、いろんな話で協議は進めています。内容は、ちょっと今は差し控えさせていただきますけれども、検討は続けております。

○2番（椎葉弘樹君） こういった町の公有財産でありながら、放置されている場所について、今、教育課長からは協議をされているということなんですが、町長は今そのあたりの協議事項についてはどのように考えられているのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 長年の懸案というところでごさいます、今担当課の課長のほうから説明しましたように、元々は弓道場の用地ということで、道を買収されたという経緯があったところでごさいます。今、私の中であるのは、できればB & Gの体育館がございしますので、それを併設するようなかたちでの、何か施設ができないかというふうなところで、今、着目をしておりまして、教育課のほうと協議をしながら、そこらへんの部分も、もう少し詰めさせていただけないか、施設を作る場合には、当然財源が必要でございまして、今のその総合計画の中にも、この計画の部分については、今掲載されていないという部分もございしますので、ここの分については、もう少しちょっとお時間をいただきながら、検討させていただければというふうに思っているところでごさいます。

○2番（椎葉弘樹君） そのB & Gの横の土地の近隣の住民の方や、その近くに畑を持っておられる方からも、もういったいつまで放置されるんだというご意見を毎年伺っております。したがって、例えば、今検討中であれば、使用する目的があるのであれば、とりあえず造成して、例えば駐車場としてまずは利用するとか、あの雑草を何とかしないと、多分ずっと苦情が来ると思うんですよ。それについて、来年度に向けて、来年度というか、早急にそういう対応をしていかなくちゃいけないと思うんですが、そのあたりはいかがですか。教育課長をお願いします。

○教育課長（北崎真介君） 先日も確認したんですけども、町民体育祭の前までに、そういう気になるところは全て清掃するというところで話をしておりますので、近々手を入れたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） あと町長も答弁されましたように、B & Gの関連で何か活用したいという思いがあるのであれば、できるだけ早い段階でその検討をされて、議会のほうにも示していただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかに。

○1番（遠坂道太君） また、204ページですが、観光の振興の中で、グリーンパレス指定管理料がございまして、それでキャンプ場の活用の中でございまして、オートキャンプ場の件ですが、現状、私にも利用された方から連絡があったんですが、動物を連れてきてはいけ

ないと、犬を連れてきてはいけないというようなことを言われて、どうにかならないかということで、これは私も町のあれで決まっているからできませんよということは言いましたけれども、今後の方向付けとしては、どのように今後ですね、やはり利用されて非常に現状伸びているような事業でもございますので、そのへんの取組について、今後の方向付けをお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 議員ご指摘のとおり、グリーンパレス界限への動物を連れ込んでということは、今あの禁止ということになっております。その禁止としております理由としましては、一応、連れておいでになる方は、動物を家族のように愛されて、一緒に連れて来られるわけなんですけど、ほかのお客様でそういったことをちょっとやっばり不安に思われる方とかいらっしゃいますので、どちらかと言いますと、そういう連れ込まないお客様のほうを優先させていただいております。あと、糞等の問題は、その利用者の方で解決はされているんですが、ただやはり、一緒にご利用されるお客様のほうを優先して今までやってきております。今後も、できますれば、そういったペットを連れて来られるお客様の数は増えているんですが、ちょっとその折り合いはまだ難しいかなということで、今後もできればペット等の持ち込みは、ご遠慮をいただきたいということで考えております。

○1番（遠坂道太君） この前、五木のコテージかホテルのほうを、ちょっと視察をさせていただきました。そこでは、ちゃんとした動物を放し飼いできるようなかたちで作っておられます。やはり、そういったペットは非常に多くなっている事情でございますので、やはりこういう管理、そういうところを作って、そしてするというようなかたちも、今後考えるべきではなかろうかと私は思っているところでございます。そのへん町長、その方向付けというのは、どういうふうに町長としては思われるのかお聞きしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 基本的には今、課長が答弁したとおりでございますが、ドッグラン専用の、例えばその10メートル、10メートルの区画を別にしまして、そこでフリーというのはあるかもしれませんが、その場合でもやはり犬等を持ち込まれるお客様が自然と多くなってくると、自然と放し飼いも多くなってくるのかなというふうな部分がございますので、これあの先進事例等もちょっと調査をさせていただきまして、ちょっと慎重に対応させていただければというふうに私としては思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、休憩のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時00分
再開 午前11時14分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

これで歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑を終わります。

これから、本案について、総括及び補足質疑を行います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 衛生費の質疑の中で、本町の総合健診の受診率についてのご質問がございました。決算書の217、218ページをお開きください。また、本日配布いたしました総合健診受診状況という2枚つづりの資料も併せてご覧いただきたいと思っております。

まず、本町でいう総合健診とは、特定健診と各種がん検診などを含んだ健診のことです。本町では、保健センターで実施する集団健診と指定検査機関3か所で実施しております。このうち、特定健診とは、身長、体重などの身体測定、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査などを行う基本的な健診のことです。決算書の217、218ページに受診状況を記載しておりますが、未受診の場合も併せて、本人にその理由を申告していただいております。職場で受診でありますとか、病院で受診ということしております。最終受診者数を対象者で割りますと、ほとんど6割から7割の受診率となります。また、これに職場で受診でありますとか、病院で受診を加えますと、85パーセントほどになるところでございます。

また、資料のほうで、過去5年間の総合健診受診者数を参考資料として配布させていただきました。実態に近いものとなるよう工夫いたしまして、未受診理由なども記載しております。しかしながら、あくまで、本人からの申告に基づくものでありますので、特定健診の対象者数に対する受診率の把握は正確ではございません。

厚生労働省では、特定健診の受診率を向上させるため、各保険者にそのことを数値化して求めておるところでございます。各保険者とは、例えば中小企業の従事者の協会けんぽや、公務員の共済組合、自営業者などの国民健康保険などです。本町の関係で言いますと、市町村国保の特定健診受診率は、熊本県平均や各市町村の数値が公開されております。その数値が資料の2枚目にあるところでございます。この特定健診受診率につきましては、60パーセントを1つの目標として定めておるところでございますが、本町では年々増加しており、目標に近づいておりますが、球磨圏域につきましては、特に熊本県全体と比較しましても高い状況にありまして、更なる受診率の向上のため、受診勧奨を進めているところであります。

また、検査受診後の要精密検査者に対する特定保健指導も重要であります。保健師、管理栄養士などを中心としまして推進をしているところであります。今後も、町民の皆様の疾病の早期発見と重症化防止に力を入れて参りたいと思っております。

以上、補足説明を終わります。

○2番（椎葉弘樹君） 28ページの美術館観覧料について伺います。平成30年度は、176万円の収入でした。そこで教育課に伺います。今回、過去最高の収益ということでしたが、これをどのように分析されていますでしょうか。この176万円という金額です。

○教育課長（北崎真介君） 先日も、ちょっと関連のご質問ございましたけれども、この中で、夏休みのトリックアート展だけが非常に突出しまして、このうちの123万2,000円あたりが、この一つだけの収入になっております。ほかは、川崎のぼるの世界展が17万1,700円、風刺漫画回顧展におきましても14万9,500円と、一つだけが非常に大きくて、内容的には、その特別展次第で金額が変わるところが現況でございます。分析としましては、やはりそういった企画力によるものなのかなと、また、かけた金額によって違うところもございますけれども、今のところそういった分析でございます。

○2番（椎葉弘樹君） この収益の大半を担うゲゲゲの鬼太郎トリックアート展なんですが、この特別展の料金はいくらで徴収されておりましたでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、大人が300円で、子どもが100円でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例によりますと、この特別展の料金については、その都度、所要経費を勘案し、教育委員会が定める額ということになっています。今回、このトリックアート展を開催するにあたり、それ以外でもいいですけど、特別展のときに、教育委員会で料金を検討されているのかについて伺います。

○教育課長（北崎真介君） はい、特別なときに、金額は、毎回考えはしております。ただ、今回、このトリックアート展にこれほどの方が来られるということも分かりません、ちょっと想像がつかなかったところではございます。しかし、やはり町民に親しんでいただくということと、情報発信といいますか、そういったところで、なるべくたくさん人来てもらいたいということで、定額でやっております。

○2番（椎葉弘樹君） 町民の方に喜んでいただくという目的で、過去最高の収益で、過去最大の観覧者数を得られたということなんですが、町として大きな赤字を出してまで運営すべきかどうかというところは、しっかりと検討しなくてはならないと思います。

例えば、ゲゲゲの鬼太郎トリックアート展を、昨年度ほかの地域でもやられておまして、同じように、そのときには、RKKさんのときで大人700円、そして、青森放送さんがやったときに800円という徴収料でした。これは恐らく、採算をしっかりと考えたうえでの料金設定になっていたと思いますが、本町の場合は、特別展が300円と100円という、一般の展示と全く同じ料金設定になっておりました。そういったところは、今後、特別展の料金として、見直す必要があるんだと思っています。

また、今回のその176万円という金額、収入なんです、これは美術館費1,300万円に占める利益率として、約13パーセント、また事業費に占める割合としても22パーセントしかありません。したがって、今のような美術館運営を継続していくとなると、非常に、町としては損失も大きくなっていくのではなかろうかと思えます。

そこで町長に伺います。このまんがのまちづくりも良いんですが、やはりこういう美術館費のところからも、しっかりと収支を考えながら、まんがのまちづくりを戦略的に実行していく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） これ教育分野の担当という前置きさせていただきましての発言ということで、ご了解いただきたいというふうに思っているところでございますが、今、議員がご指摘の部分、当然でございます、そこらへんは、かなり人気が高いというふうなセクションの部分につきましては、それなりの事業費をやっぴりかさんでいるわけでございますので、そこらへんはやっぱり考慮すべきところがあったのではなかろうかというふうに思っておりますので、今後そこらへんの部分は教育関係と十分協議しながら、その内容については精査しながら、行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） そのまんがの関連で、82ページのイベント実行委員会補助金についても、ちょっと関連なので、続けていきたいと思えます。全員協議会におきましては、この漫画フェスタというイベントの目的は、町外からの取り込みを行う目的に開催されているということでした、ただ、その目的というのは、町民の方々にはまだ浸透していません。前回の総合戦略アンケートを見ましても、何で漫画フェスタなのかという意見も数件見受けられました。

そこで企画観光課のほうに伺います。この町民のための祭りや町外からの取り込みを行う祭り、現状の町民の意向を正確に把握されているのか、されていないのかについて伺います。

○企画観光課長（本山りか君） 前年度、議員からのご指摘を受けまして、漫画フェスタの実行委員会におきまして、一応お諮りをしてみたところでした。ただし、やはりご遠慮されているのか、正直なご意見等は聞けないことで終わってしまっております。ただ、今回、総合戦略の2期の策定に向けまして、町民の方へのアンケートを実施しております中で、その中で、一応、項目建てをやりまして、まんがのまちづくりについての全般的なご質問になるんですが、その意見を聴取しているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 私も、そのアンケートを実際に回答しました。ただ、本山課長が言うような、まんがのまちづくり、例えば、町外からのお客さんをお呼びするための目的なのか、それとも町内の町民のための祭りなのかという、問いはありませんでした。ただ、まんがのそのイベントを知っているか、行ったことがあるか、ぐらいの感じしかありません

でした。そこは私、アンケートの取り方としても、非常にもったいないなと思っていました。今後たぶん総合計画等でもアンケート調査されるのであれば、正にそういったところ、町民の意向というのは、しっかりと把握していく必要があると思っています。

そこで最後に町長に伺いますが、やはりこう、まんがのまちづくりを推進するためには、町民の意向というのが一番大事にしないといけない部分だと思っています。そこに丁寧に説明をしていかなくちやいけないと思っています。町長の考えを伺います。

○町長（長谷和人君） これまで、漫画フェスタというかたちで行ってきたところでございますし、ただ単に産業祭りというふうにするのか、それともまんがということで、特化したところで、これまで行ってきたというところの二面性を加えながら、実はそこらへんは、押し合いへし合いながら、これまで歴史を積み重ねてきたのかなというふうには、私としては思っているところでございます。ただ、やっぱり町の資源として、このまんがが生まれてきたわけでございますので、これは活用しない手はないというふうには、私としては思っているところでございますので、今ご指摘いただきました町民の皆様方のご意見等につきましては、今回、アンケートの取り方がまずかったんじゃないだろうかというご指摘もございましたので、そこらへんも十分踏まえながら、加えて、実行委員会の中でも、ご意見も賜りながらやっていきたいというふうに思っておりますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） まんがのまちづくりの資源、まんがの資源を活用するにあたり、やはりこの戦略であったり、事業計画というのは、しっかり作っていかなくてはならないのかなと思っています。ただ、思いだけで今までどおりの運用を続けていくのは、もう振り返って厳しいなという感覚がありますので、そこは一旦、町長がよく言われる、立ち止まってしっかりと検証し、戦略を作っていただきたいと思いますが、最後担当課のほうに、それは伺いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） ただいま、町長が申し上げましたとおり、これまでの経緯と、それから、やってきたものの分析、そういったことを踏まえて、きちんとした戦略に基づいた取組をやっていきたいと思っております。

○7番（高橋一雄君） 保健衛生について、一つ質問いたします。私は、女性の子宮頸がんについて、世界的な動きとして、中学生前後にワクチンを打ち、成人してからきちんと検診を受けるならば、子宮頸がんの危険性が減っているということが認められているということで、本町でも子宮頸がんワクチンの接種について補助を求めたものですが、副作用が出るということが問題になりました。現状どうなっているのか、そしてまた、厚生労働省等の今後の動き等について、どういうふうに把握されているのか質問いたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） ご指摘のとおり、子宮頸がんワクチン予防接種につきましては、一時期、積極的勧奨というかたちで進めた時期がございましたが、そういった中

で副作用等の事例が発生したということで、厚生労働省ではまだ研究の段階、検証している段階ということで思っております。安全性が確認できたので勧奨するというような状況になっておりませんので、こちらのほうは、その専門家の状況分析等を待ちながら、その結果を待って、町民の方にはお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 先の本会議のほうで、消防費のほうでご質問があった上球磨消防署関係の建設関係で、町の負担がどれだけなのかというふうなところで、消防署のほうの確認をしたところで、私のほうで述べさせていただきますが、平成30年から、来年、令和2年まで建設が続きます。本庁舎と、外構部分と、訓練棟、いろいろあるんですけども、庁舎と車庫についてはもう発注済ですが、あと指令台システムもですね、そのほか今年の分の外構工事、解体工事等ございます。それを、発注分と予算を併せまして、今のところ12億2,800万円ほどかかるというところでございます。そのうちの地方債分が11億2,700万円、一般財源分、これは構成町村で毎年度負担する分が1億1,000万円、ざっくり言いますと11億円と1億円というかたちになるんですけども、その1億円分については、この平成30年度、令和元年度、来年の令和2年度で、それぞれ構成4町村で負担するところで、湯前町分については1,400万円、1億円のうちの1,400万円と試算しております。残りの、先ほど言いました地方債で借り入れる分が11億円でございます。それについては、按分率、基準財政需要額、町村ごとに設定してありますけれども、本町の分が0.14、14パーセントでございますけれども、後年度でその起債を償還していく分のトータル、庁舎分については25年、指令台には7年ということでございますけれども、それをトータルしますと、本町分は1億5,800万円ほどになるということでございます。この1億5,800万円については、交付税措置をそれぞれ町村にされます。これは7割、70パーセントの交付税措置がされますので、実質、本町の負担としましては、4,700万円程度ということで、試算をしたところでございます。以上です。

○1番（遠坂道太君） ページは116ページの負担金ですが、球磨地域で中核的医療の機関としまして、球磨郡公立多良木病院があるわけですが、そこにいま現在、今年も経済的な運営負担金として、822万2,000円出しておられます。今後、繰出金につきまして、町としてどのような方向で考えておられるのか、町長のほうにお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 公立病院につきましては、地域におきます基幹的な公的病院であるということでございまして、その病院の内容につきましては、非常に厳しい経営状況が続いておるといふ現状でございます。今、ご質問がございました分につきましては、公立病院におきましては、原則やっぱり地方公営企業法による独立採算というのが大前提というふうに私思っておりますので、この部分につきましては、町村負担関係につきまして

の算出につきましては、これまでの普通交付税、特別交付税、算出のルール、これまでのルールに従いまして、負担させていただくというふうに、私ども思っておりますし、それから、4町村長ともそういうかたちで確認をさせていただいているということで、現状のルールに従って、これ以上の持ち出しはないというふうに、私としては思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 私なり、あとは味岡議員なり、病院議員としまして、病院の経営の改善のほうも取り組んでいきたいというふうに考えております。精一杯、我々もそのへん4町村の首長さんたちと協議をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 230ページの財政健全化判断比率の推移について、お尋ねします。本町はこれまで、この4指標を見ながら、マイナス要因がないということで、ある程度健全だねということで町政運営が進んでおります。ただ、実際は細かく見ていきますと、非常に深刻な問題を抱えているということが分かります。

例えば、10年前と比べまして、経常経費というものが増大し、先ほど繰出しという話がありましたが、一般会計からの繰出しも増えている傾向にあります。これは厳しく言えば、行財政改革というのが、あまり機能していなかったのではないかと推測できます。

各指標を、例えば町民1人あたりの支出ということで考えて、類似団体の比較をしてみました。そうしますと、本町は何とこのワーストの順位、151団体類似があるわけですが、その中で120位以降の順位というのがたくさんありました。例えば、総務費、衛生費、農林商工費、土木費、教育費、消防費、これは全てにおいて、1人あたりの支出というのが類似の他町村に比べて低いということ、つまり住民に対して十分なお金をかけられていないという財政状況にあると言えます。これは、やっぱり経常収支比率の99パーセントというところも大きく影響をしているところだと思います。余力の財源が不足しているということが言えます。第6期の行財政改革では、この経常収支比率を、令和3年度までに90パーセントにするという目標が掲げられています。

そこで総務課長のほうに伺います。この令和3年までに経常収支比率90パーセント、果たして実現できるのか、その可能性について伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 第6期の行財政改革計画のほうを策定させていただきました。策定段階では、平成29年度の経常収支比率94パーセントでスタートさせていただきました。これを90パーセントにするにはというところで考えさせていただきました。計画を作らせていただいたところでございます。平成30年度が終わりまして、先の6月に決算統計等々で、実は99パーセントまで上がってしまったよということでございました。これは、第6期の行財政改革計画の数値とまたかけ離れた、逆の方向に進んでしま

ったという、悪化したという数値でございまして、この行革の内容については、またシビアに管理せんといかんなど、また、計画の見直しもありきなのかなというところでも、内心思っております。これについては、また町長を含め、課長会でも諮って、この対策、歳入もしかり、歳出の抑制、そういったものもまた含めて、この経常収支比率が上がらないような、今以上に悪化しないような対策を講じるべきかなと内心思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この経常収支比率を類似の他町村と比較したときに、類似の団体では平成29年度で83.9パーセントでした。つまり、湯前町とほぼ同規模の自治体では、80パーセント台を実現している、ただ本町は、はるかにそれを飛び抜けて99パーセントまでいっている、これは本当に危機的な状況だと思っておりますし、住民に対しても十分な投資ができていないという状況だと言えます。

鶴田町政が始まったときと、3項目比べてみました。例えば、扶助費は平成19年度から87パーセント増えています。物件費は、指定管理等も含まれているんですけども、59パーセント増えています。補助費は45パーセント増えています。こういった要因というのを、やはり抜本的に改善していかないと、本町はこのまま、住民にかかる投資というのが低いまま推移していくものと思われま。

そこで町長に伺います。第6期の行財政改革がスタートしたわけですが、やはりこの内容だけでは不十分だと私は認識しております。そこで、町長がその行財政改革にかかる意気込みをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 一番簡単なのは、歳入が落ちてしまっていると、先ほどちょっと質問出たんですけども、ふるさと納税がダウンしていますよね、6,000万円くらい、経常的な収入の扱いの中で、経常的な支出、これがバランスを崩しちゃっているというふうな状況なんです。収入以上に支出を出してしまっているというのが、もう一番の原因でございまして、ここを取り除けば、実は下がるはずなんですけども、扶助費的な性格の性質の部分でございまして、これを簡単に切るというのは、非常に難しい作業になってくるんじゃないかなというふうに、私としては思っております。優遇策をやっぱり講じてきているというのが、反面、経常収支比率を上げている原因になってきているんじゃないかなというふうにも思っております。これ、よっぽど大鉈を振らないと、この経常収支比率は、私は下がらないと思っております、実は。そこらへんは、十分中身の数値をもう少しちょっと精査しながら、来年でいっぺんにぼすっと90パーセントに落ちますというのは、これは難しいと思っておりますので、1パーセントでも2パーセントでも下がるような措置を、やっぱり考えていかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。先ほど冒頭言いましたように、住民の皆様方求めている優遇策を講じると、こういうふうな財政圧迫につながるんだという反面のところも、議員の皆様方どうぞご理解いただきたいというふうに思っております。収入があつてこそ、歳出があるわけでございますん

で、歳出があつて歳入ではございません。歳入に見合うかたちでの歳出を、予算を計上しなくては行けないと、一番のルールの部分がございますので、もう少し、ここ分析させていただきながら対応をしていきたいと、かように私としては感じているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君）　そこで最後に、総務課長に伺います。行財政改革、これはもう第6期すでにスタートしておりますので、是非内容を速やかに見直し、そして検討し、議会と一緒に検討を進めていくという考えはないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君）　先ほども申しましたように、行革の第6期計画のほうが、今以上にちょっと悪化しているということで、思うように進まないというところもございます。これについては、また町長と調整させていただいて、今後の方針について協議させていただければと思います。

○議長（倉本 豊君）　ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君）　この経常収支比率に関しては、後ほどと思っておりましたけども、出たようですので、ちょっと質問させていただきます。町長がおっしゃったのは、収入がないと支出が、それだから収支ですけども、収入ありきというふうに考えておられました。そして、悪くなった原因が、ふるさと納税が減ったから、ふるさと納税というのは便宜上できただけであつて、あれ恒久的なものではありません。それを財源に元から入れているという考え方から、まずなくなった場合はどぎゃんすつとというかたちになります。収入ありきの支出ではなくて、収入というのは、100しか入ってこなくて、支出を110出したら、10の赤字というのは、俗に言う算数で分かることです。ただ、収入が100しかないんであつたら、支出を何か出すんであつたら、今までの支出を切らにゃん、減らさにゃん、収入よか上のことは、普通の一般家庭の家計ではあり得ません。できないことなんです。だけん、ローンとか抱えて、それが自治体では公債費になります。ですから、収入ありきの考えじゃなくて、支出も下げにゃん、何か新しい事ばするなら、どこかをちょっと削減せんばんよねという考えも、お持ちですかね。

○町長（長谷和人君）　あの森山議員、私その話を実はしたんですけど、今。歳入があるからこそ、歳出があるんですよというふうなお話をしました、私。全く同意見でございませぬ、私。ですから、歳出を、大鉈を振らないと歳入に合いませんよと、それと、歳入が大きく下がった原因が、大きくはふるさと納税に係っています。それから、もう少し詳しく言わせていただくなれば、普通交付税あたりも下がっているんですよ。ほかにもいくつか原因があります。補助金等もあります。国の補助金、県補助金等もあります。ただし、経常的な収入という考え方から、持っていかなかちゃいけないわけです。歳出のほうも、経常的支出、そしてそれを収入で割るということで、計算がなっておりますので、森山議員がおっしゃるとおりでございますので、私も同意見ということで、お答えさせていただきます。

たいと思います。

○3番(森山 宏君) はい、収入ありきという言葉は訂正させていただきます。ただし、交付税交付金が下がっているというのが、これは国のほうで、地方交付税に充てるというのは、16兆何ぼというふうに特別交付税も含めて、16兆何ぼと、分子ていいですか、それが決まっているんですね、それが各交付団体で割るわけです。これが増えることは、上がオーバー数は決まっていますので、増えるということはありません。当然、行政経験が長かった町長でありますので、これが増えるということはないということは当然分かっておられることだと思いますので、完璧に考えにゃんとは、もう入ってくる以上に錢ば使うなという考えば、いつも持っていてないと、ここで舵取りはできないと思いますので、そのへんの決意をもう一度お願いします。

○町長(長谷和人君) 大変この歳出の抑制というのは、非常に難しい部分がございます。ここをどういうふうにしてやっていくか、ですから平成16年に行いました行財政の計画書の中でも、大鉈を振っているんですよ。そのくらいやらないと下がらないですよ、今回の経常収支比率を下げるとするのは。ですから、森山議員がおっしゃっている部分も、私は先ほど言いましたように同じ考えでございますので、ここは、当時の大鉈を振るうということは、今、果たしてそれが適当なのかどうかというの、ちょっと私もよく分かりません。やるならば、そのくらいやらないと下がりません。ただし、先ほど言いましたように、それを1パーセントでもいいです、2パーセントでもいいですから下げるような手段、措置を講じさせていただけないか、それちょっと考えさせていただきませんかというふうなことで答弁させていただいておりますので、そこらへんはやっぱり、今回、私、平成30年度の決算を見させていただきまして、私も実は浦島太郎でございますので、5か月間おりませんでしたので、結果99パーセントという数値を、今回見させていただいたという部分がございますので、そこらへんは今後、十分、先ほどから言っておりますように、中身の部分をもっと少し精査しながら、歳出が削減できる部分があれば、そこらへんにも着手させなくちゃいけないし、歳入アップ分ができれば、何かそこらへんも見つけなくちゃいけないかなと、そんなことを今思っているところでございますので、そういうことで答弁をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○3番(森山 宏君) はい、町長がおっしゃったように、これはあくまでも過去の話なんですよ、平成30年度の。ですから今、現状進んでいるのは、今町長が考えられたことを、実質実行していかないと、結果がもう出ていますので、過去の数字は変えられませんが、今度していかんな、今していかんや駄目なんですよ。ですから、できれば総務課のほうでも、入ってくるのが何ぼ、補助が何ぼ、出ていく分、収支で見ていったときに、固定費が分子に来るわけですよ、これが大きいとこの比率になるわけです。夕張メロンのようになりたくないの、即実行というのを町長に是非求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 善処しながら対応していきたいというふうに思っております。

○6番（金子光喜君） 186ページですか、以前、前日ですか質問させていただいたんですけども、中学校給食費の補助を30万円夏休みの分ですね、夏休みの分といいますか、繰り上げて授業が始まった分の金額を補助されているというところですね、教育課長の答弁が30万円を全部使ったような感じじゃなかったもんですから、29万いくらかを使ったということで答弁があったわけですけども、実際、その端数の数字のお金のほうは、どういうふうに対応をされているかということをお伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） それはちょっと申し訳ありません。30万円は、確かに30万円きっかりにはなりませんでしたのであれなんです、その差額と言いますのは、野菜の高騰分とかに充てております。

○6番（金子光喜君） じゃあ、全体のプールの分でそこに充てられたということで理解してよろしいのでしょうか。どういったかたちで、このお金を出されたのかということに関しては、給食費を8月の夏休みが繰り上がって学校が始まりますので、その分についての更なる保護者の負担を求めるのは、いかななものかという議論の中で、その延長された部分については、町のほうで見ましようという話だったので、そのへんは、しっかり、良いと思うんですけども、実際、若干の違いがあるということに関しては、すっきりさせたほうがいいのかということ、お尋ねしたわけです。それと、もう一つありますのが、もし来年度から、こういったかたちをされるのであれば、子どもたちサイドからすれば、夏休みが短くなったわけですよ。8月の20何日ですか、今年始まったのが。学校に行きたくないなと思うような時期でありますので、できればせつかく行政から給食費の補填をして出すのであれば、グレードの高い、何か皆がわーっと思うような献立を考えてもらえれば、子どもたちも喜んで学校に行くのかなと思いますので、次回そのあたりも検討していただければということで申し上げたわけですけども、それであれば、しっかりその日にち分を行政から補填しますというところで、きちんと30万円出すのであれば、30万円をその日にち分充てます、残った分は返金します、グレードを上げて美味しい給食ができたのであれば、その分もしっかり学校への行政からの補填というところで、返していただくかたちをとったほうが、子どもたちに対しても、住民に対してもすっきりするのではないかと思いますので、担当課長の答弁を求めます。

○教育課長（北崎真介君） はい、そのように行いたいと思っております。また、我々もそう思っております。グレードアップに関しましては、多少、今年度、来年度はもちろん検討しております、町長のほうも、そういった考えをお持ちですので、それに沿って行っていきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） 町長もそういうお気持ちを察されたということで受け取らせていただきますけども、要は子どもたちが、夏休みが短くなって嫌だなと思わずに、学校に行

ったら、今日は何かえらい楽しみな給食があるなということで、楽しみが増えれば、短くなった分の夏休みを取り返すような、何か子どもたちの学校への魅力があるのかなということで、お話ししたところでした。町長も同じ考えを持っておられるということでしたので、町長にお尋ねさせていただきます。

○町長（長谷和人君） グレードの話につきまして、ちょっと私、ニュアンスが違っていて、私が考えておりますのは、先ほどの森山議員の話ではございませんけども、扶助費的な性格の給食費の補助、この分につきましては、いま現在、制度設計を含めまして、教育課のほうと一緒に今協議をしているところでございます。ただ、その中でできているのが、その必要になってくる財源が結局欲しいわけでございますので、この財源について、どこからかつまみ出すことができないかというふうなことを、今、実は、制度設計の中で打合せしておりますので、このグレードの問題については、ちょっとまた教育課のほうに返させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○6番（金子光喜君） 様々に今後の議論を期待したいと思います。以上。

○議長（倉本 豊君） ここで昼食のため、休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時58分
再開 午後 0時59分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第1、認定第1号、「平成30年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中です。質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 町内のスポーツ大会の振興についてお尋ねいたします。ページです、178ページのスポーツ大会の賞品からですけど、現状のスポーツ大会のあり方につきまして、お尋ねをしていきたいと思っております。

この前、厚生文教委員会の中で調査をしていきましたけれども、年々競技に参加される地区等も減少しているというふうに思われるわけでございます。その中で、今後どのような取組、方向付けを、課としては考えられていらっしゃるのか、それについてご答弁いただきたいと思っております。

○教育長（中村富人君） 今後のあり方ということで、私のほうで答弁させていただきたいと思っております。いろいろ町民の方から、このスポーツ大会について、いろんな考え方があるといっては存じております。先日、区長さんと、それから体育部長さんの会議がございました。その中で、今後のこのあり方について、アンケートを取っております。その結果を基に協議を進めていこうということで、現在考えております。

現在、大きな大会をご存知のとおり、春と秋が球技大会、そして同じく秋に体育祭がございますし、それから駅伝大会が冬がございます。大きく4つあるわけですが、そこをどうしていくか、いろいろと協議しながら改善といいますか、そういう方向で進めていきたいと思っております。まだ結果が出ておりませんので、結果が出ました折には、その結果等についてもご報告しながら、進めていきたいと思っております。以上です。

○1番（遠坂道太君） 今、教育長のほうから答弁いただきましたけれども、これは、今年の春の球技大会でのアンケートからの返答が来ている部分を見ますと、特に秋の運動会につきましては、ちょうど農繁期と一緒になるわけですが、その中で、やはり時期をずらしてくれないかというご希望もあるわけですね。そういったあたりの取組も頭に入れながら今後取り組んでいかれるのか、そのへんお尋ねいたします。

○教育長（中村富人君） はい、当然時期、それから内容についても、今までとはまたこう、いわゆる考え方はゼロからスタートということで、時期等につきましても、当然協議といいますか、そういう内容になります。

○1番（遠坂道太君） 無くせというわけではありませんけれども、やはりこう、グラウンドゴルフも年2回あるようなかたちになっております。どこかで1回するのか、やっぱりそういったかたちの取組も、今後取り組んでほしいと思えますし、やはり町民全体の健康増進のためのことでございます。やはりこう時期を見ながら取り組むというかたちを、今後していければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 45ページのふるさと創生基金繰入金及びここに書いていない人材育成基金について、お尋ねします。これらの基金につきましては、平成27年前後、地方創生が始まるあたりから、議会からも積極的な人材投資、設備投資を、提案を続けています。しかし、この2つの基金を活用するに至っていない現状です。しかも、ここに載っていない人材育成基金に関しましては、いまだに過日運用型ということで、すぐに活用できない状態が続いています。前町長は、その枠組みや準備ができていなかったということで、反省の弁を述べられています。

そこで町長に伺います。今後、財源が厳しい中で、この基金の活用というのは、非常に有効な手段だと考えます。今後の基金の活用について、町長の見解を伺います。

○町長（長谷和人君） この人材の基金につきましては、今おっしゃるように、ソフト・ハード事業、何がしかの事業を行う際に使わせていただくということで、これまで眠らせておいたというのが、経過としてはそうなるのではなかろうかなというふうにして思っておりますので、新しく制度なり、何なり設けた際には、使わせていただくと、前向きに使わせていただくということで、ご答弁させていただければというふうに、私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） これまでは、総合計画にしても、総合戦略にしても、この人材育

成の部分の施策が明記されていませんでした。今後策定される予定の総合戦略、あるいは総合計画のほうに、こういう人材育成という施策を設けていただく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 総合戦略の中で、具体的な事業等がありました場合につきましては、先ほど答弁いたしましたように、その人材の基金を使わせていただいて、対応させていただくという場面も、私としてはあるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） あと、人材育成基金に関しましては、過日運用型になっておりますので、是非取崩型のほうに切り替えていただくことから始めないと、すぐには活用できない状態にあります。また、ふるさと創生基金については、平成の当初から3億1,030万円ほど、基金がずっと眠っておりますので、その活用についても、積極的な未来創造で展開をお願いしたいと考えていますが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 積極的な政策の場合については、今ごきます基金等も活用させていただきたくという場面も、私はあるんじゃないかなと、ただ、これまで眠らせておいたというのは、この基金が必要ではなかったというところも、財源的にはあったのかなというふうにも思いますので、そこらへんは先ほどから、午前中ご質問がございましたように、大変、財政的に厳しい部分がございますので、この部分の活用というのも展開的にはあるのかなというふうに思います。ただ、慎重に、ここらへん基金ございますので、有効に活用しながらということ、もう一つ加えさせていただきたいんですけども、目減りする部分がございますので、そこらへんも慎重に扱いながら、協議させていただきながら、使用させていただくということで、答弁させていただきたいというふうに思います。

○1番（遠坂道太君） ALTの委託業務の件につきまして質問いたします。ALTを業務委託して、英語教育にですね、変えたことに対する効果はどうだったのか、そのへんお尋ねしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 委託に変えるときにご説明した点が、一応メリットということでございますけれども、まず、いろんな場面で、本人の事情とかで、休みとか、そういったことの補充ができるというところと、様々な業務を教育委員会で全て、ALTのお世話から全て、教育委員会の職員がやっておりましたけれども、そういう手間がなくなったということで、かなりの時間を省力化できているというところが、一番のあれでございます。ただ、教育に関して言いますと、やはりALT本人の資質とかそういったものもございまして、一概に良くなった、悪くなったは、ちょっと今のところまだ1学期だけですので、はっきりは申し上げられませんが、良いほうに向くほうに願っております。

○1番（遠坂道太君） 業務というか、管理業務ですね、ALTの管理業務については、

ある程度改善をされてきているかと思えますけれども、やはり英語教育に関する点も、課長も授業参観に行ってお確認をして見てあげれば、どのようにやっておられるかということをご分かれると思えます。私も授業参観に行きまして、こういう教育もあるのだなというふうに認識して帰って来たんですが、やはりこう良い方向に持って行って、湯前は英語も素晴らしいなという教育の場を作ってほしいと思っているところでございます。

それともう1点ですね、これに続きまして、156ページですけども、8の報償費の中で、コミュニティ・スクールディレクター謝金ということでございます。このコミュニティ・スクールは、構想が始まってもう3年目に入っているところだと思えます。その中で、今後やはり取組につきましては、いろいろと今、中村教育長のほうもやって、取組を考えられていらっしゃると思えます。

そこで、いつまでにどのような方向付け、併設型というかたちで教育長のほうも考えておられますが、いつ頃に、どのようにされるのか、そのへんをご答弁お願いします。

○議長(倉本 豊君) ただいま、遠坂議員の質問について、反問の申し出がありました。

ただいまの反問については、これを許可します。

○教育長(中村富人君) では、答弁したいと思います。あの今、遠坂議員のご質問よく分かりましたが、内容が、コミュニティ・スクールと、それから、今おっしゃられているのは、中高一貫教育の部分でございますね、確かにどこの実践校も、コミュニティ・スクールと中高一貫、すいません、小中一貫でした、小中一貫というのは、どこも並行して行われています。そういうことで、今併せたご質問でしたので、コミュニティ・スクールというのは、地域の中の学校づくりです。小中一貫校は、小学校と中学校の一貫ですので、どちらのほうで答弁したらいいかをお尋ねいたします。

○1番(遠坂道太君) はい、私の質問のほうがちよっと難しかったみたいでございしますが、コミュニティ・スクールで、ディレクターの方がいらっしゃいます。そこで、一つの構想を作りながら、それに応じて併設型の学校と地域とのかたちの中で、教育の一貫校のほうさん持っていく考えであると思えます。そのへんで、併設型の取組について、いつ頃まで、どのような方向でやられるか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○教育長(中村富人君) 今の小中一貫の学校のあり方についてのご質問ですので、まだ具体的には詰めておりませんが、構想というところでお聞きいただければと思えます。現在、小学校、中学校は、小中連携というような名の下で、連携が行われております。ほかの学校でも連携という言葉は使うんですが、湯前小学校、中学校、違いますのは、県の教育委員会から、いわゆる中学校の先生に小学校の授業ができるような辞令を、そういうのを頂いております。兼務辞令が出ております。そういうことで、中学校の先生、例えば、例ですが、中学校の音楽の免許を持っただけの方は、小学校の音楽はできます。ほかの教科はできません。それをできるようなかたち、辞令が出ておりますので、湯前小でも授業

ができるようになっております。そういうのが、過去、本年度も含めて3年間、実践が続けられております。今、実践されておりますこの乗入れの授業ですが、このことは、いわゆる小中一貫の大きな柱を成すものでもあります。そういうことで、今後は、今のかたちを、ちょっと時間を膨らませた、中学校から小学校のほうへのいわゆる乗入れの時間を、授業を増やした、そういうことでの取組をできればいいなと思っております。それくらいの小中一貫校、今度は指定になりますが、小中一貫校という、そういう学校の名称も指定、変わりました、湯前小、湯前中学校の名称は変わりませんが、小中一貫校としての取組を、できれば再来年度ぐらい、令和3年度ぐらいには、スタートできればいいなと思っております。一年間はいろいろカリキュラムの調整がございますので、あるいは行事の調整がございますので、そういうのを来年度は取り組んでいただいて、再来年度からは本格的にといいますか、本格的といいたしても、さっき申し上げましたように、授業の乗入れをしていく、これは中学校のほうに、授業時数の余裕がありますので、そういうこと可能なわけですが、また、隣接しておりますので、場所が、そういう取組をしていきたいと考えております。

○1番（遠坂道太君） ある程度答弁いただきまして、ありがとうございます。令和3年ぐらいまでということがございますので、やはり今後、人吉球磨にないような学校ですね、初めてだと思しますので、そういうふうな取組を前向きに取り組んでいただければと思います。

○5番（味岡 恭君） ページ数162ページの小学校のトイレ洋式化工事がございます。どのくらいの数をされて、どういう結果が出て、子どもの効果といえますか、はどうだったのかお尋ねします。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時17分

再開 午後1時19分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（北崎真介君） はい、すいません。小学校の1、2階に関しまして、洋式トイレを4基付けております。東側と、西側に2基ずつ、それと3階と、体育館のほうに、合わせて3基付けております。

効果としましては、ちょっと私も聞いておりませんが、説明のときに申しましたとおり、これによって快適な使用ができているのではないかと考えております。

○5番（味岡 恭君） 一度新聞に載ったかと思えますけど、湯前だけだったかどうか私も分かりませんが、洋式がなかったということで聞いております。その中で、今回、洋式

化に取り組んだということでございます。また、中学校も、今回計画がなかったのか、今後計画をするのか、そのへんをお尋ねいたします。

○教育課長（北崎真介君） すいません、今年は、一応、もう予算も上げておりませんし、今のところは検討しておりません。

○5番（味岡 恭君） 小学校でも結果が良いということであれば、中学校も、2、3年後でも進める計画はあるのかお尋ねします。将来的にあるのかをお尋ねします。

○教育長（中村富人君） 今後のことですので、私のほうで答弁させていただきます。あの小学校のほうは、加えますと学校へ行った折に、校長先生のほうからとっても喜んでおられました。子どもたちがとっても喜んでいてという声をお聞きしました。それも一つの効果であろうと思います。中学校についても是非ですね、近いうちに、来年の当初予算にでも上げていければと思います。是非、本当にトイレにつきましては、生活の場でございますので、改善を進めていきたいと思っております。以上です。

○5番（味岡 恭君） 今どこに行っても、洋式トイレが多いんじゃないかというふうに思います。子どもたちも、やっぱり慣れとといいますか、やっぱり使用をするのに必需品、必需品じゃないんでしょうけど、洋式トイレを利用する方法も覚えとかにやいかんだろうと思いますし、やはり今後大切なことだと思いますので、是非、進んで計画をしていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時22分

再開 午後1時23分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 担当課長がおらんとですけども。

○議長（倉本 豊君） そら分からん。

○3番（森山 宏君） 分からんよな、ほんと。ただ、結果の経費のことやっで、教育課のおんなれば分かるかなと。

○議長（倉本 豊君） 誰もおらん。教育課以外で、質問ありませんか。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時24分

再開 午後1時28分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

これで総括及び補足質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号、「平成30年度湯前町一般会計決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号、「平成30年度湯前町一般会計決算の認定について」を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

ここで議長席を副議長と交代します。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時29分

再開 午後1時31分

-----○-----

日程第2 認定第2号 平成30年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 議長席を交代しました。会議を続けます。

日程第2、認定第2号、「平成30年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 認定第2号、平成30年度湯前町国民健康保険特別会計決算について説明いたします。都道府県が経営主体の新国保制度になって初めての決算となり、全国的には、ほぼ順調に進んでいるとの見解で、当町においても同様、順調に進んでいます。では、説明に入ります。

決算書1ページから8ページになります。4ページの収入済額5億3,585万6,544円となり、昨年度比1億5,275万6,092円、22.2パーセントの減となりました。7ページの支出済額5億417万1,804円、前年度比1億93万4,299円、16.7パーセントの減となりました。

事項別明細書により、歳出から説明いたします。決算書の19から20ページをお願いします。

款1総務費については、支出済額1,823万7,285円、不用額45万6,715円となりました。職員の人件費、賦課徴収費、国保運営協議会に係る経費などの事務的経費が主なものです。

項1総務管理費、目1一般管理費、節12役務費については、国保情報集約システム手数料が、都道府県単位化の本格稼働により、平成30年度から新たに発生し、9万3,637円を支出しました。13委託料について、第三者求償事務手数料として、交通事故1件が完結しましたので、その手数料として、2万7,798円を国保連に支出しました。

21、22ページになります。項2徴収費、目1賦課徴収費については、節11需用費の修繕料と節12役務費、節27公課費に、国保所有の軽自動車が車検となりましたので、その費用を支出しました。

款2保険給付費については、支出済額3億2,085万7,185円、不用額804万4,815円となりました。

目1一般被保険者療養給付費については、支出済額2億7,485万6,572円です。前年度比1,151万3,968円、4.02パーセントの減となりました。また、1人あたりの給付費額は、26万3,778円となり、前年度比85円、0.03パーセントの増となりました。

次に、23、24ページになります。目2退職被保険者等療養給付費については、支出済額380万3,352円です。前年度比129万5,721円、51.7パーセントの増となりました。増の要因は、対象者のうち1名が、人工透析を受けられるようになったことによるものです。1人あたりの給付費額は、76万670円となりました。

一般・退職を合わせた1人あたりの給付費額は、26万6,150円となり、前年度に比べ、3,534円の増となっています。

次に、項2高額療養費については、支出済額3,898万9,488円となりました。前年度比219万9,449円、5.98パーセントの増となっています。

25、26ページです。項3出産育児諸費、目1出産育児一時金、節19負担金補助及び交付金に、出産育児一時金として、3名分124万4,000円を支出しました。参考ですが、本町の平成30年度出生数は、17人となっています。

項4葬祭諸費については、支出済額20万円です。平成30年度中に亡くなられた方は86名おられまして、10名分を支出しました。なお、葬祭費額については、平成30年度から、3万円から2万円になっています。

項5移送費については、緊急やむを得ない理由により、病院等へ移送された最も経済的な費用について、支給するものです。申請1件に対し、3万4,821円を支出しました。

次に、平成29年度予算にありました款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等、款5老人保健拠出金、款6介護納付金、款7共同事業拠出金については、県での取扱いとなり、廃款となりました。

款3国民健康保険事業費納付金については、歳入にあります保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるために、県に納付するものです。県が、市町村ごとの医療費水準と所得水準等とで按分し、決定することになっています。支出済額1億3,275万2,482円となりました。内訳は、項1医療給付費分9,453万3,247円。27、28ページになります。項2後期高齢者支援金等分2,718万621円、項3介護納付金分1,103万8,614円です。

次に、29、30ページになります。款5保健事業費については、支出済額908万8,458円です。前年度比375万9,594円、70.6パーセントの増となりました。増の主な要因は、特定健診の受診者増を図るための事業に取り組んだことにあります。

項1特定健康診査等事業費については、40歳から74歳までの方を対象とする特定健康診査に関する費用になります。平成30年度においては、対象者768名のうち425名が受診され、暫定値ですが、実施率は55.3パーセントになりました。なお、特定健診委託料に不足を生じたので、目内にて流用をいたしました。

項2保健事業費については、特定健診のための問診票の配布・回収をお願いしている健康推進委員さんへの報酬、費用弁償等を支出しました。節13委託料では、医療費通知等の電算委託料等を支出しました。この費目の増の最大の要因となる平成30年度に初めて取り組んだ事業として、国の特別交付金の対象となりました国保保健指導事業委託料に、312万7,572円を支出しました。この事業は、人工知能を活用して、過去の健診や病院等の受診状況等を分析し、未受診者へ健診受診を促すものです。この取組により、27名の受診者増につながりました。たったこれだけかと思われるかもしれませんが、率にしますと、3.51パーセントの実施率を引き上げたことになりました。令和元年度も同様に取り組んでおり、10月から順次、特定健診を受けておられない40歳から74歳までの国保加入者の方へ、受診のお誘いを行いますので、お誘いが届きましたら、是非受診いただき、健康寿命への関心呼び起こしてもらえたらと願っています。

次に、31、32ページになります。款6基金積立金については、支出済額1,002万8,575円になりました。国民健康保険給付基金積立金として、基金の定期利息分2万8,575円と3月に補正をお願いした積立金1,000万円分になります。基金残高は、1億179万3,018円となりました。医療費の高騰による事業費納付金の増分や保険税の急激な負担増に備えることができたと思っております。

款7諸支出金については、支出済額1,320万7,777円となりました。前年度比33万9,594円の減となりました。目1一般被保険者保険税還付金については、社会

保険への加入など、国保資格を喪失したことにより、国保税の還付が生じたものです。目4国庫支出金返還金、節23償還金利子及び割引料については、平成29年度療養給付費負担金返還金1,300万2,477円と平成29年度特定健康診査・保健指導国庫負担金返還金1万6,000円を支出しました。33、34ページ、目8県支出金返還金、節23償還金利子及び割引料については、平成29年度特定健康診査・保健指導県負担金返還金として、1万6,000円を支出しました。歳出の総額は、予算額5億1,293万4,000円に対し、支出済額5億417万1,804円となり、執行率98.3パーセントとなりました。以上で、歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたします。事項別明細書の9から10ページになります。

款1国民健康保険税については、調定額1億2,192万8,320円に対し、収入済額9,705万6,845円となり、徴収率は、現年度・滞納繰越分を合わせて79.6パーセントとなりました。調定額は、前年度比6.6パーセントの減、収入済額は、前年度比866万5,789円、8.2パーセントの減となりました。減の主な要因は、被保険者数の減、税率の一部引下げ、徴収率1.4パーセント減によるものです。また、不納欠損は、法令等に基づき財産調査等を行ったうえで、今後も納付が見込めない1件、5万8,000円を行いました。収入未済額は、2,481万3,475円となっており、前年度比40万9,155円、1.7パーセントの増となりました。年度途中で、所得税の新規申告をされ、それに伴う、高額の各種税額が発生したため、国保税については、年度内に完納することができなかったことが大きく影響しています。なお、滞納繰越とはなりませんが、現在、定期的に納入をされています。

次に、11から12ページになります。款2使用料及び手数料、目1督促手数料については、督促手数料として、収入済額4万8,600円となりました。

平成29年度まで、以下3つの款、国庫支出金、前期高齢者交付金、それから療養給付等交付金の歳入費目がありましたが、都道府県単位化になったことにより、平成30年度からは、県での受け入れとなりました。

款3県支出金については、昨年度より大きく内容が変わっており、項1県補助金、目1保険給付費等交付金では、節1普通交付金として、3億1,843万9,824円を受け入れました。これは、町が医療機関等へ、国保連合会を經由して支払う医療費等を含む療養の給付費等に要する費用や国保事業に要する費用を、全額県が見てくれることになっているため、交付されてくるものです。節2特別交付金では、1,899万8,000円を受け入れました。これは、市町村の事情によって交付されるもので、国保税の収納率や特定健診の受診率など点数化され、その得点によって交付されてきます。歳出で説明しました人工知能活用の国保保健指導事業に係る費用も、この費目で受け入れています。合計3億3,743万7,824円となりました。

次に、平成29年度まで、款7共同事業交付金がありましたが、これも平成30年度では、県にて受け入れが行われました。

款4財産収入については、国民健康保険給付基金積立金利子として、2万8,575円の収入済額となりました。

次に、14ページにかけ、款5繰入金については、収入済額5,007万3,654円、前年度比309万6,502円、5.8パーセントの増となりました。保険基盤安定繰入金等、保険税軽減分などを目的とした一般会計からの法定内繰入金です。

款6繰越金については、前年度繰越金として、4,950万6,533円の収入済額となりました。前年度比2,014万9,321円、28.9パーセントの減となりました。

款7諸収入については、収入済額170万4,513円となりました。内訳は、項1延滞金及び過料に、一般被保険者、退職被保険者の延滞金分として88万5,400円、項2預金利子に、普通預金利子として843円、項4雑入、目3一般被保険者第三者納付金に、平成29年度に発生しました交通事故1件の給付費分として55万5,968円、目5一般被保険者返納金に、不当利得分として1,281円、目7雑入に、平成29年度退職者医療交付金追加交付金として26万1,021円となっています。

最後に、35ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。3.歳入歳出差引額、5.実質収支額ともに、3,168万4,740円となり、令和元年度への繰越額となりました。36ページ、財産に関する調書の4基金については、平成30年度積立・繰入(B)の欄に、4,402万8,575円とありますのは、地方自治法第233条の2の規定及び湯前町国民健康保険給付基金条例により、基金に編入した3,400万円と基金への積立金1,000万円と積立金利子2万8,575円を合計した分になります。37ページから39ページにかけて、附属書類として国民健康保険事業の状況を添付していますので、ご覧ください。

以上で、説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 9ページの歳入のほうで伺います。1月の全協の際に、国保税の納付額の収納率は96パーセントで保険料を計算していくという説明がありました。今回、平成30年度が79.6パーセントということで、想定していた納付率よりも低いわけですが、この納付率でいった場合に、今後の保険料への影響というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 今の中でですね、96パーセントというのは、現年度だけの計算になりますので、この76パーセントぐらいのはですね、滞納繰越も入れたところになりますので、一応、保険税の歳入関係の基準としては、現年度分の収納率、そちらのほうで計算していくことになります。

○2番(椎葉弘樹君) それと関連で、13ページに一般会計からの繰入金があります。平成30年度は5,007万円ということで、この金額を繰り入れて、国保の納付基金のほうに、一般会計から1,000万円を入れられています。ということで、5,000万円を繰り入れて、1,000万円を基金に入れたという流れで見たときに、この基金というのは、大体どこまで積み上げていければ、備えが十分だと言えるのでしょうか。

○税務町民課長(堤田真由美君) 一般会計からの繰入れについては、これは法定内の繰入れで、決まっていることになります。保険税の軽減分とか、保険者支援分、それから職員の給与費等、これらについては法定内ですので、この額は決まっている額になります。あと、基金の目標は、概ね1億円を目標としておりましたので、十分達成できたかなと思っております。これだけありましたら、医療費の高騰、急激な高騰とかですね、あと保険税の税率も毎年見直すようなかたちになってくるかと思っておりますので、そちらのほうで急激に上がらないような措置も、これでとれると思っております。

○副議長(味岡 恭君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(味岡 恭君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(味岡 恭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、「平成30年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を採決します。本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長(味岡 恭君) 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第3号 平成30年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について

○副議長(味岡 恭君) 日程第3、認定第3号、「平成30年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○建設水道課長(皆越克己君) 認定第3号、平成30年度湯前町下水道事業特別会計決算についてご説明いたします。事項別明細の歳入からご説明いたします。

5ページ、6ページをご覧ください。款1使用料及び手数料は5,815万6,340円の収入となりました。項1使用料、目1下水道使用料、節1現年度分につきましては、調定額5,803万670円に対し、収入済額5,771万4,770円となりました。徴収率は99.4パーセントです。なお、収入未済額は31万5,900円です。節2過年度分につきましては、収入済額38万300円で、収入未済額は87万9,870円と

なっています。徴収率は30.1パーセントです。項2手数料、目1下水道手数料、節1事務手数料は、指定工事店登録1件分、1万円の事務手数料がありました。節2督促手数料として、5万1,270円を収入しております。

款2国庫支出金、節1下水道事業国庫補助金につきましては、10万円の収入です。

款3繰入金につきましては、7、8ページになります。節1一般会計繰入金としまして、8,607万8,000円を収入しております。項2基金繰入金につきましては、16万円を収入しています。これにつきましては、接続補助金のための基金取崩し分です。

款4繰越金につきましては、前年度からの繰越金370万8,819円です。

款5諸収入につきましては、雑入としまして、預金利子148円を収入しております。

9、10ページをご覧ください。款6町債につきましては、ありませんでした。

款7財産収入につきましては、利子及び配当金としまして、下水道基金の積立金利子3万9,275円を収入しております。

歳入合計は、1億4,824万2,582円になります。

次に、歳出についてご説明いたします。11ページからになります。

款1下水道事業費につきましては、予算現額1,247万2,000円に対し、支出済額1,240万6,840円となりました。目1下水道事業費につきましては、人件費、物件費及び下水道事業の整備に要する経費が主なものです。節19負担金補助及び交付金は、熊本県への球磨川上流流域下水道事業工事負担金260万5,000円をはじめ、その他各種協議会負担金です。節27公課費につきましては、消費税として、平成29年度確定申告分366万6,100円、中間申告分185万8,000円、合わせて552万4,100円になりました。

13、14ページをご覧ください。款2下水道維持管理費につきましては、4,198万8,010円を支出しました。目1公共下水道維持管理費につきましては、公共下水道の維持管理に要する経費を支出しています。内容としましては、マンホールポンプ11か所の光熱水費、電話料及び保守管理委託料などです。節19負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流浄化センターへの維持管理分としまして、流域下水道維持管理負担金3,620万1,151円を支出しています。また、下水道接続補助金は、26万円を支出しています。水洗便所改造工事等助成で、新築新設1件、合併浄化槽転換1件、合計2件分です。

15、16ページになります。款3基金積立金につきましては、下水道事業基金積立金利子3万9,275円を積み立てました。基金の現在高は、9,893万994円になります。

款4公債費につきましては、9,228万8,629円を支出しています。内訳としまして、目1元金で、下水道事業債の償還元金7,665万7,405円、目2利子としま

して、1,563万1,224円を支出しています。

款5予備費につきましては、支出はありませんでした。

歳出合計は、1億4,672万2,754円となりました。

次に、17ページをお願いします。実質収支に関する調書につきましては、歳入総額から歳出総額の差引額が151万9,828円、実質収支額が同額となります。

18ページは財産に関する調書を、19ページからは附表としまして、事業内容、20ページに下水道建設事業負担区分表、21ページに地方債現在高の状況、22ページに償還計画表を添付しています。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（味岡 恭君） ここで休息のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時14分

-----○-----

○副議長（味岡 恭君） 休憩を終わり、会議を続けます。

これから質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

○2番（椎葉弘樹君） 下水道の総合計画によりますと、令和2年までに、90.2パーセントの整備をしたいというふうに書かれていまして、平成30年度が84.6パーセントということでした。平成30年度の状況というのは、予定どおりなのかについて伺います。

○建設水道課長（皆越克己君） 現状といたしましては、資料の一番後ろのところに一覧表のほうで、普及率として81.37パーセントというふうなことで記載がされているので、これが現在の接続率かと思っております。先ほど議員がおっしゃいました、総合計画における目標の数値が90.2パーセントということで、当初の計画ではその数値を目標としているところであり、現状と比較した場合に、率としては目標に及んでいないかなと、あと2年間ということでもありますので、ちょっと数字的には難しい部分もあるのかなというふうなことを感じております。

○2番（椎葉弘樹君） 本町の下水道区域を見たときに、最終的にどこを、何パーセントくらいが完了のパーセンテージなのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 下水道の整備区域といたしましては、完了しております。あとはもう、接続率の向上に向けて、努力をしているというふうな現状であります。

○2番（椎葉弘樹君） あと、ストックマネジメント計画が策定されました。その中で、シナリオがいくつか示してありまして、1から5か6ぐらい、本町としては、平準化をする、例えば、年度に3,000万円以内で収めて、工事をやっていこうという計画でいく

のか、それともまだそこは検討中なのかについて伺います。

○建設水道課長（皆越克己君） スtockマネジメント計画が想定される部分につきましては、あろうかと思えますけれども、今現状としましては、当面、管理として、管理を引き続き観察といいますか、管理を行っていつているような状況でありまして、将来的に当然ですね、計画的に整備区間といいますか、更新をしていく時期が始まってくるのかなと思っておりますけれども、また、その具体的な、どの地区からこういったところでということにつきましては、今後計画を練っていかねばならないなと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 財源的に一番気になっているのが、平成30年度で8,607万円の一般会計からの繰入れをされています。令和元年度も8,428万円ということで、大体8,000万円、8,000万円と来ているわけですが、今後も一般会計からずっと8,000万円くらいを入れていく見込みなのか、それとも今後はそんなに必要ないのかというふうなところは、どのように見ておられますか。

○建設水道課長（皆越克己君） 主に、繰入れ関係につきましては、建設事業の償還関係の費用に充てているというふうな状況がありまして、金額的には同程度、少し下がっていく方向性なのかなと思っておりますけれども、それと併せて、先ほど申しました再整備といいますか、老朽化に伴う整備というふうなものも、将来的には発生してくるのかなと思っております。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

○6番（金子光喜君） 先日、全協のほうでも説明がありましたけれども、ポンプの老朽化によります故障ということで、工事箇所の説明がございました。大体ポンプの耐用年数といえますか、それはどれくらいでしょうか。あまりにも早いような気がしますけど。

○建設水道課長（皆越克己君） 耐用年数は15年ということであるということですが、一応、今回の該当する上村地区におきましては、流量的にも一番集中しておりまして、稼働的にも高い時間動いているというふうな状況がありまして、今回そのような事態に至っているというふうなことかと思っております。

○6番（金子光喜君） 緊急に対応が必要だと思ひまして、そういう場合に、いわゆるポンプを各町村でストックしておくとか、そういう経緯はないんでしょうかお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、広域的な取組といたしまして、そういった応急措置の取組の計画とかもあろうかと思うんですけれども、そのポンプにつきましては具体的な備えというのは、現在のところありません。

○6番（金子光喜君） 要は、緊急時にもしっかりと対応ができるだけの設備の確保なり、業者との連携なり、それをしっかりしておくべきだということで、お尋ねしたわけでありまして、執行部といたしましても、何らかの故障があったときに、きちんとした対応ができる体制というのを作っていく必要があると思ひまして、そのへん全体でもされて

いるのかをお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 今後とも、そのような緊急事態というのは、当然に予想されることでもありますので、具体的にどういったケースの場合どうするとかということにつきましても、更に詰めて準備を怠らないようにしていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） これはもう毎年度確認している部分で、使用料について伺います。下水道審議会の答申を受けた以降、担当課のほうでは、従量制、人頭制の検討がなされているかと思えます。これの最新の情報というのは、どのようになっていますでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 料金体系と、今後の接続率の向上につきましては、議会の皆様にもご報告申し上げたとおり、審議会の答申としては出ておりました、方向性、答申自体は受け取っているところであります。これにつきましても、長谷新町長になられましたときに、この件についても、今後検討していくべき事項として報告を申し上げておりました、ただ、まだ具体的に、その先にどうなのかというところまでが、ちょっと現状といたしましては進んでおりませんので、この件につきましても、更に具体的にどうするかといったことについて、協議をして参りたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 町長にお尋ねします。これは、鶴田町政のときからの永遠の課題で、担当課のほうでようやく駒を一步進めていただき、下水道審議会の答申を受けたところですが、ここから先がまた長くなるといけないんですが、町長の見解として、今後その従量制のほうの導入について、どのような考えなのかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 従量制に、審議会からの答申が出たということでございましたので、そこらへんまでの話は、私もお伺いしたところでございます。これ、時間を置くというふうな部分もあるのかなというふうにも思いますし、それから、近隣町村では多分あさぎり町だったですかね、従量制が使われているのは、あとのほかの町村の動向あたりも、ちょっと見極めさせていただきたいというふうにも思っておりますし、ただこれ、従量制にしました場合についての、住民の皆様方のどういうふうなご意見、審議会での答申は当然、重要視しなくちゃいけないという部分もございませうけども、住民の皆様方のどういうふうなお考えなのかというのは、そこらへんの部分も、ちょっと一部気になるところがございませうので、そこらへんも十分加味しながら、動かしをやっていかなくては行けないのかなというふうには思っているところでございます。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「平成30年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を採決します。本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第4 認定第4号 平成30年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 日程第4、認定第4号、「平成30年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 認定第4号、平成30年度湯前町介護保険特別会計決算につきまして、ご説明いたします。

歳出から説明いたします。21ページをお開きください。

款1 総務費につきましては、2,675万4,293円を支出しました。目ごとに説明を申し上げます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費は、介護保険係2名の人件費及び介護保険システム保守料、制度改正に伴うシステム対応委託料などを支出しました。

24ページをご覧ください。項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、65歳以上の第1号被保険者の保険料徴収に係る経費としまして、18万4,743円を支出しました。

項3 介護認定審査会費、目1 認定調査等費は、節1 報酬の介護認定調査員及び事務員報酬、節1.2 役務費の主治医意見書作成手数料、節1.9 負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金など、介護認定調査に係る経費を支出しました。

26ページをご覧ください。款2 保険給付費は、5億8,581万3,017円を支出しました。前年度と比較しまして、約1,000万円の増額となっております。

項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費は、介護サービスを利用された要介護1から5の被保険者に対し、自己負担分を控除した金額を保険給付費として支給するものです。介護老人福祉施設などの施設サービス分が増加しております。今後は、要介護認定になるまでの元気な状態を長くしまして、住み慣れた家や地域で最後まで生き生きと心豊かに暮らせる地域社会づくりを目指しまして、健康づくりや体力維持のための施策を展開して参ります。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等諸費は、介護サービスを利用された要支援1、2の被保険者に対しまして、自己負担分を控除した金額を支給するものです。主に、デイサービスやホームヘルパーサービスなどの利用であります。

28ページをご覧ください。項3その他諸費、目1審査支払手数料は、介護事業所からの介護給付費支払請求の審査を国保連に委託しておりまして、年間7,264件分を支出しました。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費は、サービスを利用した際の利用者負担が一定金額を超えた場合、超えた部分につきまして払戻しをするもので、1,486万655円を支出しました。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費は、施設サービスや短期入所生活介護等を利用された所得が低い方に対して、所得に応じまして、食費、居住費の限度額が設けられており、その差額分を負担するものです。4,256万2,420円を支出しました。

次に、款3財政安定化基金拠出金は、支出がありませんでした。

款4地域支援事業費は、3,362万7,415円を支出しました。地域支援事業費は、要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としまして、地域における包括的な相談及び支援体制の確立、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携や認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものであります。

項1介護予防・日常生活支援サービス事業費は、要支援者などに対しまして、要介護状態となることの予防、悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を行う事業であります。

30ページをご覧ください。項2一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の啓発や地域における介護予防活動への支援などに係る経費と、介護予防運動教室の委託料などを支出しました。

32ページをご覧ください。項3包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料や家族介護用品支給事業費としまして、19名に対し紙おむつなどを支給し、経済的負担を軽減しました。

34ページをご覧ください。目4在宅医療・介護連携推進事業費は、上球磨地域包括支援センター委託に加えまして、球磨圏域全体での取組につきまして医師会にも委託し、調査検討などを実施いたしました。

目5生活支援体制整備事業費は、湯前町社会福祉協議会にコーディネーター業務委託料を支出しました。

目6認知症総合支援事業費は、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を配置するとともに、複数の専門職が参加し支援のあり方を検討するため、上球磨地域包括支援センターへ委託しました。

目7 地域ケア会議推進事業費は、地域包括ケアシステムの実現に向け、上球磨地域包括支援センターへ委託しました。

款5 基金積立金は、第7期の介護保険運営資金としまして、一般会計の財政調整基金から繰り入れました3,500万円と第6期の精算に伴う余剰金714万7,675円、基金から生じた利子4,425円の合計である4,215万2,100円を積み立てました。

款6 諸支出金は、36ページをご覧ください。前年度からの繰越金を負担割合に基づき精算のため支出しました。

38ページの款7 予備費は、支出がありませんでした。

次に、歳入であります。9ページをご覧ください。款1 保険料は、調定額1億994万9,644円に対しまして、収入済額1億845万5,388円で、徴収率98.6パーセントとなりました。また、収入未済額は前年より5万1,288円減の149万4,256円となりました。現年度分特別徴収保険料は、徴収率100パーセントであります。普通徴収分につきましては徴収率95.9パーセントで、収入未済額は24万3,232円となりました。滞納繰越分につきましては徴収率19.5パーセントで、収入未済額は125万1,024円となりました。

款2 使用料及び手数料は、督促手数料を収入しております。

款3 国庫支出金は、1億8,015万7,776円を収入しました。項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は1億397万6,261円を収入しました。項2 国庫補助金、目1 調整交付金は6,251万8,000円を収入しました。

12ページをご覧ください。

○副議長（味岡 恭君） ちょっと休憩をいたします。暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時34分

再開 午後2時35分

-----○-----

○副議長（味岡 恭君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 失礼しました。12ページをご覧ください。そのほか地域支援事業交付金などを収入しました。

款4 支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1億6,309万6,077円を収入しました。

14ページをご覧ください。款5 県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金などを収入しました。

16ページをご覧ください。款7 繰入金は、項1 一般会計繰入金は1億4,261万8,400円を繰り入れました。項2 基金繰入金は、第6期で県からの借入金の償還分

である766万6,668円と介護保険会計の資金不足分である300万円の合計である1,066万6,668円を収入しました。

18ページをご覧ください。款8繰越金は、前年度繰越金2,573万561円を収入しました。

款9諸収入は、延滞金など6万3,265円を収入しました。

39ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。歳入総額7億2,728万8,907円、歳出総額7億1,383万6,437円で、歳入歳出差引額1,345万2,470円となり、翌年度へ繰越すべき財源はなしで、実質収支額は1,345万2,470円となりました。

36ページが財産に関する調書であります。介護保険給付基金は、残高が3,148万5,432円であります。

41ページから43ページにかけて、介護保険事業の状況を記載しております。

以上で、説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） いま現在、第7期の平成30年度、1年目が終わったところです。その平成30年度の状況を見て、第8期の保険料というのは、現状の6,200円から上がりそうなのか、それとも現状を維持できそうなのか、今その見通しはできておられるのか、それともまだなのかについて伺います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今おっしゃるとおり、第7期の、もうすぐ10月ですので、約半分になろうかとしているところでございます。第1期の介護保険料が、基本の階層で月額5,000円でございます。第7期についてご相談申し上げましたときに、第6期の分で、実は赤字でございます。県からの貸付けを2,300万円受けたところでございます。本来ならば、月額の介護保険料は、7,000円から6,900円は必要ということで見込んだところでございまして、5,000円から7,000円に上げますと、あまりにも大幅に上がりすぎるところで、お願いをいたしまして、まず前期からの貸付けの2,300万円の償還と併せて、3,500万円を一般会計から、資金運用の、第7期をこれで運用しなさいという意味でいただいたところでございます。といったところで、第7期は、その県からの貸付金を除いた1,200万円を3年間で運営をしなければならないと、ということは、1年間で400万円程度の、この赤字穴埋めくらいで、6,200円で運営しなさいということでございました。第7期の1年目が、平成30年度が過ぎ、2年目の令和元年度が半年ほど過ぎたところでございまして、この1,200万円の状況につきまして、今、9月の補正の段階で、1,570万円まで逆に増加させることができているところでございます。このところで、令和元年度と令和2年度を何とかやり繰りできれば、第7期は県からの借入れを受けずに運営ができるのではないかなという

ふうになっているところがございます。第7期は、本来は7,000円ほどに引き上げるべきであったところがございますので、まだ第8期に関する詳細な計算はこれからでございます。来年度の今ぐらいから、また議会の皆様といろいろご相談するところになるかと思いますが、やはり最低7,000円ほどには引き上げないと、通常の運営はできないのではないかなというふうな、現在での思いでございます。

○2番(椎葉弘樹君) それと、一般会計の繰入れを見たときに、平成30年度は1億4,261万円で、前年度に比べて、約4,000万円弱増えておりました。ただ、平成31年度の予算を見ますと、1億1,000万円台で、下がっていたんですね。ということは、介護保険としては、この総額は、これはピークを迎えたと判断していいのか、それとも、いやいや、これから保険料も上げていくのであれば、この繰入れというのはずっと続いていくのか、その見通しについて伺います。

○保健福祉課長(白川一雄君) 先ほど、決算の中で、介護給付費がおよそ1,000万円、前年度と比較しまして増えましたというお話をしたんですが、その中で増えている項目というのは、介護保険施設費の負担が増えていると。思うには、特養施設への入所がやはり多くなってきていると。75歳、特に85歳以上等の高齢者の部分で、どうしてもやっぱり施設に入らないと、生活が送れない方がいらっしゃると思いますので、そういった方の利用が増えていて、施設分の入所が増えていると。これについてはやっぱり、介護度が上がってきますと、やっぱり3以上になってくると致し方ないというふうに思っております。その分については、まだまだ今後高止まりしていくんじゃないかと、今私たちがやっている健康づくりとか体力づくりは、その要介護1、2になる前の部分をくい止めようというところがございますので、その効果が今年、来年それ以降、表れてくるのではないかとこのように思っているところです。施設分の増額なり、ピークというのは、仕方ないのではないかとこのように思っております。

○副議長(味岡 恭君) ほかに質疑ありませんでしょうか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(味岡 恭君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(味岡 恭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、「平成30年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を採決します。本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長(味岡 恭君) 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第5 認定第5号 平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 日程第5、認定第5号、「平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 認定第5号、平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算について、ご説明いたします。

事項別明細書、歳出から説明いたします。

決算書の11、12ページをお願いいたします。款1総務費については、支出済額71万6,247円となりました。後期高齢者医療広域連合ネットワーク電話回線使用料や、システム保守料等の事務的経費や普通徴収者分に係る徴収経費になります。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金については、支出済額5,614万4,942円となりました。前年度比166万429円、3.05パーセントの減となりました。また、一人当たりの納付額は、5万5,755円、前年度比1,917円、3.6パーセントの増となりました。

次に、14ページにかけ、款3諸支出金、目1保険料還付金については、前年度に収納した保険料の還付金4万3,500円を支出し、保険料還付に伴い、目2還付加算金として1,000円を支出しました。

款4予備費については、支出はありませんでした。

歳出の総額は、予算額5,861万1,000円に対し、支出済額5,690万5,689円で、執行率97.1パーセントとなりました。歳出は以上です。

次に、事項別明細書により歳入を説明いたします。

決算書の5、6ページをお願いします。款1後期高齢者医療保険料については、調定額3,136万9,200円に対し、収入済額3,136万9,200円となりました。前年度比138万9,900円、4.6パーセントの増です。徴収率は、100パーセントです。年金から徴収します目1特別徴収保険料の収入済額は、2,503万100円で、保険料全体の79.8パーセントを占めています。目2普通徴収保険料については、633万9,100円の収入済額となりました。

款2使用料及び手数料については、督促手数料として収入済額6,700円となりました。

次に、款3繰入金については、収入済額2,547万6,942円となりました。前年度比36万8,829円、1.5パーセントの増となりました。目2保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療保険料の所得に応じた軽減分及び被扶養者であった方の軽減分を補填するための法定繰入金で、町及び県の負担金を合わせ、一般会計から繰り入れるもので

す。収入済額2, 473万3, 942円となり、前年度比8万3, 829円、0.3パーセントの増になりました。

次に、7、8ページです。款4諸収入については、項3預金利子に、29円を受け入れました。

9、10ページです。項4雑入に、歳出で説明しました保険料還付金を含む熊本県後期高齢者医療広域連合が負担した額として、8万7, 600円を受け入れました。

款5繰越金については、前年度繰越金になります。

収入済額の合計は、5, 766万4, 430円となりました。歳入の説明は以上になります。

最後に、15ページをご覧ください。実質収支に関する調書になります。表中、3.歳入歳出差引額、5.実質収支額ともに75万8, 741円となり、令和元年度に繰越ししました。

また、16ページに財産に関する調書、17ページに後期高齢者医療状況を掲載しています。

以上で、説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 17ページの最後の後期高齢者医療状況の数字について伺います。下の表の中ほどに、療養給付費合計の費用額が示されています。8億3, 500万円ほど、それが審査意見書の12ページの下のほうに療養給付費の金額が書いてあるんですけども、その金額とちょっと合っていないものですから、どちらが正しいかについてお尋ねします。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、今のご質問ですけれども、こちらの17ページのほうの療養給付費合計の8億3, 500万円ほどは、個人負担分ですね、1割、2割がありますが、そちらのほうも入ったところで、かかった費用額になっているかと思われますので、そちらのほうと、先ほどの7億7, 000万円ですかね、そちらの差は、そちらの差だと思います。

○2番（椎葉弘樹君） すいません、その17ページのほうのは、1割負担の個人の方だけが対象ということですか。ちょっと説明がよく分からなかったものですから、今一度詳しくお願いします。

○税務町民課長（堤田真由美君） すいません、説明が悪くてですね。17ページのほうには、医療費全部にかかった分で、個人負担分も入れたところなんです。1割も、それから3割もいらっしゃるので、医療費全体を含んだところと、あともう一つのほうが、個人負担を抜いたところ、町が医療費を払うところの合計ですね、町、国、県、その3つが支払う分ということになります。

○2番(椎葉弘樹君) ちょっと意見書のほうが悪いのかもしれないんですけど、ぱっと見たときに、説明を聞かないと分からなかったものですから、そのへんは、次年度以降でちょっと書き方のところは見直していただければと思います。

○税務町民課長(堤田真由美君) はい、整合性が取れるように、こちらでも工夫をしながら、数値のほうは記載していきたいと思っております。

○副議長(味岡 恭君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(味岡 恭君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(味岡 恭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を採決します。本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長(味岡 恭君) 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第6 認定第6号 平成30年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○副議長(味岡 恭君) 日程第6、認定第6号、「平成30年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○建設水道課長(皆越克己君) 認定第6号、平成30年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算につきまして、ご説明いたします。

1ページ、2ページをお願いします。(1) 収益的収入及び支出です。

収入につきましては、第1款水道事業収益、予算額7,878万円対しまして、決算額7,773万7,668円で、収入率は98.7パーセントでした。

支出につきましては、第1款水道事業費用、予算額4,806万9,000円に対し、決算額3,773万6,848円でした。

次に、3、4ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出です。

第1款資本的収入、予算額5,000万2,000円に対し、決算額5,000万円となります。

支出につきましては、第1款資本的支出、予算額6,857万8,000円に対し、決算額6,520万3,833円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,5

20万3,833円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額417万9,636円、過年度分損益勘定留保資金224万5,449円、減債積立金877万8,748円で補填しました。

次に、5ページをお願いします。損益計算書です。

1. 営業収益は6,784万4,191円、2. 営業費用は3,456万8,477円で、営業利益は3,327万5,714円となりました。3. 営業外収益は、452万5,736円、4. 営業外費用は198万266円で、経常利益は3,582万1,184円となり、5. 特別利益、6. 特別損失はありません。この結果、当年度純利益は、3,582万1,184円となりました。その他未処分利益剰余金変動額877万8,748円で、当年度未処分利益剰余金が、4,459万9,932円となりました。

次に、6ページをお願いします。剰余金計算書です。資本金としまして、減債積立金の取崩しに伴います自己資本金の組入により、当年度末残高は、左側の下の欄、2億6,329万1,913円となります。剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度と同額の531万3,321円となります。利益剰余金につきましては、表、中ほどの一番下の欄、減債積立金の当年度末残高は、前年度の決議による利益剰余金の処分及び企業債償還に伴う減債積立金取崩しにより、1億4,104万2,625円となります。その右側、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度の決議による処分により5,811万7,616円で、その右側、未処分利益剰余金の当年度末残高が4,459万9,932円となり、利益剰余金合計2億4,376万173円で、資本合計は5億1,236万5,407円となります。

7ページをお願いします。貸借対照表です。資産の部で、下から7行目、固定資産の合計額が5億9,721万564円、下から2行目、流動資産の合計額が2億6,445万3,763円となり、一番下、資産合計8億6,166万4,327円となります。

次に、8ページ、負債の部ですが、表の上から5行目、固定負債計が1億9,221万1,042円、次から8行目、流動負債計が3,980万5,968円、次から4行目、繰延収益合計が1億1,728万1,910円となり、その下の負債合計が3億4,929万8,920円となりました。

次に、資本の部で、資本金の3行目、資本金合計2億6,329万1,913円、下から3行目の剰余金合計2億4,907万3,494円、次の資本合計が、5億1,236万5,407円となり、負債資本合計が8億6,166万4,327円となりました。

次に、9ページをお願いします。平成30年度湯前町水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、当年度未処分利益剰余金の処分についてです。未処分利益剰余金4,459万9,932円の内、今後の管路更新事業の財源のほとんどが企業債であるため、自己資本金への組入を除いた額の3分の2にあたる2,388万789円を減債積立金に、

また、単独費の持ち出しもあるため、3分の1の1、194万395円を建設改良積立金に処分する案になります。その他未処分利益剰余金については、877万8,748円を減債積立金の取崩しにより生じた未処分利益剰余金の自己資本金への組入を行う予定です。

次に、10ページの事業報告です。(1)概況、業務状況につきましては、給水戸数は前年度より8戸減の1,602戸、総有効水量44万5,092立方メートル、総給水量57万8,108立方メートルとなりました。前年比、総有効水量は1,107立方メートルの減、総給水量は1万569立方メートルの増でした。

11ページから13ページは、事業報告、(2)工事、(3)業務、(4)会計に関すること、また、14ページ以降は、付属明細書をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長(味岡 恭君) これから質疑を行います。

○2番(椎葉弘樹君) 7ページの貸借対照表の下のほう、現金・預金について伺います。いま現在、水道会計の現金・預金の額が2億5,438万2,098円と挙がっております。この現在の運用方法についてお尋ねします。

○建設水道課長(皆越克己君) 現金・預金のただいまの2億5,438万2,098円の運用につきましては、現金で日常の運営に備えます分とともに、証券、国債運用による1億円の活用ということで、運用を行っているところです。

○2番(椎葉弘樹君) 再度確認ですが、国債運用が1億円で、残りが現金なんでしょうか。それとも、どこかの定期預金なのか、普通預金なのかについてお尋ねします。

○建設水道課長(皆越克己君) その金額的に手元に資料がないんですけれども、定期預金と普通預金で運用しております。

○2番(椎葉弘樹君) 恐らく、公金の運用管理のほうで検討会等を開かれて、この国債運用というの、1億円でいこうというふうに決められたと思いますが、それは長谷町長もご存知のことなんでしょうか。

○建設水道課長(皆越克己君) 公金の運用についての検討会というのが設置してありまして、その中のメンバーとして、当時副町長でありました長谷町長もメンバーとしておられました。

○2番(椎葉弘樹君) 債権運用する場合は、一般の、普通の銀行等の預金等に比べまして、当然リスクがあるわけで、良いときもあれば悪いときもありますと、そのときに、町として指針か何かは作られていますか。債権運用の指針としては。

○会計管理者(愛甲正之君) はい、お答えいたします。先ほど、建設水道課長から言いましたけれども、湯前町公金管理に関する検討委員会設置要綱というのが、平成19年7

月にできております。それから、湯前町公金管理及び運用基準、これが平成25年11月28日にできております。それから、湯前町債権運用指針、これも同じく平成25年11月28日にできております。これによって運用をしているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 最後に町長に伺いますが、大体4割弱ほどを、国債運用されていると、今確認できました。今後も、債券等を利用して、積極的に運用されていくお考えなのか、それとも水道会計に限っての話なのかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 今の公金関係の検討委員会でございますけれども、今、水道ばかりではございませんで、一般会計等におきます分についても、今非常に利率が安いということで、国債を買ったほうが得じゃないかというふうなことで、これまで証券会社のほうから来ていただきまして、研修等も実は重ねておるところでございますので、今、状況、国債のほうはオーバーパーになっているようでございますので、今のところは買いに行くというのはちょっと難しいのかなと思ったりするので、運用の中で十分注意しながら、国債等も買い付け、利率の良いところで買い付けながら運営をしていきたいと、かように考えているところでございます。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） 水道事業に関しては、近頃国のほうでも規制の緩和と申しますか、がされてきてまして、実際、民間の参入とか検討されとったりですね、している経緯もございまして、水道事業は町単独と申しますか、本町独自でやっていることですが、これも近隣の町村と共同で取り組むような流れが議論されているかと思えます。例えば、隣の近隣の町村のほうに給水するとか、近隣の町村から水源が十分ではないので湯前町の水を分けてもらえるような対応はできないのかとか、相談と申しますか、協議はあるのでしょうかお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 確かに、議員おっしゃるように、水道法改正によりまして、よりいろんな取組というか、体制が取れるようになってきておりまして、また国においても広域化等の推進が進められておりまして、熊本県においてもブロックごとの広域化の検討というかたちで、会議を持たれているところです。その中で、特に人吉球磨地方におきましては、湯前町においてはコンパクトな施設管理を現在行っておりまして、できるのは事務的なことでの合理化と申しますか、広域的に取り組んだほうが安くなれる部分があれば、そこから検討していこうというようなことで、議員がおっしゃったような、具体的に配水がどうのとかというのは、ちょっとまだ検討の課題にはなっていないというふうな現状であります。

○6番（金子光喜君） 課長が言われたように、本町はコンパクトにできておりまして、ほかの町村より、比較的配水に関しては、やりやすい環境にあるかと思えます。ただ、よその町村からしますと、例えば、湯前に近いほうに関しては、湯前水を分けてもらう

ようなことで、給水の充実を図りたいという話も少し聞きましたので、もしそういう協力ができるのであれば、検討する必要があるのかなと思いますし、今後町の給水戸数というのも減ってくるかと思しますので、将来的には水を分けてやる、平たく言いますと、そういうことも考えてもいいのかなということでお話ししたところです。

○建設水道課長（皆越克己君） 現在までのところ、そういった具体的な、広域的な会議とかの場で、そういった内容について議題が上がっているようなことはありませんけれども、将来的にそういったことがあれば、話、協議としては、なるかと思いますが、ちょっと現状とすれば難しいと言いますか、そういうところがあるのかなとは思っております。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、「平成30年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。本案は、提案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、本案は、可決及び認定することに決定しました。

ここで、議長席を議長と交代するため、暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時10分

再開 午後3時25分

-----○-----

日程第7 報告第5号 平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（倉本 豊君） 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を続けます。

日程第7、報告第5号、「平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第5号、平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第3項の規定により、平成30年度の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、報告するものでございます。詳細につきまして、課長に説明をさせます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案書の43ページをお開きください。報告第5号、平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足の比率について報告いたします。

まず、4指標及び資金不足の比率を計算しております表により説明いたします。45ページをお開きください。まず、Iとして、実質赤字比率の状況です。一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございまして、町の財政運営の深刻度を示すものでございます。一般会計の実質収支額の1億6,656万3,000円の黒字額を標準財政規模18億6,394万5,000円で除した比率が、実質赤字比率として、マイナス8.93パーセントとなっております。マイナスの赤字比率は、黒字を意味しておますので、本町においては問題ない数値となっているところでございます。

次に、その右側のII連結実質赤字比率の状況です。特別会計・公営企業会計を含む全会計を対象としました実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございまして、町全体として町の財政運営の深刻度を示すものでございます。一般会計ほか5つの特別会計の合計の実質収支額の黒字額である下から3段目の4億4,313万2,000円を、標準財政規模で除した比率が、マイナス23.77パーセントとなっております。これも黒字を維持しており問題ない数値となっているところでございます。

次に、46ページをご覧ください。次にIII実質公債費比率の状況です。一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率でありまして、資金繰りの危険度を示すものです。起債借入れの指数数値としても使用されるもので3か年平均値となっております。各年度計算式の下側に比率を載せておりますが、平成28年度で3.76358、平成29年度が3.76811、平成30年度が3.91812となっております。右側下の黒い太い線で囲んでおりますが、3か年の平均を記載しております。3.8パーセントとなっております。これが18パーセントになりますと、起債制限となるところでございます。

次に、47ページをご覧ください。IVの将来負担比率の状況です。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、将来負担額としては、公営企業会計、一部事務組合等の将来の地方債額などございまして、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標でございまして、昨年度と水準は変わらず、マイナス40.9パーセントとなっております。

48ページをご覧ください。次に、V資金不足比率の状況です。各公営企業の資金不足額を事業の規模で除した比率であります。まず、湯前町水道事業会計は、マイナス338.2パーセントとなっております。下水道事業特別会計についても、マイナス2.6パーセ

ントとなっております。いわゆる黒字を維持しておりますので、問題となる数値ではございません。以上が、各比率の数値結果でございます。

ここで、44ページに戻っていただきたいと思っております。先ほど、各比率についてご説明いたしましたが、1の健全化判断比率の表になります。まず、実質赤字比率が、マイナス8.93パーセントとなっており、実質収支が黒字の場合については、総務省様式により報告数値は、ハイフン、横棒で表示して該当なしとなります。早期健全化基準として15パーセントを上回ると、いろいろな制限が出てまいります。

次に、連結実質赤字比率が、マイナス23.77パーセントとなっております。実質収支が黒字の場合については、同じように該当なしとなります。早期健全化基準20パーセントを上回ると、いろいろな制限が出てまいります。

次に、実質公債費比率は、3.8パーセントです。今のところ該当しないところでございます。

次に、将来負担比率は、マイナス40.9パーセントです。早期健全化基準350パーセントを下回り、該当していないところでございます。これによりまして、健全化判断比率4指標とも早期健全化基準を下回っており、該当していないところでございます。

次に、その下の資金不足比率ですが、水道事業会計マイナス338.2パーセント、下水道事業特別会計マイナス2.6パーセントですので、両会計とも資金不足ではありませんので、該当なしです。本町における各比率の数値に問題はないと判断の結果でございます。決算書の最後に、健全化比率関係の監査意見書が付けられています。問題となるようなところはないところでございますが、先ほど椎葉議員からもご指摘ありましたように、4指標とも基準値内で悪化の動きを示しております。一般会計の経常収支比率の悪化についても同様でございますが、この傾向は真摯に受け止めて、注意したいと思っております。そして、今後、将来負担比率等々については、水道事業会計での地方債借入れの増とか、上球磨消防組合建設事業における地方債分がどのように影響するか、この付近は注意していく必要があります。また、病院企業団の繰出し関係についても、やはりこの付近影響がどのように変わっていくかというのを常に頭に置きながら、財政の運営をしていかなければいけないというところで考えております。以上です。

○議長（倉本 豊君） 以上で、説明を終わります。質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで報告第5号、「平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第45号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第45号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第45号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ639万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,733万5,000円とするものでございます。主な補正につきましては、議会議案書、計画書等のペーパーレス化への取組に要するタブレット端末の導入経費、光ケーブル修繕、介護予防拠点施設整備費補助金でございます。詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第5号）の主な補正内容について、ご説明いたします。議案書の事項別明細書の歳出9ページをご覧ください。

款2総務費、目1一般管理費は、役場全体及び議会本会議などのペーパーレス化への取組に着手する目的で、電子タブレット端末を、議員の皆様と議会事務局及び町長・教育長、そして課長などの執行部、合わせて33台の導入予算を計上いたしました。本取組の主な目的についてご説明いたします。1つ目は、膨大となる紙媒体の会議資料、各種計画書など、資料作成、配布、また、更新や差替えなどの紙の消費、コピー使用料の経費を抑えることでございます。2つ目は、資料を即時共有されること、配信すること、それらの情報を常に持ち運べることなど、また町長及び議員と職員の情報共有を図れることでございます。3つ目は、議会本会議に提出する議案書や予算書、そして計画書などの資料作成や印刷などの作業に要する職員の業務負担の省力化、時間短縮を図れることでございます。

以上、大きな目的を申し上げましたが、このほかに様々な用途に使用できる可能性を考え、今後のペーパーレス化が様々な業務に取り入れられ、目的以上の導入効果、経費削減効果、情報共有化を発揮させる取組も、今後は必要な部分と考えております。

それでは、予算内容をご説明します。節11需用費の消耗品費18万9,000円は、導入する電子タブレット端末の傷防止の保護カバーなどの購入費を計上しました。次に、節12役務費102万円は、電子会議等通信費に、電子タブレット端末本体を含む通信回線をセットした経費を、今年度においては5か月分を計上いたしました。そして、電子タブレットの初期設定を行う手数料10万9,000円を併せて計上しました。次に、節13委託料74万8,000円は、会議資料や各種計画書を電子書籍アプリに格納するというソフトウェアの初期導入業務委託に要する経費を計上いたしました。なお、この経費の中には、議員の皆様、また職員への操作説明に要する経費も含んでございます。次に、節14使用料及び賃借料には、ソフトライセンス使用料16万5,000円でございますけれども、電子書籍アプリの使用料、今年度においては5か月分を計上いたしました。

次に、目11 情報通信管理費の需用費でございます。修繕料20万6,000円は、先の8月24日朝方でございますが、場所は浅鹿野区において、町民所有の土地にあった大木が、根元の腐敗と思われませんが、町道側に倒れ、N T T電柱に共架させていただいていた本町の光ケーブル幹線が切断されたものでございます。この倒木により、1世帯の住民宅屋根を破損する被害が及んだところでございます。また、光ケーブル切断により、その上位に配信する住民世帯に、I P告知端末放送の通信とインターネット通信、また地デジ難視聴世帯の数世帯にテレビ放送の再送信ができなくなったため、光ケーブル50メートル、クロージャーマシナ等を緊急的に張り替えたところでございまして、その修繕料を計上いたしました。なお、町村施設共済に光ケーブル分は保険をかけてございまして、共済金支払手続きを行っております。確定しましたら、今後の補正予算で計上するところでございます。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 老人福祉費でございます。負担金補助および交付金に、介護予防拠点施設整備補助金は、住民主体の通いの場を町内の公民分館単位で立ち上げられ、介護予防運動に取り組まれております。これまで、18分館に活動環境を整備するという事で、段差解消、手すりの設置、夏場の活動もできるようエアコン設備の設置を行っております。これは、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、補助率10/10を活用して整備してまいりました。今年度、馬場公民分館、瀬戸口公民分館、下染田公民分館の3地区の申請分に県からの内示がございましたので、歳入の県補助金とともに、公民分館改修への補助金406万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入の説明です。8ページをお開きください。

款19 繰越金に今回の補正財源として、232万8,000円を計上いたしました。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） ペーパーレス化について伺います。これは町長に確認させていただきます。一応、議会と総務課のほうで検討を続けて参りまして、12月でタブレット端末を導入し、来年の6月前後で本格運用できればなという思いでいるんですが、町長もその認識で合っているかどうかについて確認します。

○町長（長谷和人君） 原則、今年度については試行も併用しながら行うということで、令和2年でございますか、これからは本格運用という認識でございます。

○2番（椎葉弘樹君） あと、このペーパーレス化事業は、行財政改革にもつながると思っております。是非、第6期の行財政改革の中にも、このペーパーレス事業を入れていただいて、継続的に議会と一緒に検証を重ねていければなと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど、総務課長が今回のメリットの部分も申しておりますの

で、それも含めたところで行革の中身の中に入れさせていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 同意第7号 湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第9、同意第7号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） ページは49ページからでございます。同意第7号、湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、湯前町1080番地、氏名、平川伊三男さんでございます。現在3期お務めをいただいているところございまして、温厚な性格で、非常にその職務について真摯に取り組んでいただいているところであり、再任をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第7号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第10 同意第8号 湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第10、同意第8号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第8号、湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、湯前町1988番地、氏名、右田秀美さんでございます。これまでに6期お務めをいただいているところであり、固定資産に関する経験や専門的知識も豊富で、非常にその職務について真摯に取り組んでいただいているところでございます。再任をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第8号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 1 委員会報告（総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第 1 1、「委員会報告」、総務常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第 1 2 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第 1 2、「議員派遣について」を議題とします。本件については、お手元に議案を配付しております。

お諮りします。会議規則第 1 2 8 条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 3 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 1 3、「総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。総務常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によ

って、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第14 厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第14、「厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第15 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第15、「経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第16、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました次の議会

の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和元年第9回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時52分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員